東海第二	発電所 審査資料
資料番号	SA 技-C-7 改 1
提出年月日	平成 30 年 4 月 20 日

# 東海第二発電所

技術的能力 比較表

平成 30 年 4 月 日本原子力発電株式会社

下線部:今回提出資料

### 目 次

#### 技術的能力比較表

- 1. 重大事故等対策
- 1.0 重大事故等対策における共通事項
- 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等
- 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
- 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等
- 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等
- 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等
- 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等
- 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等
- 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等
- 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等
- 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等
- 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等
- 1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等
- 1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等
- 1.14 電源の確保に関する手順等
- 1.15 事故時の計装に関する手順等
- 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等
- 1.17 監視測定等に関する手順等
- 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等
- 1.19 通信連絡に関する手順等

- 2. 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応における事項
  - 2.1 可搬型設備等による対応

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	
< 目 次 >	< 目 次 >	
1.16.1 対応手段と設備の選定	1.16.1 対応手段と設備の選定	
(1)対応手段と設備の選定の考え方	(1) 対応手段と設備の選定の考え方	
(2)対応手段と設備の選定の結果	(2) 対応手段と設備の選定の結果	
a. 重大事故等時において運転員が中央制御室にとどまるために必要な対応手段及び	a. 重大事故等時において運転員 <u>等</u> が中央制御室にとどまるために必要な対応手段	<ul><li>東二は運転員以外に重大事故</li></ul>
設備	及び設備	等対応要員が中央制御室に常駐
(a) 対応手段	(a) 対応手段	(①)
(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	
b. 手順等	b. 手順等	
1.16.2 重大事故等時の手順	1.16.2 重大事故等時の手順	
1.16.2.1 居住性を確保するための手順等	1.16.2.1 居住性を確保するための手順等	
(1) <u>中央制御室換気空調系設備</u> の運転手順等	(1) <u>中央制御室換気系</u> の運転手順等	<ul><li>名称の違い(②)</li></ul>
a. 炉心損傷の判断時の中央制御室可搬型陽圧化空調機起動手順	a. 交流動力電源が正常な場合の運転手順	・居住性確保のために東海第二
b. 中央制御室換気空調系再循環運転モード停止時の中央制御室可搬型陽圧化空調機	b. 全交流動力電源が喪失した場合の運転手順	では換気系による循環運転、K
起動手順		Kでは陽圧化を行う(③)
c. 中央制御室換気空調系再循環運転モード使用時に中央制御室内放射線量が異常上		・東海第二では非常用換気系に
昇した場合の中央制御室可搬型陽圧化空調機起動手順		よる循環運転でMCR内の居住
(2)中央制御室待避室の準備手順	(2)中央制御室待避室の準備手順	性の確保が可能
a. 中央制御室待避室陽圧化装置による中央制御室待避室の陽圧化手順		
b. カードル式空気ボンベユニットによる中央制御室待避室の陽圧化手順		
(3)中央制御室の照明を確保する手順	(3)中央制御室の照明を確保する手順	
(4)中央制御室の酸素 <u>ガス</u> 及び二酸化炭素 <u>ガス</u> の濃度測定と濃度管理手順	(4)中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	
(5)中央制御室待避室の照明を確保する手順	(5)中央制御室待避室の照明を確保する手順	
(6) 中央制御室待避室の酸素 <u>ガス</u> 及び二酸化炭素 <u>ガス</u> の濃度測定と濃度管理手順	(6) 中央制御室待避室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	
(7) 中央制御室待避室データ表示装置によるプラントパラメータ等の監視手順	(7) <u>データ表示装置(待避室)</u> によるプラントパラメータ等の監視手順	2
	(8)衛星電話設備(可搬型)(待避室)による通信連絡手順	・KKは待避室に据え付けの通
( <u>8</u> )その他の放射線防護措置等に関する手順等	(g) その他の放射線防護措置等に関する手順等	信設備使用。東二は可搬型を使
a. 炉心損傷の判断後に全面マスク <u>等</u> を着用する手順	a. 炉心損傷の判断後に全面マスクを着用する手順	用 (④)
b. 放射線防護に関する教育等	b. 放射線防護に関する教育等	
c. 重大事故等時の運転員の被ばく低減及び被ばく線量の平準化	c. 重大事故等時の運転員 <u>等</u> の被ばく低減及び被ばく線量の平準化	1
(g)その他の手順項目について考慮する手順	( <u>10</u> ) その他の手順項目について考慮する手順	
(10) 重大事故等時の対応手段の選択	(11) 重大事故等時の対応手段の選択	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
(11) 現場操作のアクセス性		・東二は原則現場アクセスはな
(12)操作の成立性	(12) 操作の成立性	い(⑤)
1.16.2.2 汚染の持ち込みを防止するための手順等	1.16.2.2 汚染の持ち込みを防止するための手順等	
(1)チェンジングエリアの設置及び運用手順	(1) チェンジングエリアの設置及び運用手順	
1.16.2.3 運転員等の被ばくを低減するための手順等	1.16.2.3 運転員等の被ばくを低減するための手順等	
(1) <u>非常用ガス処理系</u> による運転員等の被ばく防止手順	(1) <u>原子炉建屋ガス処理系</u> による運転員等の被ばく防止手順	2
a <u>. 非常用ガス処理系</u> 起動手順	a . <u>原子炉建屋ガス処理系</u> 起動手順	
b. <u>非常用ガス処理系</u> 停止手順	b. <u>原子炉建屋ガス処理系</u> 停止手順	
c. 原子炉建屋ブローアウトパネルの閉止手順	c. 原子炉建屋 <u>外側</u> ブローアウトパネルの閉止手順	
	d. 原子炉建屋外側ブローアウトパネルの強制開放手順	11)
<u>(2) 現場操作のアクセス性</u>		5

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等	
【要求事項】	【要求事項】	
発電用原子炉設置者において、原子炉制御室に関し、重大事故が発生した場合に	発電用原子炉設置者において、原子炉制御室に関し、重大事故が発生した場合に	
おいても運転員がとどまるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整	おいても運転員がとどまるために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整	
備される方針が適切に示されていること。	備される方針が適切に示されていること。	
1 「運転員がとどまるために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置(原子炉制御室		
の遮蔽設計及び換気設計に加えてマネジメント(マスク及びボンベ等)により対応	室の遮蔽設計及び換気設計に加えてマネジメント(マスク及びボンベ等)により対	
   する場合)又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	応する場合)又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	
a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、運転員がとど	a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、運転員がとどま	
まるために必要な手順等を整備すること。	るために必要な手順等を整備すること。	
b)原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)が、代替交流電源設備からの給電を	b)原子炉制御室用の電源(空調及び照明等)が、代替交流電源設備からの給電を可	
可能とする手順等(手順及び装備等)を整備すること。	能とする手順等(手順及び装備等)を整備すること。	
重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な設	重大事故等が発生した場合において,運転員 <u>等</u> が中央制御室にとどまるために必要な	①
備及び資機材を整備しており、ここでは、この対処設備及び資機材を活用した手順等に	設備及び資機材を整備しており、ここでは、この対処設備及び資機材を活用した手順等	
ついて説明する。	について説明する。	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
.16.1 対応手段と設備の選定	1.16.1 対応手段と設備の選定	
(1)対応手段と設備の選定の考え方	(1) 対応手段と設備の選定の考え方	
重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な	重大事故等が発生した場合において、運転員 <u>等</u> が中央制御室にとどまるために必	
対応手段と重大事故等対処設備を選定する。	要な対応手段と重大事故等対処設備を選定する。	
重大事故等対処設備,設計基準事故対処設備,設計基準対象施設,自主対策設備※1	重大事故等対処設備,設計基準事故対処設備,設計基準対象施設,自主対策設備	
の他に資機材**2を用いた対応手段を選定する。	*1の他に資機材*2を用いた対応手段を選定する。	
※1 自主対策設備:技術基準上全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況で	※1 自主対策設備:技術基準上全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況	
使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対	で使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事	
応に有効な設備。	故対応に有効な設備。	
※2 資機材:防護具及びチェンジングエリア設営用資機材については、資機材である	※2 資機材:防護具 <u>(全面マスク等)</u> 及びチェンジングエリア設営用資機材につ	・資機材名称の違い(⑥)
ため重大事故等対処設備としない。	いては、資機材であるため重大事故等対処設備としない。	
また、選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準(以下「審査基準」	また、選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準(以下「審査基	
という。) だけでなく,設置許可基準規則第五十九条及び技術基準規則第七十四条(以	準」という。) だけでなく,設置許可基準規則第五十九条及び技術基準規則第七十四	
下「基準規則」という。) の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認する	条(以下「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備が網羅されていることを	
とともに、自主対策設備との関係を明確にする。	確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。	
(2)対応手段と設備の選定の結果	(2) 対応手段と設備の選定の結果	
審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事	審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大	
故等対処設備,設計基準事故対処設備,設計基準対象施設,自主対策設備と資機材を以	事故等対処設備,設計基準事故対処設備,設計基準対象施設,自主対策設備と資機	
下に示す。	材を以下に示す。	
なお、重大事故等対処設備、重大事故等対処施設及び資機材と整備する手順につい	なお、重大事故等対処設備、重大事故等対処施設及び資機材と整備する手順につ	
ての関係を第 1.16-1 表に示す。	いての関係を第 1.16-1 表に示す。	
a. 重大事故等時において運転員が中央制御室にとどまるために必要な対応手段及び設	a. 重大事故等発生時において運転員 <u>等</u> が中央制御室にとどまるために必要な対応	①
備	手段及び設備	
(a) 対応手段	(a) 対応手段	
重大事故等時に環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員を	重大事故等時に環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転	
防護するため、全交流動力電源が喪失した場合は代替交流電源設備から中央制御室	員等を防護するため、全交流動力電源が喪失した場合は代替交流電源設備から	①
用の電源を確保する手段がある。	中央制御室用の電源を確保する手段がある。	
中央制御室の居住性を確保する設備は以下のとおり。	中央制御室の居住性を確保する設備は以下のとおり。	

奇刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
・中央制御室遮蔽	• 中央制御室遮蔽	
・中央制御室可搬型陽圧化空調機(フィルタユニット・ブロワユニット)	・中央制御室換気系 空気調和機ファン	2
・中央制御室可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト	・中央制御室換気系 フィルタ系ファン	3
・中央制御室換気空調系給排気隔離弁(MCR外気取入ダンパ, MCR排気ダンパ,	・中央制御室換気系 フィルタユニット	
MCR非常用外気取入ダンパ)	・中央制御室換気系 ダクト・ダンパ	
・中央制御室換気空調系ダクト(MCR外気取入ダクト,MCR排気ダクト)	• 中央制御室換気系 給気隔離弁	
	• 中央制御室換気系 排気隔離弁	
	• 中央制御室換気系 排煙装置隔離弁	
• 中央制御室待避室遮蔽	• 中央制御室待避室遮蔽	
・中央制御室待避室陽圧化装置(空気ボンベ)	・中央制御室待避室 空気ボンベユニット (空気ボンベ)	
・中央制御室待避室陽圧化装置(配管・弁)	・中央制御室待避室 空気ボンベユニット(配管・弁)	
• 可搬型蓄電池内蔵型照明	<ul><li>可搬型照明(SA)</li></ul>	
・差圧計	・差圧計	
・酸素濃度・二酸化炭素濃度計	<ul><li>酸素濃度計</li></ul>	
	•二酸化炭素濃度計	
•無線連絡設備(常設)	• 衛星電話設備(可搬型)(待避室)	
・無線連絡設備(常設)(屋外アンテナ)	・衛星電話設備(屋外アンテナ)	
• 衛星電話設備(常設)	• 衛星制御装置	
・衛星電話設備(常設)(屋外アンテナ)	・衛星制御装置〜衛星電話設備(屋外アンテナ)電路	
・データ表示装置(待避室)	・データ表示装置 (待避室)	
・常設代替交流電源設備	• 常設代替交流電源設備	
• 第二代替交流電源設備	• 可搬型代替交流電源設備	
	• 非常用交流電源設備	
• 非常用照明	• 非常用照明	
<ul><li>カードル式空気ボンベユニット</li></ul>		・東海第二ではカードル式空気
• 乾電池内蔵型照明		ボンベユニット、乾電池内蔵型
中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御	中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央	照明は使用しない(⑦)
室への汚染の持ち込みを防止する手段がある。	制御室への汚染の持ち込みを防止する手段がある。	
中央制御室への汚染の持ち込みを防止するための設備は以下のとおり。	中央制御室への汚染の持ち込みを防止するための設備は以下のとおり。	
• 乾電池内蔵型照明	• 可搬型照明 (SA)	2
• 非常用照明	• 常設代替交流電源設備	
	• 可搬型代替交流電源設備	・東海第二の可搬型照明(SA)
・防護具及びチェンジングエリア設営用資機材	・防護具及びチェンジングエリア設営用資機材	には代替交流電源から給電する

柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日)

原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持することで、重大事故等により原子炉格納 容器から原子炉建屋原子炉区域内に漏えいしてくる放射性物質が原子炉建屋原子炉 区域から直接環境へ放出されることを防ぎ、運転員等の被ばくを未然に防止する手 段がある。

運転員等の被ばくを未然に防止するための設備は以下のとおり。

- 非常用ガス処理系排風機
- ・非常用ガス処理系フィルタ装置
- ・非常用ガス処理系乾燥装置
- ・非常用ガス処理系配管・弁
- 主排気筒(内筒)
- ・非常用ガス処理系排気流量
- 原子炉建屋外気差圧
- ·原子炉建屋原子炉<u>区域</u>
- · 非常用交流電源設備
- 常設代替交流電源設備
- 第二代替交流電源設備

## (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

中央制御室の居住性を確保する設備及び運転員の被ばく線量を低減する設備の うち中央制御室遮蔽、中央制御室可搬型陽圧化空調機(フィルタユニット・ブロ ワユニット),中央制御室可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト,中央制御室換気空 調系給排気隔離弁(MCR外気取入ダンパ、MCR排気ダンパ、MCR非常用外気取入ダ ンパ),中央制御室換気空調系ダクト (MCR外気取入ダクト, MCR排気ダクト),中 央制御室待避室遮蔽,中央制御室待避室陽圧化装置(空気ボンベ,配管・弁), 可搬型蓄電池内蔵型照明、差圧計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、無線連絡設備 (常設),無線連絡設備(常設)(屋外アンテナ),衛星電話設備(常設),衛星電 話設備(常設)(屋外アンテナ),データ表示装置(待避室),非常用交流電源設 備、常設代替交流電源設備、非常用ガス処理系排風機、非常用ガス処理系フィル タ装置、非常用ガス処理系乾燥装置、非常用ガス処理系配管・弁、主排気筒(内 東海第二

原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持することで、重大事故等により原子炉格 納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいしてくる放射性物質が原子炉建屋原 子炉棟から直接環境へ放出されることを防ぎ、運転員等の被ばくを未然に防止 する手段がある。

運転員等の被ばくを未然に防止するための設備は以下のとおり。

- ・非常用ガス処理系 排風機
- ・非常用ガス再循環系 排風機
- ・非常用ガス処理系 配管・弁・フィルタトレイン
- ・非常用ガス再循環系 配管・弁・フィルタトレイン
- 非常用ガス処理系排気筒
- · 原子炉建屋原子炉棟
- ・ブローアウトパネル閉止装置
- ・ブローアウトパネル開閉状態表示
- ・ブローアウトパネル閉止装置開閉状態表示
- 非常用交流電源設備
- 常設代替交流電源設備
- ・ブローアウトパネル強制開放装置

#### (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

中央制御室の居住性の確保する設備及び運転員の被ばく線量を低減する設 備のうち中央制御室遮蔽,中央制御室換気系 空気調和機ファン,中央制御室 換気系 フィルタ系ファン、中央制御室換気系 フィルタユニット、中央制御 室換気系 ダクト・ダンパ,中央制御室換気系 給気隔離弁,中央制御室換気 系 排気隔離弁,中央制御室換気系 排煙装置隔離弁,中央制御室待避室遮蔽, 中央制御室待避室 空気ボンベユニット(空気ボンベ),中央制御室待避室 空 気ボンベユニット(配管・弁),可搬型照明(SA),差圧計,酸素濃度計,二 酸化炭素濃度計,衛星電話設備(可搬型)(待避室),衛星電話設備(屋外アン テナ),衛星制御装置・衛星制御装置~衛星電話設備(屋外アンテナ)電路, データ表示装置(待避室),常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備, 非常用交流電源設備,非常用ガス処理系 排風機,非常用ガス再循環系 排風 ⑧

・非常用ガス処理系排気流量,原 子炉建屋負圧については SA 設備 とはしない (9)

備考

- ・KKでは脱落したBOPを引 き上げて閉止。東二では閉止装 置(スライド扉)により閉止する (10)
- ・東二はスライド扉のBOP閉 止装置のため,確実に閉止でき るよう強制解放装置を整備(①)

東海第二では中央制御室換気 系, 非常用ガス処理系, 非常用ガ ス再循環系を重大事故等対処設 備として用いる(12)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備 考
<u>筒),非常用ガス処理系排気流量,原子炉建屋外気差圧及び</u> 原子炉建屋原子炉 <u>区</u>	機, 非常用ガス処理系 配管・弁・フィルタトレイン, 非常用ガス再循環系 配	
<u>域</u> は重大事故等対処設備と位置付ける。	管・弁・フィルタトレイン、非常用ガス処理系排気筒、原子炉建屋原子炉棟、	
	ブローアウトパネル閉止装置, ブローアウトパネル開閉状態表示及びブローア	
	ウトパネル閉止装置開閉状態表示は重大事故等対処設備と位置付ける。	
以上の設備により、重大事故等が発生した場合においても中央制御室に運転員	以上の設備により、重大事故等が発生した場合においても中央制御室に運転員	
がとどまることができるため、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。あわせ	がとどまることができるため、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。あわせ	
てその理由を示す。	てその理由を示す。	
・非常用照明	・非常用照明	
非常用照明は設計基準対象施設であり耐震性が確保されていないが、全	非常用照明は設計基準対象施設であり耐震性が確保されていないが、全交流	・東海第二の非常用照明は可搬
交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から給電可能であるため,可搬型	動力電源喪失時に代替交流電源設備から給電可能であるため、照明を確保する	型照明(SA)の代替としては使
<u>蓄電池内蔵型照明の代替設備</u> として有効である。	<u>手段</u> として有効である。	用しない。(可搬型照明(SA)
		が代替交流電源設備より給電可
		能であるため)(⑬)
<u>・カードル式空気ボンベユニット</u>		$\bigcirc$
カードル式空気ボンベユニットの準備操作は、参集した緊急時対策要員		
によって実施すること、さらには空気の供給開始までに時間を要するが、		
仮に 6号及び 7号炉の格納容器ベントのタイミングのずれを考慮した場合		
でも、中央制御室待避室に必要空気量を供給する際に有効である。		
• 第二代替交流電源設備		
耐震性は確保されていないが、常設代替交流電源設備と同等の機能を有		
することから、健全性が確認できた場合において、事故対応時に必要な電		
源を確保するための手段として有効である。_		
	・ブローアウトパネル強制開放装置	(1)
	状況に応じて必要な箇所全てを開放するまでに時間を要するが、原子炉建屋	
	外側ブローアウトパネルを強制的に開放する必要が生じた場合の手段として有	
	効である。	
なお、乾電池内蔵型照明、防護具及びチェンジングエリア設営用資機材につい	なお,防護具 <u>(全面マスク等)</u> 及びチェンジングエリア設営用資機材につい	6
ては、資機材であるため重大事故等対処設備とはしない。	ては、資機材であるため重大事故等対処設備とはしない。	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
b. 手順等 上記のa. により選定した対応手段に係る手順を整備する。また、重大事故時に監視が必要となる計器及び重大事故時に給電が必要となる設備についても整備する (第 1.16.2表, 第1.16.3表)。  これらの手順は、運転員及び復旧班要員*3の対応として全交流動力電源喪失の対応手順等に定める。また、保安班要員*4の対応として汚染の持ち込みを防止す	b. 手順等 上記のa. により選定した対応手段に係る手順を整備する。また, 重大事故時に監視が必要となる計器及び重大事故時に給電が必要となる設備についても整備する(第1.16-2表, 第1.16-3表)。  これらの手順は, 運転員等 <sup>※3</sup> 及び重大事故等対応要員の対応とし,「非常時運転手順書Ⅱ(徴候ベース)」,「非常時運転手順書Ⅱ(停止時徴候ベース)」,「AM設	2
<u>るための手順</u> に定める。	<u>備別運転手順書」及び「重大事故等対策要領」</u> に定める。 <u>(第 1. 16-1 表)</u>	
※3 復旧班要員: 緊急時対策要員のうち応急復旧計画の立案と措置,電源機能等 喪失時の措置を行う要員をいう。 ※4 保安班要員: 緊急時対策要員のうち所内外の放射線・放射能の状況把握,被 ばく・汚染管理を行う要員をいう。	<ul><li>※3 運転員等:運転員(当直運転員)及び重大事故等対応要員(運転操作対応)</li><li>をいう。</li></ul>	
1.16.2 重大事故等時の手順	1.16.2 重大事故等時の手順	
1.16.2.1 居住性を確保するための手順等	1.16.2.1 居住性を確保するための手順等	
重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく量を7日	重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員等の被ばく量を 7	
間で100mSvを超えないようにするために必要な設備として, <u>6号及び7号炉中央制御室換</u>	日間で100mSv を超えないようにするために必要な設備として,中央制御室換気系を設置	2
気空調系に外気との隔離を行うための隔離ダンパをそれぞれ設置する。また、中央制御	<u>する。</u>	
室可搬型陽圧化空調機を設置し、放射性物質を取り除いた後の外気を中央制御室へ供給	中央制御室換気系は、外気との隔離を行うための隔離弁を設置するとともに、中央制	3
することで、中央制御室空調バウンダリ全体を陽圧化する。	御室換気系 フィルタ系ファンを設置し、中央制御室換気系 フィルタユニットを通る	
	閉回路循環運転により放射性物質を取り除いた後の空気を中央制御室へ供給すること	
	で、中央制御室内の空気を清浄に保つ。	
さらに、格納容器圧力逃がし装置を使用した際のプルームの影響による運転員の被ば	さらに、格納容器圧力逃がし装置を使用した際のプルームの影響による運転員等の被	
くを低減させるための設備として、中央制御室バウンダリエリアの内側に中央制御室待	ばくを低減させるための設備として,中央制御室バウンダリエリアの内側に中央制御室	
避室を設置する。中央制御室待避室は遮蔽及び <u>中央制御室陽圧化装置</u> により、居住性を	待避室を設置する。中央制御室待避室は遮蔽及び中央制御室待避室 空気ボンベユニッ	2
確保する設計とする。中央制御室、中央制御室待避室の陽圧化バウンダリ構成をする。	<u>ト(空気ボンベ)</u> により、居住性を確保する設計とする。中央制御室待避室の <u>正圧</u> 化バ	
<u>中央制御室及び</u> 中央制御室待避室の <u>陽圧</u> 化バウンダリ構成を <u>第1.16.2図</u> に示す。	ウンダリ構成を <u>第 1.16-5 図</u> に示す。	
なお、重大事故等時の中央制御室の居住性に係る被ばく評価については、炉心損傷が	なお, 重大事故等時の中央制御室の居住性に係る被ばく評価については, 炉心損傷が	
早く格納容器内の圧力が高く推移する事象が中央制御室の運転員の被ばく評価上最も厳	早く原子炉格納容器内の圧力が高く推移する事象が中央制御室の運転員等の被ばく評価	
しくなる事故シーケンスとなることから、「大破断LOCA+ECCS注水機能喪失+全交流動	上最も厳しくなる事故シーケンスとなることから、原子炉格納容器破損モード「雰囲気	

柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日) 東海第二 備考 力電源喪失」を選定する。 圧力・温度による静的負荷(原子炉格納容器過圧・過温破損)」で想定される事故シー ・事故シーケンス名称の違い ケンス「大破断LOCA+高圧炉心冷却失敗+低圧炉心冷却失敗」(全交流動力雷源喪 失の重畳を考慮)シナリオを選定する。 中央制御室待避室を使用する場合、居住性確保の観点より、中央制御室待避室の酸素 中央制御室待避室を使用する場合、居住性確保の観点より、中央制御室待避室の酸素 濃度が許容濃度の18%を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が許容濃度の 濃度が許容濃度の19%を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が許容濃度の1% ・酸素の許容濃度はKKは酸欠 を上回るおそれがある場合は、中央制御室待避室空気ボンベユニットの空気供給差圧調 防止規則の 18%, 東二は保守的 0.5%を上回るおそれがある場合は、中央制御室待避室内に設置する給気弁・排気弁で 酸素濃度及び二酸化炭素濃度を調整する。 整弁で酸素濃度及び二酸化炭素濃度を調整する。 に鉱山保安法の19%を採用、二 中央制御室待避室への酸素の供給は空気ボンベで行い、基準値を逸脱することはない 中央制御室待避室への酸素ガスの供給は空気ボンベで行い、6号及び7号炉の格納容器 酸化炭素の許容濃度はKKは事 圧力逃がし装置を時間差で使用した場合においても基準値を逸脱することはない設計と 業所衛生基準規則, 東二は鉱山 一設計となっている。 保安法より採用(⑤) なっている。 なお、これらの運用解除については、緊急時対策所本部との協議の上、中央制御室制 なお、これらの運用解除については、緊急時対策所本部との協議の上、中央制御室制 御盤エリアでの対応を再開する。 御盤エリアでの対応を再開する。 さらに、運転員の被ばく低減のため、緊急時対策所本部は、長期的な保安確保の観点 さらに、運転員の被ばく低減のため、緊急時対策所本部は、長期的な保安確保の観点 から, 運転員の交替体制を整備する。 から, 運転員の交替体制を整備する。 (1) 中央制御室換気空調系設備の運転手順等 (1) 中央制御室換気系の運転手順等 環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するた 環境に放出された放射性物質による放射線被ばくから運転員等を防護するため、 ・記載の適正化 め、中央制御室換気空調系再循環運転モードの使用、又は中央制御室内を中央制御 中央制御室換気系による閉回路循環運転を行い中央制御室の空気を清浄に保つ。 室可搬型陽圧化空調機で加圧を行い、隣接区域からの放射性物質のインリークを防 止する。 全交流動力電源が喪失した場合は、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源 全交流動力電源喪失により閉回路循環運転が停止した場合は、常設代替交流電源 設備により受電し、系統構成実施後に中央制御室可搬型陽圧化空調機を起動する。 設備により受電し、手動で起動する手順に着手する。 中央制御室換気空調系再循環運転モードは、重大事故等時の炉心損傷前の段階に おいて、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護す る設備ではあるが、設計基準事故対処設備であることから、本事項では重大事故対 処設備である中央制御室可搬型陽圧化空調機の使用手順を示す。 a. 交流動力電源が正常な場合の運転手順 ・SA設備の違いによる操作手 重大事故等時に,交流動力電源が正常な場合において,中央制御室換気系は原 ┃順の相違 子炉水位低 (レベル3), ドライウェル圧力高, 原子炉建屋換気系排気ダクトモニ タ放射能高及び原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ放射能高の何れか の隔離信号により自動的に閉回路循環運転となるため、閉回路循環運転状態を確 認するための手順を整備する。

柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日)	東海第二	備考
	(a) 手順着手の判断基準	
	中央制御室換気系の電源が、外部電源又は非常用ディーゼル発電機から供給	③ (東海第二では中央制御室換
	可能な場合で隔離信号の発信を確認した場合	気系を重大事故等対処設備とし
		ており、自動起動する)
	(b) 操作手順	
	自動起動した中央制御室換気系の動作状況を確認する手順の概要は以下のと	
	<u>おり。</u>	
	中央制御室換気系概要図を第1.16-1 図に示す。	
	① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に中央制御室換気系の	
	自動起動の確認を指示する。	
	② 運転員等は,中央制御室にて中央制御室換気系給気隔離弁,排気隔離弁並	
	びに排煙装置隔離弁が閉していること及び中央制御室換気系空気調和機	
	ファン並びに中央制御室換気系フィルタ系ファンが運転していることを	
	確認し、発電長に報告する。	
	<u>(c) 操作の成立性</u>	
	上記の操作は、中央制御室の運転員等1名にて作業を実施し、中央制御室換気	
	系が自動起動したことを確認するまで6分以内で対応可能である。	
	b. 全交流動力電源が喪失した場合の運転手順	
	全交流動力電源喪失等により中央制御室換気系が自動で閉回路循環運転に切	
	り替わらない場合に、手動で起動し閉回路循環運転に切り替える手順を整備す	
	<u>3.</u>	
	全交流動力電源喪失時には、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装	
	置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車によりMCC 2	
	<u>C系又はMCC 2D系が受電されたことを確認した後、中央制御室換気系を起</u>	
	<u>動する。</u>	
	(a) 手順着手の判断基準	
	全交流動力電源喪失等により、中央制御室換気系が自動で閉回路循環運転に切	
	り替わらない場合。全交流動力電源喪失後には、代替交流電源設備により緊急用	
	M/Cが受電され、緊急用M/CからMCC 2C又はMCC 2Dが受電完了	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
	<u>した場合</u>	
	(b) 操作手順	
	全交流動力電源喪失により中央制御室換気系が停止している場合に,中央制	
	御室換気系を再起動する手順の概要は以下のとおり。中央制御室換気系概要図	
	<u>を第 1. 16-1 図に,タイムチャートを第 1. 16-2 図に示す。</u>	
	① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に中央制御室換気系の	
	起動の準備を指示する。	
	② 運転員等は、中央制御室にて中央制御室換気系による閉回路循環運転を	
	実施するために必要な電源が確保されていることを確認し,中央制御室	
	換気系給気隔離弁、排気隔離弁及び排煙装置隔離弁が閉していることを	
	確認する。なお,中央制御室換気系給気隔離弁,排気隔離弁及び排煙装置	
	隔離弁が閉していないことを確認した場合,運転員等は中央制御室にて,	
	中央制御室換気系給気隔離弁、排気隔離弁及び排煙装置隔離弁を閉にし、	
	<u>発電長に報告する。</u>	
	③ 発電長は,中央制御室換気系の起動を指示する。	
	④ 運転員等は、中央制御室にて中央制御室換気系空気調和機ファン及び中	
	<u>央制御室換気系フィルタ系ファンを起動し、発電長に報告する。</u>	
	<u>(c) 操作の成立性</u>	
	上記の操作は中央制御室の運転員等1名にて作業を実施し、中央制御室換気	
	<u>系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファンの起動まで 6 分以</u>	
	<u>内で対応可能である。</u>	
a. 炉心損傷の判断時の中央制御室可搬型陽圧化空調機起動手順		3
<u>炉心損傷時に、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員</u>		
等を防護するため、中央制御室可搬型陽圧化空調機にて、放射性物質を取り除いた		
後の外気を中央制御室へ供給し、中央制御室空調バウンダリ全体を陽圧化する。		
(a) 手順着手の判断基準		
炉心損傷を判断した場合※1。		
※1:格納容器内雰囲気放射線レベル計 (CAMS)で原子炉格納容器内のガンマ線線		
量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10倍を超えた場合、又は		
格納容器内雰囲気放射線レベル計 (CAMS)が使用できない場合に原子炉圧		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
力容器温度計で 300℃以上を確認した場合。		
_(b)操作手順		
中央制御室換気空調系の運転モードにより、使用する手順書を選定する。		
・中央制御室換気空調系が通常運転モードで運転している場合の中央制御室可搬		
型陽圧化空調機への切替え手順の概要は以下のとおり。		
中央制御室換気空調系概要図を第 1.16.1図に,中央制御室可搬型陽圧化		
空調機の構成を第1.16.3図に,6号炉中央制御室可搬型陽圧化空調機の配置		
を第 1.16.4図に,7号炉中央制御室可搬型陽圧化空調機の配置を第1.16.5		
<u>図に示す。</u>		
① 当直副長は、手順着手の判断基準に基づき運転員に中央制御室換気空調		
系の停止・隔離, 央制御室可搬型陽圧化空調機の起動を指示する。		
② 中央制御室運転員 Bは,中央制御室にて中央制御室換気空調系排風機を		
停止し、中央制御室換気空調系送風機を停止する。中央制御室換気空調		
系送風機停止後に,換気空調補機非常用冷却水系の停止を確認する。		
③ 中央制御室運転員 Bは,中央制御室にて中央制御室換気空調系給排気隔		
離弁 (MCR外気取入ダンパ, MCR排気ダンパ) を閉操作し、中央制御室を		
換気隔離する。_		
④ 現場運転員E及びFは、コントロール建屋計測制御電源盤区域 (B)送・排		
風機室にて中央制御室可搬型陽圧化空調機フィルタユニットと中央制御		
室可搬型陽圧化空調機ブロワユニット,中央制御室可搬型陽圧化空調機		
フィルタユニットと中央制御室給気口を仮設ダクトで接続し、中央制御		
室可搬型陽圧化空調機を起動することで中央制御室の陽圧化を開始す		
<u>る。</u>		
⑤ 当直副長は、中央制御室の圧力を隣接区画より陽圧に維持するよう、現		
場運転員E及びFに中央制御室可搬型陽圧化空調機の流量調整を指示す		
<u> </u>		
⑥ 現場運転員E及びFは、コントロール建屋計測制御電源盤区域 (B)送・排		
風機室にて中央制御室と隣接区画の差圧を確認しながら中央制御室可搬		
型陽圧化空調機の流量を調整し、中央制御室の圧力を隣接区画より陽圧		
に維持する。(中央制御室可搬型陽圧化空調機の流量調整は,起動時に調		
整後は再調整不要。)		
<ul><li>・中央制御室換気空調系が再循環運転モードで運転している場合の中央制御室</li></ul>		
可搬型陽圧化空調機への切替え手順の概要は以下のとおり。		

中央制御室換気空調系概要図を第 1.16.1図に,中央制御室可搬型陽圧化空 調機の構成を第 1.16.3図に,6号炉中央制御室可搬型陽圧化空調機の配置を 第 1.16.4図に,7号炉中央制御室可搬型陽圧化空調機の配置を第 1.16.5図に 示す。  ① 当直副長は,手順着手の判断基準に基づき運転員に中央制御室換気空調 系隔離の確認,中央制御室換気空調系の停止,中央制御室可搬型陽圧化空	
第 1.16.4図に,7号炉中央制御室可搬型陽圧化空調機の配置を第 1.16.5図に示す。  ① 当直副長は,手順着手の判断基準に基づき運転員に中央制御室換気空調	
示す。 ① 当直副長は,手順着手の判断基準に基づき運転員に中央制御室換気空調	
① 当直副長は、手順着手の判断基準に基づき運転員に中央制御室換気空調	
系隔離の確認,中央制御室換気空調系の停止,中央制御室可搬型陽圧化空	
調機の起動を指示する。	
② 中央制御室運転員 Bは, 中央制御室にて中央制御室の換気空調系が隔離さ	
れていることを確認する。	
③ 中央制御室運転員 Bは,中央制御室にて中央制御室換気空調系再循環送風	
機を停止し、中央制御室換気空調系送風機を停止する。	
中央制御室換気空調系送風機停止後に,換気空調補機非常用冷却水系の	
停止を確認する。	
④ 現場運転員 E及び Fは、コントロール建屋計測制御電源盤区域 (B)送・排	
風機室にて中央制御室可搬型陽圧化空調機フィルタユニットと中央制御室	
可搬型陽圧化空調機ブロワユニット,中央制御室可搬型陽圧化空調機フィ	
ルタユニットと中央制御室給気口を仮設ダクトで接続し、中央制御室可搬	
型陽圧化空調機を起動することで中央制御室の陽圧化を開始する。	
⑤ 当直副長は、中央制御室の圧力を隣接区画より陽圧に維持するよう、現場	
運転員 E及び Fに中央制御室可搬型陽圧化空調機の流量調整を指示する。	
⑥ 現場運転員 E及び Fは、コントロール建屋計測制御電源盤区域 (B)送・排	
風機室にて中央制御室と隣接区画の差圧を確認しながら中央制御室可搬型	
陽圧化空調機の流量を調整し、中央制御室の圧力を隣接区画より陽圧に維	
持する。(中央制御室可搬型陽圧化空調機の流量調整は,起動時に調整後	
は再調整不要。)	
(c)操作の成立性	
上記の中央制御室換気空気空調系の停止、隔離操作は、6号及び7号炉の中央制	
御室運転員各2名(操作者及び確認者)の合計 4名で実施し、約 10分で対応可能で	
ある。また、中央制御室可搬型陽圧化空調機の起動操作は、6号及び7号炉の現場	
運転員各 2名の合計 4名で実施し、約 30分で対応可能である。	
b. 中央制御室換気空調系再循環運転モード停止時の中央制御室可搬型陽圧化空調機 お動き順	
<u>起動手順</u> 全交流動力電源喪失等により、中央制御室換気空調系再循環運転モードが停止し	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
て復旧の見込みがない場合は,中央制御室の居住性を確保するため,中央制御室可		
搬型陽圧化空調機を起動する手順を整備する。全交流動力電源喪失により,中央制		
御室換気空調系再循環運転モードが停止した場合は、常設代替交流電源設備又は第		
二代替交流電源設備により中央制御室可搬型陽圧化空調機の電源を受電し、起動を		
実施する。		
(a) 手順着手の判断基準		
中央制御室換気空調系再循環運転モードが停止し、復旧の見込みがない場合。		
(b)操作手順		
中央制御室の居住性を確保するため、中央制御室可搬型陽圧化空調機を起動す		
る手順の概要は以下のとおり。中央制御室換気空調系概要図を第 1.16.1図に,		
中央制御室可搬型陽圧化空調機の構成を第 1.16.3図に,6号炉中央制御室可搬型		
陽圧化空調機の配置を第 1.16.4図に,7号炉中央制御室可搬型陽圧化空調機の配		
置を第 1.16.5図に示す。		
① 当直副長は、手順着手の判断基準に基づき運転員に中央制御室可搬型陽		
圧化空調機の起動操作を指示する。全交流動力電源喪失が原因で再循環運		
転モードが停止している場合は、常設代替交流電源設備又は第二代替交流		
電源設備による非常用母線 (AM用 MCC含む) の受電操作が完了しているこ		
とを確認し、中央制御室可搬型陽圧化空調機の起動操作を指示する。		
② 中央制御室運転員 Bは,中央制御室にて中央制御室換気空調系送風機,再		
循環送風機の停止を確認する。		
③ 中央制御室運転員 Bは,中央制御室にて中央制御室換気空調系給排気隔離		
弁(MCR外気取入ダンパ,MCR排気ダンパ)を閉確認し,中央制御室の換気		
隔離を確認する。		
④ 現場運転員 E及び Fは、コントロール建屋計測制御電源盤区域 (B)送・排		
風機室にて中央制御室可搬型陽圧化空調機ブロワユニットと中央制御室可		
搬型陽圧化空調機フィルタユニット,中央制御室可搬型陽圧化空調機フィ		
ルタユニットと中央制御室給気口を仮設ダクトで接続し、中央制御室可搬		
型陽圧化空調機を起動することで中央制御室の陽圧化を開始する。		
⑤ 当直副長は、現場運転員 E及び Fに中央制御室の圧力を隣接区画より陽圧		
に維持するよう、中央制御室可搬型陽圧化空調機の流量調整を指示する。		
⑥ 現場運転員 E及び Fは, コントロール建屋計測制御電源盤区域(B)送・排		
風機室にて中央制御室と隣接区画の差圧を確認しながら中央制御室可搬型		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
陽圧化空調機の流量を調整し、中央制御室の圧力を隣接区画より陽圧に維		
持する。(中央制御室可搬型陽圧化空調機の流量調整は,起動時に調整後は		
再調整不要。)		
<u>(c)操作の成立性</u>		
上記の中央制御室換気空調系再循環運転モード停止による中央制御室可搬型陽		
圧化空調機の起動操作は,常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備から		
の受電後に実施する。換気空調系の停止,隔離確認は,6 号及び 7 号炉の中央制		
御室運転員各 2名(操作者及び確認者)の合計 4名で実施し、約10分で対応可		
能である。また、中央制御室可搬型陽圧化空調機起動操作は、6 号及び 7 号炉の		
現場運転員各 2 名の合計 4 名で実施し、約 30 分で対応可能である。		
中央制御室換気空調系再循環運転モード停止時に炉心損傷を判断した場合は,		
速やかに中央制御室可搬型陽圧化空調機を起動する必要があるが、炉心損傷を判		
断していない場合は,原子炉及び使用済燃料プールの安全確保を優先的に対応し,		
酸素ガス及び二酸化炭素ガスが許容濃度に到達する前までに実施する。		
なお、中央制御室換気空調系給排気隔離弁については、全交流動力電源喪失等		
により中央制御室から当該弁を閉操作できない場合, 現場閉操作は, 6 号及び 7		
号炉の現場運転員各 2名の合計 4名で実施し、約 30分で対応可能である。(全		
交流動力電源喪失等発生時に中央制御室内放射線量が上昇した場合に、常設代替		
交流電源設備又は第二代替交流電源設備からの受電を待たずして中央制御室を換		
気隔離する。)		
全交流動力電源喪失+直流電源喪失においても,非常用電源の復電手順が異な		
るが,中央制御室可搬型陽圧化空調機を起動する手順は変わらない。		
現場操作については、円滑に操作ができるように移動経路を確保し、可搬型照明		
<u>を整備する。</u>		
c. 中央制御室換気空調系再循環運転モード使用時に中央制御室内放射線量が異常		
上昇した場合の中央制御室可搬型陽圧化空調機起動手順		
中央制御室換気空調系再循環運転モード使用時に中央制御室内放射線量が上昇		
した場合、中央制御室換気空調系再循環運転モードから中央制御室可搬型陽圧化		
空調機への切り替えを実施する手順を整備する。		
(a) 手順着手の判断基準		
中央制御室換気空調系再循環運転モード使用時に中央制御室内放射線量が上昇		
<u>した場合。</u>		
(b)操作手順及び(c)操作の成立性		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
操作手順及び操作の成立性は、中央制御室換気空調系再循環運転モードから中		
央制御室可搬型陽圧化空調機への切替え操作であるので 1.16.2.1(1)a.炉心損傷		
の判断時の中央制御室可搬型陽圧化空調機起動手順の「中央制御室換気空調系が		
再循環運転モードで運転している場合の中央制御室可搬型陽圧化空調機への切替		
<u>え手順の概要」と同様である。</u>		
(2)中央制御室待避室の準備手順	(2)中央制御室待避室の準備手順	
格納容器圧力逃がし装置を使用する際に待避する中央制御室待避室を <u>中央制</u>	格納容器圧力逃がし装置を使用する際に待避する中央制御室待避室を中央制御	2
<u>御室待避室陽圧化装置</u> により加圧し、中央制御室待避室の居住性を確保するため	<u>室待避室空気ボンベユニット</u> により加圧し、中央制御室待避室の居住性を確保す	
の手順を整備する。	るための手順を整備する。	
a. 中央制御室待避室陽圧化装置による中央制御室待避室の陽圧化手順_		
(a) 手順着手の判断基準	<u>a.</u> 手順着手の判断基準	
	以下のいずれかの状況に至った場合	・東二はベントタイミングに合
炉心損傷を判断した場合 *1 <u>で,中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制</u>	① 炉心損傷を判断した場合*1において,サプレッション・プール水位指示値	わせて手順着手するため(⑯)
御室の陽圧化を実施した場合。	が通常水位+6.4m*2に到達した場合	
	② 炉心損傷を判断した場合*1において,可燃性ガス濃度制御系による水素	
	濃度制御ができず、かつ原子炉格納容器内の酸素濃度が 4.3vo1%に到達	
	した場合で,原子炉格納容器内へ不活性ガス(窒素)を注入している場合	
※1: <u>格納容器内雰囲気放射線レベル計 (CAMS)</u> で原子炉格納容器内のガン	※1 格納容器雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率	2
マ線線量率が,設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍 <u>を超えた</u>	が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍 <u>以上となった</u> 場合、又	・東二は 10 倍を含め炉心損傷と
場合,又は <u>格納容器内雰囲気放射線レベル計 (CAMS)</u> が使用できない	は <u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u> が使用できない場合に原子炉圧力容器	しているため (⑰)
場合に原子炉圧力容器温度計で 300℃以上を確認した場合。	温度計で300℃以上を確認した場合	
	※2 格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベントの前に,速やかに中央	
	制御室待避室の加圧を行えるよう設定している。なお、サプレッショ	
	ン・プール水位が通常水位+6.4mから+6.5mに到達するまでは評価上	
	約20分である。_	
(b) 操作手順	<u>b.</u> 操作手順	
中央制御室待避室の <u>陽圧化設備</u> による加圧手順の概要は以下のとおり。中央	中央制御室待避室の中央制御室待避室空気ボンベユニットによる加圧手順の	2
制御室待避室を加圧するための <u>中央制御室待避室陽圧化装置の概要を第 1.16.6</u>	概要は以下のとおり。中央制御室待避室の正圧化バウンダリ構成図を第1.16-	
<u>図に示す。</u>	5 図に,中央制御室待避室を加圧するための中央制御室待避室空気ボンベユニ	
	<u>ットの概要図を第 1. 16-6 図に示す。タイムチャートを第 1. 16—4 図に示す。</u>	
① <u>当直副長</u> は,炉心損傷時の <u>中央制御室可搬型陽圧化空調機</u> による <u>中央制御</u>	① 発電長は、炉心損傷時の中央制御室換気系による閉回路循環運転後に、手順	

奇刈羽原子力発電所6 / 7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29 年12 月18 日)	東海第二	備考
新刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日) 室内の加圧操作後に、現場運転員 E 及び F に中央制御室待避室の加圧準備を指示する。 ②現場運転員 E 及び F は、中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室内の加圧操作後に、コントロール建屋 1 階通路、廃棄物処理建屋 1 階通路に設置した中央制御室陽圧化装置空気ボンベ元弁を開操作し、中央制御室待避室の加圧準備を完了する。 ③当直副長は、格納容器圧力逃がし装置を使用する約 30 分前、又は現場運転員 C 及び D に格納容器圧力逃がし装置の一次隔離弁の開操作を指示し、現場運転員 C 及び D が現場へ移動開始した時に、現場運転員 E 又は F に中央	東海第二 着手の判断基準に基づき運転員等に中央制御室待避室の加圧準備を指示する。 ② 運転員等は、中央制御室待避室空気ボンベユニットの空気ボンベ集合弁を開操作し、中央制御室待避室の加圧準備を完了する。(第 1.16-6 図 中央制御室待避室空気ボンベユニット概要図)  ③ 発電長は、格納容器圧力逃がし装置を使用する約 20 分前、運転員等に中央制御室待避室の加圧を指示する。	
制御室待避室の加圧を指示する。  ④現場運転員 E 又は F は,中央制御室待避室内に設置された中央制御室陽圧 化装置空気ボンベ空気給気第一,第二弁を開操作し,中央制御室待避室の陽 圧化を開始する。(第 1.16.6 図中央制御室待避室陽圧化装置概要)	④ 運転員等は、中央制御室待避室空気ボンベユニットの空気供給差圧調整弁 前後弁を開操作した後に、中央制御室待避室内の空気供給差圧調整弁の調 整開操作を実施し、中央制御室待避室の加圧を開始する。(第 1.16-6 図 中 央制御室待避室空気ボンベユニット概要図)	2
<ul> <li>⑤当直副長は、現場運転員 E 又は F に中央制御室待避室の圧力を中央制御室 隣接区画より陽圧に維持するよう指示する。</li> <li>⑥現場運転員 E 又は F は、中央制御室待避室にて中央制御室待避室と中央制御室の差圧を確認しながら、中央制御室待避室内に設置した排気弁を操作し、中央制御室待避室圧力を中央制御室隣接区画より陽圧に維持する。</li> </ul>	<ul> <li>5 発電長は、運転員等に中央制御室待避室の圧力を中央制御室より正圧に維持するよう指示する。</li> <li>⑥ 運転員等は、中央制御室待避室にて中央制御室待避室と中央制御室の差圧を確認しながら、中央制御室待避室内に設置した中央制御室待避室空気ボンベユニットの空気供給差圧調整弁を操作し、中央制御室待避室圧力を中央制御室より正圧に維持する。</li> </ul>	・東二は中央制御室内に待避室を設置
(c)操作の成立性 中央制御室待避室の加圧準備操作は、中央制御室可搬型陽圧化空調機起動後に実施し、現場運転員2名で約30分で対応可能である。(6号及び7号炉が同時に炉心損傷した場合は、7号炉の現場運転員が中央制御室待避室の加圧準備操作を行る)	<ul><li>c. 操作の成立性</li><li>中央制御室待避室の加圧準備操作は、中央制御室換気系起動後に実施し、運転員等1名で5分以内で対応可能である。</li></ul>	・作業時間及び対応人数の違い
作を行う。) 中央制御室待避室の加圧操作は、当直副長の加圧操作指示後(格納容器圧力逃がし装置を使用する約 30分前,又は現場運転員 C及び D に格納容器圧力逃がし装置の一次隔離弁の開操作を指示し、現場運転員 C及び D が現場へ移動開始した時)、運転員 1名にて 5分以内で対応可能である。(6号及び 7号炉が同時に炉心損傷した場合は、7号炉の中央制御室運転員が中央制御室待避室の加圧操作を行う。)	中央制御室待避室の加圧操作は、 <u>発電長</u> の加圧操作指示後(格納容器圧力逃がし装置を使用する約 <u>20</u> 分前), <u>運転員等</u> 1 名にて 5 分以内で対応可能である。	・作業時間及び対応人数の違い

崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
1. カ. ドル子亦与ギンジュー いしたとの由出郷や体質やの阻圧ルモ属		
b. カードル式空気ボンベユニットによる中央制御室待避室の陽圧化手順		
(a)手順着手の判断基準 により (a) 手順着手の判断基準 により (a) 手順着手の判断基準 により (b) なり (c)		
<u>炉心損傷を判断した場合 *1 で、中央制御室待避室陽圧化装置を使用でき</u>		
ない場合、又は 6号及び 7号炉の同時でない原子炉格納容器ベント操作を		
実施する場合。		
※ 1:格納容器内雰囲気放射線レベル計 (CAMS)で原子炉格納容器内のガンマ		
線線量率が,設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合,		
又は格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)が使用できない場合に原		
子炉圧力容器温度計で 300℃以上を確認した場合。		
(b)操作手順		
カードル式空気ボンベユニットによる中央制御室待避室の加圧手順の概		
要は以下のとおり。		
[カードル式空気ボンベユニットの準備操作]		
①当直長は、当直副長の依頼に基づき、緊急時対策本部に中央制御室待避室の		
陽圧化のためのカードル式空気ボンベユニットの準備を依頼する。		
②緊急時対策本部は、緊急時対策要員にカードル式空気ボンベユニットの準		
備を指示する。		
③緊急時対策要員は、廃棄物処理建屋近傍へカードル式空気ボンベユニット		
を移動させる。		
④緊急時対策要員は、カードル式空気ボンベユニット 5 台をホースにて接続		
し、更に中央制御室待避室陽圧化装置(配管)と接続するため、廃棄物処理		
建屋接続口へホースを接続する。		
⑤緊急時対策要員は、カードル式空気ボンベユニットのボンベ元弁を開操作		
し、カードル式空気ボンベユニット建屋接続外弁を開操作する。		
⑥緊急時対策要員は、カードル式空気ボンベユニットの準備完了を緊急時対		
策本部経由で当直長へ報告する。		
[中央制御室待避室の陽圧化]		
①当直副長は、格納容器圧力逃がし装置を使用する約 30 分前、又は現場運転		
員 C及び Dに格納容器圧力逃がし装置の一次隔離弁の開操作を指示し,現		
場運転員 C及び Dが現場へ移動開始した時に、現場運転員 E及び Fに中央		
制御室待避室の加圧を指示する。		
②現場運転員 E及び Fは, 廃棄物処理建屋 1階にてカードル式空気ボンベ		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
ユニット建屋接続内弁を開操作する。		
③中央制御室運転員は,中央制御室待避室内に設置された中央制御室陽圧化		
装置空気ボンベ空気給気第一,第二弁を開操作することで,中央制御室待避		
室の加圧を開始する。		
④当直副長は,中央制御室運転員に中央制御室待避室の圧力を中央制御室隣		
接区画より陽圧に維持するよう指示する。		
⑤中央制御室運転員は、中央制御室待避室にて中央制御室待避室と中央制御		
室の差圧を確認しながら、中央制御室待避室内に設置した排気弁を操作し、		
中央制御室待避室圧力を中央制御室隣接区画より陽圧に維持する。		
<u>(c)操作の成立性</u>		
カードル式空気ボンベユニットによる中央制御室待避室の加圧準備操作		
は,緊急時対策要員 7名で実施し,約 150分で対応可能である。		
中央制御室待避室の加圧操作は, 当直副長の加圧操作指示後 (格納容器圧		
力逃がし装置を使用する約 30分前,又は現場運転員 C及び Dに格納容器		
圧力逃がし装置の一次隔離弁の開操作を指示し、現場運転員 C及び Dが現		
場へ移動開始した時), 中央制御室運転員 1名, 現場運転員 2名の合計 3名		
で実施し、約 20 分で対応可能である。		
カードル式空気ボンベユニットの準備操作は、参集した緊急時対策要員		
によって行う。なお、中央制御室待避室が建屋内の空気ボンベによって陽圧		
<u>化されている時に、カードル式空気ボンベユニットによる空気の供給を開始</u>		
した場合も、空気ボンベの下流側に設置されている圧力調整ユニットにより		
系統圧力が制御されているため、中央制御室待避室に影響がでることはな		
<u> </u>		
(3)中央制御室の照明を確保する手順	(3)中央制御室の照明を確保する手順	
中央制御室の居住性確保の観点から,中央制御室の照明が使用できない場合	中央制御室の居住性確保の観点から、中央制御室の照明が使用できない場合に	
において、可搬型蓄電池内蔵型照明により照明を確保する手順を整備する。	おいて、可搬型照明(SA)により照明を確保する手順を整備する。	2
a. 手順着手の判断基準	a. 手順着手の判断基準	
全交流動力電源喪失や電気系統の故障により、中央制御室の照明が使用でき	全交流動力電源喪失や電気系統の故障により、中央制御室の照明が使用でき	
ない場合 <u>。</u>	ない場合	<ul><li>記載方法の違い(®)</li></ul>
b. 操作手順	b. 操作手順	
全交流動力電源喪失時の可搬型蓄電池内蔵型照明の設置手順の概要は以下の	全交流動力電源喪失時の <u>可搬型照明 (SA)</u> の設置手順の概要は以下のとお	2
とおり。	り。 <u>タイムチャートを第 1. 16―3 図に示す。</u>	

沙川羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
①当直副長は,手順着手の判断基準に基づき,中央制御室運転員に中央制御室の	① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に中央制御室の照明を確	
照明を確保するため, 可搬型蓄電池内蔵型照明の点灯の確認, 可搬型蓄電池内	保するため, $可搬型照明(SA)の点灯確認,可搬型照明(SA)の設置を$	8
蔵型照明の設置を指示する。	指示する。	
② <u>中央制御室運転員 B</u> は, <u>可搬型蓄電池内蔵型照明の</u> 点灯を確認の上, <u>可搬型蓄</u>	② 運転員等は、可搬型照明(SA)の内蔵蓄電池による点灯を確認の上、可搬	2
<u>電池内蔵型照明</u> を設置し、中央制御室の照明を確保する。	型照明(SA)を設置し、中央制御室の照明を確保する。 <u>なお、常設代替交</u>	
③当直副長は、代替交流電源設備による非常用母線の受電操作が完了しているこ	流電源設備による給電再開後においても非常用照明が使用できない場合	
とを確認し、中央制御室運転員に非常用照明の点灯確認を指示する。	は、常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交	
④中央制御室運転員 B は、中央制御室にて非常用照明の点灯を確認する。	流電源設備である可搬型代替低圧電源車より可搬型照明(SA)へ給電する	
	ため、可搬型照明 (SA) を緊急用コンセントに接続しておく。	
c. 操作の成立性	c. 操作の成立性	
上記の可搬型蓄電池内蔵型照明の設置・点灯操作は,代替常設交流電源受電準	上記の <u>可搬型照明 (SA)</u> の設置・点灯操作は, <u>運転員等1名</u> で実施し, <u>30</u>	・対応人数,作業時間の違い
備完了後に 6号及び 7号炉の中央制御室運転員各 1名の合計 2名で実施し, 約	<u>分以内</u> で対応可能である。	
<u>15 分</u> で対応可能である。		
(4)中央制御室の酸素 <u>ガス</u> 及び二酸化炭素 <u>ガス</u> の濃度測定と濃度管理手順	(4) 中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	18
中央制御室の居住性の観点から、中央制御室内の酸素 <u>ガス</u> 及び二酸化炭素 <u>ガス</u>	中央制御室の居住性の観点から、中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測	
の濃度測定及び管理を行う手順を整備する。	定及び管理を行う手順を整備する。	
a. 手順着手の判断	a . 手順着手の判断 <u>基準</u>	
中央制御室換気空調系が再循環運転モードで運転中等,中央制御室換気空調系	中央制御室換気系が閉回路循環運転で運転中等,中央制御室換気系給気隔離弁,	2
<u>給排気隔離弁</u> が全閉の場合 <u>で,中央制御室可搬型陽圧化空調機による中央制御室</u>	排気隔離弁及び排煙装置隔離弁が全閉の場合	
の加圧操作を実施していない場合。		
b. 操作手順	b. 操作手順	
中央制御室の酸素 <u>ガス</u> 及び二酸化炭素 <u>ガス</u> の濃度を測定・管理する手順の概要	中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定・管理する手順の概要は以下	
は以下のとおり。	のとおり。	
① 当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に中央制御室の酸素ガス及	① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に中央制御室の酸素及	2
び二酸化炭素 <u>ガス</u> の濃度測定を指示する。	び二酸化炭素の濃度測定を指示する。	
② <u>現場運転員 C 及び D</u> は,酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて,中央制御室の	② 運転員等は,酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて,中央制御室の酸素及	
酸素 <u>ガス</u> 及び二酸化炭素 <u>ガス</u> の濃度測定を開始する。	び二酸化炭素の濃度測定を開始する。	
③ <u>当直副長</u> は、中央制御室の酸素 <u>ガス</u> 及び二酸化炭素 <u>ガス</u> の濃度を適宜確認し、	③ 運転員等は、中央制御室の酸素及び二酸化炭素の濃度を適宜確認し、酸素	15

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
酸素濃度が許容濃度の <u>18%</u> を下回る,又は二酸化炭素濃度が <u>許容濃度の</u> 0.5% <u>を</u>	濃度が許容濃度の <u>19%</u> を下回る,又は二酸化炭素濃度が 0.5% <u>を超え上</u>	・濃度の測定から調整までを一
上回るおそれがある場合は、MCR 非常用外気取入ダンパの開閉を現場運転員に	昇している場合は,災害対策本部と換気のタイミングを協議により決定	連の操作として記載
指示する。	し, 二酸化炭素濃度が許容濃度の1%を超えるまでに, 中央制御室にて外	
④ 現場運転員は、MCR非常用外気取入ダンパを開閉操作し、酸素ガス及び二酸化	<u>気取入れによる換気を行い</u> 酸素及び二酸化炭素の濃度調整を行う。	
炭素 <u>ガス</u> の濃度調整を行う。		
c. 操作の成立性	c. 操作の成立性	
上記の中央制御室の対応は、6号及び7号炉現場運転員の8名うち2名で実施	上記の中央制御室の対応は、運転員等1名で行い、中央制御室換気系給気隔	2
<u>し、MCR 非常用外気取入ダンパの手動開操作</u> まで行った場合でも <u>約10分</u> で対応可	<u>離弁及び排気隔離弁の開操作</u> まで行った場合でも <u>10 分以内</u> で対応可能である。	
能である。		
(5)中央制御室待避室の照明を確保する手順	(5)中央制御室待避室の照明を確保する手順	
中央制御室待避室の居住性確保の観点から,中央制御室待避室に <u>可搬型蓄電池</u>	中央制御室待避室の居住性確保の観点から,中央制御室待避室に <u>可搬型照明(S</u>	
<u>内蔵型照明</u> を設置する手順を整備する。	<u>A)</u> を設置する手順を整備する。	
a. 手順着手の判断基準	a . 手順着手の判断基準	
炉心損傷を判断した場合 * 1 <u>。</u>	炉心損傷を判断した場合*1において、格納容器圧力逃がし装置第一弁の開操	16
	作が完了した場合	18
※1: 格納容器内雰囲気放射線レベル計 (CAMS)で原子炉格納容器内のガン	※1 格納容器雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率	
マ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた	が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍 <u>以上となった</u> 場合、又	17
場合,又は <u>格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)</u> が使用できない	は <u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u> が使用できない場合に原子炉圧力容器	
場合に原子炉圧力容器温度計で 300℃以上を確認した場合。	温度計で300℃以上を確認した場合	
b. 操作手順	b. 操作手順	
中央制御室待避室に <u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u> を設置する手順の概要は以下のと	中央制御室待避室に <u>可搬型照明(SA)</u> を設置する手順の概要は以下のとお	
おり。	り。 <u>タイムチャートを第 1. 16―4 図に示す。</u>	
①当直副長は,手順着手の判断基準に基づき,中央制御室運転員に中央制御室待	① <u>発電長</u> は、手順着手の判断基準に基づき、 <u>運転員等</u> に <u>可搬型照明(SA)の</u>	
<u>避室の照明</u> の設置を指示する。	<u>点灯確認,可搬型照明(SA)</u> の設置を指示する。	
② <u>中央制御室運転員 B</u> は, <u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u> をあらかじめ定められた場所	② 運転員等は,可搬型照明(SA)をあらかじめ定められた場所に設置し,中	
に設置し、中央制御室待避室使用時に点灯できるよう準備する。	央制御室待避室使用時に点灯できるよう準備する。なお、常設代替交流電源	・東二は給電再開後の対応を記
	設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型	載
	代替低圧電源車による給電再開後は、常設代替交流電源より可搬型照明(S	
	A) へ給電するため、可搬型照明 (SA) を緊急用コンセントに接続してお	
	<u>&lt;.</u>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
c. 操作の成立性	c. 操作の成立性	
上記の中央制御室待避室の対応は、中央制御室の照明確保、原子炉圧力容器へ	上記の中央制御室待避室の対応は,中央制御室の照明確保,第一弁の開操作	2
の注水を実施後に 6号及び 7号炉の中央制御室運転員各 1名の合計 2名で実	を実施後に運転員等1名で実施し、データ表示装置 (待避室), 衛星携帯電話 (可	
施し、 <u>中央制御室待避室データ表示装置の起動操作と</u> 併せて <u>約 10分</u> で対応可能	<u>搬型)(待避室)の設置と</u> 併せて <u>45 分以内</u> で対応可能である。	・対応人数,作業時間の違い
である。		
(6) 中央制御室待避室の酸素 <u>ガス</u> 及び二酸化炭素 <u>ガス</u> の濃度測定と濃度管理手順	(6)中央制御室待避室の酸素及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	18
中央制御室待避室の居住性確保の観点から、中央制御室待避室内の酸素ガス及	中央制御室待避室の居住性確保の観点から,中央制御室待避室内の酸素及び二	
び二酸化炭素 <u>ガス</u> 濃度の測定及び管理を行う手順を整備する。	酸化炭素濃度の測定及び管理を行う手順を整備する。	
a. 手順着手の判断基準	a. 手順着手の判断基準	
運転員が中央制御室待避室へ待避した場合。	中央制御室待避室へ待避した場合	(18)
b. 操作手順	b. 操作手順	
中央制御室待避室の酸素 <u>ガス</u> 及び二酸化炭素 <u>ガス</u> の濃度を測定・管理する手順の	中央制御室待避室の酸素及び二酸化炭素の濃度を測定・管理する手順の概要	
概要は以下のとおり。	は以下のとおり。	
① 当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、現場運転員に中央制御室	① 発電長は,手順着手の判断基準に基づき,運転員等に中央制御室待避室の	2
待避室の酸素 <u>ガス</u> 及び二酸化炭素 <u>ガス</u> の濃度測定を指示する。	酸素及び二酸化炭素の濃度測定を指示する。	
② 現場運転員 C 及び D は、酸素濃度・二酸化炭素濃度計にて、中央制御	② 運転員等は,酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて,中央制御室待避室の酸	
室待避室の酸素 <u>ガス</u> 及び二酸化炭素 <u>ガス</u> の濃度測定を開始する。	素及び二酸化炭素の濃度測定を開始する。	
③ <u>現場運転員 C及び D</u> は、中央制御室待避室の酸素 <u>ガス</u> 及び二酸化炭	③ <u>運転員等</u> は、中央制御室待避室の酸素及び二酸化炭素の濃度を適宜確認し、	
素ガスの濃度を適宜確認し、中央制御室待避室の酸素濃度が許容濃度の	中央制御室待避室の酸素濃度が許容濃度の 19%を下回る,又は二酸化炭素	15
18%を下回る,又は二酸化炭素濃度が許容濃度の 0.5% <u>を上回るおそれがあ</u>	濃度が 0.5%を超え上昇している場合は,二酸化炭素濃度が許容濃度の 1%	
<u>る場合は,</u> 中央制御室待避室圧力を <u>中央制御室隣接区画より陽圧</u> に維持	<u>を超えるまでに,</u> 中央制御室待避室圧力を <u>中央制御室に対して正圧</u> に維持	
しながら、 <u>中央制御室待避室給・排気弁を開閉</u> 操作し、酸素 <u>ガス</u> 及び二酸	しながら、中央制御室待避室空気ボンベユニットの空気供給差圧調整弁を	
化炭素 <u>ガス</u> の濃度調整を行う。	操作し、酸素及び二酸化炭素の濃度調整を行う。	
c. 操作の成立性	c. 操作の成立性	
上記の中央制御室待避室の対応は、 運転員が中央制御室待避室へ待避した場合に	上記の中央制御室待避室の対応は,運転員が中央制御室待避室へ待避した場	
6 号及び7 号炉現場運転員8 名のうち2 名で行うことが可能である。	合に <u>運転員等1名</u> で行うことが可能である。	12
酸素 <u>ガス</u> 及び二酸化炭素 <u>ガス</u> の濃度調整が必要となった場合は, <u>酸素濃度・二酸</u>	酸素及び二酸化炭素の濃度調整が必要となった場合は, <u>酸素濃度計,二酸化</u>	・対応人数,作業時間の違い
<u>化炭素濃度計</u> 確認後, <u>5 分</u> 以内に調整開始が可能である。	<u>炭素濃度計</u> 確認後, <u>10分</u> 以内に調整開始が可能である。	
(7) 中央制御室待避室データ表示装置によるプラントパラメータ等の監視手順	(7) <u>データ表示装置(待避室)</u> によるプラントパラメータの監視手順	2
運転員が中央制御室待避室に待避後も、中央制御室待避室データ表示装置にて	<u>運転員等</u> が中央制御室待避室に待避後も, <u>データ表示装置(待避室)</u> にてプラ	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
プラントパラメータを継続して監視できるよう手順を整備する。	ントパラメータを継続して監視できるよう手順を整備する。	
a. 手順着手の判断基準	a. 手順着手の判断基準	
炉心損傷を判断した場合 <sup>※1</sup> 。	炉心損傷を判断した場合*1において,格納容器圧力逃がし装置第一弁の開操	16
※1:: <u>格納容器内雰囲気放射線レベル計 (CAMS)</u> で原子炉格納容器内のガンマ	作が完了した場合	
線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍 <u>を超えた</u> 場合、	※1 格納容器雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が,設	
又は <u>格納容器内雰囲気放射線レベル計 (CAMS)</u> が使用できない場合に原	計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍以上となった場合,又は格納容	17
子炉圧力容器温度計で 300℃以上を確認した場合。	<u>器雰囲気放射線モニタ</u> が使用できない場合に原子炉圧力容器温度計で	
	300℃以上を確認した場合	
b. 操作手順	b. 操作手順	
中央制御室待避室にて、中央制御室待避室データ表示装置を起動し、監視する	中央制御室待避室にて、 <u>データ表示装置(待避室)</u> を起動し、監視する手順	2
手順の概要は以下のとおり。 <u>データ表示装置</u> に関するデータ伝送の概要を第	の概要は以下のとおり。 <u>データ表示装置(待避室)</u> に関するデータ伝送の概要	
1.16.7 図に示す。	を第 1.16-7 図に示す。	
① <u>当直副長</u> は,手順着手の判断基準に基づき, <u>中央制御室運転員</u> に <u>中央制御室</u>	① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にデータ表示装置(待避	
<u>待避室データ表示装置</u> の起動,パラメータ監視を指示する。	<u>室)</u> の起動、パラメータ監視を指示する。	
② 中央制御室運転員は、中央制御室待避室データ表示装置を電源に接続し、端末	② 運転員等は、データ表示装置(待避室)を設置し、電源及びネットワークケ	
を起動し、プラントパラメータの監視準備を行う。	<u>ーブル</u> に接続し、端末を起動し、プラントパラメータの監視準備を行う。	
c. 操作の成立性	c. 操作の成立性	
上記の中央制御室待避室の対応は,中央制御室の照明確保, <u>原子炉圧力容器へ</u>	上記の中央制御室待避室の対応は、中央制御室の照明確保、第一弁開操作の	2
の注水実施後に 6号及び 7号炉の中央制御室運転員各 1名の合計 2名で実施	<u>実施後に運転員等1名</u> で実施し、 <u>中央制御室待避室への可搬型照明(SA)、衛</u>	・対応人数,作業時間の違い
し、 <u>中央制御室待避室の照明の確保操作と併せて約 10分</u> で対応可能である。	星電話設備(可搬型)(待避室)の設置と併せて45分以内で対応可能である。	
	(8)衛星電話設備(可搬型)(待避室)による通信連絡手順	4
	運転員等が中央制御室待避室に待避後も,衛星電話設備(可搬型)(待避室)に	
	て発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できるように手順を整備	
	<u>する。</u>	
	a. 手順着手の判断基準	
	<u>炉心損傷を判断した場合*1において、格納容器圧力逃がし装置第一弁の開操</u>	16
	作が完了した場合	
	※1 格納容器雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設	
	計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器	17)
	雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度計で300℃以	
	上を確認した場合	
	b. 操作手順	

柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日)	東海第二	備考
	中央制御室待避室に衛星電話設備(可搬型)(待避室)を設置する手順は以下	2
	のとおり。タイムチャートを第 1.16―4 図に示す。	
	① 発電長は,手順着手の判断基準に基づき運転員等に衛星電話設備(可搬型)	
	_(待避室)の設置を指示する。_	
	② 運転員等は、衛星電話設備(可搬型)(待避室)を衛星制御装置に接続し、	
	電源を「入」操作し,通信連絡準備を行う。	
	③ 通信連絡を行う場合は、一般の電話機と同様の操作により、通信先の電話	
	番号をダイヤルし、連絡する。_	
	<u>c. 操作の成立性</u>	
	上記の中央制御室待避室の対応は、中央制御室の照明確保、第一弁開操作の	
	実施後に運転員等1名で行い,中央制御室待避室への可搬型照明 (SA),デー	
	夕表示装置(待避室)の設置と併せて 45 分以内で対応可能である。	
(8) その他の放射線防護措置等に関する手順等	(9) その他の放射線防護措置等に関する手順等	
a. 炉心損傷の判断後に全面マスク等を着用する手順	a. 炉心損傷の判断後に全面マスクを着用する手順	
一		(1)(2)
実施する場合において、全面マスク等(電動ファン付き全面マスク又は全面マ	施する場合において、全面マスクを着用する手順を整備する。なお、中央制御室	・KKでは電動ファン付き全面
スク) を着用する手順を整備する。なお、中央制御室の被ばく評価において、	の被ばく評価において、 <u>中央制御室換気系又は原子炉建屋ガス処理系の機能喪失</u>	マスクを用いるが東海第二では
事故後 1 日目の滞在時は、電動ファン付き全面マスクを着用するとして評価	時は、全面マスクを着用するとして評価していることから、中央制御室換気系又	全面マスクの着用によって居住
していることから、事故後 1日目の滞在時は電動ファン付き全面マスクを着	は原子炉建屋ガス処理系の復旧までは全面マスクを着用する。	性の確保が可能。
用する。ただし、いずれの期間においても空気中の放射性物質の濃度が推定で	<u>はが1が足圧がべた程本が後旧までは上面・バク</u> と信用する。	丁7024年14701450
きる場合は、空気中の放射性物質の濃度に応じて、着用する全面マスク等を決		
定する。		
(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	
	以下のいずれかの状況に至った場合	
炉心損傷を判断した場合 <sup>※1</sup>	<u>・</u> 炉心損傷を判断した場合 <sup>※1</sup> で,中央制御室換気系又は原子炉建屋ガス処理系	・東二は空調設備の機能を考慮
	が機能喪失した状態で中央制御室に滞在する場合	した判断基準を設定
	<u>・</u> 炉心損傷を判断した場合 <sup>※1</sup> で,その後現場作業等を行う場合	
※1: <u>格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)</u> で格納容器内のガンマ線線量率	※1 <u>格納容器雰囲気放射線モニタで原子炉</u> 格納容器内のガンマ線線量率が, 設計基	2
が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍 <u>を超えた</u> 場合、又は <u>格納</u>	準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍 <u>以上となった</u> 場合,又は <u>格納容器雰囲気</u>	
容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)が使用できない場合に原子炉圧力容	<u>放射線モニタ</u> が使用できない場合に原子炉圧力容器温度計で 300℃以上を確認	
器温度計で 300℃以上を確認した場合 <u>。</u>	した場合	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
(b)操作手順 炉心損傷の判断後に全面マスク等を着用する手順の概要は以下のとおり。 ① 当直副長は、手順着手の判断基準に基づき炉心損傷の直後に中央制御室に滞在する場合、又は現場作業を実施する場合において、運転員に電動ファン付き全面マスクの着用を指示する。 ② 運転員は、電動ファン付き全面マスクの使用前点検を行い、異常がある場合は予備品と交換する。運転員は、電動ファン付き全面マスクを着用しリークチェックを行う。	<ul> <li>(b) 操作手順         「炉心損傷の判断後に全面マスクを着用する手順の概要は以下のとおり。</li> <li>① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき炉心損傷の直後に中央制御室に滞在する場合、又は現場作業を実施する場合において、運転員等に全面マスクの着用を指示する。</li> <li>② 運転員等は、全面マスクの使用前点検を行い、異常がある場合は予備品と交換する。運転員等は、全面マスクを着用しリークチェックを行う。</li> </ul>	・KKでは、全面マスク及び電動ファン付き全面マスクを配備
(c) 操作の成立性 全交流動力電源喪失時においても、 <u>可搬型蓄電池内蔵型照明及び乾電池内蔵型</u> 照明を設置し、常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備から給電するこ とで照明を確保できるため、全面マスク <u>等</u> の装着は対応可能である。	(c) 操作の成立性 全交流動力電源喪失時においても、 <u>内蔵蓄電池又は代替交流電源設備より受</u> 電可能な可搬型照明 (SA) を設置することで照明を確保できるため、全面マ スクの装着は対応可能である。	2
b. 放射線防護に関する教育等 定期検査等においてマスク着用の機会があることから、基本的にマスク着用に 関して習熟している。 また、放射線業務従事者指定時及び定期的に、放射線防護に関する教育・訓練を実施している。講師による指導のもとフィッティングテスターを使用したマスク着用訓練において、漏れ率 (フィルタ透過率含む) 2%を担保できるよう正しく マスクを着用できることを確認する。	b. 放射線防護に関する教育等 定期検査等においてマスク着用の機会があることから、基本的にマスク着用に 関して習熟している。 また、放射線業務従事者指定時及び定期的に、放射線防護に関する教育・訓練を実施している。講師による指導のもとフィッティングテスターを使用したマスク着用訓練において、漏れ率 (フィルタ透過率含む) 2%を担保できるよう正しく マスクを着用できることを確認する。	
c. 重大事故等時の運転員の被ばく低減及び被ばく線量の平準化 炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷の徴候が見られた場合, 運転員等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため,長期的な保安確保の観点 から運転員の交替要員体制を整備する。交替要員体制は,交替要員として通常勤務帯の運転員等を当直交替サイクルに充当する等の運用を行うことで,被ばく線量の平準化を行う。また,運転員について運転員交替に伴う移動時の放射線防護措置や,チェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで運転員の被ばく低減を図る。	c. 重大事故等時の運転員等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷の徴候が見られた場合、運転員等の被ばく低減及び被ばく線量の平準化のため、長期的な保安確保の観点から運転員等の交替要員体制を整備する。交替要員体制は、交替要員として通常勤務帯の運転員等を当直交替サイクルに充当する等の運用を行うことで、被ばく線量の平準化を行う。また、運転員等について運転員等交替に伴う移動時の放射線防護措置や、チェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで運転員等の被ばく低減を図る。	
(9)その他の手順項目について考慮する手順	<u>(10)</u> その他の手順項目について考慮する手順	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備からの受電後の原子炉圧力容	代替交流電源設備からの受電後の原子炉圧力容器への注水手順は,「1.4原子炉冷	2
器への注水手順は,「1.4原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷	却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。	
却するための手順等」にて整備する。		
常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備による中央制御室の電源への	<u>代替交流電源設備</u> による中央制御室の電源への給電に関する手順は,「1.14 電源	
給電に関する手順は,「1.14電源の確保に関する手順等」にて整備する。	の確保に関する手順等」にて整備する。	
操作の判断,確認に係る計装設備に関する手順は,「 1.15 事故時の計装に関す	操作の判断,確認に係る計装設備に関する手順は,「1.15 事故時の計装に関する	
る手順等」に整備する。	手順等」にて整備する。	
中央制御室,屋内現場,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所等の相互に通信連絡	中央制御室、 <u>緊急時対策所</u> 等の相互に通信連絡が必要な箇所と通信連絡を行う手	・東二の 1.16 では原則,現場作
が必要な個所と通信連絡を行う手順は,「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整	順は,「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。	業なし
備する。		
( <u>10</u> ) 重大事故等時の対応手段の選択	( <u>11</u> ) 重大事故等時の対応手段の選択	
ー 中央制御室の照明は,設計基準対象施設である非常用照明を優先して使用する。	重大事故等時の対応手段の選択フローチャートを第 1.16-10 図に示す。中央制御	8
	室の照明は、設計基準対象施設である非常用照明を優先して使用する。	
非常用照明が使用できない場合は, <u>可搬型蓄電池内蔵型照明</u> を設置し,照明を	非常用照明が使用できない場合は, <u>可搬型照明(SA)</u> を設置し,照明を確保す	
確保する。常設代替交流電源設備又は第二代替交流電源設備からの受電操作が完	る。代替交流電源設備からの給電開始後においても非常用照明が使用できない場合	
了すれば,非常用照明へ給電を行い,引き続き中央制御室の照明を確保する。	は、可搬型照明 (SA) を代替交流電源設備からの給電に切り替え、引き続き照明	
	を確保する。	
(11)現場操作のアクセス性		(5)
中央制御室の居住性を確保するための操作のうち現場操作が必要なものは、中		
央制御室可搬型陽圧化空調機起動時の以下の操作である。		
・中央制御室可搬型陽圧化空調機ブロワユニットと中央制御室可搬型陽圧化		
空調機フィルタユニットの仮設ダクトでの接続操作		
・中央制御室可搬型陽圧化空調機フィルタユニットと中央制御室給気口の仮		
設ダクトでの接続操作		
・中央制御室可搬型陽圧化空調機の起動操作		
・全交流動力電源喪失時に中央制御室を陽圧化するための中央制御室換気空		
調系給排気隔離弁 (MCR 外気取入ダンパ, MCR 排気ダンパ) の手動閉操作		
上記操作は、コントロール建屋計測制御電源盤区域(B)送・排風機室での操作		
<u>のため当該個所へのアクセスルートを第1.16.9図〜第1.16.11図に示す。</u>		
中央制御室待避室の居住性を確保するための操作のうち現場操作が必要なもの		
は、陽圧化装置の準備のうち以下の操作である。		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	
・中央制御室陽圧化装置空気ボンベ元弁の手動開操作 ・カードル式空気ボンベユニット建屋接続内弁の手動開操作 上記操作は、コントロール建屋 1 階通路と廃棄物処理建屋 1 階通路での操作の ため、当該個所へのアクセスルートについても第 1.16.9 図~第 1.16.11 図に示す。 上記の現場操作が必要な個所へのアクセス性については、外部起因事象として 地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合のアクセスルートの 成立性についても評価し、アクセス性に影響がないことを確認した。		
(12) 操作の成立性 中央制御室及び中央制御室待避室の居住性確保のための設備である中央制御室 可搬型陽圧化空調機,中央制御室陽圧化装置の使用又は準備は、炉心損傷の確認 が起因となっており、当該操作は運転員の被ばく防護の観点から、事象発生後の 短い時間で対応することが望ましい。よって、現状の有効性評価シーケンスにお いて、炉心損傷が起こるシーケンスである「大破断 LOCA + ECCS 注水機能喪失+全 交流動力電源喪失」の事象発生から 300 分のタイムチャート (第 1.16.13 図) で 作業の全体像と必要な要員数を示し、それぞれ個別の運転員のタイムチャート(第 1.16.15 図) で作業項目の成立性を確認した。	(12) 操作の成立性 中央制御室及び中央制御室待避室の居住性確保のための設備である中央制御室換 気系,中央制御室待避室空気ボンベユニットの使用又は準備は、炉心損傷の確認が 起因となっており、当該操作は運転員等の被ばく防護の観点から、事象発生後の短い時間で対応することが望ましい。よって、現状の有効性評価シーケンスにおいて、 炉心損傷が起こるシーケンスである「大破断LOCA+高圧炉心冷却失敗+低圧炉心冷却失敗」を含む雰囲気圧力・温度による静的負荷(原子炉格納容器過圧・過温破損)(代替循環冷却系を使用できない場合)の事象発生から150分,50時間のタイムチャート(第1.16-8図,第1.16-9図)で作業の全体像と必要な要員数を示し、作業項目の成立性を確認した。	<ul><li>②</li><li>①</li></ul>
1.16.2.2 汚染の持ち込みを防止するための手順等 (1)チェンジングエリアの設置及び運用手順 中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する手順を整備する。 チェンジングエリアには、防護具を脱衣する脱衣エリア、放射性物質による要員や物品の汚染を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、運転員等が汚染検査及び除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染はウェットティッシュでの拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄す	1.16.2.2 汚染の持ち込みを防止するための手順等 (1) チェンジングエリアの設置及び運用手順 中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する手順を整備する。 チェンジングエリアを設置する手順を整備する。 チェンジングエリアには、防護具を脱衣する脱衣エリア、放射性物質による要員や物品の汚染を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリア、中央制御室への汚染の流入を防止するためのクリーンエリアを設け、運転員等が汚染検査及び除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染はウェットティッシュでの拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエス	・東二はクリーンエリアを設置

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
る。	へ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。	
また、チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合は、 <u>乾電池内</u>	また、チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合は、可搬型照明	2
<u>蔵型照明</u> を設置する。	<u>(SA)</u> を設置する。	
a. 手順着手の判断基準	a. 手順着手の判断基準	
<u>当直副長</u> が,原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生したと判断し	災害対策本部長代理が、原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生し	2
た後,保安班長が,事象進展の状況(格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)	たと判断した後、事象進展の状況( <u>格納容器雰囲気放射線モニタ</u> 等により炉心損	
等により炉心損傷 ※1 を判断した場合等), 参集済みの要員数及び <u>保安班</u> が実施す	傷 <sup>※1</sup> を判断した場合等),参集済みの要員数及び <u>重大事故等対応要員</u> が実施する	
る作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合 <u>。</u>	作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合	
※ 1:格納容器内雰囲気放射線レベル計 (CAMS)で原子炉格納容器内のガン	※1 格納容器雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が,設計基	
マ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を超えた場合、	準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍以上となった場合,又は格納容器雰囲気	(17)
又は格納容器内雰囲気放射線レベル計 (CAMS)が使用できない場合に原子	放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度計で 300℃以上を確認	•
炉圧力容器温度計で 300℃以上を確認した場合。	した場合	
b. 操作手順	b. 操作手順	
チェンジングエリアを設置するための手順の概要は以下のとおり。タイムチャ	チェンジングエリアを設置するための手順の概要は以下のとおり。タイムチャ	
ートを第 1.16.15 図に示す。。	ートを第1.16-11 図に示す。	
① 保安班長は、手順着手の判断基準に基づき、保安班に中央制御室の出入口付近	① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき重大事故等対応要員	2
に、チェンジングエリアを設置するよう指示する。	に中央制御室の出入口付近に、チェンジングエリアを設置するよう指示す	
	る。	
② 保安班は、チェンジングエリア設置場所の照明が確保されていない場合、 <u>乾電</u>	② <u>重大事故等対応要員</u> は、チェンジングエリア設置場所の照明が確保されて	
<u>池内蔵型照明</u> を設置し、照明を確保する。	いない場合、 <u>可搬型照明(SA)</u> を設置し、照明を確保する。	
③ 保安班は、チェンジングエリア用資機材を移動・設置し、エアーテントを展開	③ 重大事故等対応要員は、チェンジングエリア用資機材を移動・設置し、テン	
し、床・壁等を養生シート及びテープを用い、隙間なく養生する。	<u>トハウス</u> を展開し、床・壁等を養生シート及びテープを用い、隙間なく養生	
	する。	
④ 保安班は、各エリアの間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。	④ 重大事故等対応要員は、各エリアの間にバリア、入口に粘着マット等を設置	
	する。	
⑤ 保安班は、簡易シャワー等を設置する。	⑤ 重大事故等対応要員は、簡易シャワー等を設置する。	
⑥ <u>保安班</u> は、 <u>脱衣回収箱</u> 、GM 汚染サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。	⑥ <u>重大事故等対応要員</u> は、 <u>脱衣収納袋</u> 、GM汚染サーベイメータ等を必要な箇	
	所に設置する。	
c. 操作の成立性	c. 操作の成立性	
上記の対応は, <u>保安班</u> 2 名で行い,作業開始から <u>約60 分</u> で対応可能である。	上記の対応は, <u>重大事故等対応要員</u> 2名で行い,作業開始から170分以内で対	・作業時間の違い
	応可能である。	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
1. 16. 2. 3 運転員等の被ばくを低減するための手順等	1.16.2.3 運転員等の被ばくを低減するための手順等	
(1) 非常用ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順	(1) 原子炉建屋ガス処理系による運転員等の被ばく防止手順	2
a. <u>非常用ガス処理系</u> 起動手順	a. 原子炉建屋ガス処理系起動手順	
原子炉建屋原子炉区域内を負圧に維持することで、重大事故等により原子炉格納	原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持することで、重大事故等により原子炉格納容	
容器から原子炉建屋原子炉 <u>区域内</u> に漏えいしてくる放射性物質が原子炉建屋原子炉	器から原子炉建屋原子炉 <u>棟内</u> に漏えいしてくる放射性物質が原子炉建屋原子炉 <u>棟</u> か	
<u>区域</u> から直接環境へ放出されることを防ぎ、運転員等の被ばくを未然に防ぐために	ら直接環境へ放出されることを防ぎ、運転員等の被ばくを未然に防ぐために <u>原子炉</u>	
<u>非常用ガス処理系</u> を起動する手順を整備する。	<u>建屋ガス処理系</u> を起動する手順を整備する。	
全交流動力電源喪失により <u>非常用ガス処理系</u> が起動できない場合は、 <u>常設代替交</u>	全交流動力電源喪失により <u>原子炉建屋ガス処理系</u> が起動できない場合は、 <u>常設代</u>	
<u>流電源設備又は第二代替交流電源設備</u> により <u>非常用ガス処理系</u> の電源を確保する。	<u>替交流電源設備である常設代替高圧電源装置</u> により <u>原子炉建屋ガス処理系</u> の電源を	
	確保する。	
常設代替交流電源設備 <u>及び第二代替交流電源設備</u> に関する手順等は「1.14 電源の	常設代替交流電源設備に関する手順等は「1.14 電源の確保に関する手順等」に	
確保に関する手順等」にて整備する。	て整備する。	
(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	
原子炉区域排気放射能高,燃料取替エリア放射能高,ドライウェル圧力高,原	原子炉水位低(レベル 3),ドライウェル圧力高,原子炉建屋換気系排気ダク	・警報名称の違い
子炉水位低 (L-3)及び原子炉区域・タービン区域換気空調系全停のいずれかの	トモニタ放射能高及び原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ放射能高	
信号が発生した場合又は、原子炉区域・タービン区域換気空調系が全停してい	のいずれかの信号が発生した場合	18
<u>る場合。</u>		
(b)操作手順	(b) 操作手順	
非常用ガス処理系を起動する手順は以下の通り。非常用ガス処理系の概要図	<u>原子炉建屋ガス処理系</u> を起動する手順は以下の通り。	2
を <u>第 1.16.8 図</u> に示す。	原子炉建屋ガス処理系の概要図を <u>第 1. 16-12 図</u> に <u>, タイムチャートを第 1. 16</u>	
	<u>―13 図に</u> 示す。	
①当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、中央制御室運転員に非常用ガス処	① <u>発電長</u> は,手順着手の判断基準に基づき, <u>運転員等</u> に <u>原子炉建屋ガス処理</u>	1
<u>理系</u> の起動準備を開始するよう指示する。	<u>系</u> の起動準備を開始するよう指示する。	
②中央制御室運転員 A 及び B は、中央制御室からの手動起動操作、又は自動起動	② 運転員等は,中央制御室からの手動起動操作,又は自動起動信号(原子炉	
信号(原子炉区域排気放射能高,燃料取替エリア放射能高,ドライウェル圧力	水位低 (レベル 3), ドライウェル圧力高, 原子炉建屋換気系排気ダクトモ	
高,原子炉水位低 (L-3)及び原子炉区域・タービン区域換気空調系全停) によ	ニタ放射能高及び原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ放射能	
る非常用ガス処理系排風機が起動によって、 <u>非常用ガス処理系入口隔離弁及び</u>	<u>高</u> )による非常用ガス処理系排風機 <u>(A)及び(B)並びに非常用ガス再</u>	
非常ガス処理系フィルタ装置出口隔離弁が全開、非常用ガス処理系乾燥装置入	循環系排風機 (A) 及び (B) が起動によって,非常用ガス再循環系原子	
口弁が調整開となることを確認する。	炉建屋通常排気系隔離弁の閉を確認するとともに, 非常用ガス再循環系系	
	統入口弁,非常用ガス再循環系トレイン入口弁,非常用ガス再循環系トレ	

崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
	イン出口弁,非常用ガス処理系トレイン入口弁,非常用ガス処理系トレイ	
	<u>ン出口弁及び非常用ガス再循環系系統再循環弁の開</u> となることを確認す	
	る。	
③中央制御室運転員 A 及び B は,非常用ガス処理系の運転が開始されたことを非	③ <u>運転員等</u> は, <u>原子炉建屋ガス処理系</u> の運転が開始されたことを <u>非常用ガス</u>	
常用ガス処理系排気流量指示値の上昇及び原子炉建屋外気差圧指示値が負圧で	<u>処理系流量</u> 指示値の上昇及び原子炉建屋 <u>負圧</u> 指示値が負圧であることに	
あることにより確認し <u>当直副長</u> に報告するとともに,原子炉建屋 <u>外気差圧</u> 指示	より確認し <u>発電長</u> に報告するとともに,原子炉建屋 <u>負圧</u> 指示値を規定値で	
値を規定値で維持する。 <u>非常用ガス処理系</u> 起動時に原子炉建屋ブローアウトパ	維持する。原子炉建屋ガス処理系起動時に原子炉建屋外側ブローアウトパ	
ネルの開閉状態を確認し、 開放状態になっている場合は、 中央制御室からの	ネルの開閉状態を確認し、 開放状態になっている場合は、 中央制御室か	
操作により閉止する。	らの操作により閉止する。	
(c)操作の成立性	(c) 操作の成立性	
上記の操作は、中央制御室運転員 2名(操作者及び確認者)にて作業を実施	上記の中央制御室対応を <u>運転員等(当直運転員)1名</u> にて作業を実施した場合,	①②
した場合,作業開始を判断してから <u>非常用ガス処理系</u> の起動まで <u>5分</u> 以内で対	作業開始を判断してから <u>原子炉建屋ガス処理系</u> の起動まで <u>6分</u> 以内で対応可能	・対応人数,作業時間の違い
応可能である。	である。	
原子炉建屋ブローアウトパネルの閉止操作については,中央制御室運転員 2	原子炉建屋ブローアウトパネルの閉止操作については,運転員等1名にて 17	
名 (操作者及び確認者) にて 10 分以内で対応可能である。	<u>分</u> 以内で対応可能である。	
b. <u>非常用ガス処理系</u> 停止手順	b. <u>原子炉建屋ガス処理系</u> 停止手順	2
非常用ガス処理系が運転中に、原子炉建屋内の水素濃度の上昇を確認した場	原子炉建屋ガス処理系が運転中に、原子炉建屋内の水素濃度の上昇を確認し	
合は、 <u>非常用ガス処理系</u> の系統内での水素爆発を回避するため、 <u>非常用ガス処</u>	た場合は, <u>原子炉建屋ガス処理系</u> の系統内での水素爆発を回避するため, <u>原子</u>	
<u>理系</u> を停止する。	<u>炉建屋ガス処理系</u> を停止する。	
また、耐圧強化ベント系 <u>及び格納容器圧力逃がし装置</u> による原子炉格納容器	また、耐圧強化ベント系による原子炉格納容器ベント操作を実施する場合に	・東二はフィルタベント系統構
ベント操作を実施する場合についても,原子炉格納容器ベント時の系統構成の	ついても,原子炉格納容器ベント時の系統構成のため,非常用ガス処理系を停	成に影響なし
ため、非常用ガス処理系を停止する。	止する。	
(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	
原子炉建屋オペレーティングフロアの水素濃度が、1.3vol%に到達した場合、	原子炉建屋 <u>原子炉棟</u> の水素濃度が, <u>2.0</u> vo1%に到達した場合,又は耐圧強化べ	・GOTHIC 解析の結果を元に、水
又は耐圧強化ベント系,格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器ベント	ント系による原子炉格納容器ベント操作を実施する場合	素爆発の基準値を設定
操作を実施する場合。		18
(b)操作手順	(b)操作手順	
非常用ガス処理系を停止する手順は以下の通り。非常用ガス処理系の概要図	原子炉建屋ガス処理系を停止する手順は以下の通り。原子炉建屋ガス処理系	2

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
を <u>第 1.16.8 図</u> に示す。	の概要図を <u>第 1. 16-12 図</u> にに示す。	
①当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、中央制御室運転員に非常用ガス処	①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に原子炉建屋ガス処理系の	12
<u>理系</u> の停止準備を開始するよう指示する。	停止準備を開始するよう指示する。	
②中央制御室運転員 A及び Bは、非常用ガス処理系排風機のコントロールスイ	②運転員等は、非常用ガス処理系排風機のコントロールスイッチを「切保持」と	
ッチを「切保持」とし、 <u>非常用ガス処理系排風機</u> が停止、 <u>非常用ガス処理系乾</u>	し、非常用ガス処理系排風機、非常用ガス再循環系排風機が停止、非常用ガス	
<u>燥装置入口弁</u> が全閉となることを確認する。	再循環系系統入口弁,非常用ガス再循環系トレイン入口弁が全閉となることを	
	確認する。	
③中央制御室運転員 A及び Bは、非常用ガス処理系入口隔離弁及び非常ガス処	③運転員等は、原子炉建屋ガス処理系の停止操作が完了したことを <u>発電長</u> に報告	
<u>理系フィルタ装置出口隔離弁</u> の全閉操作を実施する。	する。	
④中央制御室運転員 A及び Bは、非常用ガス処理系の停止操作が完了したこと		
を <u>当直副長</u> に報告する。		
(c)操作の成立性	(c)操作の成立性	
上記の操作は,中央制御室運転員 2名(操作者及び確認者)にて作業を実施	上記の操作は, <u>運転員等(当直運転員)1名</u> にて作業を実施した場合,作業開始	・対応人数の違い
した場合,作業開始を判断してから非常用ガス処理系の停止まで 5 分以内で対	を判断してから非常用ガス処理系の停止まで 5 分以内で対応可能である。	
応可能である。		

柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日)	東海第二	備考
c. 原子炉建屋ブローアウトパネルの閉止手順	c. 原子炉建屋 <u>外側</u> ブローアウトパネルの閉止手順	2
原子炉建屋原子炉 <u>区域</u> は、重大事故等時においても、 <u>非常用ガス処理系</u> により、内部の負圧を確保することができる。 原子炉建屋原子炉 <u>区域</u> の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋ブローアウトパネルが <u>非常用ガス処理系</u> 起動時に開放状態となっている場合は、内部の負圧を確保するために閉止する。	原子炉建屋原子炉棟は、重大事故等時においても、 <u>原子炉建屋ガス処理系</u> により、内部の負圧を確保することができる。 原子炉建屋原子炉 <u>棟</u> の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋 <u>外側</u> ブローアウトパネルが <u>原子炉建屋ガス処理系</u> 起動時に開放状態となっている場合は、内部の負圧を確保するために閉止する。	
【中央制御室からの原子炉建屋ブローアウトパネル閉止手順】	【中央制御室からの原子炉建屋 <u>外側</u> ブローアウトパネル閉止手順】	2
(a) 手順着手の判断基準 原子炉建屋ブローアウトパネルが開放状態で交流動力電源が健全な場合 <u>。</u>	(a) 手順着手の判断基準 原子炉建屋 <u>外側</u> ブローアウトパネルが開放状態で交流動力電源が健全な場合	18
<ul> <li>(b) 操作手順 中央制御室からの原子炉建屋ブローアウトパネルを閉止する手順は以下のとおり。</li> <li>① 当直副長は、手順着手の判断基準に基づき、中央制御室運転員 A 及び B に、原子炉建屋ブローアウトパネル閉止操作を指示する。</li> <li>② 中央制御室運転員 B は、操作スイッチにより原子炉建屋ブローアウトパネル閉止操作を実施する。</li> </ul>	<ul> <li>(b) 操作手順 中央制御室からの原子炉建屋外側ブローアウトパネルを閉止する手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.16—15 図に示す。</li> <li>① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に、原子炉建屋外側ブローアウトパネル閉止操作を指示する。</li> <li>② 運転員等は、ブローアウトパネル閉止装置の遠隔操作により原子炉建屋外側ブローアウトパネル閉止操作を実施する。</li> </ul>	①②
(c) 操作の成立性 上記の操作は、中央制御室運転員2名(操作者及び確認者)にて作業を実施 した場合、作業開始を判断してから原子炉建屋ブローアウトパネル閉止操作ま で10分以内で対応可能である。	(c) 操作の成立性 上記の操作は、 <u>中央制御室の運転員等1名</u> にて作業を実施した場合、 <u>原子炉</u> 建屋外側ブローアウトパネルが、10 箇所全て開放した場合に全ての開口部を閉 止するまで17分以内で対応可能である。	①② ・対応人数,作業時間の違い
【現場での原子炉建屋ブローアウトパネル閉止手順】 (a) 手順着手の判断基準 原子炉建屋ブローアウトパネルが開放状態で全交流動力電源が喪失及び炉心が健全であることを確認した場合	【現場での原子炉建屋 <u>外側</u> ブローアウトパネル閉止手順】  (a) 手順着手の判断基準 原子炉建屋 <u>外側</u> ブローアウトパネルが開放状態で全交流動力電源が喪失及び 炉心が健全であることを確認した場合	2
が健全であることを確認した場合 <u>。</u>	が心が使生であることを推認した場合	(18)

柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日)	東海第二	備考
(b) 操作手順	(b) 操作手順	
現場での原子炉建屋ブローアウトパネルを閉止する手順は以下のとおり。	現場での原子炉建屋外側ブローアウトパネルを閉止する手順は以下のとおり。	2
_(運転員が実施する場合)_	タイムチャートを第 1.16―16 図に示す。	
① 当直副長は, 手順着手の判断基準に基づき, 現場運転員に, 原子炉建		
屋ブローアウトパネル閉止操作を指示する。		
②現場運転員 C, D, E 及び F は,原子炉建屋原子炉区域内の開放状態の原子		
炉建屋ブローアウトパネルへ移動後, 牽引装置等を操作し, 原子炉建屋		
ブローアウトパネルを引き上げる。		
③現場運転員 C, D, E 及び F は,原子炉建屋ブローアウトパネルの引き上げ		
後に原子炉建屋ブローアウトパネルを原子炉建屋に固定する。		
(緊急時対策要員が実施する場合)		
① 当直長は, 当直副長の依頼に基づき, 緊急時対策本部に原子炉建屋ブ	① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に原子炉	2
ローアウトパネル閉止操作を依頼する。	建屋外側ブローアウトパネル閉止操作を依頼する。	
② 緊急時対策本部は、緊急時対策要員に原子炉建屋ブローアウトパネル閉	② 災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に原子炉建屋外側ブローアウ	<ul><li>東二は重大事故等対応要員が</li></ul>
止操作を指示する。	トパネル閉止操作を指示する。	対応
③ <u>緊急時対策要員</u> は,原子炉建屋原子炉 <u>区域</u> 内の開放状態の原子炉建屋ブ	③ <u>重大事故等対応要員</u> は,原子炉建屋原子炉 <u>棟</u> の開放状態の原子炉建屋 <u>外側</u>	2
ローアウトパネルへ移動後、 <u>牽引装置等を操作し、 原子炉建屋ブローア</u>	ブローアウトパネルへ移動後, 人力でのブローアウトパネル閉止装置の操	
ウトパネルを引き上げる。	作により、原子炉建屋外側ブローアウトパネル開口部の閉止を行う。	
④ 緊急時対策要員は,原子炉建屋ブローアウトパネルの引き上げ後に原子		
<u>炉建屋ブローアウトパネルを原子炉建屋に固定する。</u>		
⑤ 緊急時対策要員は,原子炉建屋ブローアウトパネルの閉止操作完了を緊	④ <u>重大事故等対応要員</u> は,原子炉建屋 <u>外側</u> ブローアウトパネルの閉止操作完	
<u>急時対策本部</u> 経由で <u>当直長</u> へ報告する。	了を <u>災害対策本部長代理経由で発電長</u> へ報告する。	
(c)操作の成立性	(c) 操作の成立性	
上記の操作は, 運転員又は緊急時対策要員 4 名で実施し, 作業開始を判断	上記の操作は <u>重大事故等対応要員2名</u> で実施し、作業開始を判断してから原	・対応人数,作業時間の違い
してから原子炉建屋ブローアウトパネル 1 枚あたり約 10 時間で対応可能であ	子炉建屋外側ブローアウトパネル1枚あたり40分以内で対応可能である。	
る。		
(2) 現場操作のアクセス性		(5)
被ばく線量の低減のための操作のうち現場操作が必要なものは、原子炉建屋		
ブローアウトパネルの閉止のうち以下の操作である。		
・現場での原子炉建屋ブローアウトパネル閉止操作		

柏崎刈羽原子力発電所/東海第二発電所 技術的能力比較表 【対象項目:1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等】

刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
上記操作は, 原子炉建屋 4 階通路と原子炉建屋 1 階 MS トンネル室での操作		
のため, 当該個所へのアクセスルートを第1.16.9 図~第1.16.12 図に示す。		
上記の現場操作が必要な個所へのアクセス性については、外部起因事象とし		
て地震, 地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合のアクセスルー		
<u>トの成立性についても評価し、アクセス性に影響がないことを確認した。</u>		
	d. 原子炉建屋外側ブローアウトパネルの強制開放手順	・KK は BOP 開放時は引き」
	(a) 手順着手の判断基準	て閉止する手順である。東二
	ブローアウトパネル閉止装置による閉止を行うために原子炉建屋外側ブロー	スライド扉での閉止する方式
	アウトパネルの開放を行う必要があると判断した場合	ため、操作を確実に実施する
		点からBOPの強制解放手順を
	(b) 操作手順	備する
	現場においてのブローアウトパネル強制開放装置の操作手順の概要は以下の	
	<u>とおり。タイムチャートを第 1.16―17 図に示す。</u>	
	① 発電長は、手順着手の判断基準に基づき、原子炉建屋外側ブローアウトパ	
	<u>ネルの開放を、災害対策本部長代理に依頼する。</u>	
	② 災害対策本部長代理は、原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放を、重	
	大事故等対応要員に指示する。_	
	③ 重大事故等対応要員は、現場(二次格納施設外)にてブローアウトパネル	
	強制開放装置の操作により,原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放を	
	<u>行う。</u>	
	④ 重大事故等対応要員は、原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放を確認	
	した後,災害対策本部長代理経由で発電長に報告する。	
	(c) 操作の成立性	
	上記の操作は重大事故等対応要員 2 名にて作業を実施し、1 箇所を開放する	
	まで 50 分で対応可能である。	
	その後にブローアウトパネル閉止装置による閉止を現場において人力で行う	
	場合、閉止まで60分以内で対応可能である。	

芯手段,対処詞	设備,	手順書一覧(1/2)			対応手段,	対処	設備,手順書一覧(1/3)			
機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	<b>&gt;</b> }处:後 <b>備</b>		下順告	機能喪失を想定 する設計基準事 故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書	
	居住性の確保	中央制御室差蔽  ・中央制御室可機型陽圧化室調機 (フィルタニニット・プロワニニット) ・中央制御室可機門脇圧化空調機用仮渡ダクト ・中央制御室両機可機所脇圧化空調機用仮渡ダクト ・中央制御室機気や開菜約構矢隔離年(MCR 外気取 入ダンバ、MCR 排気ダンパ					中央制御室中央制御室待避室	対 対 が を 施 設 等	非常時運転手順 書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回 復」等	
		MCR 非常用外気取入ダンパ) ・中央制御率換気空調系ダクト (MCR 外気取入ダクト、MCR 排気ダクト) 可歓型蓄電池内蔵型配明	_	正化  AM 設備別操作下順吉  中央制御室の照明確保  中央制御室は避室の照明確保、データ表			中央制御室遮蔽 中央制御室待避室遮蔽 中央制御室換気系 空気調和機ファン 中央制御室換気系 フィルタ系ファン	重大事故	非常時運転手順 書II (停止時徴候ベ ース) 「停止時電源復	
		差圧計 中央制御室存隆室建命(常識)		- 示装施起動、通信設備使用 AM 設備別操作手順書 空気ボンベによる中央側側室待避室陽圧 化と換気操作	_	居住性の	中央制御室換気系 フィルタユニット 中央制御室換気系 ダクト・ダンパ 中央制御室換気系 給気隔離弁 中央制御室換気系 排気隔離弁	等対処設備	日」 AM設備別操作 手順書	
		中央制御室行職等應義(可能型)  中央制御室行避室陽正化裝置 (空気ボンベ)  中央制御室行運室陽正化裝置 (配管・介)	重大事故等対処設備	AM 設備別級作手順書 空気ボンペによる中央制御室待距率陽丘 化と橋気線作		保保	中央制御室換気系 排煙装置隔離弁	VH	重大事故等対策要領	
		常設代替交流電源設備 ※1		-			酸素濃度計	重大事故等	AM設備別操作	
		・無傷連絡設備(常設) ・無傷連絡設備(常設) (居外アンテナ)	_	<ul><li>(4) 改額以集化手順等 中央起御案号道案の照明確保、データ表示決議契約、通信設備使用</li></ul>			二酸化炭素濃度計	等   対   処   設	手順書	
		・衛牙電話設備(常設) ・衛星電話設備(常設)(歴外アンテナ)		AM 改錦町操作手順書 中央制御室待職室の照明確保、データ表 示装置起動、通信設備使用				備		
		デーク表示装置(得確室)		AM設備別操作下順書 中央制御室得遊室の照明確保、データ表 示袋置起動、通信設備使用						
		酸素濃度・二酸化炭素濃度計		AM設備別操作下射吉 空気ボンベによる中央側御室待避室陽圧 化と換気操作						
		非常用照明	対象施設	_						
		乾電池内蔵型照明	資機材	AM 設備別操作丁順吉 中央制御室の照明確保 中央制御室待選室の照明確保、データ表 示装置起動、通信設備使用						
		カードル式空気ボンベユニット	自主対策	多様なハザード対応要領 カードル式空気ボンベユニットによる脳 圧化						
		第二代替交流電源設備 ※1	**	-						

	電/JT (	5/7号炉 設置変更許可申請	書 再補正	(平成29年12月18日)			東海第二			備考
応手段,対処設	2備,	手順書一覧(2/2)			第 1.1	16—	1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処が	色設と整備	する手順	
機能喪失を想定する 女計馬迎事依対処設備	対応 手段	<b>对处設備</b>		<b>丁順吉</b>	対応手段,	対対	D設備,手順書一覧(2/3)			
	汚典の持	<b>売売他内蔵門除町(チェンジンリエリア)</b>	管 機 材	緊急時対策本部運用要領 チェンジングエリアの設置運用	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	7.応手段	対処設備		手順書	
=	汚典の持ち込み防止	非常用照明	象 設計 基準対	緊急時対策本部運用要領 チェンジングエリアの設置運用	_		可搬型照明(SA)	処故重 設等大 備対事	A M 設備別操作手順書	
		防護具及び チェンジングエリア設営用資機材	資 機 材	緊急時対策本部運用要領 チェンジングエリアの設置運用	_		非常用照明	策自 設主 備対	_	
	被ばく線量の低減	・非常用ガス処理系制触機 ・非常用ガス処理系列機構可 ・非常用ガス処理系列機構可 ・非常用ガス処理系列管・介 ・主排水筒(小筒) ・非常用ガス処理系排炭流量 ・原丁サ建馬外気利下 ・原丁サ建馬外気利下	重大事故殺和設備 型片鬼裸事故対処設備	AM 設備別操作于順書 SGTS による R/B 負圧維持及び放射性物 質除去		居住性の確保	データ表示装置 (待避室) 中央制御室待避室 空気ボンベユニット (空気ボンベ) 衛星電話設備 (可搬型) (待避室) 差圧計 衛星制御装置 衛星制御装置 衛星制御装置 衛星制御装置~衛星電話設備 (屋外アンテナ) 電路 中央制御室待避室 空気ボンベユニット (配管・弁) 常設代替交流電源設備*1 可搬型代替交流電源設備*1 非常用交流電源設備*1	重大事故等対処設備	A M 設 備 別操作手順書 重大 事 故等 対策要領	
		・非常用交流電源設備 ※1 ・常設代替交流電源設備 ※1 第二代替交流電源設備 ※1	設備策	_	※1 手順は「	1.14	電源の確保に関する手順等」にて整備する。			

柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成29年12月18日)			東海第二		備考
			機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備す	-る手順	
	機能喪失を 想定する 設計基準事 故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	
	_	汚染の持ち込みの防止	設 備	重大事故等対 策要領	
		被ばく	非常用ガス処理系 排風機 非常用ガス処理系 排風機 非常用ガス処理系 配管・弁・フィルタトレイン 非常用ガス再循環系 配管・弁・フィルタトレイン 原子炉建屋原子炉棟 非常用ガス処理系排気筒 ブローアウトパネル閉止装置 対	非常時運転手順書I (徴候ベース)「電源供給回復」等 非常時運転手順書II	
	_	線量の低減	常設代替交流電源設備*1 非常用交流電源設備*1 ブローアウトパネル強制開放装置 策自 設主 備対	(停止時徴候 ベース) 「停止時電源 復旧」 AM設備別操 作手順書 重大事故等対	
			(幅対 ) 確保に関する手順等」にて整備する。 グエリア用資機材は本条文【解釈】1a)項を満足するための資機材(放射 ) が	策要領	

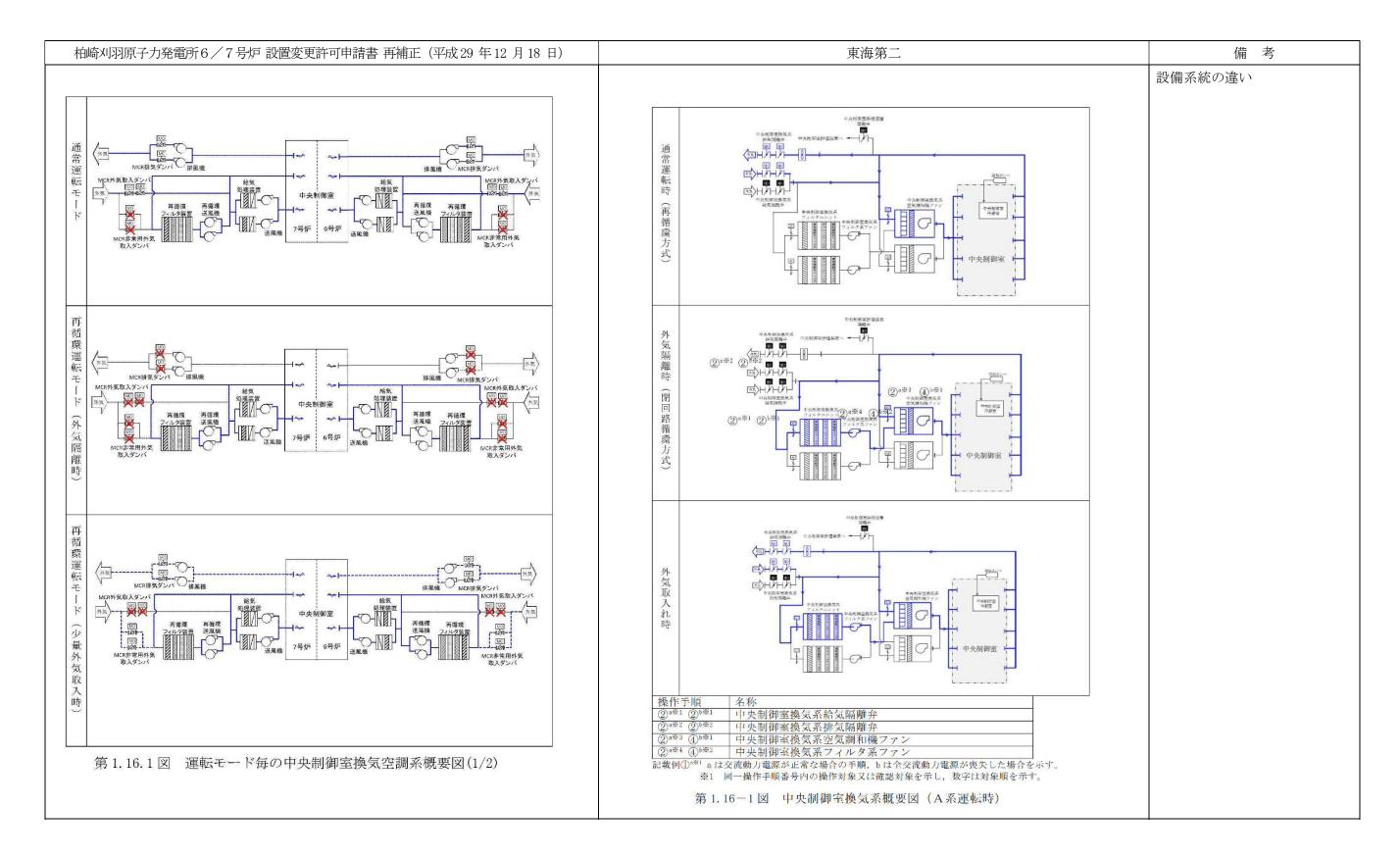
们啊小小小尔丁儿光电灯0/1	号炉	設置変更許可申請書	書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)			東海第二		備考
第1.16.2表 重大事故等対処に係る監視計器		第 監視計器一覧(1/		-2表 重大事故等対	対処に係る監視計器	2)		
监視計器一覧(1/2) ————————————————————————————————————			1	手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)	
予順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)	非常時運転手順書Ⅱ		必安となる無税委員	原子炉水位低	
Ali 設備別操作手順書 可搬型陽圧化空調機による中央制御室陽圧化	判断基	原子炉格納容器内の放射線量 率	格納容器内雰囲気放射線レベル(D/#, S/C)	(徴候ベース) 「電源供給回復」等 非常時運転手順書Ⅱ	判断	信号	ドライウェル圧力 原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ	
	準	原子炉圧力容器温度内の温度	原子炉圧力容器温度	「停止時電源復旧」   AM設備別操作手順書	進	電源 (確保)	M/C       2 C電圧         M/C       2 D電圧         P/C       2 C電圧         P/C       2 D電圧	
		電源(確保)	M/C 6D 電圧 M/C 7D 電圧 P/C 6D 電圧 P/C 7D 電圧 AM 用 MCC	重大事故等対策要領 中央制御室換気系によ る居住性の確保 a. 交流動力電源が正 常な場合の運転手順	操作	中央制御室換気系の運転	一	
	操作	中央制御室可搬型陽压化空調 機運転状態	中央制御宝差圧 ブロワユニット流量	非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」等 非常時運転手順書Ⅱ	判断基準	電源(確保)	M/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧 P/C 2 C電圧 P/C 2 D電圧	
AM 設備別操作手順書 空気ボンベによる中央制御室待避室陽圧化と換気 操作	判断基準	原子炉格納容器内の圧力	格納容器內圧力(D/#, S/C)	(停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書				
		中央制御室待避室陽圧機能の 確保	陽圧化空気ボンベ圧力	重大事故等対策要領 中央制御室換気系によ	操作	中央制御室換気系の運転	_	
	操作	中央側御室待避室陽圧化	中央制御室待職室差圧 陽圧化空気ボンベ圧力	る居住性の確保 b. 全交流動力電源が 喪失した場合の運転 手順			原子炉水位低	
AM 設備別操作手順書	判断		M/C 6C 范F:	AM設備別操作手順書	判断	信号	原丁炉小位位 ドライウェル圧力 原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ	
中央制御室の照明確保	準	電源(喪失)	M/C 6D 電圧 P/C 6C 電圧 P/C 6D 電圧 M/C 7C 電圧	中央制御室の酸素及び 二酸化炭素の濃度測定 と濃度管理	基準	電源(確保)	M/C       2 C電圧         M/C       2 D電圧         P/C       2 C電圧         P/C       2 D電圧	
			M/C 7D 電圧 P/C 7C 電圧 P/C 7D 電圧		操作	中央制御室内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	
	操作	可搬型蓄電池内臟照明設		AM設備別操作手順書 中央制御室待避室の酸	判断基準	中央制御室内の環境監視	差圧計	
		为政工品电池的 <i>颇</i> 然列取 置	-	素及び二酸化炭素の濃 度測定と濃度管理	操	中央制御室待避室内の環 境監視	二酸化炭素濃度計	
		乾電池内蔵型照明の設置	_	AM設備別操作手順書 中央制御室の照明の確	基	電源 (喪失)	M/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧 P/C 2 C電圧 P/C 2 D電圧	
		TATUTER 1980 官無明77月改刊		保	操作	可搬型照明(SA)の設 置		

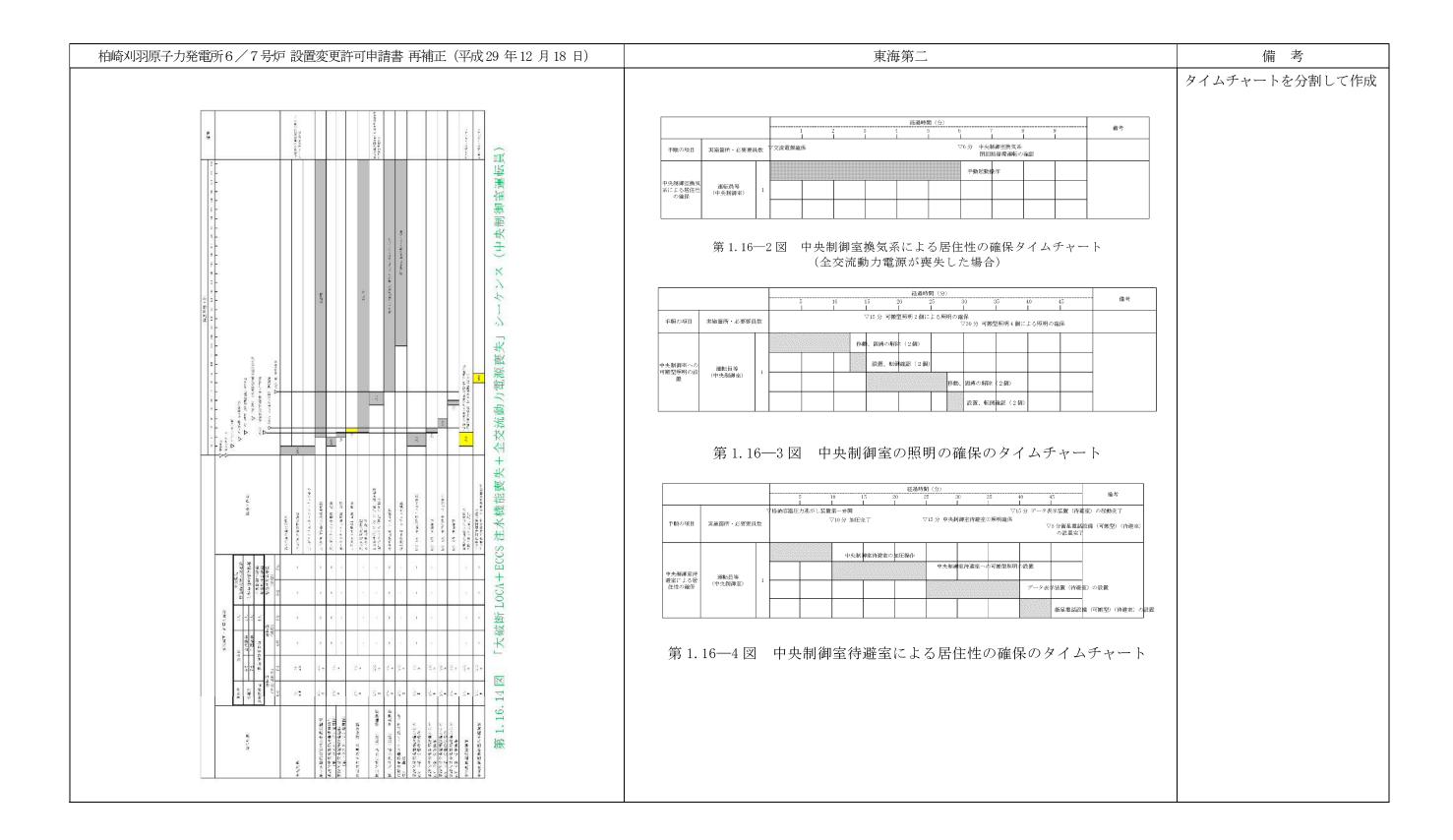
柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日)				備考					
監視計器一覧(2/2)			第1.1	第1.16-2表 重大事故等対処に係る監視計器					
手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)	監視計器一覧 (2/3)					
M 設備別操作手順書 中央制御室得避室の照明確保、データ表示装置起 動、通信設備使用	判断基準	原子炉格納容器内の圧力	格納容器内圧力 (D/W, S/C)	手順書 重大事故等の対応に 必要となる監視項目 監視パラメータ (計器)					
	操作	可機型蓄電池内蔵照明設置	-		判	原子炉格納容器内の放射線線 量率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) **1 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)		
		乾電池内蔵型照明の設置	-	AM設備別操作手順書	断基	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器表面温度		
AM 設備別操作手順書 空気ポンペによる中央制御室待避室陽圧化と換気操作	判断基準	原子炉格納容器内の圧力	格納容器內圧力(D/M, S/C)	中央制御室待避室の準備	準	原子炉格納容器内の水位 原子炉格納容器内の酸素濃度	サプレッション・プール水位 格納容器内酸素濃度(SA)		
3-81 F	操		酸茶濃度	A M 設備別操作手順書 判	中央制御室待避室の加圧	差圧計			
緊急時对策本部運用要領	11F	中央制御室内の環境監視				原子炉格納容器内の放射線線 量率	格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)		
チェンジングエリアの設置運用	判断基準	原子炉格納容器内の圧力	格納容器内IF力(D/W, S/C)	中央制御室待避室の照明の 確保, データ表示装置によ	準	原子炉圧力容器温度	原子炉圧力容器表面温度		
		原子炉圧力容器内の水位	<b>原(子對來位</b>	では、カーラスが表してよるプラントパラメータの監視、衛星電話装置(可搬	操	可搬型照明 (SA) の設置 プラントパラメータの監視			
		型) (待避室) による通信	作	衛星電話装置(可搬型) (待 避室)による通信連絡	_				
	操 作:	チェンジングエリアの設置	GM 汚染サーベイメーク	重大事故等対策要領	判断基	_	_		
AM 設備別操作下順告 SGTS による R/B 負圧維持及び放射性物質除去	判断某準	以下のいずれかの信号 ・原子炉区域排気放射能高 ・燃料取替エリア放射能高 ・ドライウェル圧力高	放射線モニタ 体納容器内圧力(D/K, S/C)	チェンジングエリアの設置 及び運用手順	基準 操作	チェンジングエリアの設置	GM汚染サーベイメータ		
		・原子炉水位低(L-3) ・原子炉区域・タービン区域 換気空調系全停	原子炉木位	非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」等	判断	信号	原子炉水位低 ドライウェル圧力 原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクト		
		原子炉区域・タービン 区域換気空調系全停	-	非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	基準	電源(確保)	モニタ M/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧		
	操作	非常用ガス処理系起動	非常用力不定型系统运输。 现了快速运作或治T.	AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領			P/C       2 C電圧         P/C       2 D電圧         非常用ガス処理系流量		
MI 設備別操作手順書 伝子炉建屋内の水素濃度上昇に作う SGTS の停止	11  67  AL	原子便建陸内の水素灌漑	族行物政學永恭確立	原子炉建屋ガス処理系によ る居住性の確保	操 作	非常用ガス処理系運転状態 非常用ガス再循環系運転状態	原子炉建屋負圧 非常用ガス再循環系流量		
	操作	非常用ガス処理系停止	非常用ガスが,型務基金配置 度, (小)電磁性気治主		<u> </u>				
- 磁設備別操作了販告 原子が建屋プローアクトバネルの用止	判	原子炉格納料器内の放射線量	拳術容器内容加気放射線レベル (D/R, S/C)						
多様なハザード対応手順 原子が建屋ブローアウトバネルの開北	从作	市原(附个)	M/C 60 電車 P/C 60 電車 P/C 60 電車 P/C 60 電車 M/C 70 電車 M/C 70 電車 P/C 70 電車						
	操件	原子炉建屋プローアウトバネ ルの間止							

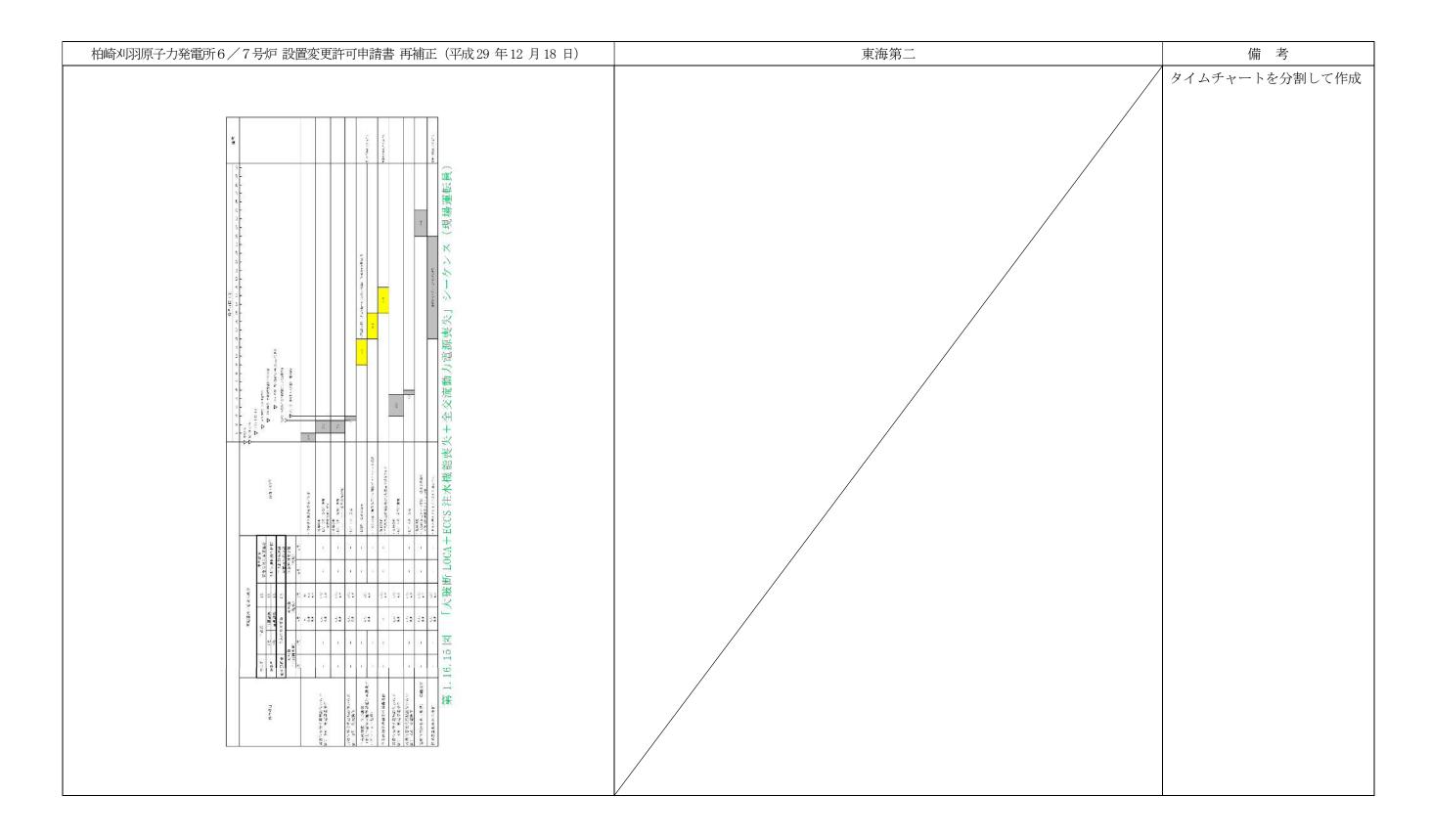
g

柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日)			東海第二		備考
		6-2	表 重大事故等対処に	係る監視計器	
	監視計器一覧(3/3)				
	手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)	
	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「電源供給回復」等 非常時運転手順書 II	判断基準	原子炉建屋外側ブローアウト パネルの開放	ブローアウトパネル開閉状態表示	
	(停止時徴候ベース) 「停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領 原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止による居住 性の確保 a.遠隔操作の場合の手順	操作	原子炉建屋外側ブローアウト パネルの閉止	ブローアウトパネル閉止装置開閉状態表示	
	非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」等 非常時運転手順書Ⅱ	判断基準	原子炉建屋外側ブローアウト パネルの開放	ブローアウトパネル開閉状態表示	
	非常時期等所書面 (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領 原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止による居住 性の確保 b.現場において人力による操作が必要な場合の手順	操作	原子炉建屋外側ブローアウトパネルの閉止	ブローアウトパネル閉止装置開閉状態表示	

柏崎刈羽原子力発電所6/	7号炉設	置変更許可申請書 再補正	三(平成 29 年 12 月 18 日)		東海第二				
	12 ===	T 15	1 A = 0. Ht	第 1.16-3 表 審查基	選準における要求事項ごとの給電対	   象設備 	2		
野1.16.3表 審査基準に 	号	要求事項ごとの給電文	給電元	対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線			
	炉	中央制御室可様型陽圧化空調機ブロフユニット	給電母線  AM 用モータコントロールセンタ 6B		     中央制御室換気系 空気調和機ファン	A系: MCC 2C系			
		可搬型蓄電池内藏型照明	モータコントロールセンタ 6D-1-8	【1.16】 原子炉制御室の居住性 等に関する手順等		B系:MCC 2D系			
	6	可搬型空気浄化装置	モータコントロールセンタ 6D-1-7 モータコントロールセンタ		中央制御室換気系 フィルタ系ファン	A系: MCC 2C系 B系: MCC 2D系			
	步炉	MCR 外気取人ダンバ MCR 非常用外気取入ダンバ	6C-1-7, 6D-1-7 モータコントロールセンタ 6C-1-7, 6D-1-7		中央制御室換気系 給気隔離弁	A系: MCC 2D系 B系: MCC 2C系			
【1. 16】 原子炉制御室の居住性等に関する手順等		MCR 排気ダンバ 非常用ガス処理系	モータコントロールセンタ 6C-1-7,6D-1-7 モータコントロールセンタ 6C-1-3,6D-1-3		中央制御室換気系 排気隔離弁	A系: MCC 2D系 B系: MCC 2C系			
		中央制御室可搬型陽圧化空調機プロ フユニット	MM用モータコントロールセンタ 7B モータコントロールセンタ		中央制御室換気系 排煙装置隔離弁	A系: MCC 2D系 B系: MCC 2C系			
	7	可接型寄電池内蔵型原明 MCR 外気取入ダンバ	7C-1-6, 7C-1-7, 7D-1-6, 7D-1-7 モータコントロールセンタ 7C-1-6, 7D-1-6		非常用ガス処理系 排風機	A系: MCC 2C系 B系: MCC 2D系			
	炉	MCR 非常川外気取人ダンパ MCR 排気ダンパ	モータコントロールセンタ 7C-1-6, 7D-1-6 モータコントロールセンタ 7C-1-6, 7D-1-6		非常用ガス再循環系 排風機	A系: MCC 2C系 B系: MCC 2D系			
		非常用ガス処理系	モータコントロールセンタ 70-1-3, 7D-1-3		原子炉建屋ガス処理系 AO 弁用制御電源	A系:125V A系蓄電池 B系:125V B系蓄電池			
					可搬型照明(SA)	緊急用MCC			
					ブローアウトパネル閉止装置	緊急用MCC			
					ブローアウトパネル開閉状態表示	緊急用 125V 系蓄電池			
					ブローアウトパネル閉止装置開閉状態表示	緊急用 125V 系蓄電池			



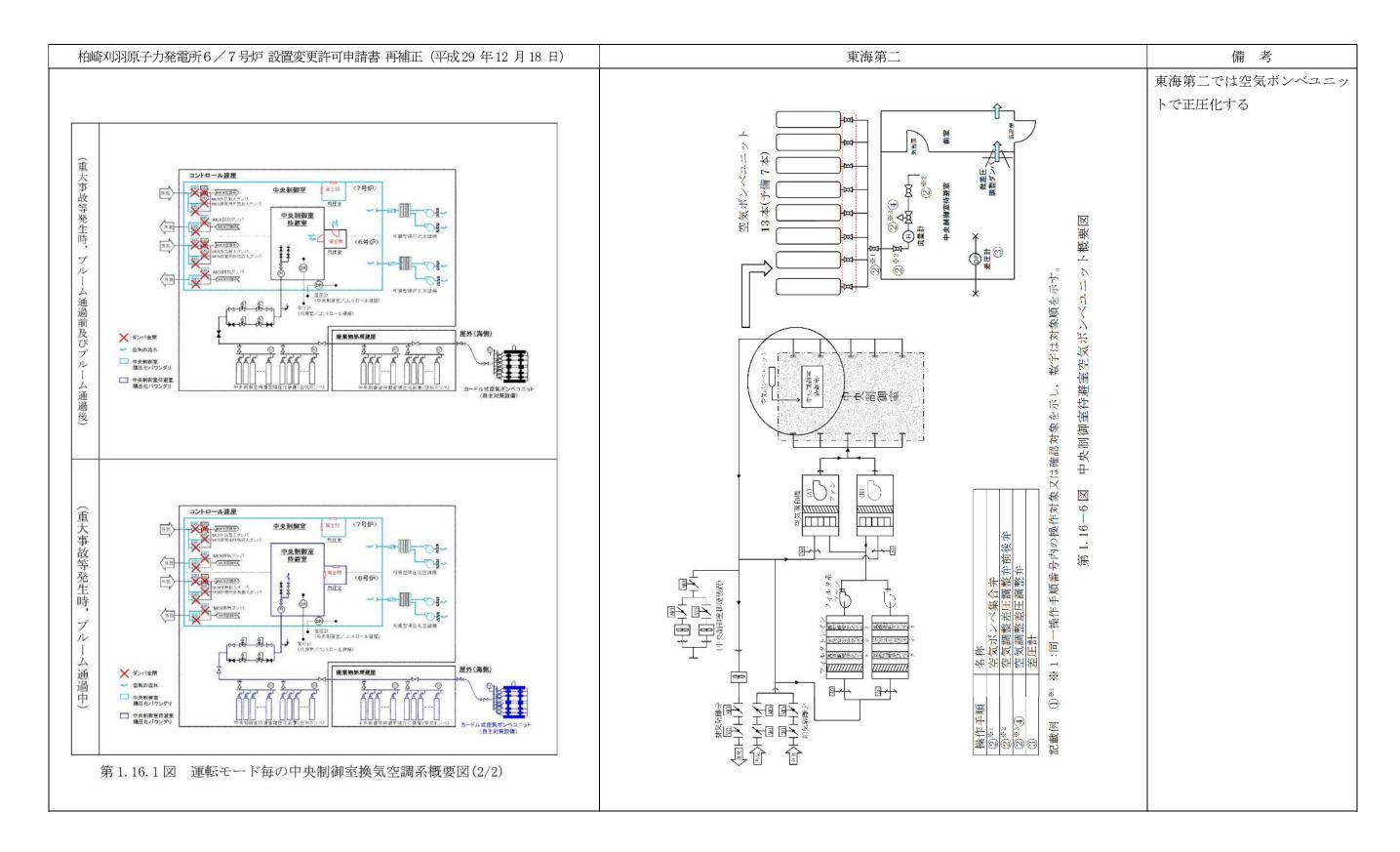


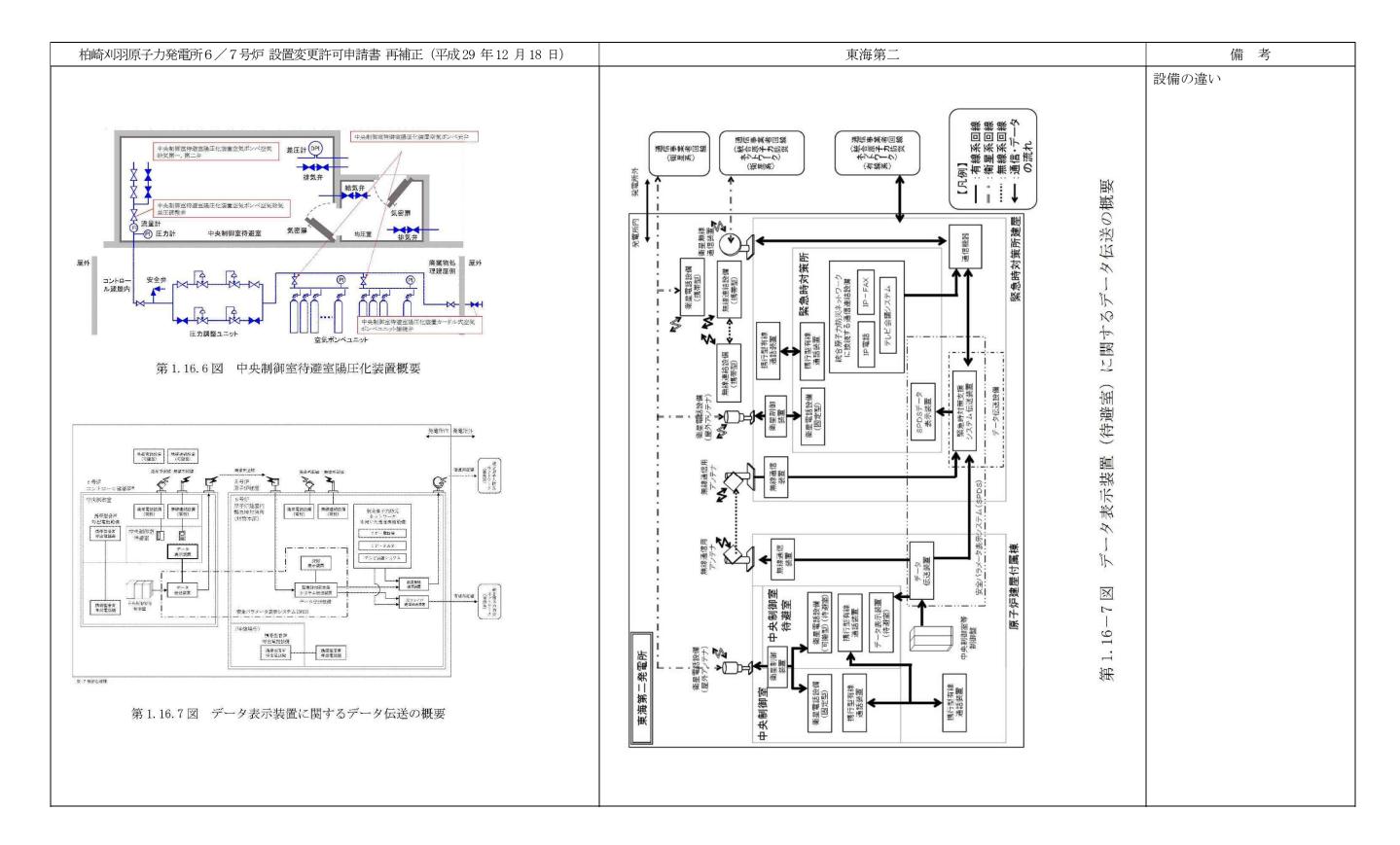


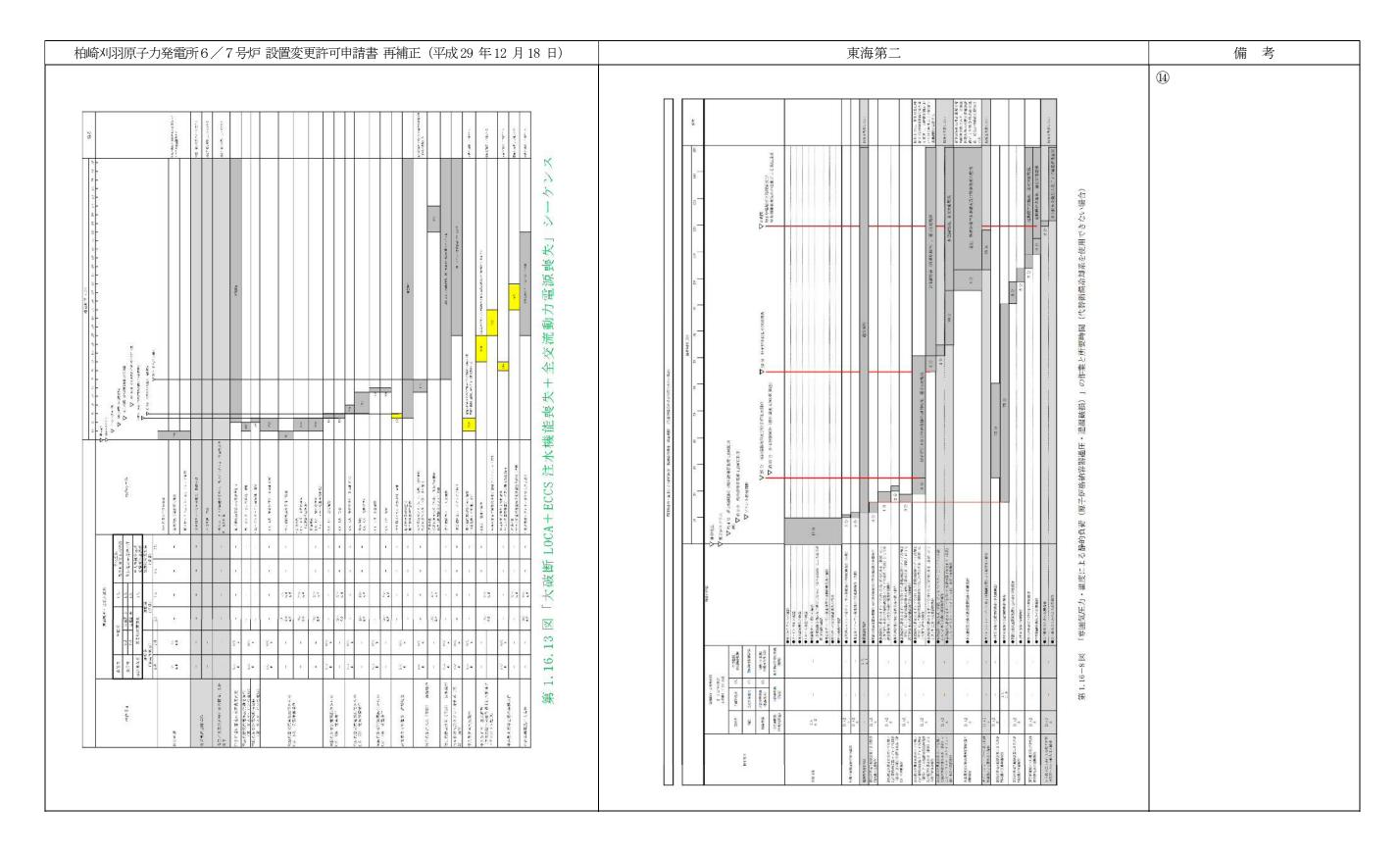
柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年1:	2月18日)	東海第二		備考
				東海第二では可搬型陽圧化装置
			ř	は用いない
第1.16.2図 中央制御室,中央制御室待避室の陽圧化バウンダリ構成図				
为 11100 因 一 人間傳生, 一 人間傳生的過生の				
· · · · ·				
		第1.16-5 図 中央制御室待避室正圧化バウンダリ構成図		
		37 1. 10 0 10 下大啊岬里町駐里正圧化ハリンクリ情放図		
第 1.16.3 図 中央制御室可搬型陽圧化空調機の構成図				
NATIONAL PROPERTY OF A DIVINOUS DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF				

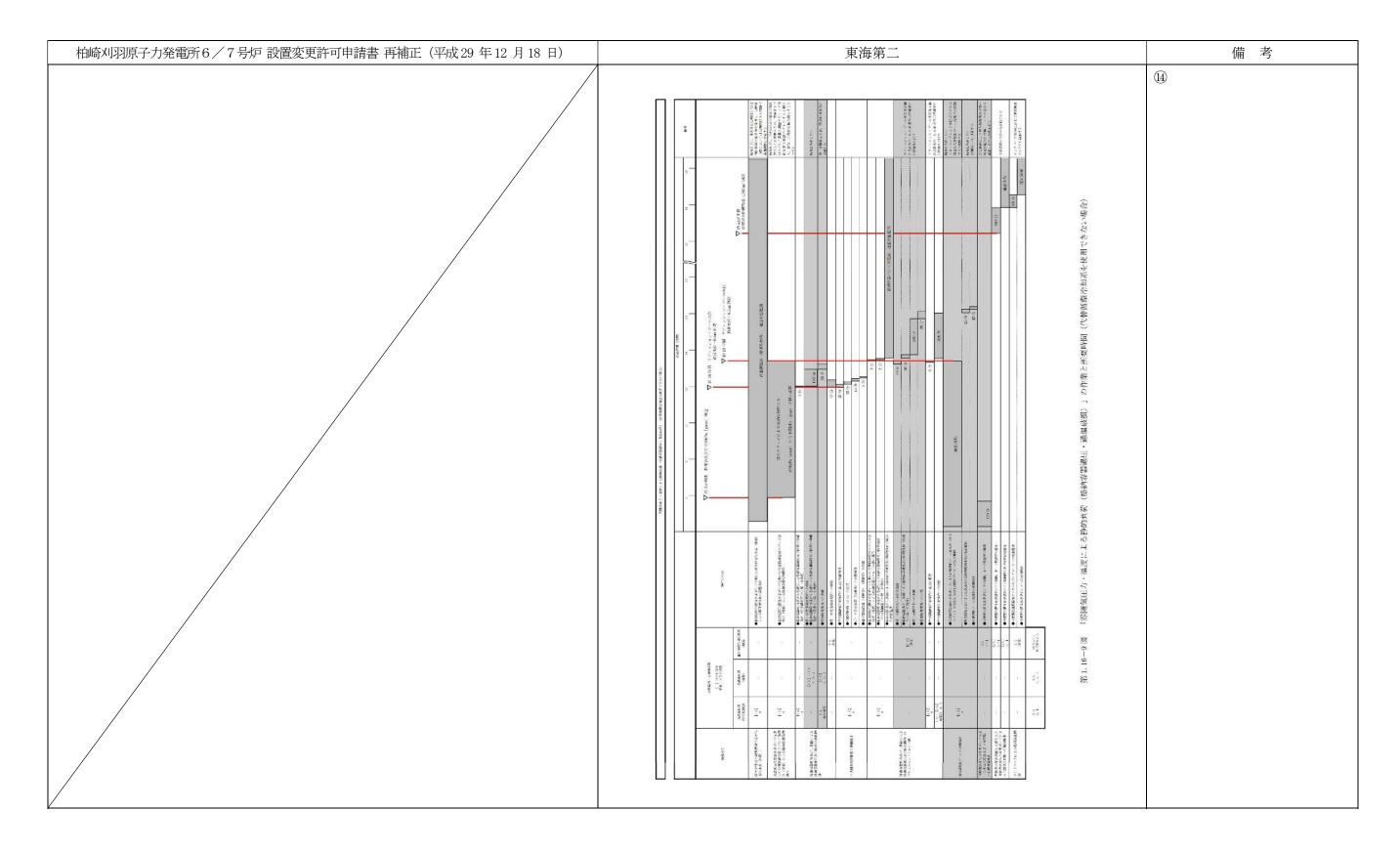
柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日)	東海第二	備考
第1.16.4 図 6 号炉中央制御室可搬型锡压化空調機 配置図		設備の違い

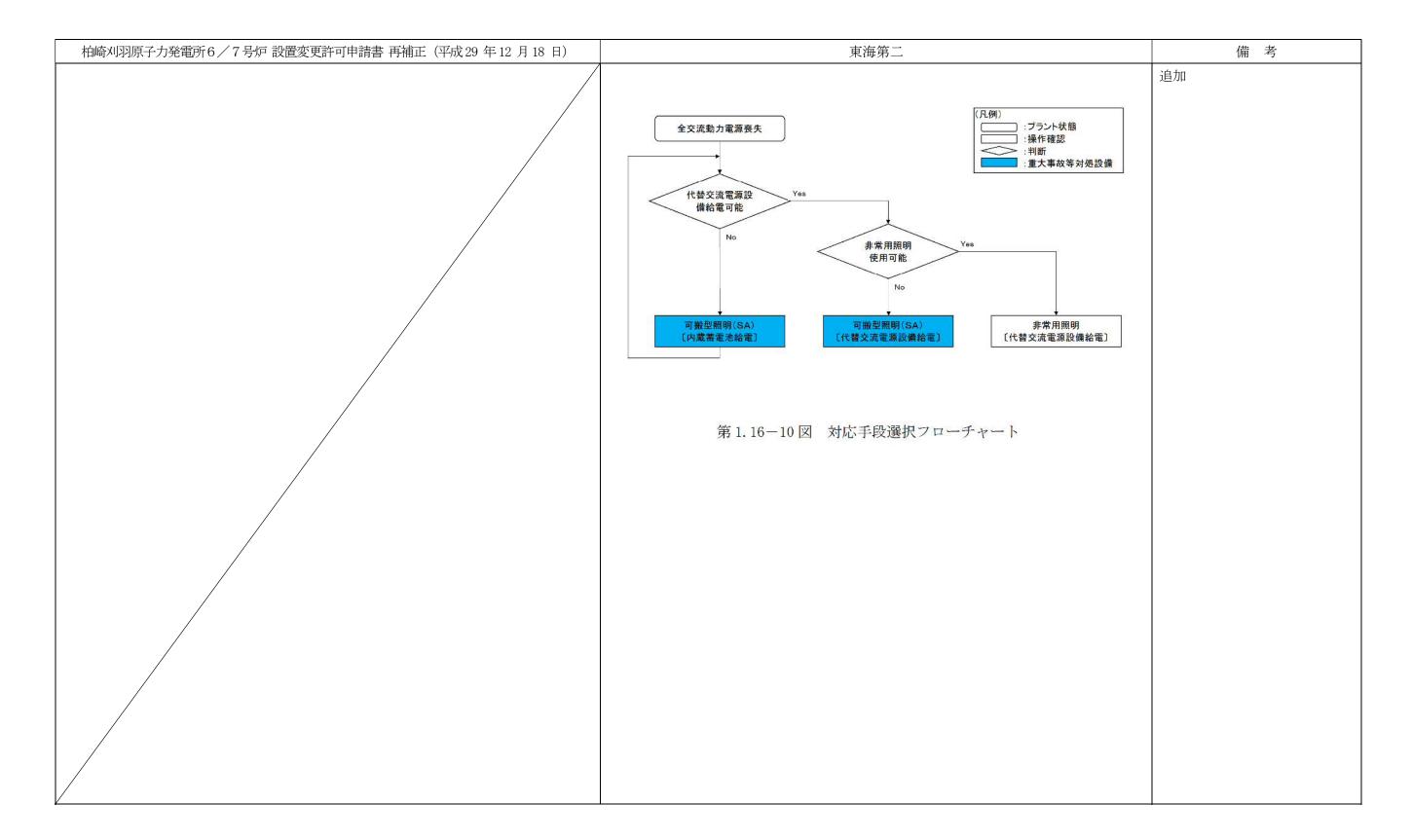
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年)	月18日) 東海第二	備考
	第1.16.5 区 7 号炉中央制御室可收型聯任化空票機 配置区	設備の違い

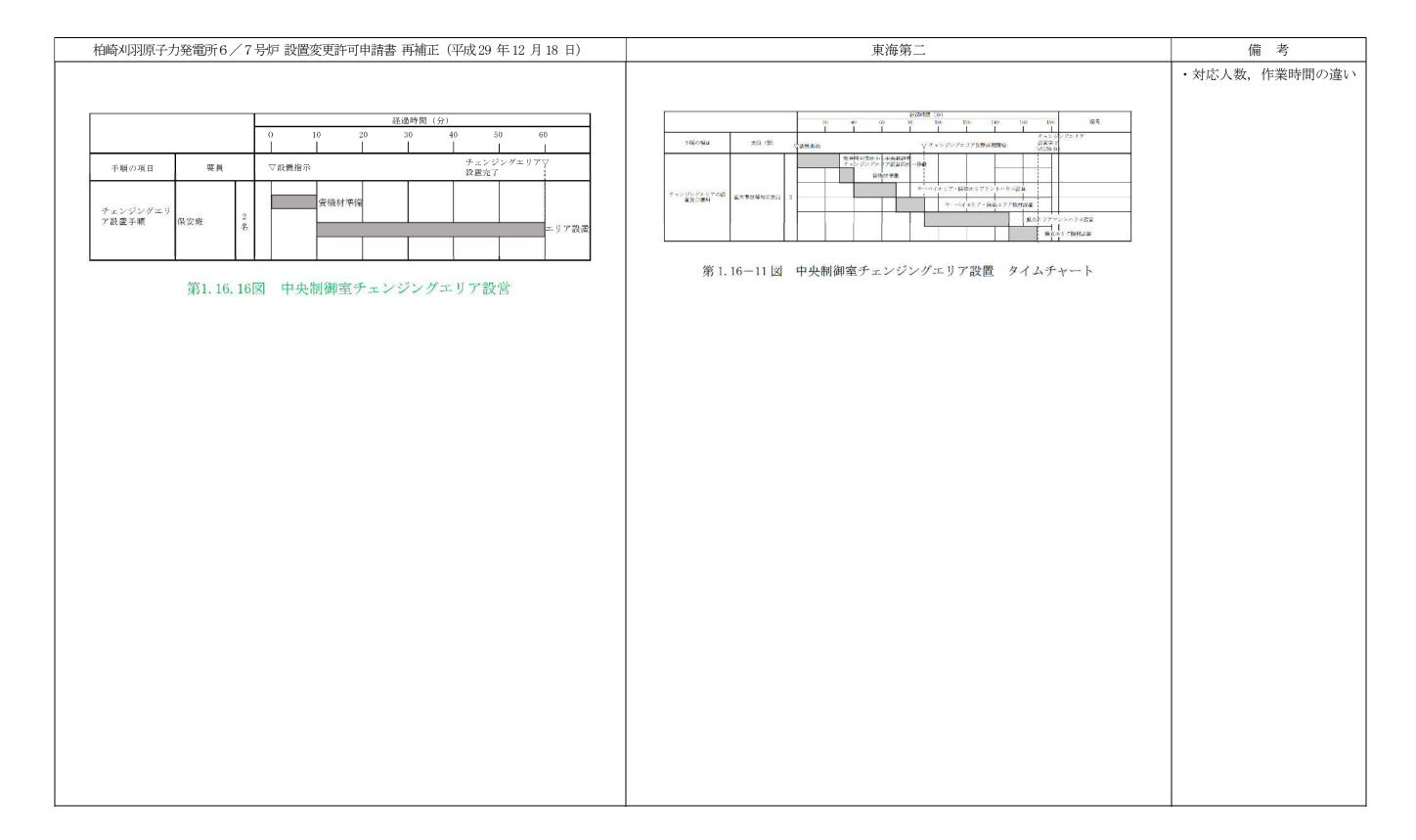


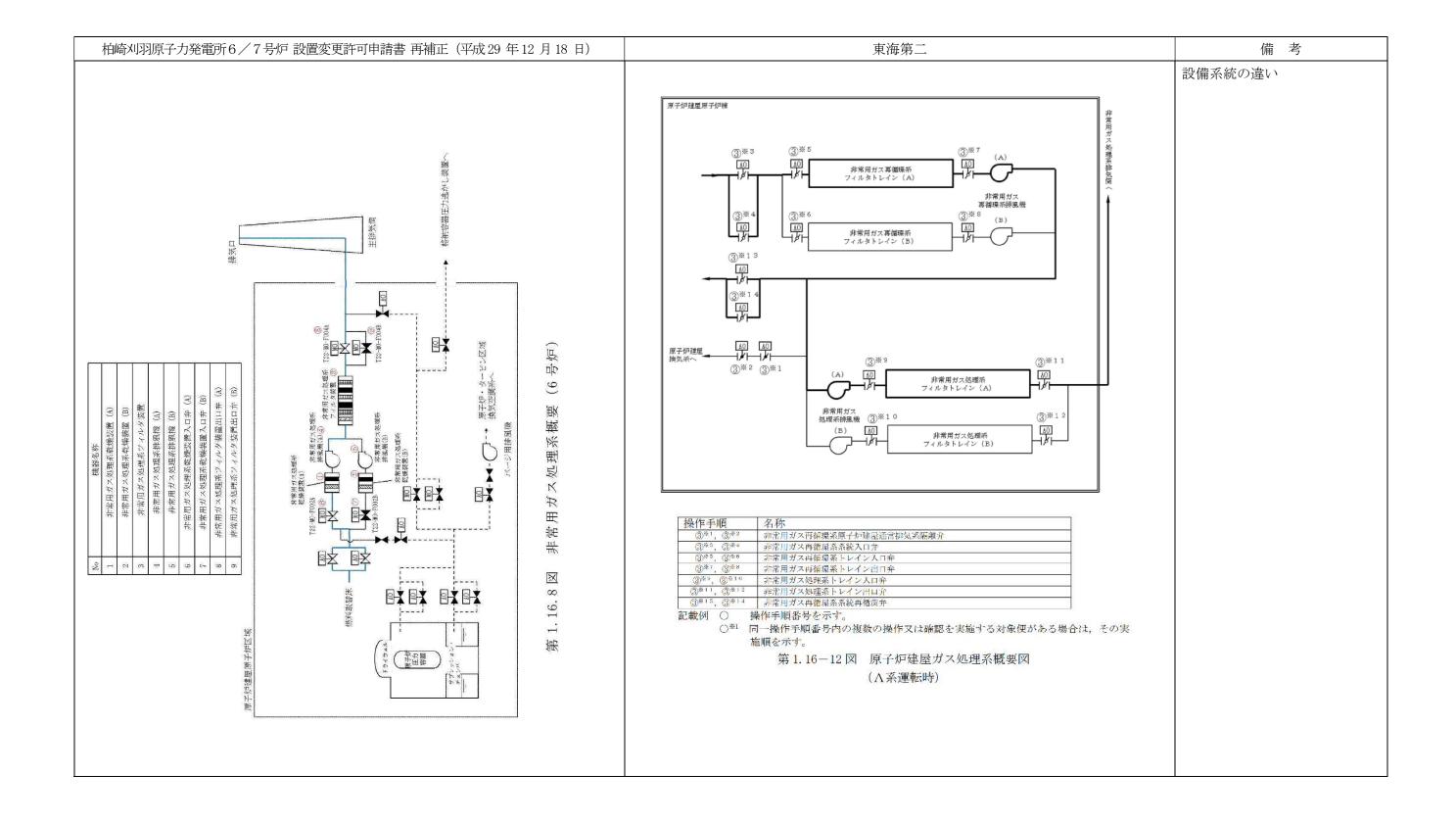






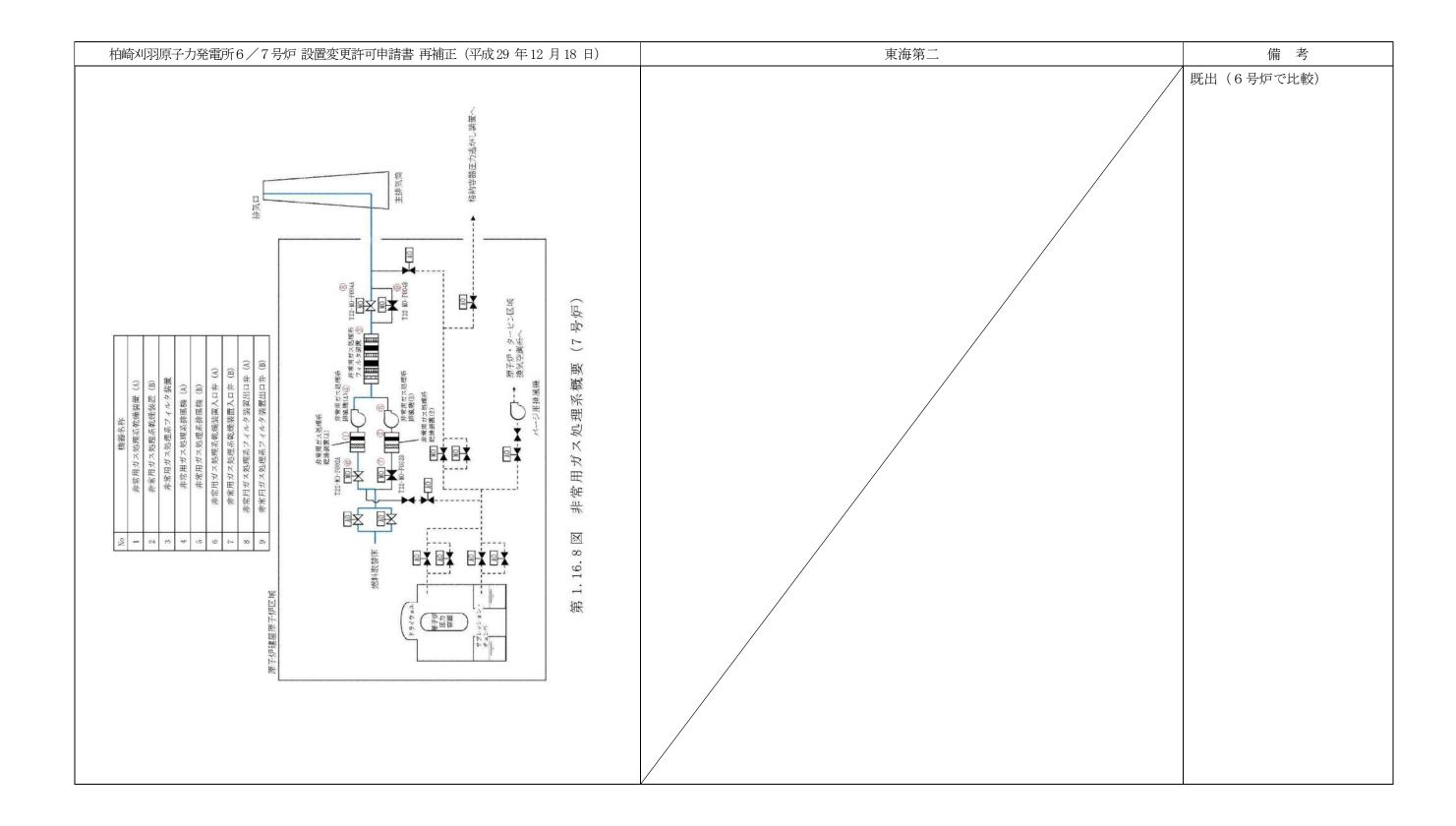






柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日)	東海第二	備考
	接触	・対応人数、作業時間の違い
	第 1. 16—13 図 原子炉建屋ガス処理系(交流電源が正常な場合)運転の タイムチャート	
	第 1. 16—14 図 原子炉建屋ガス処理系(全交流動力電源が喪失した場合)運転の タイムチャート    1. 16—14 図 原子炉建屋ガス処理系(全交流動力電源が喪失した場合)運転の タイムチャート    2 4 6 5 10 12 14 16 18 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16 16	
	第 1. 16—15 図 原子炉建屋外側ブローアウトパネルが開放した場合の閉止(遠隔操作の場合)のタイムチャート	

柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日)	東海第二	備考
相崎刈利原子刀発電所6/7号炉 設置変更計可申請書 再補止(平成29 年 12 月 18 日)	東海第二    東海が原用   株成園か・公東東国版   100	備 考・対応人数、作業時間の違い
	©384F)	



柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日)	東海第二	備考
第1.16.9 図 現場操作ブクセスルート(徳麗を除)		

柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日)	東海第二	備考
第1.16.10回 現場業作アクセスルート (韓西1階)		

等しまら197 を表体部プリセスルート (権限性 11度)	1.15.11 図 児島湯香ブクセスルート (単勝巻下1番)	柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日)	東海第二	備考
		1.16.11図 現場操作アクセスルート (建屋地下 1 略)		

柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成2	年12月18日)	東海第二	備考
	第1.16.12 図 現場操作アクセスルート (建屋 4 階)		

## 1.16 比較表の相違理由一覧

比較表ページ	番号	内容
1	1	東二は運転員以外に重大事故等対応要員が中央制御室に常駐
1	2	名称の違い
1	3	居住性確保のために東海第二では換気系による循環運転、KKでは陽圧化を行う
1	4	KKは待避室に据え付けの通信設備使用。東二は可搬型を使用。
2	5	東二は原則現場アクセスはない
4	6	資機材名称の違い
5	$\bigcirc$	東海第二ではカードル式空気ボンベユニット、乾電池内蔵型照 明は使用しない
5	8	東海第二の可搬型照明(SA)には代替交流電源から給電する
6	9	非常用ガス処理系排気流量,原子炉建屋負圧についてはSA 設備とはしない
6	10	KKでは脱落したBOPを引き上げて閉止。東二では閉止装置 (スライド扉)により閉止する
6	1)	東二はスライド扉のBOP閉止装置のため、確実に閉止できる よう強制解放装置を整備
6	12	東海第二では中央制御室換気系,非常用ガス処理系,非常用 ガス再循環系を重大事故等対処設備として用いる
7	(3)	東海第二の非常用照明は可搬型照明(SA)の代替としては使用しない。(可搬型照明(SA)が代替交流電源設備より給電可能であるため)
9	14)	事故シーケンス名称の違い
9	(15)	酸素の許容濃度はKKは酸欠防止規則の18%, 東二は保守的 に鉱山保安法の19%を採用, 二酸化炭素の許容濃度はKKは 事業所衛生基準規則, 東二は鉱山保安法より採用
16	16	東ニはベントタイミングに合わせて手順着手するため
16	1	東二は10倍を含め炉心損傷としているため
19	18	記載方法の違い

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
1.17 監視測定等に関する手順等	1.17 監視測定等に関する手順等	
< 目 次 >	< 目 次 >	
1.17.1 対応手段と設備の選定	1.17.1 対応手段と設備の選定	
(1)対応手段と設備の選定の考え方	(1) 対応手段と設備の選定の考え方	
(2)対応手段と設備の選定の結果	(2) 対応手段と設備の選定の結果	
a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び設備	a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び設備	
b. 風向,風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備	b. 風向, 風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備	
c. モニタリング・ポストの電源回復又は機能回復の対応手段及び設備	c. モニタリング・ポストの電源回復又は機能回復の対応手段及び設備	
d. 手順等	d. 手順等	
1.17.2 重大事故等時の手順等	1.17.2 重大事故等時の手順等	
1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等	1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等	
(1)モニタリング・ポストによる放射線量の測定	(1) モニタリング・ポストによる放射線量の測定	
(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	(2) 可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の測定及び代替測定	・設備名称の相違
(3)放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定	(3) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定	以降,同様の相違理由による
(4) <u>可搬型放射線計測器</u> による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	(4) <u>可搬型放射能測定装置</u> による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	ものは相違理由①と示す。
(5) <u>可搬型放射線計測器</u> 等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定	(5) 可搬型放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定	相違理由①
(6)モニタリング・ポストのバックグラウンド低減対策	(6) モニタリング・ポストのバックグラウンド低減対策	
(7) 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	(7) 可搬型モニタリング <u>・</u> ポストのバックグラウンド低減対策	
(8)放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	(8) 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	
(9)敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制	(9) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制	
1.17.2.2 風向,風速その他の気象条件の測定の手順等	1.17.2.2 風向, 風速その他の気象条件の測定の手順等	
(1)気象観測設備による気象観測項目の測定	(1) 気象観測設備による気象観測項目の測定	
(2) <u>可搬型気象観測装置</u> による気象観測項目の代替測定	(2) <u>可搬型気象観測設備</u> による気象観測項目の代替測定	相違理由①
1.17.2.3 モニタリング・ポストの電源を <u>モニタリング・ポスト用発電機</u> から給電する手	1.17.2.3 モニタリング・ポストの電源を <u>代替交流電源設備</u> から給電する手順等	・東二はモニタリング・ポスト
順等		専用の電源を設けず、代替交
		流電源設備から給電する。
		以降, 同様の相違理由による
		ものは相違理由②と示す。

【対象項目:1.17 監視測定等に関する手順等】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)

#### 1.17 監視測定等に関する手順等

#### 備考

# 1.17 監視測定等に関する手順等

#### 【要求事項】

- 1 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺 (工場等の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質 の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な 手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。
- 2 発電用原子炉設置者は、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

#### 【解釈】

- 1 第1 項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
  - a) 重大事故等が発生した場合でも、工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において、モニタリング設備等により、発電用原子炉施設から放出される 放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録す るために必要な手順等を整備すること。
- b) 常設モニタリング設備が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。
- c) 敷地外でのモニタリングは、他の機関との適切な連携体制を構築すること。
- 2 事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド 低減対策手段を検討しておくこと。

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備を整備している。また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備を整備している。ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

### 【要求事項】

1 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺 (工場等の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質 の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な 手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

東海第二

2 発電用原子炉設置者は、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

#### 【解釈】

- 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
  - a) 重大事故等が発生した場合でも、工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において、モニタリング設備等により、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等を整備すること。
- b)常設モニタリング設備が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。
- c) 敷地外でのモニタリングは、他の機関との適切な連携体制を構築すること。
- 2 事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド 低減対策手段を検討しておくこと。

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備を整備<u>する</u>。また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備を整備<u>する</u>。ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

・東二は対処設備の設置工事を 未だ実施していないため方 針を示し、他条文と整合を図 る記載とした。

・モニタリング・ポスト

・可搬型モニタリングポスト

怕崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
1.17.1 対応手段と設備の選定	1.17.1 対応手段と設備の選定	
(1) 対応手段と設備の選定の考え方	(1) 対応手段と設備の選定の考え方	
重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)	重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)	
において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視	において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視	
し, 及び測定し, 並びにその結果を記録するための対応手段と重大事故等対処設備を	し、及び測定し、並びにその結果を記録するための対応手段と重大事故等対処設備を	
選定する。	選定する。	
また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件	また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件	
を測定し,及びその結果を記録するための対応手段と重大事故等対処設備を選定す	を測定し、及びその結果を記録するための対応手段と重大事故等対処設備を選定す	
る。	る。	
重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うため対応手段と自主対策設備※	重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段と自主対策設	
<sup>1</sup> を選定する。	備*1を選定する。	
※1 自主対策設備:技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント	※1 自主対策設備:技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント	
状況において使用することは困難であるが、プラント状況に	状況において使用することは困難であるが,プラント状況に	
よっては、事故対応に有効な設備。	よっては、事故対応に有効な設備。	
選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準(以下「審査基準」とい	選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準(以下「審査基準」とい	
う。)だけでなく,設置許可基準規則第六十条及び技術基準規則第七十五条 (以下 「基	う。) だけでなく, 設置許可基準規則第六十条及び技術基準規則第七十五条 (以下 「基	
準規則」という。) の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとと	準規則」という。)の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとと	
もに、重大事故等対処設備及び自主対策設備との関係を明確にする。	もに、重大事故等対処設備及び自主対策設備との関係を明確にする。	
(2) 対応手段と設備の選定の結果	(2) 対応手段と設備の選定の結果	
上記「(1)対応手段と設備の選定の考え方」に基づき選定した対応手段及び審査基	上記「(1) 対応手段と設備の選定の考え方」に基づき選定した対応手段及び審査	
準、基準規則からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等	基準、基準規則からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故	
対処設備,資機材及び自主対策設備を以下に示す。	等対処設備、資機材及び自主対策設備を以下に示す。	
なお、機能喪失を想定する設計基準対象施設等と整備する手順についての関係を	なお、機能喪失を想定する設計基準対象施設等と整備する手順についての関係を	・図表番号の附番ルールの相違
第 1.17.1 表に整理する。	第 <u>1.17-1</u> 表に整理する。	以降, 同様の相違理由による
		ものは相違理由③と示す。
a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び設備	a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び設備	
(a) 対応手段	(a) 対応手段	
重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含	重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含	
む。)の放射線量を測定する手段がある。放射線量の測定で使用する設備は以下	む。)の放射線量を測定する手段がある。放射線量の測定で使用する設備は以下	
のとおり。	のとおり。	

・モニタリング・ポスト

・可搬型モニタリング<u>・</u>ポスト

相違理由①

【対象項目:1.17 監視測定等に関する手順等】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
<ul><li>・データ処理装置</li></ul>	・可搬型モニタリング・ポスト端末	相違理由①
・可搬型放射線計測器(電離箱サーベイメータ)	・ <u>電離箱サーベイ・メータ</u>	相違理由①
・小型船舶(海上モニタリング用)	• 小型船舶	相違理由①
重大事故等が発生した場合に,発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)	重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)	
の放射性物質の濃度を測定する手段がある。放射性物質の濃度の測定で使用する	の放射性物質の濃度を測定する手段がある。放射性物質の濃度の測定で使用する	
設備は以下のとおり。	設備は以下のとおり。	
・放射能観測車	• 放射能観測車	
• 可搬型放射線計測器	• 可搬型放射能測定装置	相違理由①
(可搬型ダスト・よう素サンプラ, NaI シンチレーションサーベイメータ, <u>GM</u>	(可搬型ダスト・よう素サンプラ, N a I シンチレーションサーベイ <u>・</u> メータ,	相違理由①
<u>汚染サーベイメータ,</u> ZnS シンチレーションサーベイメータ)	<u>β 線サーベイ・メータ及び</u> Ζ n S シンチレーションサーベイ <u>・</u> メータ)	相違理由①
・小型船舶(海上モニタリング用)	• 小型船舶	相違理由①
・Ge ガンマ線多重波高分析装置	・ <u>G e γ線多重波高分析装置</u>	相違理由①
・可搬型 Ge ガンマ線多重波高分析装置		・柏崎は所有する可搬型G e を
・ <u>ガスフロー測定装置</u>	・ <u>ガスフロー式カウンタ</u>	使用する。
		以降,同様の相違理由による
		ものは相違理由④と示す。
(b) 重大事故等対処設備と自主対策備	(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	
放射線量の測定に使用する設備のうち,可搬型モニタリングポスト, <u>データ処</u>	放射線量の測定に使用する設備のうち,可搬型モニタリング・ポスト,可搬型	相違理由①
<u>理装置</u> , <u>可搬型放射線計測器(電離箱サーベイメータ)</u> 及び <u>小型船舶(海上モニ</u>	<u>モニタリング・ポスト端末</u> , <u>電離箱サーベイ・メータ</u> 及び <u>小型船舶</u> は, 重大事故	相違理由①
<u>タリング用)</u> は、重大事故等対処設備として位置付ける。	等対処設備として位置付ける。	
また,放射性物質の濃度の測定に使用する設備のうち, <u>可搬型放射線計測器</u>	また,放射性物質の濃度の測定に使用する設備のうち,可搬型放射能測定装置	相違理由①
(可搬型ダスト・よう素サンプラ, NaI シンチレーションサーベイメータ, <u>GM 汚</u>	(可搬型ダスト・よう素サンプラ, $N$ а $I$ シンチレーションサーベイ <u>・</u> メータ,	相違理由①
<u>染サーベイメータ</u> 及び ZnS シンチレーションサーベイメータ) 及び <u>小型船舶 (海</u>	<u>β線サーベイ・メータ</u> 及びΖηSシンチレーションサーベイ <u>・</u> メータ) 及び <u>小型</u>	相違理由①
<u>上モニタリング用)</u> は、重大事故等対処設備として位置付ける。	<u>船舶</u> は、重大事故等対処設備として位置付ける。	
これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備として全	これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備として全	
て網羅されている。	て網羅されている。	
以上の手上車投放製加乳供)とり、水電電車が2の用で、水電電の用で放射され	N L の毛上東投放品加売(z と b - 文金託及び2の国) 1 (文金託の国) 2次はよ	
以上の重大事故等対処設備により、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を	以上の重大事故等対処設備により,発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含まる)において発電用原子原接部から批出される故財性物質の濃度及び批財領	
含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線	含む。)において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線	
量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。	量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。	
また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策記機はして位置ははる。なわけて、その理典な言葉	また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策記憶は位置付ける。たわけて、その理由な言さ	
め、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。	め、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。	
・モニタリング・ポスト	・モニタリング・ポスト	

柏崎刈羽原子力発電所/東海第二発電所 技術的能力比較表

【対象項目:1.17 監視測定等に関する手順等】

伯崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
• 放射能観測車	• 放射能観測車	
・ <u>Ge ガンマ線多重波高分析装置</u>	・ <u>G e γ線多重波高分析装置</u>	相違理由①
・可搬型 Ge ガンマ線多重波高分析装置		相違理由④
・ガスフロー測定装置	・ <u>ガスフロー式カウンタ</u>	相違理由①
耐震性は確保されていないが, 健全性が確認できた場合において, 重大事	耐震性は確保されていないが,健全性が確認できた場合において,重大事	
故等時の放射性物質の濃度及び放射線量を測定するための手段として有効	故等時の放射性物質の濃度及び放射線量を測定するための手段として有効	
である。	である。	
b. 風向, 風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備	b. 風向, 風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備	
(a) 対応手段	(a) 対応手段	
重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を	重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を	
測定する手段がある。風向, 風速その他の気象条件の測定で使用する設備は以下	測定する手段がある。風向, 風速その他の気象条件の測定で使用する設備は以下	
のとおり。	のとおり。	
• 気象観測設備	• 気象観測設備	
• 可搬型気象観測装置	• 可搬型気象観測設備	相違理由①
<ul><li><u>データ処理装置</u></li></ul>	• 可搬型気象観測設備端末	相違理由①
(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	
風向, 風速その他の気象条件の測定に使用する設備のうち, <u>可搬型気象観測装</u>	風向, 風速その他の気象条件の測定に使用する設備のうち, <u>可搬型気象観測設</u>	相違理由①
置及びデータ処理装置は、重大事故等対処設備として位置付ける。これらの選定	<u>備</u> 及び <u>可搬型気象観測設備端末</u> は,重大事故等対処設備として位置付ける。これ	相違理由①
した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備として全て網羅されてい	らの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備として全て網羅	
る。	されている。	
以上の重大事故等対処設備により、重大事故等が発生した場合に、発電所にお	以上の重大事故等対処設備により、重大事故等が発生した場合に、発電所にお	
いて風向,風速その他の気象条件を測定し,及びその結果を記録できる。	いて風向,風速その他の気象条件を測定し,及びその結果を記録できる。	
また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるた	また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるた	
め、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。	め、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。	
• 気象観測設備	• 気象観測設備	
耐震性は確保されていないが、健全性が確認できた場合において、風向、	耐震性は確保されていないが,健全性が確認できた場合において,風向,	
風速その他の気象条件を測定するための手段として有効である。	風速その他の気象条件を測定するための手段として有効である。	

ストの機能を維持するための手段として有効である。

【対象項目:1.17 監視測定等に関する手順等】

柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日) 東海第二 備考 c. モニタリング・ポストの電源回復又は機能回復の対応手段及び設備 c. モニタリング・ポストの電源回復又は機能回復の対応手段及び設備 (a) 対応手段 (a) 対応手段 電源を回復させるため、無停電電源装置及び代替交流電源設備(モニタリング・ 電源を回復させるため、無停電電源装置、常設代替交流電源設備(常設代替高│相違理由② ポスト用発電機)から給電する手段がある。なお、モニタリング・ポストの電源を 圧電源装置)、可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車)及び非常用交 ・東海第二は、代替交流電源設 回復してもモニタリング・ポストの機能が回復しない場合は, 可搬型モニタリング 流電源設備から給電する手段がある。 備の他に, 非常用交流電源設 ポスト及びデータ処理装置により代替測定する手段がある。 なお、モニタリング・ポストの電源を回復してもモニタリング・ポストの機能 備からの給電も可能である。 が回復しない場合は、可搬型モニタリング・ポスト及び可搬型モニタリング・ポ 以降,同様の相違理由による スト端末により代替測定する手段がある。 ものは相違理由⑤と示す。 相違理由① モニタリング・ポストの電源回復又は機能回復で使用する設備は以下のとおり モニタリング・ポストの電源回復又は機能回復で使用する設備は以下のとお り。 • 無停電電源装置 • 無停電電源装置 モニタリング・ポスト用発電機 相違理由② • 常設代替交流電源設備 • 可搬型代替交流電源設備 相違理由② • 非常用交流電源設備 相違理由⑤ 相違理由① 可搬型モニタリングポスト ・可搬型モニタリング・ポスト ・データ処理装置 ・可搬型モニタリング・ポスト端末 相違理由① (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 モニタリング・ポストの電源回復又は機能回復で使用する設備のうち, モニタリ モニタリング・ポストの電源回復又は機能回復で使用する設備のうち,常設代 相違理由②,⑤ 替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,非常用交流電源設備,可搬型モニタ │ 相違理由① ング・ポスト用発電機、可搬型モニタリングポスト及びデータ処理装置は、重大事 故等対処設備として位置付ける。これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則 リング・ポスト及び可搬型モニタリング・ポスト端末は、重大事故等対処設備と に要求される設備として全て網羅されている。 して位置付ける。これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される 設備として全て網羅されている。 以上の重大事故等対処設備により,常用所内電源が喪失した場合においても,モ 以上の重大事故等対処設備により、非常用交流電源設備からの給電が喪失し 相違理由① ニタリング・ポストの電源又は機能を回復し、発電所及びその周辺において発電用 た場合においても、モニタリング・ポストの電源又は機能を回復し、発電所及び 原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録 その周辺において発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測 定し、並びにその結果を記録できる。 できる。 また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、 また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるた 自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。 め、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。 無停電電源装置 無停電電源装置 耐震性は確保されていないが、モニタリング・ポストの電源が喪失した場合 耐震性は確保されていないが、モニタリング・ポストの電源が喪失した に、モニタリング・ポスト用発電機から給電するまでの間のモニタリング・ポ 場合に、代替交流電源設備から給電するまでの間のモニタリング・ポスト | 相違理由②

の機能を維持するための手段として有効である。

【対象項目:1.17 監視測定等に関する手順等】

柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日)

#### d. 手順等

上記の a. b. 及び c. により選定した対応手段に係る手順を整備する。(第1.17.1

また、これらの手順は、保安班※2の対応として重大事故等時における緊急時対 策本部運営要領等に定める。

※2 保安班:緊急時対策要員のうち保安班の班員をいう。

事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備す る。(第1.17.2表, 第1.17.3表)

#### 1.17.2 重大事故等発生時の手順等

### 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)にお いて発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測 定し、並びにその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。

重大事故等時におけるモニタリング・ポスト及び可搬型モニタリングポストを用いた 放射線量の測定は、連続測定を行う。また、放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中) の測定及び海上モニタリングの測定頻度は、1回/日以上とする。ただし、発電用原子炉 施設の状態、放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。得 られた放射性物質の濃度及び放射線量並びに「1.17.2.2 風向, 風速その他の気象条件の 測定の手順等」の気象データから放射能放出率を算出し、放出放射能量を求める。

事故後の周辺汚染により、モニタリング・ポストでの放射線量の測定ができなくなるこ とを避けるため、モニタリング・ポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウ ンド低減対策を行う。

事故後の周辺汚染により、可搬型モニタリングポストでの放射線量の測定ができなく なることを避けるため、可搬型モニタリングポストの養生シートを交換する等のバック グラウンド低減対策を行う。

事故後の周辺汚染により、放射性物質の濃度の測定ができなくなることを避けるため、 検出器の周辺を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。

(1) モニタリング・ポストによる放射線量の測定

モニタリング・ポストは、通常時から放射線量を連続測定しており、重大事故等時

d. 手順等

上記のa. b. 及びc. により選定した対応手段に係る手順を整備する。(第 相違理由③ 1.17-1表)

東海第二

また、これらの手順は、運転員等※2及び重大事故等対応要員の対応として「非 常時運転手順書Ⅱ(徴候ベース)」、「非常時運転手順書Ⅱ(停止時徴候ベース)」、 「AM設備別操作手順書」及び「重大事故等対策要領」に定める。

※2 運転員等:運転員(当直運転員)及び重大事故等対応要員(運転操作対応) をいう。

事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備す る。(第1.17-2表, 第1.17-3表)

・設備運用・設計, 体制の違い に起因する記載の相違はあ るが、実態として記載内容に 違いはない。

備考

以降,同様の相違理由による ものは相違理由⑥と示す。

相違理由③

#### 1.17.2 重大事故等時の手順等

#### 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等

重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)にお いて発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測 定し、並びにその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。

重大事故等時におけるモニタリング・ポスト及び可搬型モニタリング・ポストを用いた ┃ 相違理由① 放射線量の測定は、連続測定を行う。また、放射性物質の濃度(空気中、水中、土壌中) の測定及び海上モニタリングの測定頻度は、1回/日以上とする。ただし、発電用原子炉 施設の状態、放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。得 られた放射性物質の濃度及び放射線量並びに「1.17.2.2 風向, 風速その他の気象条件の 測定の手順等」の気象データから放射能放出率を算出し、放出放射能量を求める。

事故後の周辺汚染により、モニタリング・ポストでの放射線量の測定ができなくなるこ とを避けるため、モニタリング・ポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウ ンド低減対策を行う。

事故後の周辺汚染により、可搬型モニタリング・ポストでの放射線量の測定ができなく ┃ 相違理由① なることを避けるため、可搬型モニタリング・ポストの養生シートを交換する等のバック グラウンド低減対策を行う。

事故後の周辺汚染により、放射性物質の濃度の測定ができなくなることを避けるため、 検出器の周辺を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。

(1) モニタリング・ポストによる放射線量の測定 モニタリング・ポストは、通常時から放射線量を連続測定しており、重大事故等時

相違理由①

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
に放射線量の測定機能等が喪失していない場合は,継続して放射線量を連続測定し,	に放射線量の測定機能等が喪失していない場合は、継続して放射線量を連続測定し、	
測定結果は、モニタリグ・ポスト局舎内で電磁的に記録し、約3ヶ月分保存する。ま	測定結果は、モニタリング・ポスト局舎内で電磁的に記録し、約2ヶ月分保存する。	<ul><li>仕様の相違</li></ul>
た、モニタリング・ポストによる放射線量の測定は、自動的な連続測定であるため、	また、モニタリング・ポストによる放射線量の測定は、自動的な連続測定であるため、	
手順を要するものではない。	手順を要するものではない。	
なお、モニタリング・ポストが機能喪失した場合は、「1.17.2.1(2)可搬型モニタ	なお,モニタリング・ポストが機能喪失した場合は,「1.17.2.1(2) 可搬型モニ	相違理由①
リングポストによる放射線量の測定及び代替測定」を行う。	タリング <u>・</u> ポストによる放射線量の測定及び代替測定」を行う。	
(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	(2) 可搬型モニタリング <u>・</u> ポストによる放射線量の測定及び代替測定	相違理由①
重大事故等時にモニタリング・ポストが機能喪失した場合,可搬型モニタリングポ	重大事故等時にモニタリング・ポストが機能喪失した場合,可搬型モニタリング・	相違理由①
ストによる放射線量の代替測定を行う。また,原子力災害対策特別措置法第 10 条特	ポストによる放射線量の代替測定を行う。また,原子力災害対策特別措置法第 10 条	
定事象が発生した場合, モニタリング・ポストが設置されていない海側等に可搬型モ	特定事象が発生した場合, モニタリング・ポストが設置されていない海側等に可搬型	
ニタリングポストを 5 台配置し、放射線量の測定を行う。さらに,5 号炉原子炉建屋	モニタリング・ポストを 5 台 <u>設置</u> し、放射線量の測定を行う。さらに、 <u>緊急時対策所</u>	相違理由①
<u>内緊急時対策所の陽</u> 圧化の判断のため、 <u>5 号炉原子炉建屋</u> 付近に可搬型モニタリング	の <u>正</u> 圧化の判断のため, <u>緊急時対策所</u> 付近に可搬型モニタリング <u>・</u> ポストを1台 <u>設置</u>	・東二は「正圧化」で統一
ポストを1台 <u>配置</u> し,放射線量の測定を行う。	し、放射線量の測定を行う。	
可搬型モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果	可搬型モニタリング・ポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結	相違理由①
を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 <u>1.17.1</u> 図に示す。	果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 <u>1.17-1</u> 図に	相違理由③
	示す。	
可搬型モニタリングポストによる代替測定地点については、測定データの連続性を	可搬型モニタリング <u>・</u> ポストによる代替測定地点については, 測定データの連続性	相違理由①
考慮し、各モニタリング・ポストに隣接した位置に配置することを原則とする。可搬型	を考慮し、各モニタリング・ポストに隣接した位置に <u>設置</u> することを原則とする。可	相違理由⑥
モニタリングポストの配置位置及び保管場所を第 1.17.2 図に示す。	搬型モニタリング <u>・</u> ポストの <u>設置場所</u> 及び保管場所を第 <u>1. 17-2</u> 図に示す。	相違理由③
ただし、地震・火災等で配置位置にアクセスすることができない場合は、アクセスル	ただし,地震・火災等で <u>設置場所</u> にアクセスすることができない場合は,アクセス	相違理由⑥
ート上の車両等で運搬できる範囲に <u>配置位置</u> を変更する。	ルート上の車両等で運搬できる範囲に <u>設置場所</u> を変更する。	
a. 手順着手の判断基準	a. 手順着手の判断基準	
重大事故等時、保安班長が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所でモニタリング・ポ	重大事故等時, <u>災害対策本部長代理</u> が <u>緊急時対策所</u> でモニタリング・ポスト	相違理由①,⑥
ストの指示値及び警報表示を確認し、モニタリング・ポストの放射線量の測定機能	の指示値及び警報表示を確認し、モニタリング・ポストの放射線量の測定機能が	
が喪失したと判断した場合。	喪失したと判断した場合。	
また,海側等及び <u>5号炉原子炉建屋</u> 付近への <u>配置</u> については, <u>当直副長</u> が原子力	また,海側等及び <u>緊急時対策所</u> 付近への <u>設置</u> については, <u>災害対策本部長代</u>	相違理由①,⑥
災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した場合。	理が原子力災害対策法第10条特定事象が発生したと判断した場合。	
b. 操作手順	b. 操作手順	
可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定についての手順の	可搬型モニタリング <u>・</u> ポストによる放射線量の測定及び代替測定についての手	
概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 1.17.3 図に示す。	順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 <u>1.17-3</u> 図に示す。	相違理由③
① 保安班長は、手順着手の判断基準に基づき、保安班員に可搬型モニタリングポス	①災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に	相違理由①,⑥
トによる放射線量の測定及び代替測定の開始を指示する。その際、 保安班長は、ア	可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の測定及び代替測定の開始を指	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
クセスルート等の被災状況を考慮し、 <u>配置位置</u> を決定する。	示する。その際、 <u>災害対策本部長代理</u> は、アクセスルート等の被災状況を考慮	
	し, <u>設置場所</u> を決定する。	
② 保安班員は、高台保管場所及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に保管してある	②重大事故等対応要員は、緊急時対策所建屋に保管してある可搬型モニタリン	相違理由①,⑥
可搬型モニタリングポストを車両等に積載し、配置位置まで運搬・配置し、測定を	グ <u>・</u> ポストを車両等に積載し, <u>設置場所</u> まで運搬・ <u>設置</u> し,測定を開始する。	
開始する。 <u>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策</u> 所までデータが伝送されていることを確	<u>緊急時対策所</u> までデータが伝送されていることを確認し, 監視を開始する。な	
認し、監視を開始する。なお、可搬型モニタリングポストを <u>配置</u> する際に、あらか	お,可搬型モニタリング <u>・</u> ポストを <u>設置</u> する際に,あらかじめ可搬型モニタリ	
じめ可搬型モニタリングポスト本体を養生シートにより養生することで、可搬型	ング・ポスト本体を養生シートにより養生することで、可搬型モニタリング・	
モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を行う。	ポストのバックグラウンド低減対策を行う。	
③ 保安班員は、可搬型モニタリングポストの記録装置(電子メモリ)に測定データ	③重大事故等対応要員は、可搬型モニタリング・ポストの記録装置(電子メモリ)	相違理由①,⑥
を記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定	に測定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電	
データは消失しない。	子メモリ内の測定データは消失しない。	
④ 保安班員は、使用中に外部バッテリーの残量が少ない場合、予備の外部バッテリ	④重大事故等対応要員は,使用中に外部バッテリーの残量が少ない場合,予備の	相違理由①,⑥
ーと交換する。(外部バッテリーは連続 $5$ 日以上使用可能である。なお、 $15$ 台の可	外部バッテリーと交換する。(外部バッテリーは連続 <u>6</u> 日以上使用可能である。	・仕様の相違
搬型モニタリングポストの外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、作業開	なお、 <u>10</u> 台の可搬型モニタリング <u>・</u> ポストの外部バッテリーを交換した場合	・設備及び体制の違いによる記
始を判断してから移動時間も含めて <u>約330</u> 分で可能である。)	の所要時間は,作業開始を判断してから移動時間も含めて <u>310</u> 分 <u>以内</u> で可能	載内容の相違
	である。)	以降,同様の相違理由による
		ものは相違理由⑦と示す。
		・東二は「○分以内」で統一
		以降, 同様の相違理由による
c. 操作の成立性	c. 操作の成立性	ものは相違理由⑧と示す。
上記の対応は、 <u>保安班員</u> 2名にて実施し、連続して <u>15</u> 台 <u>配置</u> した場合は、作業開	上記の対応は, <u>重大事故等対応要員</u> 2名にて実施し,連続して <u>10</u> 台 <u>設置</u> した場	相違理由⑥,⑦,⑧
始を判断してから <u>約435</u> 分で可能である。なお、モニタリング・ポストの代替測定	合は,作業開始を判断してから <u>475</u> 分 <u>以内</u> で可能である。なお,モニタリング・ポ	
( <u>9</u> 台),海側等の測定(5台)及び <u>陽</u> 圧化判断用の測定(1台)をそれぞれ別に実	ストの代替測定(4台),海側等の測定(5台)及び正圧化判断用の測定(1台)を	・東二は「正圧化」で統一
施した場合は、作業開始を判断してから、モニタリング・ポストの代替測定は約285	それぞれ別に実施した場合は、作業開始を判断してから、モニタリング・ポストの	
分,海側等の測定は <u>約 175</u> 分, <u>陽</u> 圧化判断用の測定は <u>約 55</u> 分で可能である。	代替測定は <u>200</u> 分 <u>以内</u> ,海側等の測定は <u>235</u> 分 <u>以内</u> ,正圧化判断用の測定は <u>35</u> 分	
	<u>以内</u> で可能である。	
車両等で <u>配置位置</u> までの運搬ができない場合は,アクセスルート上に車両等で運	車両等で <u>設置場所</u> までの運搬ができない場合は,アクセスルート上に車両等で	相違理由①,⑥
搬し、配置する。また、円滑に作業ができるよう5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	運搬し、 <u>設置</u> する。また、円滑に作業ができるよう <u>緊急時対策所</u> との連絡用に通信	
との連絡用に通信連絡設備を整備する。	連絡設備を整備する。	
(3)放射能観測車による放射性物質の濃度の測定	(3) 放射能観測車による放射性物質の濃度の測定	
周辺監視区域境界付近等の空気中の放射性物質の濃度を放射能観測車により監視	周辺監視区域境界付近等の空気中の放射性物質の濃度を放射能観測車により監視	
し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。	し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。	

射線計測器の保管場所を第1.17.5 図に示す。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
放射能観測車は,通常時は荒浜側高台保管場所に保管しており,重大事故等時に測定	放射能観測車は,通常時は <u>予備機置場</u> に保管しており,重大事故等時に測定機能等	相違理由⑥
機能等が喪失していない場合は,空気中の放射性物質の濃度を測定する。	が喪失していない場合は、空気中の放射性物質の濃度を測定する。	
なお,放射能観測車が機能喪失した場合は,「1.17.2.1(4) <u>可搬型放射線計測器</u> による	なお,放射能観測車が機能喪失した場合は,「1.17.2.1(4) 可搬型放射能測定装置	相違理由①
空気中の放射性物質の濃度の代替測定」を行う。	による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」を行う。	
a. 手順着手の判断基準	a. 手順着手の判断基準	
当直副長が原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した場合。	災害対策本部長代理が原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと	相違理由⑥
	判断した場合。	
b. 操作手順	b. 操作手順	
放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は	放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は	相違理由③
以下のとおり。このタイムチャートを第 <u>1.17.4</u> 図に示す。	以下のとおり。このタイムチャートを第 <u>1.17-4</u> 図に示す。	
① 保安班長は、手順着手の判断基準に基づき、保安班員に放射能観測車による空	① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に	相違理由⑥
気中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する	放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。	
② 保安班員は、保安班長の指示した場所に放射能観測車を移動し、ダスト・よう	② <u>重大事故等対応要員</u> は、 <u>災害対策本部長代理</u> の指示した場所に放射能観測車	相違理由⑥
素サンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取す	を移動し、ダスト・よう素サンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジを	
る。	セットし、試料を採取する。	
③ <u>保安班員</u> は、よう素測定装置によりよう素濃度、 <u>GM 計数装置</u> によりダスト濃度	③ 重大事故等対応要員は、よう素測定装置によりよう素濃度、ダストモニタによ	相違理由①,⑥
を監視・測定する。	りダスト濃度を監視・測定する。	
④ 保安班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。	④ <u>重大事故等対応要員</u> は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存す	相違理由⑥
	る。	
c. 操作の成立性	c. 操作の成立性	
上記の対応は,保安班員2名にて実施し,一連の作業(1箇所あたり)は,作業	上記の対応は、 <u>重大事故等対応要員</u> 2名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)	相違理由①,⑥,⑦,⑧
開始を判断してから <u>約 90</u> 分で可能である。また,円滑に作業ができるよう <u>5 号炉</u>	は、作業開始を判断してから <u>100</u> 分 <u>以内</u> で可能である。また、円滑に作業ができる	
<u>原子炉建屋内緊急時対策所</u> との連絡用に通信連絡設備を整備する。	よう <u>緊急時対策所</u> との連絡用に通信連絡設備を整備する。	
		Land of the second of the seco
(4) 可搬型放射線計測器による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	(4) 可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	相違理由①
重大事故等時に放射能観測車が機能喪失した場合、可搬型放射線計測器(ダスト・	重大事故等時に放射能観測車が機能喪失した場合, <u>可搬型放射能測定装置</u> (ダス	相選埋田(1), (3) 
よう素サンプラの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置の代替	ト・よう素サンプラの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置の	
として NaI シンチレーションサーベイメータ, GM 計数装置の代替として GM 汚染サー	代替として $NaI$ シンチレーションサーベイ・メータ, $\underline{y}$ ストモニタの代替として $\underline{\beta}$	古一のおは外知知去)った 始
<u>ベイメータ</u> )による空気中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。 <u>可搬型放射線計測</u>	線サーベイ・メータ及びZnSシンチレーションサーベイ・メータ)による空気中の お品味が原の準度の心味測点などを、 Implifyには関われるといの気中のお品味	・東二の放射能観測車にはα線
器により空気中の放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するよう。 スキャッチ 原本 整備 オス・スの 天順の スマー・チャート 大管 1.17 1 図に 三十、三地型は	放射性物質の濃度の代替測定を行う。可搬型放射能測定装置により空気中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。可搬型放射能測定装置により空気中の放射性物質の濃度を整備する。	測定用の測定器を搭載して
るための手順を整備する。この手順のフローチャートを第 <u>1.17.1</u> 図に示す。 <u>可搬型放</u>	物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備す	いるため代替測定用の測定

場所を第 <u>1.17-5</u> 図に示す。

る。この手順のフローチャートを第 <u>1.17-1</u>図に示す。<u>可搬型放射能測定装置</u>の保管

器を配備する。

以降,同様の相違理由による

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
		ものは相違理由⑨と示す。
a. 手順着手の判断基準	a . 手順着手の判断基準	
重大事故等時、保安班長が放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンプラ	重大事故等時, 災害対策本部長代理が放射能観測車に搭載しているダスト・よう	相違理由①,⑥
の使用可否,よう素測定装置及び GM 計数装置の指示値を確認し,放射能観測車によ	素サンプラの使用可否、よう素測定装置及びダストモニタの指示値を確認し、放射	
る空気中の放射性物質の濃度のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。	能観測車による空気中の放射性物質の濃度のいずれかの測定機能が喪失したと判	
	断した場合。	
b. 操作手順	b. 操作手順	
可搬型放射線計測器による空気中の放射性物質の濃度の代替測定についての手順	可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定についての	相違理由①,③
の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 <u>1.17.6</u> 図に示す。	手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 <u>1.17-6</u> 図に示す。	
① 保安班長は、手順着手の判断基準に基づき、保安班員に可搬型放射線計測器に	① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に	相違理由①,⑤
よる空気中の放射性物質の濃度の代替測定の開始を指示する。	可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定の開始を	
	指示する。	
② <u>保安班員</u> は、 <u>可搬型放射線計測器</u> (NaI シンチレーションサーベイメータ及び	② 重大事故等対応要員は、可搬型放射能測定装置(可搬型ダスト・よう素サンプ	相違理由①,⑥,⑨
GM 汚染サーベイメータ)の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は	$\overline{\mathcal{G}}$ , N a I シンチレーションサーベイ・メータ, β線サーベイ・メータ及び $\overline{\mathcal{G}}$	・東二は可搬型ダスト・よう素
予備の乾電池と交換する。	<u>n S シンチレーションサーベイ・メータ</u> )の使用開始前に乾電池 <u>等</u> の残量を確	サンプラのバッテリーの容
	認し,少ない場合は予備の乾電池 <u>等</u> と交換する。	量を確認する。
		以降、同様の相違理由による
		ものは相違理由⑩と示す。
③ <u>保安班員</u> は、 <u>可搬型放射線計測器</u> (可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI シン	③ 重大事故等対応要員は、可搬型放射能測定装置(可搬型ダスト・よう素サンプ	相違理由①,⑥,⑨
チレーションサーベイメータ及び GM 汚染サーベイメータ) を車両等に積載し、	ラ、 $NaI$ シンチレーションサーベイ <u>・</u> メータ、 $\beta$ 線サーベイ・メータ及び $Z$	
<u>保安班長</u> が指示した場所に運搬・移動し、可搬型ダスト・よう素サンプラにダ	n Sシンチレーションサーベイ・メータ) を車両等に積載し, <u>災害対策本部長</u>	
ストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。	代理が指示した場所に運搬・移動し、可搬型ダスト・よう素サンプラにダスト	
	ろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。	
④ 保安班員は、NaI シンチレーションサーベイメータによりよう素濃度、GM 汚染	④ <u>重大事故等対応要員</u> は、Na I シンチレーションサーベイ・メータによりよう	相違理由①,⑥,⑨
<u>サーベイメータ</u> によりダスト濃度を監視・測定する。	素濃度, β線サーベイ・メータ及びΖηSシンチレーションサーベイ・メータ	
	によりダスト濃度を監視・測定する。	leave ett. I. G.
⑤ <u>保安班員</u> は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。	⑤ <u>重大事故等対応要員</u> は,測定結果をサンプリング記録用紙に記録し,保存する。	相違理由⑥
c. 操作の成立性	c.操作の成立性	
上記の対応は、保安班員2名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)は、作業	上記の対応は、重大事故等対応要員2名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)	相違理由①,⑥,⑦,⑧
開始を判断してから <u>約95</u> 分で可能である。	は、作業開始を判断してから110分以内で可能である。	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
 また,円滑に作業ができるよう <u>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> との連絡用に通		
信連絡設備を整備する。	 する。	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
(5) 可搬型放射線計測器による放射性物質の濃度及び放射線量の測定	(5) 可搬型放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定	相違理由①
重大事故等時に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, <u>可搬型</u>	重大事故等時に発電所及びその周辺(発電所の周辺海域を含む。)において, <u>可搬</u>	相違理由①
<u>放射線計測器</u> (可搬型ダスト・よう素サンプラ, NaI シンチレーションサーベイメー	型放射能測定装置 (可搬型ダスト・よう素サンプラ, NaIシンチレーションサーベ	
タ, <u>GM 汚染サーベイメータ</u> , ZnS シンチレーションサーベイメータ <u>及び</u> 電離箱サーベ	$\frac{1}{2}$ メータ, $\frac{\beta}{2}$ 線サーベイ・メータ及び $\frac{1}{2}$ Z n S シンチレーションサーベイ $\frac{1}{2}$ メータ $\frac{1}{2}$	
イメータ <u>)</u> 及び <u>小型船舶(海上モニタリング用)</u> により,放射性物質の濃度(空気中,	電離箱サーベイ・メータ及び小型船舶により、放射性物質の濃度(空気中、水中、土	
水中、土壌中)及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため	壌中) 及び放射線量を監視し, 及び測定し, 並びにその結果を記録するための手順を	
の手順を整備する。	整備する。	
可搬型放射線計測器の保管場所及び海水・排水試料採取場所を第 1.17.5 図に示す。	<u>可搬型放射能測定装置等</u> の保管場所及び海水・排水試料採取場所を第 <u>1.17-5</u> 図	相違理由①,③
	に示す。	
a. <u>可搬型放射線計測器</u> による空気中の放射性物質の濃度の測定	a. <u>可搬型放射能測定装置</u> による空気中の放射性物質の濃度の測定	相違理由①
重大事故等時に発電用原子炉施設から気体状の放射性物質が放出されたおそれが	重大事故等時に発電用原子炉施設から気体状の放射性物質が放出されたおそれ	
ある場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と	がある場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必	
判断した場合に、可搬型放射線計測器により空気中の放射性物質の濃度の測定を行	要と判断した場合に、可搬型放射能測定装置により空気中の放射性物質の濃度の	相違理由①
う。	測定を行う。	
(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	
重大事故等時,保安班長が主排気筒モニタの指示値及び警報表示を確認し,主排	重大事故等時, <u>災害対策本部長代理が排気筒モニタ</u> の指示値及び警報表示を	相違理由①,⑥
<u>気筒モニタ</u> の放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合。	確認し、 <u>排気筒モニタ</u> の放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場	
	合。	
又は、 <u>主排気筒モニタ</u> の測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認	又は、 <u>排気筒モニタ</u> の測定機能が喪失しておらず、指示値の有意な変動を確認	相違理由①,⑥
する等, <u>保安班長</u> が発電用原子炉施設から気体状の放射性物質が放出されたおそれ	する等, <u>災害対策本部長代理</u> が発電用原子炉施設から気体状の放射性物質が放	
があると判断した場合。	出されたおそれがあると判断した場合。	
(b)操作手順	(b) 操作手順	
<u>可搬型放射線計測器</u> による空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の	<u>可搬型放射能測定装置</u> による空気中の放射性物質の濃度の測定についての手	相違理由①,③
概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 <u>1.17.7</u> 図に示す。	順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 <u>1.17-7</u> 図に示す。	
① 保安班長は、手順着手の判断基準に基づき、保安班員に空気中の放射性物質	① <u>災害対策本部長代理</u> は,手順着手の判断基準に基づき, <u>重大事故等対応要</u>	相違理由⑥
の濃度の測定の開始を指示する。	<u>員</u> に空気中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。	
② <u>保安班員</u> は、 <u>可搬型放射線計測器</u> (NaI シンチレーションサーベイメータ、	② 重大事故等対応要員は、可搬型放射能測定装置(可搬型ダスト・よう素サ	相違理由①,⑥,⑩
<u>GM 汚染サーベイメータ</u> 及び ZnS シンチレーションサーベイメータ) の使用開	$\underline{\mathcal{V}}$ プラ、 $\underline{N}$ a $\underline{I}$ シンチレーションサーベイ・メータ, $\underline{\beta}$ 線サーベイ・メー	
始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。	<u>タ</u> 及び Z n S シンチレーションサーベイ <u>・</u> メータ)の使用開始前に乾電池	
	等の残量を確認し,少ない場合は予備の乾電池 <u>等</u> と交換する。	
③ <u>保安班員</u> は, <u>可搬型放射線計測器</u> (可搬型ダスト・よう素サンプラ,NaI シ	③ 重大事故等対応要員は、可搬型放射能測定装置(可搬型ダスト・よう素サ	相違理由①,⑥
ンチレーションサーベイメータ, GM 汚染サーベイメータ及び ZnS シンチレー	ンプラ, $N$ a $I$ シンチレーションサーベイ <u>・</u> メータ, $\beta$ 線サーベイ・メー	
ションサーベイメータ)を車両等に積載し、保安班長が指示した場所に運搬・	<u>タ</u> 及びZ n Sシンチレーションサーベイ <u>・</u> メータ)を車両等に積載し, <u>災</u>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
移動し、可搬型ダスト・よう素サンプラにダストろ紙及びよう素用カートリ	<u>害対策本部長代理</u> が指示した場所に運搬・移動し、可搬型ダスト・よう素	
ッジをセットし、試料を採取する。	サンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取	
	する。	
④ <u>保安班員</u> は,必要に応じて前処理を行い,NaI シンチレーションサーベイメ	④ <u>重大事故等対応要員</u> は,必要に応じて前処理を行い,Na I シンチレーシ	相違理由①,④,⑥
ータによりガンマ線, GM 汚染サーベイメータによりベータ線, ZnS シンチレ	ョンサーベイ <u>・</u> メータによりガンマ線, <u>β線サーベイ・メータ</u> によりベー	
ーションサーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度(空	タ線, Z n S シンチレーションサーベイ <u>・</u> メータによりアルファ線を放出	
気中)を監視・測定する。また、自主対策設備である Ge ガンマ線多重波高分	する放射性物質の濃度(空気中)を監視・測定する。また,自主対策設備	
析装置, 可搬型 Ge ガンマ線多重波高分析装置, ガスフロー測定装置が健全	である $Ge\gamma$ 線多重波高分析装置, $ガスフロー式カウンタ$ が健全であれ	相違理由①,④,⑥
であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。なお、測定は、重大事故	ば,必要に応じて前処理を行い,測定する。なお,測定は,重大事故等対	
等対処設備である <u>可搬型放射線計測器</u> による測定を優先する。	処設備である <u>可搬型放射能測定装置</u> による測定を優先する。	
⑤ 保安班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。	⑤ <u>重大事故等対応要員</u> は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存	相違理由⑥
	する。	
(c)操作の成立性	(c) 操作の成立性	
上記の対応は、保安班員2名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)は、作業	上記の対応は, <u>重大事故等対応要員</u> 2名にて実施し,一連の作業(1箇所あた	相違理由①,⑥,⑦,⑧
開始を判断してから <u>約95</u> 分で可能である。	り)は,作業開始を判断してから <u>110</u> 分 <u>以内</u> で可能である。	
また、円滑に作業ができるよう 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡用に	また,円滑に作業ができるよう <u>緊急時対策所</u> との連絡用に通信連絡設備を整	
通信連絡設備を整備する。	備する。	
b. <u>可搬型放射線計測器</u> による水中の放射性物質の濃度の測定	b. <u>可搬型放射能測定装置</u> による水中の放射性物質の濃度の測定	相違理由①
重大事故等時に発電用原子炉施設から液体状の放射性物質が放出されたおそれ	重大事故等時に発電用原子炉施設から液体状の放射性物質が放出されたおそれ	
がある場合において発電所及びその周辺の水中の放射性物質の濃度の測定が必要	がある場合において発電所及びその周辺の水中の放射性物質の濃度の測定が必要	
と判断した場合に、 <u>可搬型放射線計測器</u> により水中の放射性物質の濃度の測定を行	と判断した場合に、 <u>可搬型放射能測定装置</u> により水中の放射性物質の濃度の測定	相違理由①
う。	を行う。	
(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	
重大事故等発生後、保安班長が液体廃棄物処理設備排水モニタの指示値及び警	重大事故等発生後,災害対策本部長代理が液体廃棄物処理系出口モニタの指	相違理由①,⑥
報表示を確認し、 <u>液体廃棄物処理系排水モニタ</u> の放射性物質の濃度の測定機能が	示値及び警報表示を確認し、 <u>液体廃棄物処理系出口モニタ</u> の放射性物質の濃度	
喪失したと判断した場合。	の測定機能が喪失したと判断した場合。	
又は、液体廃棄物処理系排水モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意	又は、 <u>液体廃棄物処理系出口モニタ</u> の測定機能が喪失しておらず、指示値に有	相違理由①,⑥
な変動を確認する等, <u>保安班長</u> が発電用原子炉施設から発電所の周辺海域へ放射	意な変動を確認する等, <u>災害対策本部長代理</u> が発電用原子炉施設から発電所の	
性物質が含まれる水が放出されたおそれがあると判断した場合。	周辺海域へ放射性物質が含まれる水が放出されたおそれがあると判断した場	
	合。	
(b)操作手順	(b) 操作手順	
可搬型放射線計測器による水中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概	可搬型放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定についての手順	相違理由①,③

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	
要は以下のとおり。このタイムチャートを第 1.17.8 図に示す。	の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 <u>1.17-8</u> 図に示す。	
① 保安班長は、手順着手の判断基準に基づき、保安班員に水中の放射性物質の濃	① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要	相違理由⑥
度の測定の開始を指示する。	<u>員</u> に水中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。	
② 保安班員は、可搬型放射線計測器 (NaI シンチレーションサーベイメータ、GM	② <u>重大事故等対応要員</u> は, <u>可搬型放射能測定装置</u> (Na I シンチレーション	相違理由①,⑥
<u>汚染サーベイメータ</u> 及び ZnS シンチレーションサーベイメータ) の使用開始前	サーベイ <u>・</u> メータ, <u>β線サーベイ・メータ</u> 及びΖn Sシンチレーションサ	
に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。	ーベイ <u>・</u> メータ)の使用開始前に乾電池の残量を確認し,少ない場合は予	
	備の乾電池と交換する。	
③ 保安班員は,可搬型放射線計測器(NaI シンチレーションサーベイメータ, GM 汚	③ <u>重大事故等対応要員</u> は, <u>可搬型放射能測定装置</u> (NaIシンチレーション	相違理由①,⑥
<u>染サーベイメータ</u> 及び ZnS シンチレーションサーベイメータ)を車両等に積載	サーベイ <u>・</u> メータ, <u>β線サーベイ・メータ</u> 及びΖn Sシンチレーションサ	
し、試料採取場所に運搬・移動し、採取用資機材を用いて海水等の試料を採取	ーベイ・メータ)を車両等に積載し、試料採取場所に運搬・移動し、採取	
する。	用資機材を用いて海水等の試料を採取する。	
④ <u>保安班員</u> は,必要に応じて前処理を行い,NaI シンチレーションサーベイメー	④ <u>重大事故等対応要員</u> は、必要に応じて前処理を行い、NaIシンチレーシ	相違理由①,④,⑥
タによりガンマ線, <u>GM 汚染サーベイメータ</u> によりベータ線, ZnS シンチレーシ	ョンサーベイ <u>・</u> メータによりガンマ線, <u>β線サーベイ・メータ</u> によりベー	
ョンサーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度(水中)を	タ線, Z n S シンチレーションサーベイ <u>・</u> メータによりアルファ線を放出	
監視・測定する。また、自主対策設備である Ge ガンマ線多重波高分析装置,	する放射性物質の濃度(水中)を監視・測定する。また,自主対策設備で	
可搬型 Ge ガンマ線多重波高分析装置,ガスフロー測定装置が健全であれば,	ある $Ge\gamma$ 線多重波高分析装置, $ガスフロー式カウンタ$ が健全であれば、	
必要に応じて前処理を行い,測定する。なお,測定は,重大事故等対処設備で	必要に応じて前処理を行い、測定する。なお、測定は、重大事故等対処設	
ある <u>可搬型放射線計測器</u> による測定を優先する。	備である <u>可搬型放射能測定装置</u> による測定を優先する。	
⑤ 保安班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。	⑤ <u>重大事故等対応要員</u> は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存	相違理由⑥
	する。	
(c)操作の成立性	(c) 操作の成立性	
上記の対応は、保安班員2名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)は、作業開	上記の対応は,重大事故等対応要員2名にて実施し,一連の作業(1箇所あた	相違理由①,⑥,⑦,⑧
始を判断してから <u>約65</u> 分で可能である。また、円滑に作業ができるよう <u>5号炉原子</u>	り)は、作業開始を判断してから90分以内で可能である。また、円滑に作業が	
<u>炉建屋内緊急時対策所</u> との連絡用に通信連絡設備を整備する。	できるよう <u>緊急時対策所</u> との連絡用に通信連絡設備を整備する。	
c. 可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定	c. 可搬型放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	相違理由①
重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電	重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発	
所及びその周辺の土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合、可搬型放	電所及びその周辺の土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合、可	
射線計測器により土壌中の放射性物質の濃度の測定を行う。	搬型放射能測定装置により土壌中の放射性物質の濃度の測定を行う。	相違理由①
(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	. <u> </u>
重大事故等時、保安班長が以下のいずれかにより気体状の放射性物質が放出さ	重大事故等時、災害対策本部長代理が以下のいずれかにより気体状の放射性	相違理由⑥
れたと判断した場合(プルーム通過後)。	物質が放出されたと判断した場合(プルーム通過後)。	-
・「1.17.2.1 (3)放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定」	・「1.17.2.1 (3) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定」	

何羽原子力発電所6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29年12月18日)	東海第二	備考
・「1.17.2.1 (4)可搬型放射線計測器による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」	・「1.17.2.1 (4) 可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の	相違理由①
	代替測定」	
・「1.17.2.1 (5) a. <u>可搬型放射線計測器</u> による空気中の放射性物質の濃度の測定」	・「1.17.2.1(5) a. <u>可搬型放射能測定装置</u> による空気中の放射性物質の濃	
	度の測定」	
・ 主排気筒モニタ (測定機能が喪失していない場合)	・排気筒モニタ (測定機能が喪失していない場合)	
(b)操作手順	(b) 操作手順	
可搬型放射線計測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定を行う手順の概要	可搬型放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定を行う手順の	相違理由①,③
は以下のとおり。このタイムチャートを第 1.17.9 図に示す。	概要は以下のとおり。このタイムチャートを第 1.17-9 図に示す。	
① 保安班長は、手順着手の判断基準に基づき、保安班員に土壌中の放射性物質の	① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員	相違理由⑥
濃度の測定の開始を指示する。	に土壌中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。	
② <u>保安班員</u> は、 <u>可搬型放射線計測器</u> (NaI シンチレーションサーベイメータ、 <u>GM</u>	② <u>重大事故等対応要員</u> は、 <u>可搬型放射能測定装置</u> (Na I シンチレーションサ	相違理由①,⑥
<u>汚染サーベイメータ</u> 及び ZnS シンチレーションサーベイメータ) の使用開始前	ーベイ <u>・</u> メータ, $\beta$ 線サーベイ・メータ及び $Z n S$ シンチレーションサーベ	
に乾電池の残量を確認し,少ない場合は予備の乾電池と交換する。	イ <u>・</u> メータ)の使用開始前に乾電池の残量を確認し,少ない場合は予備の乾	
	電池と交換する。	
③ 保安班員は,可搬型放射線計測器(NaI シンチレーションサーベイメータ, GM 汚	③ <u>重大事故等対応要員</u> は、可搬型放射能測定装置(NaIシンチレーションサ	相違理由①,⑥
<u>染サーベイメータ</u> 及び ZnS シンチレーションサーベイメータ)を車両等に積載	ーベイ <u>・</u> メータ, $\beta$ 線サーベイ・メータ及び $Z n S$ シンチレーションサーベ	
し、保安班長が指示した場所に運搬・移動し、試料を採取する。	イ <u>・</u> メータ)を車両等に積載し、 <u>災害対策本部長代理</u> が指示した場所に運搬・	
	移動し、試料を採取する。	
④ <u>保安班員</u> は,必要に応じて前処理を行い,NaI シンチレーションサーベイメー	④ <u>重大事故等対応要員</u> は、必要に応じて前処理を行い、Na I シンチレーショ	相違理由①,④,⑥
タによりガンマ線, GM 汚染サーベイメータによりベータ線, ZnS シンチレーシ	ンサーベイ <u>・</u> メータによりガンマ線, $\beta$ 線サーベイ・メータによりベータ線,	
ョンサーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度(土壌中)	Z n S シンチレーションサーベイ <u>・</u> メータによりアルファ線を放出する放射	
を監視・測定する。また、自主対策設備である Ge ガンマ線多重波高分析装置、	性物質の濃度(土壌中)を監視・測定する。また、自主対策設備である <u>Ge</u>	
可搬型 Ge ガンマ線多重波高分析装置,ガスフロー測定装置が健全であれば,	$\gamma$ 線多重波高分析装置, $\dot{J}$ スフロー式カウンタが健全であれば,必要に応じ	
必要に応じて前処理を行い,測定する。なお,測定は,重大事故等対処設備で	て前処理を行い,測定する。なお,測定は,重大事故等対処設備である <u>可搬</u>	
ある <u>可搬型放射線計測器</u> による測定を優先する。	型放射能測定装置による測定を優先する。	
⑤ 保安班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。	⑤ <u>重大事故等対応要員</u> は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存す	相違理由⑥
	る。	
(c)操作の成立性	(c) 操作の成立性	
上記の対応は、保安班員2名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)は、作業	上記の対応は,重大事故等対応要員2名にて実施し,一連の作業(1箇所あた	相違理由①,⑥,⑦,⑧
開始を判断してから <u>約65</u> 分で可能である。	り)は,作業開始を判断してから <u>100</u> 分 <u>以内</u> で可能である。	
また、円滑に作業ができるよう 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡用に	また、円滑に作業ができるよう <u>緊急時対策所</u> との連絡用に通信連絡設備を整	
通信連絡設備を整備する。	備する。	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
d. 海上モニタリング	d. 海上モニタリング	
重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発	重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発	
電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合,小型船舶(海上モニ	電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合, <u>小型船舶</u> で周辺海	相違理由①
<u>タリング用)</u> で周辺海域を移動し、 <u>可搬型放射線計測器</u> (可搬型ダスト・よう素サ	域を移動し、 <u>可搬型放射能測定装置</u> (可搬型ダスト・よう素サンプラ, Na I シン	
ンプラ, NaI シンチレーションサーベイメータ, GM 汚染サーベイメータ <u>,</u> ZnS シン	チレーションサーベイ <u>・</u> メータ, $\beta$ 線サーベイ・メータ及び $Z$ n $S$ シンチレーショ	
チレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメータ) により空気中及び水中の	ンサーベイ・メータ)_及び電離箱サーベイ・メータにより空気中及び水中の放射性	
放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行う。	物質の濃度及び放射線量の測定を行う。	
<u>小型船舶(海上モニタリング用)</u> の保管場所及び運搬ルートを第 <u>1.17.10</u> 図に示	<u>小型船舶</u> の保管場所及び運搬ルートを第 <u>1.17-10</u> 図に示す。	相違理由①,③
す。		
(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	
重大事故等時、保安班長が以下のいずれかにより気体状又は液体状の放射性物質	重大事故等時、災害対策本部長代理が以下のいずれかにより気体状又は液体状	相違理由①,⑥
が放出されたと判断した場合(プルーム通過後)。	の放射性物質が放出されたと判断した場合(プルーム通過後)。	
・「1.17.2.1 (3)放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定」	・「1.17.2.1 (3) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定」	
・「1.17.2.1 (4) <u>可搬型放射線計測器</u> による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」	・「1.17.2.1 (4) 可搬型放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の	
	代替測定」	
・「1.17.2.1(5)a. <u>可搬型放射線計測器</u> による空気中の放射性物質の濃度の測定」	・「1.17.2.1 (5) a. <u>可搬型放射能測定装置等</u> による空気中の放射性物質の	
	濃度の測定」	
・「1.17.2.1(5)b. <u>可搬型放射線計測器</u> による水中の放射性物質の濃度の測定」	・「1.17.2.1 (5) b. <u>可搬型放射能測定装置等</u> による水中の放射性物質の濃	
	度の測定」	
・ 主排気筒モニタ (測定機能が喪失していない場合)	・排気筒モニタ (測定機能が喪失していない場合)	
・液体廃棄物処理系排水モニタ (測定機能が喪失していない場合)	・液体廃棄物処理系出口モニタ (測定機能が喪失していない場合)	
(b)操作手順	(b) 操作手順	
海上モニタリングについての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを	海上モニタリングについての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャー	相違理由③
第 1.17.11 図に示す。	トを第 <u>1.17-11</u> 図に示す。	
① 保安班長は、手順着手の判断基準に基づき、保安班員に海上モニタリングの開始	① <u>災害対策本部長代理</u> は,手順着手の判断基準に基づき, <u>重大事故等対応要</u>	相違理由⑥
を指示する。	<u>員</u> に海上モニタリングの開始を指示する。	
② <u>保安班員</u> は、 <u>可搬型放射線計測器</u> (NaI シンチレーションサーベイメータ、 <u>GM 汚</u>	② 重大事故等対応要員は、可搬型放射能測定装置(可搬型ダスト・よう素サ	相違理由①,⑥,⑩
<u>染サーベイメータ</u> , ZnS シンチレーションサーベイメータ及び電離箱サーベイメ	$\underline{\mathcal{V}}$ $$	
ータ)の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換	<u>タ及び</u> Ζ n S シンチレーションサーベイ <u>・</u> メータ <u>)</u> 及び電離箱サーベイ <u>・</u>	
する。	メータの使用開始前に乾電池等の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電	
	池 <u>等</u> と交換する。	
③ 保安班員は、高台保管場所にある小型船舶(海上モニタリング用)を、車両に連	③ 重大事故等対応要員は,可搬型重大事故等対処設備保管場所(西側,南側)	相違理由①,⑥
結又は車載し, <u>荒浜側放水口砂浜</u> 又は <u>物揚場</u> へ移動する。	にある <u>小型船舶</u> を車両に連結又は車載し, <u>荷揚げ場</u> 又は <u>南防波堤</u> へ移動す	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
	る。	
④ 保安班員は、可搬型放射線計測器等を小型船舶(海上モニタリング用)に積載し、	④ 重大事故等対応要員は、可搬型放射能測定装置等を小型船舶に積載し、小	相違理由①,⑥
<u>小型船舶(海上モニタリング用)</u> にて <u>保安班長</u> が指示した場所に運搬・移動し,	型船舶にて災害対策本部長代理が指示した場所に運搬・移動し、電離箱サ	
電離箱サーベイメータにより放射線量を測定する。可搬型ダスト・よう素サンプ	ーベイ <u>・</u> メータにより放射線量を測定する。可搬型ダスト・よう素サンプ	
ラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。海水	ラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。	
は,採取用資機材を用いて採取する。	海水は、採取用資機材を用いて採取する。	
⑤ <u>保安班員</u> は、必要に応じて前処理を行い、NaI シンチレーションサーベイメータ	⑤ <u>重大事故等対応要員</u> は、必要に応じて前処理を行い、Na I シンチレーシ	相違理由①,④,⑥
によりガンマ線, <u>GM 汚染サーベイメータ</u> によりベータ線, ZnS シンチレーション	ョンサーベイ <u>・</u> メータによりガンマ線, <u>β線サーベイ・メータ</u> によりベー	
サーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度(空気中及び水	タ線, Z n S シンチレーションサーベイ <u>・</u> メータによりアルファ線を放出	
中)を監視・測定する。また、自主対策設備である Ge ガンマ線多重波高分析装	する放射性物質の濃度(空気中及び水中)を監視・測定する。また、自主	
置, 可搬型 Ge ガンマ線多重波高分析装置, ガスフロー測定装置が健全であれ	対策設備であるGeγ線多重波高分析装置, ガスフロー式カウンタが健全	
ば、必要に応じて前処理を行い、測定する。なお、測定は、重大事故等対処設備	であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。なお、測定は、重大事	
である <u>可搬型放射線計測器</u> による測定を優先する。	故等対処設備である <u>可搬型放射能測定装置</u> による測定を優先する。	
⑥ 保安班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。	⑥ 重大事故等対応要員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存	相違理由⑥
	する。	
(c)操作の成立性	(c) 操作の成立性	
上記の対応は、保安班員4名にて実施し、一連の作業(1箇所あたり)は、作業	上記の対応は、重大事故等対応要員4名にて実施し、一連の作業(1箇所あた	相違理由①,⑥,⑦,⑧
開始を判断してから <u>約260</u> 分で可能である。また、円滑に作業ができるよう <u>5号炉</u>	り)は、作業開始を判断してから <u>290</u> 分 <u>以内</u> で可能である。また、円滑に作業が	
原子炉建屋内緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。	できるよう <u>緊急時対策所</u> との連絡用に通信連絡設備を整備する。	
(6) モニタリング・ポストのバックグラウンド低減対策	(6) モニタリング・ポストのバックグラウンド低減対策	
事故後の周辺汚染によりモニタリング・ポストによる放射線量の測定ができなくな	事故後の周辺汚染によりモニタリング・ポストによる測定ができなくなることを	
ることを避けるため、モニタリング・ポストのバックグラウンド低減対策を行う手順	避けるため、モニタリング・ポストのバックグラウンド低減対策を行う手順を整備す	
を整備する。	る。	
a. 手順着手の判断基準	a. 手順着手の判断基準	
重大事故等時,保安班長がモニタリング・ポストの指示値が安定している状態でモ	重大事故等時, 災害対策本部長代理がモニタリング・ポストの指示値が安定して	相違理由⑥
ニタリング・ポスト周辺のバックグラウンドレベルとモニタリング・ポストの指示値	いる状態でモニタリング・ポスト周辺のバックグラウンドレベルとモニタリング・	
に有意な差があることを確認し、モニタリング・ポストのバックグラウンド低減対策	ポストの指示値に有意な差があることを確認し、モニタリング・ポストのバックグ	
が必要と判断した場合(プルーム通過後)。	ラウンド低減対策が必要と判断した場合 (プルーム通過後)。	
b. 操作手順	b. 操作手順	
モニタリング・ポストのバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以下	モニタリング・ポストのバックグラウンド低減対策の手順の概要は以下のとお	
のとおり。このタイムチャートを第 <u>1.17.12</u> 図に示す。	り。このタイムチャートを第 <u>1. 17-12</u> 図に示す。	相違理由③
① 保安班長は、手順着手の判断基準に基づき、保安班員にモニタリング・ポストの	① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員	相違理由⑥

## 柏崎刈羽原子力発電所/東海第二発電所 技術的能力比較表

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
バックグラウンド低減対策として、モニタリング・ポストの検出器保護カバーの	にモニタリング・ポストのバックグラウンド低減対策として, モニタリング・	
交換を指示する。	ポストの検出器保護カバーの交換を指示する。	
② 保安班員は、車両等によりモニタリング・ポストに移動し、検出器保護カバーの	② 重大事故等対応要員は、車両等によりモニタリング・ポストに移動し、検出	相違理由⑥
交換作業を行う。	器保護カバーの交換作業を行う。	
③ 保安班員は、モニタリング・ポストの周辺汚染を確認した場合、必要に応じてモ	③ 重大事故等対応要員は、モニタリング・ポスト周辺汚染を確認した場合、必	相違理由⑥
ニタリング・ポストの局舎壁等の除染,除草,周辺の土壌撤去等により,周辺の	要に応じてモニタリング・ポストの局舎壁等の除染,除草,周辺の土壌撤去	
バックグラウンドレベルを低減する。	等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。	
c. 操作の成立性	c. 操作の成立性	
上記の対応は、保安班員2名にて実施し、モニタリング・ポスト9台分の検出器保	上記の対応は、重大事故等対応要員2名にて実施し、モニタリング・ポスト4台	相違理由①,⑥,⑦,⑧
護カバーの交換作業は,作業開始を判断してから約260分で可能である。また,円滑	分の検出器保護カバー交換作業は,作業開始を判断してから <u>185</u> 分 <u>以内</u> で可能で	
に作業ができるよう <u>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> との連絡用に通信連絡設備を	ある。また、円滑に作業ができるよう <u>緊急時対策所</u> との連絡用に通信連絡設備等を	
整備する。	整備する。	
(7) 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	(7) 可搬型モニタリング <u>・</u> ポストのバックグラウンド低減対策	相違理由①
事故後の周辺汚染により可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定ができな	事故後の周辺汚染により可搬型モニタリング <u>・</u> ポストによる放射線量の測定がで	相違理由①
くなることを避けるため、可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を	きなくなることを避けるため, 可搬型モニタリング <u>・</u> ポストのバックグラウンド低減	
行う手順を整備する。	対策を行う手順を整備する。	
a. 手順着手の判断基準	a . 手順着手の判断基準	
重大事故等時, <u>保安班長</u> が可搬型モニタリングポストの指示値が安定している状態	重大事故等時, 災害対策本部長代理が可搬型モニタリング・ポストの指示値が安	相違理由①,⑥
で可搬型モニタリングポスト周辺のバックグラウンドレベルと可搬型モニタリングポ	定している状態で可搬型モニタリング <u>・</u> ポスト周辺のバックグラウンドレベルと	
ストの指示値に有意な差があることを確認し、可搬型モニタリングポストのバックグ	可搬型モニタリング・ポストの指示値に有意な差があることを確認し,可搬型モニ	
ラウンド低減対策が必要と判断した場合(プルーム通過後)。	タリング・ポストのバックグラウンド低減対策が必要と判断した場合 (プルーム通	
	過後)。	
b. 操作手順	b. 操作手順	
可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以	可搬型モニタリング <u>・</u> ポストのバックグラウンド低減対策についての手順の概	
下のとおり。このタイムチャートを第 <u>1. 17. 13</u> 図に示す。	要は以下のとおり。このタイムチャートを第 1.17-13 図に示す。	相違理由③
① 保安班長は、手順着手の判断基準に基づき、保安班員に可搬型モニタリングポスト	① <u>災害対策本部長代理</u> は,手順着手の判断基準に基づき, <u>重大事故等対応要員</u>	相違理由①,⑥
のバックグラウンド低減対策として、可搬型モニタリングポストの養生シートの交	に可搬型モニタリング <u>・</u> ポストのバックグラウンド低減対策として,可搬型	
換を指示する。	モニタリング <u>・</u> ポストの養生シートの交換を指示する。	
② 保安班員は、車両等により可搬型モニタリングポストに移動し、養生シートの交換	② 重大事故等対応要員は、車両等により可搬型モニタリング・ポストに移動し、	相違理由①,⑥
作業を行う。	養生シートの交換作業を行う。	
③ 保安班員は、可搬型モニタリングポストの周辺汚染を確認した場合、必要に応じて	③ 重大事故等対応要員は、可搬型モニタリング・ポストの周辺汚染を確認した	相違理由①,⑥
除草,周辺の土壌撤去等により,周辺のバックグラウンドレベルを低減する。	場合、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウン	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
	ドレベルを低減する。	
c. 操作の成立性	c. 操作の成立性	
上記の対応は、保安班員2名にて実施し、可搬型モニタリングポスト15台分の養生	上記の対応は、重大事故等対応要員2名にて実施し、可搬型モニタリング・ポス	相違理由①,⑥,⑦,⑧
シートの交換作業は、作業開始を判断してから約335分で可能である。また、円滑に作	ト 10 台分の養生シート交換作業は、作業開始を判断してから 300 分以内で可能で	
業ができるよう <u>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> との連絡用に通信連絡設備を整備す	ある。また、円滑に作業ができるよう、 <u>緊急時対策所</u> との連絡用に通信連絡設備を	
る。	整備する。	
(8) 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	(8) 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	
事故後の周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上	事故後の周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが	
昇し, <u>可搬型放射線計測器</u> が測定不能となるおそれがある場合, 放射性物質の濃度の測	上昇し, 可搬型放射能測定装置が測定不能となるおそれがある場合, 放射性物質の濃	相違理由①
定時のバックグラウンド低減対策を行うための手順を整備する。	度の測定時のバックグラウンド低減対策を行うための手順を整備する。	
可搬型放射線計測器の検出器を遮蔽材で囲む等の対策によりバックグラウンドレベ	可搬型放射能測定装置の検出器を遮蔽材で囲む等の対策によりバックグラウンド	相違理由①
ルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。	レベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。	
なお、 <u>可搬型放射線計測器</u> の検出器を遮蔽材で囲んだ場合でも <u>可搬型放射線計測器</u>	なお、 <u>可搬型放射能測定装置</u> の検出器を遮蔽材で囲んだ場合でも <u>可搬型放射能測</u>	相違理由①
が測定不能となるおそれがある場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動し	<u>定装置</u> が測定不能となるおそれがある場合は、バックグラウンドレベルが低い場所	
て、測定を行う。	に移動して、測定を行う。	
a. 手順着手の判断基準	a. 手順着手の判断基準	
重大事故等時, <u>保安班長が可搬型放射線計測器</u> を使用する場所でバックグラウンド	重大事故等時, <u>災害対策本部長代理</u> が <u>可搬型放射能測定装置</u> を使用する場所で	相違理由①,⑥
レベルの上昇により、可搬型放射線計測器による測定ができなくなるおそれがあると	バックグラウンドレベルの上昇により、可搬型放射能測定装置による測定ができ	
判断した場合。	なくなるおそれがあると判断した場合。	
b. 操作手順	b. 操作手順	
放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以	放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策の手順の概要は以下の	
下のとおり。このタイムチャートを第 1.17.14 図に示す。	とおり。このタイムチャートを第 <u>1.17-14</u> 図に示す。	相違理由③
① 保安班長は、手順着手の判断基準に基づき、保安班員に放射性物質の濃度の測定時	① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員	相違理由①,⑥
のバックグラウンド低減対策として、 <u>可搬型放射線計測器</u> により放射性物質の濃度	に放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策として, <u>可搬型放</u>	
を測定する場合は、遮蔽材で囲む等の対策をとるよう指示する。	射能測定装置により放射性物質の濃度を測定する場合は、遮蔽材で囲む等の	
	対策をとるよう指示する。	
② 保安班員は、遮蔽材で囲む等の対策をとり、可搬型放射線計測器により放射性物質	② 重大事故等対応要員は、遮蔽材で囲む等の対策をとり、可搬型放射能測定装	相違理由①,⑥
の濃度を測定する。	<u>置</u> により放射性物質の濃度を測定する。	
③ 保安班員は、②の対策でも測定不能となるおそれがある場合は、バックグラウン	③ 重大事故等対応要員は、②の対策でも測定不能となるおそれがある場合は、	相違理由⑥
ドレベルが低い場所に移動して、測定を行う。	バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、測定を行う。	
c. 操作の成立性	c. 操作の成立性	
上記の対応は、保安班員2名にて実施し、遮蔽材で囲む等は、作業開始を判断してか	上記の対応は、重大事故等対応要員2名にて実施し、遮蔽材で囲む等は、作業開	相違理由①,⑥,⑦,⑧

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
ら <u>約25</u> 分で可能である。また,円滑に作業ができるよう <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対</u>	始を判断してから 30 分 <u>以内</u> で可能である。また、円滑に作業ができるよう <u>緊急時</u>	
<u>策所</u> との連絡用に通信連絡設備を整備する。	<u>対策所</u> との連絡用に通信連絡設備を整備する。	
(9)敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制	(9) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制	
重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国が地方公共団体と連携して	重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国が地方公共団体と連携し	
策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモ	て策定するモニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するととも	
ニタリングに協力する。	にモニタリングに協力する。	
また,原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協力体制を構築するため	また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協力体制を構築するた	
原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材	め原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資	
の貸与等を受けることが可能である。	機材の貸与等を受けることが可能である。	
1.17.2.2 風向,風速その他の気象条件の測定の手順等	1.17.2.2 風向, 風速その他の気象条件の測定の手順等	
重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定	重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定	
し,及びその結果を記録するため,以下の手段を用いた手順を整備する。	し,及びその結果を記録するため,以下の手段を用いた手順を整備する。	
重大事故等時における気象観測設備及び <u>可搬型気象観測装置</u> による風向,風速その	重大事故等時における気象観測設備及び <u>可搬型気象観測設備</u> による風向,風速その	相違理由①
他の気象条件の測定は,連続測定を行う。	他の気象条件の測定は、連続測定を行う。	
(1) 気象観測設備による気象観測項目の測定	(1) 気象観測設備による気象観測項目の測定	
気象観測設備は、通常時から風向、風速その他の気象条件を連続測定しており、重	気象観測設備は、通常時から風向、風速その他の気象条件を連続測定しており、重	
大事故等時に測定機能等が喪失していない場合は、継続して気象観測項目を連続測	大事故等時に測定機能等が喪失していない場合は、継続して気象観測項目を連続測	
定し、測定結果は、記録紙に記録し、保存する。また、気象観測設備による風向、風	定し、測定結果は記録紙に記録し、保存する。また、気象観測設備による風向、風速	
速その他の気象条件の測定は、自動的な連続測定であるため、手順を要するものでは	その他の気象条件の測定は、自動的な連続測定であるため、手順を要するものではな	
ない。	٧١°	
なお, 気象観測設備が機能喪失した場合は,「1.17.2.2 (2) <u>可搬型気象観測装置</u> に	なお, 気象観測設備が機能喪失した場合は,「1.17.2.2(2) <u>可搬型気象観測設備</u>	相違理由①
よる気象観測項目の代替測定」を行う。	による気象観測項目の代替測定」を行う。	
(2) <u>可搬型気象観測装置</u> による気象観測項目の代替測定	(2) <u>可搬型気象観測設備</u> による気象観測項目の代替測定	相違理由①
重大事故等時に気象観測設備が機能喪失した場合,可搬型気象観測装置により発	重大事故等時に気象観測設備が機能喪失した場合,可搬型気象観測設備により発	相違理由①,③
電所において風向, 風速その他の気象条件を測定し, 及びその結果を記録するための	電所において風向, 風速その他の気象条件を測定し, 及びその結果を記録するための	
手順を整備する。この手順のフローチャートを第 <u>1.17.1</u> 図に示す。	手順を整備する。この手順のフローチャートを第 <u>1.17-1</u> 図に示す。	
<u>可搬型気象観測装置</u> による代替測定地点については,測定データの連続性を考慮	可搬型気象観測設備による代替測定地点については、測定データの連続性を考慮	相違理由①,③,⑥
し,発電所内を代表する気象観測設備の位置に <u>配置</u> することを原則とする。 <u>可搬型気</u>	し、発電所内を代表する気象観測設備の位置に <u>設置</u> することを原則とする。 <u>可搬型気</u>	
<u>象観測装置の配置位置</u> 及び保管場所を第 <u>1. 17. 15</u> 図に示す。	<u>象観測設備の設置場所</u> 及び保管場所を第 <u>1.17-15</u> 図に示す。	
ただし、地震・火災等で <u>配置位置</u> にアクセスすることができない場合は、アクセス	ただし,地震・火災等で <u>設置場所</u> にアクセスすることができない場合は,アクセス	相違理由⑥
ルート上の車両等で運搬できる範囲に <u>配置位置</u> を変更する。	ルート上の車両等で運搬できる範囲に <u>設置場所</u> を変更する。	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
a. 手順着手の判断基準	a. 手順着手の判断基準	
重大事故等時,保安班長が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で気象観測設備の指	重大事故等時, <u>災害対策本部長代理が緊急時対策所</u> で気象観測設備の指示値を	相違理由①,⑥
示値を確認する等、気象観測設備による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の	確認する等,気象観測設備による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量のいずれ	
いずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。	かの測定機能が喪失したと判断した場合。	
b. 操作手順	b. 操作手順	
可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定についての手順の概要は以	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定についての手順の概要は以	相違理由①,③
下のとおり。このタイムチャートを第 <u>1.17.16</u> 図に示す。	下のとおり。このタイムチャートを第 <u>1. 17-16</u> 図に示す。	
① <u>保安班長</u> は、手順着手の判断基準に基づき、 <u>保安班員に可搬型気象観測装置</u> に	① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員	相違理由①,⑥
よる気象観測項目の代替測定の開始を指示する。その際、保安班長は、アクセ	に <u>可搬型気象観測設備</u> による気象観測項目の代替測定の開始を指示する。そ	
スルート等の被災状況を考慮し、 <u>配置位置</u> を決定する。	の際, <u>災害対策本部長代理</u> は,アクセスルート等の被災状況を考慮し, <u>設置</u>	
	<u>場所</u> を決定する。	
② 保安班員は、高台保管場所に保管してある可搬型気象観測装置を車両等に積載	② <u>重大事故等対応要員</u> は、 <u>緊急時対策所建屋</u> に保管してある <u>可搬型気象観測設</u>	相違理由①,⑥
し、 <u>配置位置</u> まで運搬・ <u>配置</u> し、測定を開始する。 <u>5 号炉原子炉建屋内緊急時対</u>	<u>備</u> を車両等に積載し, <u>設置場所</u> まで運搬・ <u>設置</u> し,測定を開始する。 <u>緊急時</u>	
<u>策所</u> までデータが伝送されていることを確認し、監視を開始する。	<u>対策所</u> までデータが伝送されていることを確認し、監視を開始する。	
③ 保安班員は、可搬型気象観測装置の記録装置(電子メモリ)に測定データを記	③ <u>重大事故等対応要員</u> は, <u>可搬型気象観測設備</u> の記録装置(電子メモリ)に測	相違理由①,⑥
録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定	定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子	
データは消失しない。	メモリ内の測定データは消失しない。	
④ 保安班員は、使用中に外部バッテリーの残量が少ない場合は、予備の外部バッ	④ <u>重大事故等対応要員</u> は,使用中に外部バッテリーの残量が少ない場合は,予	相違理由①,⑥,⑧
テリーと交換する。(外部バッテリーは連続 <u>7</u> 日以上使用可能である。なお,1	備の外部バッテリーと交換する。(外部バッテリーは連続 <u>2</u> 日以上使用可能で	・仕様の相違
台の <u>可搬型気象観測装置</u> の外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、作業	ある。なお、1台の <u>可搬型気象観測設備</u> の外部バッテリーを交換した場合の所	
開始を判断してから移動時間も含めて <u>約</u> 50分で可能である。)	要時間は,作業開始を判断してから移動時間も含めて 50 分 <u>以内</u> で可能であ	
	る。)	
c. 操作の成立性	c. 操作の成立性	
上記の対応は、保安班員2名にて実施し、一連の作業は、作業開始を判断してか	上記の対応は, <u>重大事故等対応要員</u> 2名にて実施し,一連の作業は,作業開始を	相違理由①,⑥,⑦,⑧
ら <u>約 90</u> 分で可能である。	判断してから <u>80</u> 分 <u>以内</u> で可能である。	
車両等で <u>配置位置</u> までの運搬ができない場合は,アクセスルート上に車両等で運	車両等で <u>設置場所</u> までの運搬ができない場合は,アクセスルート上に車両等で	
搬し、配置する。また、円滑に作業ができるよう 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所	運搬し、 <u>設置</u> する。また、円滑に作業ができるよう <u>緊急時対策所</u> との連絡用に通信	
との連絡用に通信連絡設備を整備する。	連絡設備等を整備する。	
1.17.2.3 モニタリング・ポストの電源を <u>モニタリング・ポスト用発電機</u> から給電する手	1.17.2.3 モニタリング・ポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等	相違理由②
順等		
常用所内電源喪失時は、無停電電源装置及びモニタリング・ポスト用発電機によりモ	非常用交流電源設備からの給電の喪失時は、無停電電源装置、常設代替高圧電源装置	相違理由②,⑤
ニタリング・ポストへ給電する。無停電電源装置は、常用所内電源喪失時に自動起動し、	及び <u>可搬型代替低圧電源車</u> によりモニタリング・ポストへ給電する。無停電電源装置	相違理由②,⑤

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
約 <u>15</u> 時間の間モニタリング・ポストへ給電することが可能である。 <u>モニタリング・ポ</u>	は、非常用交流電源設備からの給電の喪失時に自動起動し、約12時間の間モニタリン	・仕様の相違
スト用発電機は、無停電電源装置が機能維持していた場合は 15 時間以内に、機能喪失	グ・ポストへ給電することが可能である。	
していた場合は速やかに手動起動させ、約18時間ごとに給油を行いつつ、常用所内電		
<u>源</u> 復旧までの間モニタリング・ポストに給電する。		
モニタリング・ポストは、電源が喪失した状態で <u>モニタリング・ポスト用発電機</u> から	モニタリング・ポストは、電源が喪失した状態で <u>代替交流電源設備</u> から給電した場	・東二は切替え操作不要
給電した場合, <u>切替え操作を行うことで</u> 放射線量の連続測定を開始する。 <u>モニタリン</u>	合、 <u>自動的に</u> 放射線量の連続測定を開始する。	
グ・ポスト用発電機の配置位置を第 1.17.17 図に示す。		
なお, <u>モニタリング・ポスト用発電機</u> への給油については,「1.14 電源の確保に関す	なお、代替交流電源設備及び非常用交流電源設備からモニタリング・ポストへの給電	・東二は「1.14 電源の確保に
る手順等」にて整備する。	並びに代替交流電源設備及び非常用交流電源設備への給油については,「1.14 電源の	関する手順等」にて代替交流
	確保に関する手順等」にて整備する。	電源設備等からモニタリン
a. 手順着手の判断基準		グ・ポストに給電する手順等
モニタリング・ポストの常用電源喪失後、保安班長が、緊急時対策所でモニタリ		を整備するため, 1.17 では手
ング・ポストの指示値及び無停電電源装置の運転に関する警報表示を確認し、モニ		順を記載しない。
タリング・ポスト用発電機による給電が必要と判断した場合。		
b. 操作手順		
モニタリング・ポスト用発電機からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。こ		
のタイムチャートを第 1.17.18 図に示す。		
① 保安班長は、手順着手の判断基準に基づき、保安班員にモニタリング・ポスト用		
発電機からの給電を指示する。		
② 保安班員は、無停電電源装置が機能喪失している場合は速やかに、又は機能維持		
していた場合は 15 時間以内に,モニタリング・ポスト用発電機を起動する。		
③ 保安班員は、モニタリング・ポスト用発電機切替盤にて、切り替え操作を実施す		
<u>3.</u>		
c. 操作の成立性		
上記の対応は,保安班員 2 名にて実施し,一連の作業の所要時間は,作業開始を		
判断してから約1時間30分で可能である。		
なお、モニタリング・ポストが電源系以外の故障により、機能を喪失した場合は、		
<u>「1.17.2.1(2)可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定」を</u>		
<u>行う。</u>		

子フ	力発	電所	6/7号	炉 設置変	(更許	可申	請書 再補	前正(平成 29	年12月18日)			東海第二			備考
		い よ め				淀	11 &			第1.17-	1表 機能剪	<b>要失を想定する設計基準対象施設と整備</b>	青する手順	(1/2)	柏崎との相違箇所について 本文に記載しているため下
手順击		ングポストに	よる測定	カリング		装置による測定	ングポストにタリング	カリング		機能喪失を想定 する設計基準 対象施設	対応手段	対処設備		手順書	を省略。(以下、同様。)
#		モニタリ	放射能観測車に	緊急時構内モニ		可搬型気象観測装置に	モニタリ 構内モニ	緊急時構內モニ		_	放射線量の測 定	モニタリング・ポスト	自主対策設備	_	
	能	等 可搬型:	1		報	排	明 (根本) (根本) (根本) (根本) (根本) (根本) (根本) (根本)		松	モニタリング・ ポスト (放射線 量の測定)	放射線量の代 替測定	可搬型モニタリング・ポスト 可搬型モニタリング・ポスト端末	重大事故等 対処設備	重大事故等対策要領	
	車 計 数 数	重 重大事故 对免設舗	本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 を を を を を を を を を を を を を	重大事故等 对処設備	型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型 型	重大事校。 对処設備	重大事故。 对処設備	重大事故 对処設備 对犯設備	松 松 松 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 も も も も も も も も も も も も も	-	空気中の放射 性物質の濃度 の測定	放射能観測車 採取装置:ダスト・よう素サンプラ 測定装置:よう素測定装置	自主対策設備	重大事故等 対策要領	
对処設備			ンプラ	う素サンプラ ョンサーベイメータ パータ			4-	○巻キングン コンサーベイメーツ 1-少 コンナー・ベイメーク	<b>万装置</b>	放射能観測車 (空気中の放射 性物質の濃度の 測定)	空気中の放射 性物質の濃度 の代替測定	: ダストモニタ 可機型放射能測定装置 採取装置: 可機型ダスト・よう素サンプラ 測定装置: N a I シンチレーションサーベイ・メータ : β線サーベイ・メータ : Z n S シンチレーションサーベイ・メータ	重大事故等 対処設備	重大事故等対策要領	
4×		K K	よう素サ 定装置 装置	メト・ボーアーン			7. X	7.7. 1.7.7. 1.7.7.7. 1.7.7.7.7.7.7.7.7.7	所装置 波高分林	_	気象観測項目 の測定	気象観測設備	自主対策設備	_	
	タリング・ボスト	メリングボ	スト・ う素測 計数数	型放射線計測器 扱装置:可搬型ダ 定装置:NaIシンデ :GN 将染サ	気象観測設備	型気象観測装置 夕処理装置	可搬型モニタリングポラ データ処理装置 可搬型放射線計測器 測定装置:電離箱サー	廉型放射線計測器 採取装置:可搬型が 測定装置:NaI シング CM 汚染サ・	Ge ガンマ線多重波高分析装置 N條型 Ge ガンマ線多重改高分析装置 ガスフロー測定装置	気象観測設備 (風向, 風速そ の他の気象条件 の測定)	気象観測項目	可搬型気象観測設備可搬型気象観測設備端末	重大事故等 対処設備	重大事故等 対策要領	
	11					<ul><li>(利 可機型)</li><li>データ)</li></ul>		( ( ( ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	Ge 九 リ ガ メンス		放射線量の測 定	可搬型モニタリング・ポスト 可搬型モニタリング・ポスト端末 電離箱サーベイ・メータ	重大事故等 対処設備	重大事故等 対策要領	
対応手段	放射線量の測定	放射線量の代替測定	空気中の放射性物質の 濃度の測定	空気中の放射性物質ら 濃度の代替測定	気象観測項目の測定	気象観測項目の代替 定	放射線量の測定	放射性物質の濃茂 (気中,水中,土壌中の遡流		_	放射性物質の 濃度 (空気中, 水中, 土壌中)	可搬型放射能測定装置 採取装置:可搬型ダスト・よう素サンプラ 測定装置:β線サーベイ・メータ :NaIシンチレーションサーベイ・メータ :ZnSシンチレーションサーベイ・メータ	重大事故等 対処設備	重大事故等対策要領	
	<i>h</i>	4	71 %	·	4/			+R 4V 0			の測定	Gey線多重波高分析装置 ガスフロー式カウンタ	自主対策設備		
機能喪失を想定する 設計基準対象施設		モニタリング・ポスト (放射総量の通常)		放射能観測車 空気中の放射性物質の濃度の測定)	1	気象観測設備 (風向, 風速その他の気象条件の測定)		l			ı				

 乳子力発電所	6/	7号炉 設置変更	許可申請	書再補	京正(平成	29年12月18日)			東海第二			備考
	±1m		ストのバッカガ		スト用発電機か		第1.17-1表 機能喪失を想定 する設計基準 対象施設		天を想定する設計基準事故対象施設と整 <sup>対処設備</sup>	備する手順	〔 (2/2) 手順書	
	手順書	・	モニタリング・ポス ラウンドの低減対策		ホニタリング・ポらの給電			海上モニタリング	<ul> <li>小型船舶</li> <li>可搬型放射能測定装置</li> <li>採取装置:可搬型ダスト・よう素サンプラ 測定装置:β線サーベイ・メータ</li> <li>:NaIシンチレーションサーベイ・メータ</li> <li>:ZnSシンチレーションサーベイ・メータ</li> <li>電離箱サーベイ・メータ</li> </ul>	重大事故等 対処設備	重大事故等 対策要領	
¶ (2/2)		重大事故等对处設備	資機材	由主対策設備	重大事故等对处設備				検出器保護カバー 養生シート 遮蔽材	資機材	重大事故等 対策要領	
青する手順		\$ \$\frac{1}{x} \times \frac{1}{x}						モニタリン グ・ボストの 代替電源	無停電電源装置	自主対策設備		
機能喪失を想定する設計基準対象施設等と整備す	対処設備	小型船舶 (第上キニタリング用) 可機型放射線計測器 採取装置: 可機型ダスト・よう素サンプラ 選応装置: Na1シンチレーションチーペイ、 : GN 万楽サーペイメータ : ZnS シンチレーションサーペイ、 : TnS シンチレーションサーベイ、: 指揮箱サーベイメータ	衛田器保護カベー 兼先シート 演骸材	無停電電影装置	モニタリング・ポスト用発電機		無停電電源装置	の代替交流電	常設代替交流電源設備 <sup>※1</sup> 可搬型代替交流電源設備 <sup>※1</sup> 非常用交流電源設備 <sup>※1</sup>	重大事故等 対処設備	非常時運転 手順書 II (徴候ベース) 「電源供給 回復」 非常時運転 手順書 II (停止時徴 候ベース) 「停止時電	
17.1表	对际手段	海上モニタリング	バックグラウンドの低減対策	モニタリング・ポスト の代替電源	モニタリング・ポスト の代替交流電源からの 給電		※1 手順は,「	1.14 電源の確	<b>企保に関する手順等」にて整備する。</b>		源復旧」 AM設備別 操作手順書	
第1.	機能喪失を想定する 設計基準対象施設		1		<b>無停電電源装置</b>							

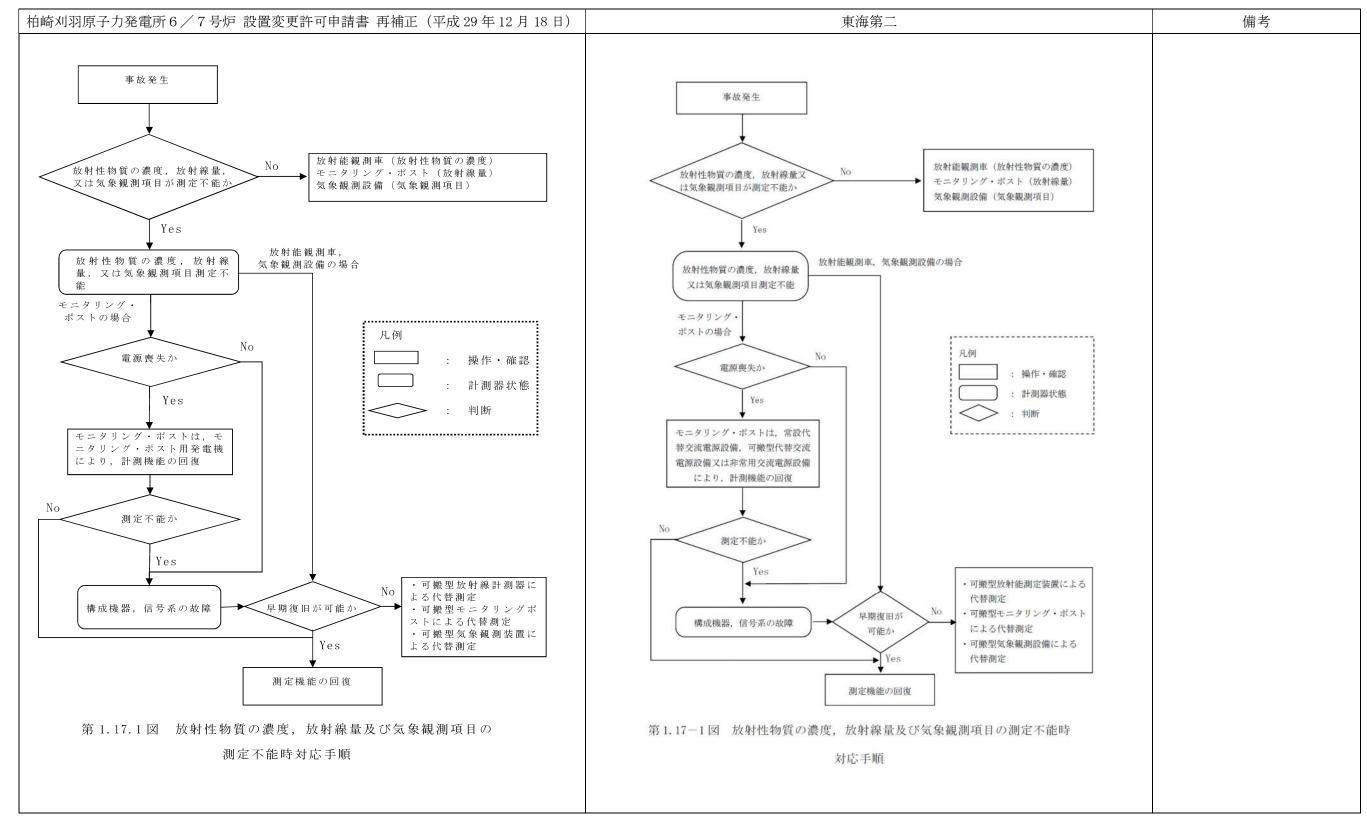
## 柏崎刈羽原子力発電所/東海第二発電所 技術的能力比較表 【対象項目:1.17 監視測定等に関する手順等】

	- / • • • • • • • • • • • • • • • • • •	が 以巨久	更許可申請書 再補正(平成	7 23 <del>-</del> 12 /1 10 <del>-</del> 10	/				東海第二		1
	表 1.17	7.2 重大事i	政等対処に係る監視計器			j	第 1. 17-	-2表 重大	事故等対処に係る監視計器		
1.17 監視測5	と等に関す	る手順等									
監視計器一覧	(1/3)				監視計署	吊一覧()	/3)				
対応手段		重大事故等 の対応に必 要となる監	監視パラメータ(計器)	計測範囲 (単位)		対応手順		重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視パラメータ (計器)	計測範囲 (単位)	
		視項目			1, 17, 2, 1	放射性物質の	濃度及び放射	村線量の測定の手	順等		
1.17.2.1 放射性物質の濃度』	及び放射線量	の測定の手順等			Control of the Contro	リング・ポ	判断基準	_	_	_	
(1)モニタリング・ポストに	判断基準	_	_	_		よる放射線	操作	放射線量	モニタリング・ポスト	10 <sup>1</sup> ~10 <sup>8</sup> (nGy/h)	
よる放射線量の測定	操作	放射線量	モニタリング・ポスト	$10 \sim 10^8 \text{ (nGy/h)}$		モニタリ	判断基準	放射線量	モニタリング・ポスト	10 <sup>1</sup> ~10 <sup>8</sup> (nGy/h)	
(2) 可搬型モ グ・ポスト	判断基準	放射線量	モニタリング・ポスト	$10 \sim 10^8  (\text{nGy/h})$	(2) 可搬 型モニタ	ング・ポ ストの代	操作	放射線量	可搬型モニタリング・ポスト	B. G. ~10 <sup>9</sup> (nGy/h)	
ニタリングポーの代替測定	操作	放射線量	可搬型モニタリングポスト	10 ~ 10 <sup>9</sup> (nGy/h)	リング・ポストに	替測定	LAREAGE TO CO.		**************************************	100000 10000 Notice 1	
ストによる放     海側等及び       射線量の測定     5 号炉原子	判断基準	_	_	_	よる放射 線量の測	海側等及び緊急時	判断基準	_	_	_	
及び代替測定 炉建屋付近 での測定	操作	放射線量	可搬型モニタリングポスト	10 ~ 10 <sup>9</sup> (nGy/h)	定及び代 替測定	対策所付 近での測 定	操作	放射線量	可搬型モニタリング・ポスト	B. G. ~10 <sup>9</sup> (nGy/h)	
-	判断基準	_	_	_	(3)放射能	観測車によ	判断基準	_	_	_	
(3)放射能観測車による放射性物質の濃度の測定	操作	放射性物質の濃度	放射能観測車 ・GM 計数装置 ・よう素計測装置	1 ~ $10^6$ (カウント) 1 ~ $10^6$ (カウント)	る空気	中の放射性農度の測定	操作	放射性物質の 濃度	放射能観測車 ・よう素測定装置 ・ダストモニタ	B. G. $\sim 10^5 \text{ (S}^{-1}\text{)}$ B. G. $\sim 10^5 \text{ (S}^{-1}\text{)}$	
(4) 可搬型放射線計測器に	判断基準	放射性物質の濃度	か射能観測車 ・GM 計数装置	$1 \sim 10^{6} (                                   $		放射能測定	判断基準	放射性物質の 濃度	放射能観測車 ・よう素測定装置 ・ダストモニタ	B. G. $\sim 10^{5} \text{ (S}^{-1})$ B. G. $\sim 10^{5} \text{ (S}^{-1})$	
よる放射性物質の濃度の代替測定	操作	放射性物質の濃度	<ul><li>・よう素計測装置</li><li>可搬型放射線計測器</li><li>・GM 汚染サーベイメータ</li><li>・NaI シンチレーションサーベイメータ</li></ul>	1 ~ 10 <sup>6</sup> (カウント) 0 ~ 100k (min <sup>-1</sup> ) 0.1 ~ 30 (μ Gy/h)		よる空気中 性物質の濃 替測定	操作	放射性物質の 濃度	可搬型放射能測定装置 ・NaIシンチレーションサーベイ・メータ ・β線サーベイ・メータ ・ZnSシンチレーションサーベイ・メータ	B. G. ~30 (μ Gy/h) B. G. ~99. 9k (min <sup>-1</sup> ) B. G. ~99. 9k (min <sup>-1</sup> )	

<del>7</del> 日 ⇒1. 『	吧 既 (0 /0	)										
倪計	器一覧 (2/3)	)	重大事故等			臣仁文	見計器一覧(	2/3)				
			の対応に必		計測範囲	ım. u	76 H 141 98 (	27 07	<b>ましませか</b> の			
	対応手段		要となる監	監視パラメータ(計器)	(単位)		対応手順		重大事故等の対応に必要と	監視パラメータ (計器)	計測範囲 (単位)	
			視項目			1.1	7.2.1 放射性物質(	の濃度及び放	なる監視項目 射線量の測定の手	順態		
17.2.1	放射性物質の濃度及	とび放射線量(	の測定の手順等			***	NATIONAL WATERWAY	THE COUNTY	11 by mr -> hdvr -> 1	The cr	[シンチレーション]	
		判断基準	モニタ値	主排気筒モニタ	[6 号矩] 0.1~10 <sup>6</sup> (cps):SCIN 10 <sup>-13</sup> ~10 <sup>-6</sup> (A):IC [7 号矩] 0.1~10 <sup>6</sup> (cps):SCIN 3.6×10 <sup>-13</sup> ~		a. 空気中の放	判断基準	モニタ値	排気筒モニタ	10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps) [電離箱] 10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>4</sup> (mSv/ h)	
(5) 可	a. 可搬型放射線 計測器による空			モニタリング・ポスト	$3.6 \times 10^{-6} (A) : IC$ $10 \sim 10^{8} (nGy/h)$	(5)	射性物質の濃度の測定		放射線量	モニタリング・ポスト	10 <sup>1</sup> ~10 <sup>8</sup> (nGy/h)	
搬型	気 中 の 放 射 性 物 質 の 濃 度 の 測 定		放射線量	可搬型モニタリングポスト	10 ~ 10° (nGy/h)	搬	派及り側走		//X/17形/風	可搬型モニタリング・ポスト	B. G. ~10 9 (nGy/h)	
放射線計測器		操作	放射性物質の濃度	・NaI シンチレーションサー ベイメータ ・GM 汚染サーベイメータ ・ZnS シンチレーションサー ベイメータ	0.1 $\sim$ 30 ( $\mu$ Gy/h) 0 $\sim$ 100k (min <sup>-1</sup> ) 0 $\sim$ 100k (min <sup>-1</sup> )	型放射能		操作	放射性物質の 濃度	・Na I シンチレーションサーベイ・メータ ・β線サーベイ・メータ ・Z n Sシンチレーションサーベイ・メータ	B. G. $\sim$ 30 ( $\mu$ Gy/h) B. G. $\sim$ 99. 9k (min <sup>-1</sup> ) B. G. $\sim$ 99. 9k (min <sup>-1</sup> )	
等 に						測	L. durtum Hobb	判断基準	モニタ値	液体廃棄物処理系出口モニタ	$10^{-1} \sim 10^6$ (cps)	
よる放射性	b. 可搬型放射線 計測器による水 中の放射性物質	判断基準	モニタ値	液体廃棄物処理系排水モニタ	[6号及び7号炉共用] 0~3×10 <sup>4</sup> (cps)	定装置	b. 水中の放射 性物質の濃 度の測定	操作	放射性物質の 濃度	・Na I シンチレーションサーベイ・メータ ・β線サーベイ・メータ	B. G. ~30 (μ Gy/h) B. G. ~99. 9k (min <sup>-1</sup> )	
物質の	の濃度の測定	操作	放射性物質	・NaI シンチレーションサー ベイメータ ・GM 汚染サーベイメータ	$0.1 \sim 30 \ (\mu \ \text{Gy/h})$ $0 \sim 100 \text{k} \ (\text{min}^{-1})$	等に	-	-		・ZnSシンチレーションサーベイ・メータ	B. G. ~99. 9k (min <sup>-1</sup> )	
濃度及び放射			の濃度	・2nS シンチレーションサー ベイメータ 主排気筒モニタ	0 ~ 100k (min <sup>-1</sup> )  [6 号炉] 0.1~10 <sup>6</sup> (cps):SCIN 10 <sup>-13</sup> ~10 <sup>-6</sup> (A):IC [7 号炉]	よ る 放 射		判断基準	モニタ値	排気筒モニタ	10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps) [電離箱] 10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>4</sup> (mSv/	
線量の		判断基準		THE AMELIA	0.1~10 <sup>6</sup> (cps):SCIN 3.6×10 <sup>-13</sup> ~	性物	c. 土壌中の放 射性物質の			モニタリング・ポスト	10 <sup>1</sup> ~10 <sup>8</sup> (nGy/h)	
測定	c. 可搬型放射線 計測器による土 壌中の放射性物		+L 01 00 III	モニタリング・ポスト	$3.6 \times 10^{-8} (A) : IC$ $10 \sim 10^{8} (nGy/h)$	質	濃度の測定		放射線量	可搬型モニタリング・ポスト	B. G. ~10° (nGy/h)	
	質の濃度の測定		放射線量	可搬型モニタリングポスト	10 ~ 10° (nGy/h)	の濃		7		・Na I シンチレーションサーベイ・メータ	B. G. ~30 (μ Gy/h)	
		操作	放射性物質 の濃度	<ul> <li>Nal シンチレーションサーベイメータ</li> <li>GM 汚染サーベイメータ</li> <li>2nS シンチレーションサーベイメータ</li> </ul>	0.1 ~ 30 (µ Gy/h) 0 ~ 100k (min <sup>-1</sup> ) 0 ~ 100k (min <sup>-1</sup> )	度及		操作	放射性物質の 濃度	・β線サーベイ・メータ ・Z n Sシンチレーションサーベイ・メータ	B. G. ~99. 9k (min <sup>-1</sup> ) B. G. ~99. 9k (min <sup>-1</sup> )	
			モニタ値	主排気筒モニタ	[6 号炉] 0.1~10 <sup>6</sup> (cps):SCIN 10 <sup>-13</sup> ~10 <sup>-6</sup> (A):IC [7 号炉] 0.1~10 <sup>6</sup> (cps):SCIN 3.6×10 <sup>-13</sup> ~	が放射線量		dathir 17 old	モニタ値	排気筒モニタ	[シンチレーション] 10 <sup>-1</sup> ~10 <sup>6</sup> (cps) [電離箱] 10 <sup>-2</sup> ~10 <sup>4</sup> (mSv/h)	
		判断基準		流体眩晕畅加加支持去平二月	3.6×10 <sup>-6</sup> (A):IC [6号及び7号炉共用]	Ø)		判断基準		液体廃棄物処理系出口モニタ	10 <sup>-1</sup> ∼10 <sup>6</sup> (cps)	
	d. 海 上 モ ニ タ リ ング			液体廃棄物処理系排水モニタ	$0 \sim 3 \times 10^4 \text{ (cps)}$ $10 \sim 10^8 \text{ (nGy/h)}$	測定	d. 海上モニタ リング		放射線量	モニタリング・ポスト	10 <sup>1</sup> ~10 <sup>8</sup> (nGy/h)	
	* /		放射線量	可搬型モニタリングポスト	10 ~ 10 <sup>9</sup> (nGy/h)		(4.7) 5		WO 17 17 15	可搬型モニタリング・ポスト	B. G. ~10 9 (nGy/h)	
			放射線量	・電離箱サーベイメータ  ・NaI シンチレーションサー	$0.001 \sim 1000 \text{ (mSv/h)}$ $0.1 \sim 30 \text{ (}\mu\text{ Gy/h)}$				放射線量	電離箱サーベイ・メータ	10 <sup>-3</sup> ~10 <sup>3</sup> (mSv∕h)	
		操作	放射性物質の 濃度	ペイメータ ・GM 汚染サーベイメータ ・ZnS シンチレーションサー ペイメータ	$0 \sim 100 k \text{ (min}^{-1})$			操作	放射性物質の 濃度	・Na I シンチレーションサーベイ・メータ ・β線サーベイ・メータ ・Z n S シンチレーションサーベイ・メータ	B. G. ~30 (μ Gy/h) B. G. ~99. 9k (min <sup>-1</sup> ) B. G. ~99. 9k (min <sup>-1</sup> )	

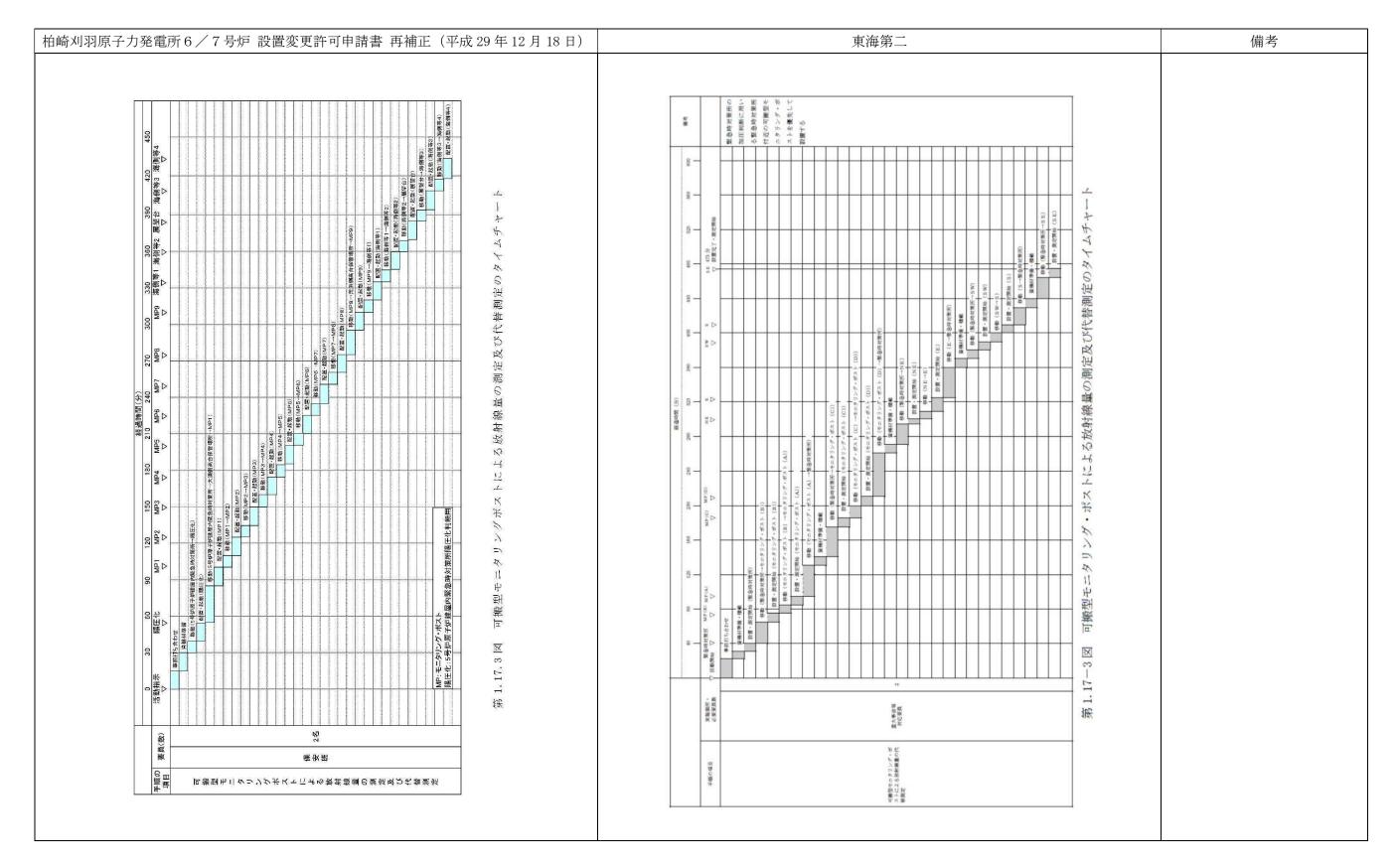
	心電所 りん	/ 7 号炉 設置	変更許可申請書 再補正(平	<sup>Z</sup> 成 29 年 12 月 18 日)				東海第二		備考
視計器一覧	(2/2)				監視計器一覧(	3/3)				
17九日 荷一見	(3/3)	重大事故等の対		計 湖 海 川井	対応手順		重大事故等の 対応に必要と なる監視項目	監視パラメータ (計器)	計測範囲 (単位)	
対応手段	ŧ	応に必要となる	監視パラメータ (計器)	11 CF 170 ITI	1.17.2.1 放射性物質の	の濃度及び放		順等		
		監視項目		(単位)	(6)モニタリング・ポ	判断基準	放射線量	モニタリング・ポスト	10 <sup>1</sup> ~10 <sup>8</sup> (nGy/h)	
1.17.2.1 放射性物	質の濃度及で	■ ■ 放射線量の測定の手	順等		ストのバックグラ ウンドの低減対策	操作	放射線量	モニタリング・ポスト	10 <sup>1</sup> ~10 <sup>8</sup> (nGy/h)	
(6) モニタリン				10 100 ( 0.71)	(7) 可搬型モニタリング・ポストのバッ	判断基準	放射線量	可搬型モニタリング・ポスト	B. G. ~10 9 (nGy/h)	
グ・ポストのバ ックグラウンド	判断基准	放射線星	モニタリング・ポスト	10 ~ 10° (nGy/h)	クグラウンドの低 減対策	操作	放射線量	可搬型モニタリング・ポスト	B. G. ~10 <sup>9</sup> (nGy/h)	
低被対策	操作	放射線量	モニタリング・ポスト	10 ~ 10° (nGy/h)	<b>與利果</b>		to be the thinks of	・NaIシンチレーションサーベイ・メータ	B. G. ~30 (μ Gy/h)	
(7) 可搬型モニタリングポスト	判断基準	放射線量	可搬型モニタリングポスト	10 ~ 10° (nGy/h)	(8) 放射性物質の濃度 の測定時のバック	判断基準	放射性物質の 濃度	・β線サーベイ・メータ ・ZnSシンチレーションサーベイ・メータ	B. G. ~99.9k (min <sup>-1</sup> ) B. G. ~99.9k (min <sup>-1</sup> )	
タリング ホスト の バック グラウ ンド低減対策	操作	放射線量	可褫型モニタリングポスト	10 ~ 10° (nGy/h)	グラウンドの低減 対策	操作	放射性物質の 濃度	・NaIシンチレーションサーベイ・メータ ・β線サーベイ・メータ ・ZnSシンチレーションサーベイ・メータ	B. G. $\sim 30 \ (\mu \text{ Gy/h})$ B. G. $\sim 99.9 \text{ k} \ (\text{min}^{-1})$ B. G. $\sim 99.9 \text{ k} \ (\text{min}^{-1})$	
(8) 放射性物質の			・NaI シンチレーションサーベイメ	0.1 ~ 30 (μ Gy/h)	1.17.2.2 風向, 風速そ	との他の気象	条件の測定の手順		Description (Commence of the Control	
震度の制定時の バックグラウン ド低減対策	判断基準	放射性物質の濃度	・ GM 汚染サーベイメータ ・ ZnS シンチレーションサーベイメ ータ	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		判断基準	-	_	_	
e see soo rui 17fk	操作	放射性物質の濃度	・NaT シンチレーションサーベイメ ータ ・GM 汚染サーベイメータ ・ZnS シンチレーションサーベイメ ータ	0 ~ 100k (min <sup>-1</sup> )	(1)気象観測設備によ る気象観測項目の 測定	操作	風向・風速その他の気象	気象観測設備 ・風向 (地上高) ・風速 (地上高)	16 (方位) 0~30 (m/s)	
1.17.2.2 風前,風	速その他の気	(象条件の測定の手順					条件	・日射量 ・放射収支量 ・雨量	0~1.2 (kW/m²) -0.25~0.05 (kW/m²) 0~49.5 (mm)	
(1) 気象観測設備	判所基準	2-	-	-			風向・風速	・用重 気象観測設備 ・風向(地上高)	0~49.5 (mm) 16 (方位)	
による気象観測項目の測定	操作	風向・風速その	気象視測設備 ・ 風向 (地上高) ・ 風速 (地上高) ・ 日射量	16 (力(な) 0 ~ 50 (m/s) 0 ~ 1.43 (kW/m²)	(2) 可搬型気象観測設	判断基準	その他の気象条件	・風速 (地上高) ・日射量 ・放射収支量	0~30 (m/s) 0~1.2 (kW/m²) -0.25~0.05 (kW/m²)	
		他の気象条件	・放射収支量 ・雨量	-1.40~0 (kW/m <sup>2</sup> ) 0 ~ 110 (mm)	備による気象観測			·雨量 可搬型気象観測設備	0~49.5 (mm)	
(2) 可搬型気象観	判断基準	風向・風速その	気象視測設備 ・風向 (地上高) ・風速 (地上高)	16 (方が) 0 ~ 60 (m/s)	項目の代替測定	44.75-	風向・風速	・風向 (地上高) ・風速 (地上高)	16 (方位) 0~60 (m/s)	
初装置による気	13.00	他の気象条件	・日射量 ・放射収支量 ・雨量	$0 \sim 1.43 \text{ (kW/m}^2)$ $-1.40 \sim 0 \text{ (kW/m}^2)$ $0 \sim 110 \text{ (mm)}$		操作	その他の気象	・日射量 ・放射収支量	0~2.00 (kW/m <sup>2</sup> ) -0.25~1.25 (kW/m <sup>2</sup> )	
象視測項目の代	250035	風向・風速その	可搬型気象視測装置 ・風尚(地上高) ・風速(地上高)	16 ( \( \frac{1}{2} \) \( \lambda \) \( \lam				・雨量	0~100 (mm)	
	操作	他の気象条件	・口射量 ・放射収支量 ・雨量	0 ~ 2.00 (kW/m²) -0.250 ~ 0 (kW/m²) 0 ~ 100 (mm)						

第 1.17.3 表 審査基準	<b>能における亜汞車</b> 面毎	の給電対策設備	第 1 17 _ 2 丰	準における要求事項ご	との公害対策認備	
<b>対象条文</b>	供給対象設備	がお 电 刈 水 以 m 給電元	第 1.17-3 衣 番 宜.苤	平にわける安水事項こ	207和电对束故拥	
17】監視測定等に関する手順等	モニタリング・ポスト	モニタリング・ポスト用発電機	対象条文	供給対象設備	給電元	
			【1.17】監視測定等に関する手順等	モニタリング・ポスト	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 非常用交流電源設備	
			<u>L</u>	1	21.2112.112.20 AND TREWTHEN HIS	



柏崎刈羽原子力発電所/東海第二発電所 技術的能力比較表

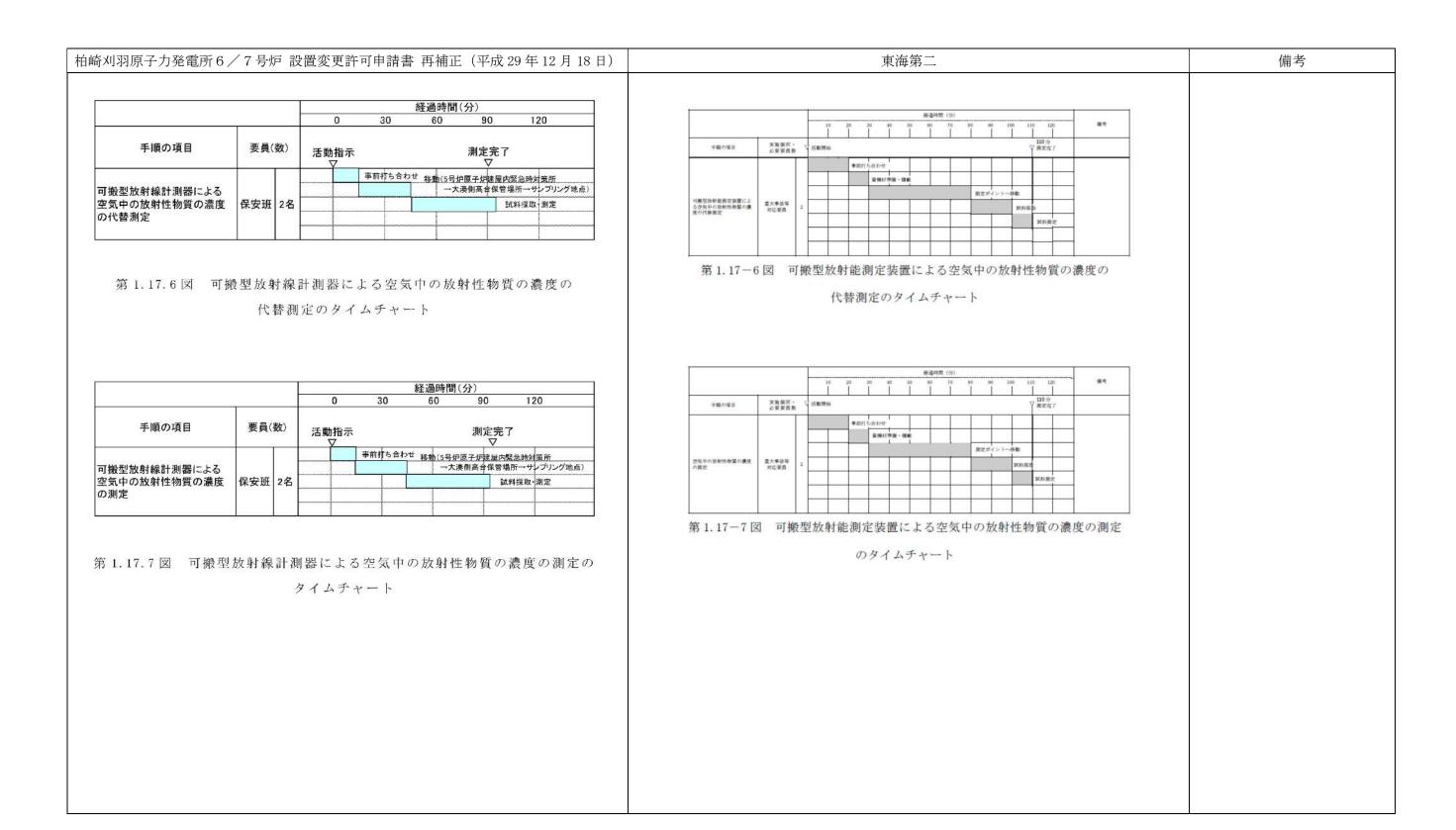
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
第1.17.2 図 可嫌型キニタリングポストの社団化関及び収管場所 枠間みの特殊は機能参照に属しまずので公開できません。	第1.17-2 図 可検型モニタリング・ポストの設置場所及び保管場所	



刈羽原子力発電所 6/		以旦久又	CH1 11		( )	1 /3/2 23	平 12 月 18	) [] <u> </u>				果	海第二								備考
				*	経過時間(		100				10 20	30 40	82 GP3 30 60	70 HO		00 110	120	接行			
			0	30	60	90	120	-	手機の項目	実施提而· 心要要員數		前打ち合わせ			- 8	7 100 分 測定完了	_				
手順の項目	要員(数	/ / / / /	指示			測定完了 ▽	•						聚色時对策例 一下	海接蒙塔)							
		`	事前	打ち合わせ	移動(5号)	炉原子炉建屋	内緊急時対策所							対能観測率出動学 測定ポイン	・ トへ移動		+				
射能観測車による 気中の放射性物質の濃度	保安班   2	<u>z</u>			→荒	_	育場所→サンブリン 採取・測定	·グ地点)	放射能観測率による空気の の放射性物質の濃度の表定	中 直大學改等 世 对応要員	2				MAHE	1					
則定													++			飲料測定	+				
			1							1000								Section 1			
第 1.17.4 図 放身	寸能観測	車によ	る空気	中の放射	射性物質	質の濃厚	度の測定の	)	第 1.17-	4 図 放	射能観測	車によ	る空気	中の放	射性	物質の	濃度の	測定			
		タイム	ムチャー	ート							0	0タイム	チャー	- ト							

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日) 東海第二 備考 第1.17-5図 可搬型放射能測定装置の保管場所及び海水・排水試料採取場所 可搬型放射線計測器の保管場所及び海水・排水試料採取場所

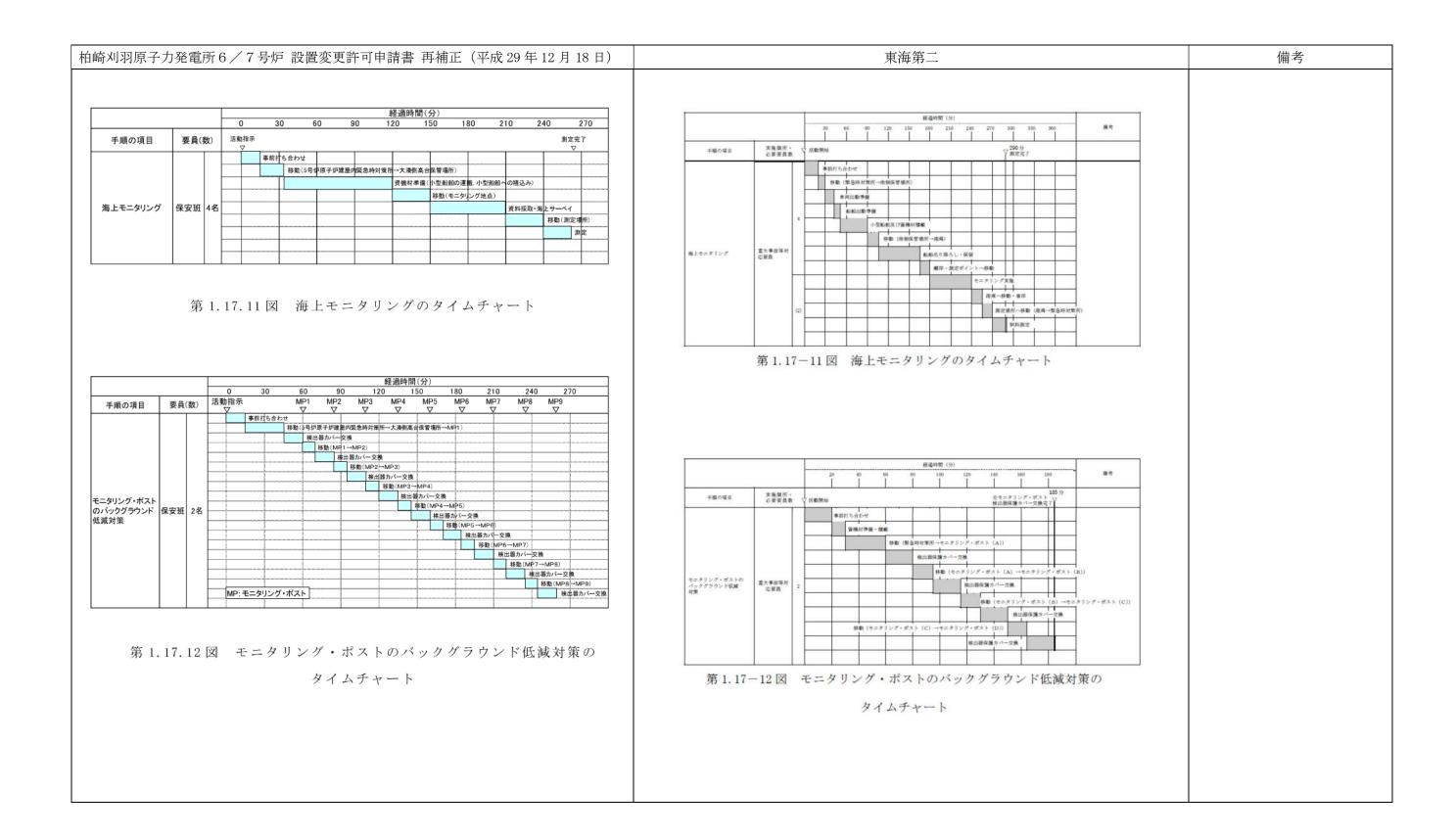
柏崎刈羽原子力発電所/東海第二発電所 技術的能力比較表

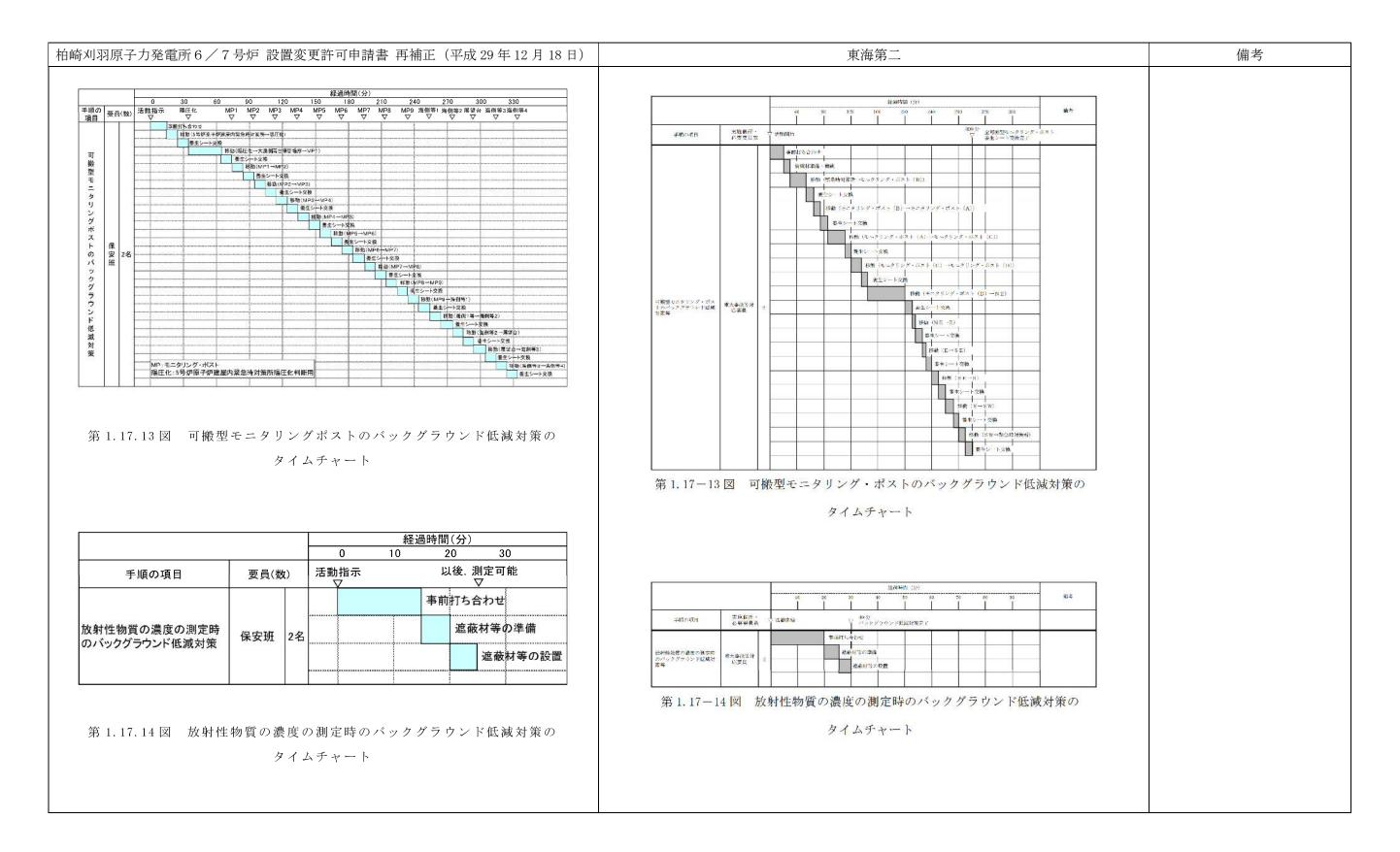


刈羽原子力発電所 6 / 7	7号炉 設	置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
	;	経過時間(分) 0 30 60 90 120	経過時期 (分)  10 20 30 40 50 60 70 80 90 160 118 120 機考  手順の項目 実施提所・ 必要要責象 以影動機能 以数性を	
手順の項目	要員(数)	活動指示 測定完了	事前打ち合わせ 安機材李雅・模載	
可搬型放射線計測器による k中の放射性物質の濃度 係 D測定	呆安班 2名	事前打ち合わせ 移動(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 一大湊側高台保管場所→サンプリング地点) 試料採取・測定	第三大手放容   第三大手放容   第三大手放容   第二大手放容   第二大手放容   第二大手放容   第二大手放容   第二大手放容   第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	
1.17.8 図 可搬型放		削器による水中の放射性物質の濃度の測定のタ イムチャート	第1.17-8図 可搬型放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定の タイムチャート	
		経過時間(分)	展進時間 (59)  10 20 30 40 10 60 70 80 90 100 110 120 撰考	
手順の項目	要員(数)	0 30 60 90 120 活動指示 測定完了	手順の項目         実施提所・ 必要要責款         「活動開始・ 必要要責款         100分 例定定了	
丁搬型放射線計測器による - 壌中の放射性物質の濃度 ・測定	保安班 2名	▼ 事前打ち合わせ 移動(5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 一大湊側高台保管場所 ーサンプリング地点)		
			第1.17-9図 可搬型放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	
第 1.17.9 図 可搬型		ト測器による土壌中の放射性物質の濃度の測定 ウタイムチャート	のタイムチャート	

柏崎刈羽原子力発電所/東海第二発電所 技術的能力比較表 【対象項目:1.17 監視測定等に関する手順等】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
第 1.17.10 図 小型船舶(海上モニタリング用)の保管場所及び運搬ルート 枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。	第1.17—10図 小型船的风管攀所及び灌搬ルート	





柏崎刈羽原子力発電所/東海第二発電所 技術的能力比較表

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12	東海第二	備考
	第1.17—15 図 可模型気象觀測設備の設置場所及び保管場所	

	0 / 1 /	計別 記	送置変更訂	午可申請	書 再補正	(平成 2	9年12月	月 18 日)				東海	第二					備考	
		-	0	30	経過時間( 60	(分) 90	120					20 30 40	経過時間 (分)		110 120	操号			
手順の項目	要員(	数)	活動指示		į	以後、測定可能 ▽			手順の	実施 (株) 必要要が		50 W 10 10 N	2 241 A11 A 241 Ma	Y 配置完了,测定简	No.				
可搬型気象観測装置 による気象観測項目 の代替測定	保安班	2名		前打ち合わせ	移動(5号炉扇→大湊	子炉建屋内緊急 側高台保管場所 測定(原	急時対策所 「→気象観測設 風向、風速、日射 女射収支量、雨	射量.	可樂型気象報源代替期定	政策による	2		聚急時対策所一気象報期	敦豐・湖定開始	目の代替	測定			
												のタイム	f + - h						
第 1.17.16 図	可搬型	型気象	観測装置	tによる:	気象観測	項目の代	替測定♂	カ				のタイム	7-1						
			タイム・	チャート															

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
第1.12.17回 モニリリング・ボスト 対及法権の配置権		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		

## 技術的能力1.17 相違理由一覧

比較表ページ	番号	内容
1	相違理由①	設備名称の相違
1	相違理由②	東ニはモニタリング・ポスト専用の電源を設けず、代替交流電源設備から給電する。
3	相違理由③	図表番号の附番ルールの相違
4	相違理由④	柏崎は所有する可搬型Geを使用する。
6	相違理由⑤	東海第二は、代替交流電源設備の他に、非常用交流電源設備からの給電も可能である。
7	相違理由⑥	設備運用・設計、体制の違いに起因する記載の相違はあるが、実態として記載内容に違いはない。
9	相違理由⑦	設備及び体制の違いによる記載内容の相違
9	相違理由⑧	東ニは「〇分以内」で統一
10	相違理由⑨	東二の放射能観測車にはα線測定用の測定器を搭載しているため代替測定用の測定器を配備する。
11	相違理由⑩	東二は可搬型ダスト・よう素サンプラのバッテリーの容量を確認する。

柏崎刈羽原子力発電所/東海第二発電所 技術的能力比較表 【対象項目:1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等】

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	
< 目 次 >	< 目 次 >	
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等		記載の適正化(重複した記載の削
1.18.1 対応手段と設備の選定	1.18.1 対応手段と設備の選定	除)
(1)対応手段と設備の選定の考え方	(1) 対応手段と設備の選定の考え方	
(2)対応手段と設備の選定の結果	(2) 対応手段と設備の選定の結果	
a. 重大事故等が発生した場合においても, 重大事故等に対処するために必要な指	a. 重大事故等が発生した場合においても, 重大事故等に対処するために必要な指	
示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備	示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備	
b. 手順等	b. 手順等	
1.18.2 重大事故等時の手順等	1.18.2 重大事故等時の手順等	
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等	
(1)緊急時対策所立ち上げの手順	(1) 緊急時対策所立ち上げの手順	
a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機運転手順	a. 緊急時対策所非常用換気空調設備運転手順	設備名称の相違(以後名称の村
b. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	b. <u>緊急時対策所</u> 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	違のみの箇所は備考を略)
(2)原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順	(2) 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順	
a. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタ</u> の設置手順	a. <u>緊急時対策所エリアモニタ</u> の設置手順	先行 BWR では可搬型の陽圧(
b. その他の手順項目にて考慮する手順	b. その他の手順項目にて考慮する手順	装置を使用するが東海第二では
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	常設の空調設備を使用する。(木
a. 緊急時対策所にとどまる <u>緊急時対策要員</u> について	a. 緊急時対策所にとどまる <u>災害対策要員</u> について	違①)
b. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> での格納容器ベントを実施する場合の対応の	b. <u>緊急時対策所</u> での格納容器ベントを実施する場合の対応の手順	
手順		
c. カードル式空気ボンベユニットによる5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策		
本部)の陽圧化のための準備手順		
d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置(空気ボンベ)から5号炉原子炉建	<u>c</u> . 緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用換気空調設備への切替え手順	先行 BWR では自主対策設備と
屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機への切替え手順		して「カードル式ユニット」を抗
e.5号炉原子炉建屋内可搬型外気取入送風機による通路部のパージ手順		続した陽圧化時間の延長手順を
		記載。東海第二の緊対所加圧調
f. 移動式待機所を使用する手順		備は予備分(約7時間加圧可能
1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等	1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等	のボンベにより最大約8時間の
(1)安全パラメータ表示システム (SPDS) によるプラントパラメータ等の監視手順	(1) 安全パラメータ表示システム(SPDS)によるプラントパラメータ等の監視	加圧時間延長が可能である。(木
	手順	違②)
(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	
(3) 通信連絡に関する手順等	(3) 通信連絡に関する手順等	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等	1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等	
(1) 放射線管理	(1) 放射線管理	
a. 放射線管理用資機材の維持管理等	a. 放射線管理用資機材 <u>(線量計及びマスク等)</u> の維持管理等	資機材の名称の相違
b. チェンジングエリアの設置及び運用手順	b. チェンジングエリアの設置及び運用手順	
c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の切替え手順	c. <u>緊急時対策所非常用換気空調設備</u> の切替え手順	
(2) 飲料水, 食料等の維持管理	(2) 飲料水,食料等の維持管理	
1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順	1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順	
(1) <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u> による給電	(1) 緊急時対策所用代替電源設備による給電	
a. <u>5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備</u> 起動手順	a. <u>緊急時対策所用発電機</u> 起動手順	
b. 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の切替え手順_		
c.5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料タンクへの燃料給油手		先行 BWR は可搬の給油設備か
		ら手動で燃料補給を行う手順を
d. 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の待機運転手順		記載している。
e.5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(予備)の切替え手順		東海第二の緊急時対策所用発電
	b. 緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車による給電	機の燃料給油は、緊急時対策所
		用発電機燃料油貯蔵タンクか
		ら、緊急時対策所用発電機給油
		ポンプを用いて、自動で燃料を
		給油するため、給油手順は不要 (相違③)
		大行 BWR では可搬型電源車の
		正と予備を使用するのに対し、
		東海第二では多重化した常設の
		電源に加えて自主対策設備とし
		て電源車からの給電手順を整備
		(相違④)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)

東海第二

備考

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

## 【要求事項】

発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合 においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所に とどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉 施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処する ために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために 必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されてい ること。

## 【解釈】

- 1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲 げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をい
- a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等 に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を 整備すること。
- b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。
- c) 対策要員の装備(線量計及びマスク等)が配備され、放射線管理が十分でき ること。
- d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。
- e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するための飲料水及び食料等 を備蓄すること。
- 2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処する ために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等によ る工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要 な数の要員を含むものとする。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には,重大事故等が発生した場合においても,重大事 故等に対処するために必要な指示を行う要員等が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にと

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

## 【要求事項】

発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合 においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所に とどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉 施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処する ために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために 必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されてい ること。

## 【解釈】

- 1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲 げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をい
- a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等 に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を 整備すること。
- b)緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。
- c)対策要員の装備(線量計及びマスク等)が配備され、放射線管理が十分でき ること。
- d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。
- e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するための飲料水及び食料等 を備蓄すること。
- 2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処する ために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等によ る工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要 な数の要員を含むものとする。

<u>緊急時対策所</u>には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するた | 東海第二では新設する緊急時対 めに必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために どまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信|必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡

策所で対応する。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員	し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所災害対策本部と	先行の BWR、東海第二各々の防
を収容する等の <u>緊急時対策本部</u> としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を	しての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、緊急時対策	災業務計画の呼称に対応した記
整備する。ここでは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順	<u>所</u> の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。	載(相違⑤)
等について説明する。		
なお、手順等については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。	なお、手順等については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
1.18.1 対応手段と設備の選定	1.18.1 対応手段と設備の選定	
(1) 対応手段と設備の選定の考え方	(1) 対応手段と設備の選定の考え方	
重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示	重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示	
を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、	を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うととも	
発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処する	に,発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し,重大事故等に対処	
ために緊急時対策所を設置し必要な数の要員を収容する等の発電所緊急時対策本部	するために緊急時対策所を設置し必要な数の要員を収容する等の発電所災害対策本	相違⑤
としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定す	<u>部</u> としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定す	
る。	る。	
重大事故等対処設備の他に自主対策設備*1及び資機材*2を用いた対応手段を選	重大事故等対処設備の他に自主対策設備*1及び資機材*2を用いた対応手段を選	
定する。	定する。	
※1 自主対策設備:技術基準上すべての要求事項を満たすことやすべてのプラン	※1 自主対策設備:技術基準上すべての要求事項を満たすことやすべてのプラン	
ト状況で使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応	ト状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事	
に有効な設備	故対応に有効な設備	
※2 資機材:「対策の検討に必要な資料」,「放射線管理用資機材」及び「飲料水,	※2 資機材:「対策の検討に必要な資料」,「放射線管理用資機材 <u>(線量計及びマス</u>	資機材名称の相違
食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。	<u>ク等)</u> 」及び「飲料水,食料等」については,資機材であるため重大事故等対	
	処設備としない。	
また,緊急時対策所の電源は,通常, <u>5号炉の</u> 発電所の <u>共通用高圧母線,及び6号</u>	また、緊急時対策所の電源は、通常、発電所の <u>常用電源設備</u> より給電されている。	先行 BWR は複数号炉申請。東
<u>炉若しくは 7号炉の非常用高圧母線</u> より給電されている。		海第二は単号炉の申請による違
この発電所からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互	この発電所からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互	V
関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設	関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設	
備を選定する (第 <u>1.18.1図</u> )。 (以下「機能喪失原因対策分析」という。)	備を選定する(第 <u>1.18.1-1図</u> )。(以下「機能喪失原因対策分析」という。)	
選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準(以下「審査基準」とい	選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準(以下「審査基準」とい	
う。) だけでなく,設置許可基準規則第六十一条及び技術基準規則第七十六条(以下	う。) だけでなく,設置許可基準規則第六十一条及び技術基準規則第七十六条(以下	
「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認する	「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認する	
とともに、自主対策設備との関係を明確にする。	とともに、自主対策設備との関係を明確にする。	
(2) 対応手段と設備の選定の結果	(2) 対応手段と設備の選定の結果	
機能喪失原因対策分析の結果、並びに、審査基準及び基準規則要求により選定し	機能喪失原因対策分析の結果、並びに、審査基準及び基準規則要求により選定し	   法令の用語に整合させて「設計
た対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、設計基準対処設備、自主対		
策設備及び資機材を以下に示す。	策設備及び資機材を以下に示す。	
なお、機能喪失を想定する設計基準対処設備、重大事故等対処設備、自主対策設	なお、機能喪失を想定する設計基準対象施設、重大事故等対処設備、自主対策設	
備,資機材、整備する手順についての関係をそれぞれ第1.18.1表に示す。	備,資機材,整備する手順についての関係を第1.18.1-1表に示す。	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指	a. 重大事故等が発生した場合においても, 重大事故等に対処するために必要な指	
示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備	示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備	
(a) 対応手段	(a) 対応手段	
重大事故等が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等による	重大事故等時が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等によ	
放射線被ばくから,重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防	る放射線被ばくから,重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を	
護するため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。	防護するため、 <u>緊急時対策所の</u> 居住性を確保する手段がある。	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の居住性を確保するための設備	<u>緊急時対策所の</u> 居住性を確保するための設備は以下のとおり。	
は以下のとおり。		
• 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)高気密室	• 緊急時対策所	
• 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)遮蔽	· 緊急時対策所遮蔽	
• 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機	• 緊急時対策所非常用送風機	
	・緊急時対策所非常用フィルタ装置	
・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機用仮設ダ	・緊急時対策所給気・排気配管・ダクト	相違①
<u>クト</u>	・緊急時対策所給気・排気隔離弁	
• 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機		
・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ボンベ,配	- 緊急時対策所加圧設備	
管・弁)_	・緊急時対策所加圧設備(配管・弁)	
• 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置		
・可搬型エリアモニタ (対策本部)	・緊急時対策所エリアモニタ	
<ul><li>・可搬型モニタリングポスト</li></ul>	<u>・可搬型モニタリング・ポスト</u>	
• 酸素濃度計 (対策本部)	<u>• 酸素濃度計</u>	
• 二酸化炭素濃度計 (対策本部)	- 二酸化炭素濃度計	
	· 緊急時対策所用差圧計	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の居住性を確保するための設備は以		先行 BWR では緊対所を対策
下のとおり。		部と待機場所に分割して要員を
• 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)遮蔽		収容するが東海第二では新設の
• 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)室内遮蔽		建屋内の緊対所を単体で使用で
• 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機		る。(相違⑥)
・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機用仮設ダ		
<u>クト</u>		
・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ボンベ,配		
管・弁)		
・可搬型エリアモニタ(待機場所)		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
・酸素濃度計 (待機場所)		
・二酸化炭素濃度計(待機場所)		
・差圧計(待機場所)		
<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> から重大事故等に対処するために必要な指示を	<u>緊急時対策所</u> から重大事故等の対処するために必要な指示を行うために必要	
行うために必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通	な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡をす	
信連絡するための手段がある。	るための手段がある。	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策の必要な情報を把握できる設備,必要な通信連絡	<u>緊急時対策所の</u> 必要な情報を把握するための設備,通信連絡を行うための設	記載表現の相違(SPDSは以
を行うための設備、資機材は以下のとおり。	備及び資機材等は以下のとおり。	降省略記載)
・安全パラメータ表示システム (SPDS) **3	・安全パラメータ表示システム (SPDS) *3 (以下「SPDS」とい	手段・設備の相違(東二は,屋外
	<u>う。)</u>	⇔屋内の連絡手段を衛星 (携帯)
		⇔衛星(固定型)としており、無
• 無線連絡設備(常設,可搬型)	<ul><li>無線連絡設備(携帯型)</li></ul>	線連絡設備(固定型)は不要)
• 携带型音声呼出電話設備	· 携行型有線通話装置	
• 衛星電話設備 (常設,可搬型)	・衛星電話設備(固定型)	
	・衛星電話設備(携帯型)	設備の相違(先行 BWR で使用
・統合原子力防災ネットワーク <u>を用いた</u> 通信連絡設備	・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システ	するインターフォンに対応する
	ム, IP電話, IP-FAX)	ものとして携行型有線通話装置
・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン		を使用する)
• 無線通信装置(常設)	・無線通信装置	
	・無線通信装置用アンテナ	
・無線連絡設備(屋外アンテナ)(常設)		
・衛星電話設備(屋外アンテナ)(常設)	・衛星電話設備(屋外アンテナ)	
• 衛星無線通信装置(常設)	・衛星無線通信装置	有線の内訳を細分化し正確に記
		載。
<ul><li>有線(建屋内)(常設)</li></ul>	・専用接続箱~専用接続箱電路	
	・衛星制御装置	
	・通信機器	
	・SPDS〜無線通信装置用アンテナ電路	
	・衛星電話設備(固定型)~衛星電話設備(屋外アンテナ)電路	
	・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システ	
	<u>ム,IP電話及びIP-FAX)~衛星無線通信装置電路</u>	
※3 主にデータ伝送装置,緊急時対策支援システム伝送装置, <u>SPDS表示装置</u> か	※3 主にデータ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置、 SPDSデ	
ら構成される。	<u>ータ表示装置</u> から構成される。	

崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
重大事故等に対処するために必要な数の要員を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	重大事故等に対処するために必要な数の要員を <u>緊急時対策所</u> 内で収容するた	
内で収容するための手段がある。	めの手段がある。	
必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。	必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。	
• 放射線管理用資機材	・放射線管理用資機材(線量計及びマスク等)	
・飲料水、食料等	・飲料水、食料等	
<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> の電源として, 代替電源設備からの給電を確保す	<u>緊急時対策所</u> の電源として、代替電源設備からの給電を確保するための手段があ	
るための手段がある。	る。	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための設	<u>緊急時対策所</u> の代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。	
備は以下のとおり。		
• 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備	• 緊急時対策所用発電機	
• 可搬ケーブル		
• 負荷変圧器		
<u>・交流分電盤</u>		
<ul><li>・軽油タンク</li></ul>	・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク	相違③
<u>・タンクローリ (4kL)</u>	・緊急時対策所用発電機給油ポンプ	
	・緊急時対策所用発電機~緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置(以下「メ	
	タルクラッド開閉装置」を「M/C」という。) 電路	
	· 緊急時対策所用M/C~緊急時対策所用動力変圧器電路	
	· 緊急時対策所用動力変圧器~緊急時対策所用 P/C電路	
	・緊急時対策所用P/C~緊急時対策所用モーターコントロールセンタ (以下	
	「モーターコントロールセンタ」を「MCC」という。) 電路	
	• 緊急時対策所用MCC~緊急時対策所用分電盤電路	
	· 緊急時対策所用 125V 系蓄電池~緊急時対策所用直流 125V 主母線盤電路	先行 BWR との設備の相違。
	· 緊急時対策所用直流 125V 主母線盤~緊急時対策所用直流 125V 分電盤電路	尚、東海第二では自動で緊急時
	・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク~緊急時対策所用発電機給油ポンプ	対策所用発電機の電源を給電す
	<u>流路</u>	ることから、配電盤等の制御電
	・緊急時対策所用発電機給油ポンプ~緊急時対策所用発電機燃料油サービスタ	源として直流電源を使用するた
	<u>ンク</u>	め、直流電源の電路を記載して
	・緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク~緊急時対策所用発電機流路	いる。
	· 緊急時対策所用M/C電圧計	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日) (b) 重大事故等対処設備及び自主対策設備、資機材

> 審査基準及び基準規則に要求される5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対 策本部) 高気密室, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部) 遮蔽, 5号 炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機,5号炉原子 炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト,5号 炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型外気取入送風機,5号炉原 子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ボンベ、配管・ 弁),5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)二酸化炭素吸収装置,可 搬型エリアモニタ (対策本部), 可搬型モニタリングポスト, 酸素濃度計 (対策本部), 差圧計(対策本部), 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機 場所)遮蔽,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)室内遮蔽,5号炉 原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機,5号炉原子炉 建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機用仮設ダクト,5号炉 原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ボンベ、配管・ 弁), 可搬型エリアモニタ (待機場所), 酸素濃度計 (待機場所), 差圧計 (待機場所),安全パラメータ表示システム(SPDS),無線連絡設備(常設, 可搬型),携带型音声呼出電話設備,衛星電話設備(常設,可搬型),統合原 子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備,5号炉屋外緊急連絡用インタ ーフォン,無線通信装置,無線連絡設備(屋外アンテナ)(常設),衛星電話 設備(屋外アンテナ)(常設),衛星無線通信装置(常設),有線(建屋内) (常設) は、重大事故等対処設備と位置付ける。

> 二酸化炭素濃度は、酸素濃度同様、居住性に関する重要な制限要素である ことから、二酸化炭素濃度計は重大事故等対処設備と位置付ける。

> 機能喪失原因対策分析の結果により選定した,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備,可搬ケーブル,負荷変圧器,交流分電盤,軽油タンク,タンクローリ(4kL),軽油タンク出口ノズル・弁はいずれも重大事故等対処設備と位置付ける。

(b) 重大事故等対処設備及び自主対策設備, 資機材

審査基準及び基準規則に要求される<u>緊急時対策所,緊急時対策所遮蔽,緊急時対策所非常用送風機,緊急時対策所非常用フィルタ装置,緊急時対策所加圧</u>設備,緊急時対策所給気・排気配管・ダクト,緊急時対策所給気・排気隔離弁,緊急時対策所加圧設備(配管・弁),緊急時対策所用差圧計,酸素濃度計,緊急時対策所工リアモニタ,可搬型モニタリング・ポスト,SPDS,無線連絡設備(携帯型),携行型有線通話装置,衛星電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯型),統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム,IP電話,IP-FAX),無線通信装置,無線通信装置用アンテナ,衛星電話設備(屋外アンテナ),衛星無線通信装置,専用接続箱で専用接続箱電路,衛星制御装置,通信機器,SPDS〜無線通信装置用アンテナ電路,衛星電話設備(固定型)〜衛星電話設備(屋外アンテナ)電路,統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム,IP電話及びIP-FAX)〜衛星無線通信装置電路は,重大事故等対処設備と位置付ける。

東海第二

二酸化炭素濃度は,酸素濃度同様,居住性に関する重要な制限要素である ことから,二酸化炭素濃度計は重大事故等対処設備と位置付ける。

機能喪失原因対策分析の結果により選定した、緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち、緊急時対策所用発電機、緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク、緊急時対策所用発電機給油ポンプ、緊急時対策所用発電機へ緊急時対策所用M/C電路、緊急時対策所用M/C電路、緊急時対策所用動力変圧器電路、緊急時対策所用動力変圧器~緊急時対策所用P/C電路、緊急時対策所用P/C電路、緊急時対策所用MCC電路、緊急時対策所用MCC電路、緊急時対策所用MCC電路、緊急時対策所用MCC電路、緊急時対策所用直流125V系蓄電池~緊急時対策所用直流125V主母線盤電路、緊急時対策所用直流125V主母線盤~緊急時対策所用直流125V主母線盤で緊急時対策所用直流125V主母線盤で緊急時対策所用直流125V主母線盤で緊急時対策所用直流125V主母線盤で緊急時対策所用産電機燃料油貯蔵タンク~緊急時対策所用発電機給油ポンプで緊

相違①

備考

相違③

奇刈羽原子力発電所6 / 7号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成29 年12 月18 日)	東海第二	備考
	急時対策所用発電機燃料給サービスタンク、緊急時対策所用発電機燃料油サー	
	ビスタンク~緊急時対策所用発電機流路、緊急時対策所用M/C電圧計はいず	
	れも重大事故等対処設備と位置付ける。	
これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網	これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網	
羅されている。	羅されている。	
以上の重大事故等対処設備において,発電所外(社内外)との通信連絡を行	以上の重大事故等対処設備において,発電所外(社内外)との通信連絡を行	
うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。あわ	うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。あわ	
せて、その理由を示す。	せて、その理由を示す。	
	• 無線連絡設備(固定型)	
・送受話器(警報装置を含む。)		
• 電力保安通信用電話設備	・電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末及びFAX)	
・専用電話設備(ホットライン)	・専用電話設備(専用電話(ホットライン)(地方公共団体)	
・テレビ会議システム(社内向)	<ul><li>・テレビ会議システム(社内)</li></ul>	
• 衛星電話設備(社内向)	・加入電話設備(加入電話及び加入FAX)	
・ 送受話器 (ページング)	・送受話器 (ページング)	
上記の設備は, 基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していな	上記の設備は、基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していな	
いが、設備が健全である場合は、発電所内外との通信連絡を行うための手段と	いが、設備が健全である場合は、発電所内外の通信連絡を行うための手段とし	
して有効である。	て有効である。	
また、カードル式空気ボンベユニットは、対策要員の更なる被ばく線量低		
減として、陽圧化時間の延長を可能とするために自主対策設備として配備す		
<u>る。</u>		相違②
	また、緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車は、緊急時対策所用発電機に	
	比べて容量が小さく,保管場所が基準地震動による地震力に対して十分な耐	
		   先行 BWR では可搬型電源車の
		   正と予備を使用するのに対し,
	らの給電ができない場合に緊急時対策所の換気設備,通信連絡設備及びその	   東海第二では多重化した常設の
	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	   電源に加えて自主対策設備とし
		て電源車からの給電手順を整備
さらに、移動式待機所は、事故対応の柔軟性と対策要員の放射線安全、労		
働環境向上を図るために自主対策設備として設置する		東海第二では新設する緊対所に
		災対要員を収容する設計とし、
対策の検討に必要な資料,放射線管理用資機材及び飲料水,食料等につい	対策の検討に必要な資料,放射線管理用資機材 (線量計及びマスク等) 及	移動式待機所は用いない。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
ては、資機材であるため重大事故等対処設備としない。	び飲料水、食料等については、資機材であるため重大事故等対処設備としな	
	V' <sub>o</sub>	
b. 手順等	b. 手順等	
上記のa. により選定した対応手段に係る手順を整備する。	上記のa.により選定した対応手段に係る手順を整備する。	
これらの手順は,本部長※4,号機班※5,復旧班※6,保安班※7及び総務班※8の 対応	これらの手順は, <u>災害対策要員**4</u> の対応として <u>「重大事故等対策要領」</u> に定	先行 BWR 及び東海第二の各体
として、 <u>緊急時対策本部運営要領、多様なハザード対応手順等</u> に定める。(第 <u>1.18.1</u>	める。(第 <u>1. 18. 1-1</u> 表)	制に基づく記載
表)		
また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備	また,事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整	
する。( <u>第1. 18. 2表</u> , 第1. 18. 3表)	備する。( <u>第1.18.1-2表,第1.18.1-3表</u> )	
本部長が持っている権限のうち,その一部を予め計画・情報統括 <sup>※9</sup> ,号機統括 <sup>※10</sup> ,		
総務統括 <sup>※11</sup> に委譲している。		
また、通常時における対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材、飲料水及	   また,通常時における,対策の検討に必要な資料,放射線管理用資機材(線量	
び食料等の管理、運用については、防災安全グループマネージャー、放射線安全グ	計及びマスク等),飲料水,食料等の管理,運用については,安全・防災グルー	   現在の通常時の組織名称を記載
ループマネージャー、放射線管理グループマネージャー及び労務人事グループマネ	プマネージャー、放射線・化学管理グループマネージャー及び総務グループマネ	
ージャー <sup>*12</sup> にて実施する。	ージャー** <sup>5</sup> にて実施する。	
※4本部長:重大事故等発生時の原子力防災管理者(所長)及び代行者をいう。	※4 災害対策要員:重大事故等に対処するために必要な指示を行う本部要	
本部長には、それを補佐する本部長付を置く。	員,各作業班員,現場にて対応を行う重大事故等対応要員,当直要員及	
※5号機班:緊急時対策要員のうち号機班の班員をいう。	び自衛消防隊 (初期消火要員)。	
※6復旧班:緊急時対策要員のうち復旧班の班員をいう。		
※7保安班:緊急時対策要員のうち保安班の班員をいう。		
※8総務班:緊急時対策要員のうち総務班の班員をいう。		
※9計画・情報統括:緊急時対策要員のうち計画班,保安班の業務を総括する		
者をいう。		
※10号機統括:緊急時対策要員のうち復旧班,号機班の業務を総括する者をい		
い,6号炉を統括する者を6号統括,7号炉を統括する者を7号統括という。		
※11総務統括:緊急時対策要員のうち資材班,総務班の業務を統括する者をい		
<u>5.</u>		
※12防災安全グループマネージャー,放射線安全グループマネージャー,放射	※5 安全・防災グループマネージャー,放射線・化学管理グループマネージャ	現在の通常時の組織名称を記載
線管理グループマネージャー、労務人事グループマネージャー: 通常時の発	<u>ー及び総務グループマネージャー</u> :通常時の発電所組織における各グルー	
電所組織における各グループの長をいう。	プの長をいう。	
1.18.2 重大事故等時の手順等	1.18.2 重大事故等時の手順等	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等	
重大事故が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う	重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行	
要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段とし	う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段と	
て,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所遮蔽,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧	して、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装	
<u>化空調機</u> ,酸素濃度計,二酸化炭素濃度計により, <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> にと	<u>置,緊急時対策所用発電機,</u> 酸素濃度計,二酸化炭素濃度計により, <u>緊急時対策所</u> にと	
どまるために必要な居住性を確保する。	どまるために必要な居住性を確保する。	
環境に放射性物質 <u>等</u> が放出された場合 <u>,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリア</u>	環境に放射性物質が放出された場合、 <u>緊急時対策所エリアモニタ</u> により、 <u>緊急時対策</u>	緊急時対策所エリアモニタで検
<u>モニタ</u> により, <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> に向かって放出される放射性物質による	<u>所</u> に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定及び監視し、 <u>緊急時対策所加</u>	知できるのは「放射性物質」のみ
放射線量を測定及び監視し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置(空気ボンベ)	<u>圧設備</u> による希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで,重大事故等に対処するた	
による希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必	めに必要な指示を行う要員等を防護する。	
要な指示を行う要員等を防護する。		
また、万が一、希ガス等の放射物質が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に侵入した場	また、万が一、希ガス等の放射性物質が <u>緊急時対策所内</u> に侵入した場合においても、	侵入の低減にはエリアモニタで
合においても、 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタ</u> にて監視、測定 <u>する</u>	<u>緊急時対策所エリアモニタ</u> にて監視、測定 <u>し対策をとる</u> ことにより、 <u>緊急時対策所</u> への	測定したうえで対策をとる必要
ことにより、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減する。	放射性物質の侵入を低減する。	があることを記載
<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> 内が事故対策のための活動に支障がない酸素濃度及	<u>緊急時対策所</u> 内が事故対策のための活動に影響がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の	
び二酸化炭素濃度の範囲にあることを把握する。	範囲にあることを把握する。	
これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。	これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。	
(1) 緊急時対策所立ち上げの手順	(1) 緊急時対策所立ち上げの手順	
重大事故が発生するおそれがある場合等 <u>※13</u> , <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> を使	重大事故等が発生するおそれがある場合等 <u>※1</u> , <u>緊急時対策所</u> を使用し, <u>発電所</u>	注釈番号は章毎に付番
用し、 <u>緊急時対策本部</u> を設置するための準備として、 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策</u>		相違⑤
<u>所</u> を立ち上げるための手順を整備する。	を整備する。	
<u>※13原子力警戒態勢</u> 又は <u>緊急時態勢</u> が <u>発令</u> され, <u>対策本部</u> が設置される場合として,	※1 <u>警戒事態</u> 又は <u>非常事態</u> が <u>宣言</u> され、 <u>災害対策本部</u> が設置される場合として、	
運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。	運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。	相違⑤
a. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機</u> 運転手順	a. <u>緊急時対策所非常用換気設備</u> 運転手順	
原子力警戒態勢又は緊急時態勢が発令された場合,緊急時対策本部要員は、5号	警戒事態又は非常事態が宣言された場合、災害対策本部要員は、緊急時対策所	ht 754 (2)
<u>炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> を拠点として活動を開始する。 <u>5号炉原子炉建屋内緊</u>	を拠点として活動を開始する。 <u>緊急時対策所</u> で活動する <u>災害対策本部要員</u> の必要	相違⑤
急時対策所で活動する緊急時対策本部要員の必要な換気量の確保及び被ばくの低	な換気量の確保及び被ばくの低減のため、緊急時対策所非常用換気設備を起動	YEAR DOUBTE
減のため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機を起動する。	し、通常運転から緊対建屋加圧モードに切り替える。 世界電源制度で表現る。	運転モードの明確化
全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、5号炉原子炉建	常用電源設備が喪失した場合は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時	
屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機を起動する。	対策所非常用換気設備を起動する。	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機を起動し、必要な換気を確	緊急時対策所非常用換気設備を起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急	
保するとともに、 <u>可搬型陽圧化空調機フィルタ</u> を通気することにより放射性物質	時対策所非常用フィルタ装置を通気することにより放射性物質の侵入を低減する	相違①
の侵入を低減するため <u>の</u> 手順を整備する。	ために緊対建屋加圧モードに切り替える手順を整備する。	運転モードの明確化
(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	
<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> を立ち上げた場合。	<u>緊急時対策所</u> を立ち上げた場合。	
(b)操作手順	(b) 操作手順	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所立ち上げ時の5号炉原子炉建屋内緊急時対策	緊急時対策所立ち上げ時の緊急時対策所非常用換気設備の運転手順の概要は	
所可搬型陽圧化空調機の運転手順の概要は以下のとおり。	<u> </u>	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所換気設備(対策本部)系統概略図(プルーム	緊急時対策所非常用換気設備の概要図を第1.18.2.1-1図に,緊急時対策所	
通過前及び通過後:可搬型陽圧化空調機による陽圧化)を第1.18.2図に,5号炉	非常用換気設備運転手順のタイムチャートを第1.18.2.1-2図に示す。	
原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機運転手順のタイムチ	<u>作品用映画展報子順のディムディードを第1.10.2.1 Z</u> 図にがす。	
マートを第1.18.3図に,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所換気設備(待機場所)		
系統概略図(プルーム通過前及び通過後:可搬型陽圧化空調機による陽圧化)を		
第1.18.4図に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調		
機運転手順のタイムチャートを第1.18.5図に,可搬型陽圧化空調機及び陽圧化装		
置 (空気ボンベ) (対策本部) 設置場所を第1.18.6図に, 可搬型陽圧化空調機及		
び陽圧化装置 (空気ボンベ) (待機場所) 設置場所を第1.18.図,第1.18.8図に示		
す。		
【5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機操作手順】		
①計画・情報統括は、手順着手の判断基準に基づき、保安班長に5号炉原子炉	①災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員に緊急	
建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機の起動を指示する。	時対策所非常用換気設備の起動を指示する。	相違①
②保安班は,5号炉中央制御室換気空調系の送風機及び排風機が停止している	②災害対策要員は、キースイッチを「通常運転モード」から「緊対建屋加圧モ	
ことと MCR外気取入ダンパ, MCR排気ダンパ, MCR非常用外気取入ダンパが	ード」に切り替え、起動スイッチ操作により、緊急時対策所非常用換気設備	
閉していることを確認する。なお,全交流動力電源喪失等の場合で MCR排気	の運転を開始する。	
ダンパ,MCR外気取入ダンパ,MCR非常用外気取入ダンパが閉まっていなかっ		
た場合は、手動で閉める。		
③保安班は、5号炉中央制御室換気空調系給排気口に閉止板を取り付ける。	③災害対策要員は、流量が調整されていることを確認する。	
④保安班は、活性炭フィルタ保管場所に移動し、活性炭フィルタ保管容器から		
活性炭フィルタを取出した後,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)		
可搬型陽圧化空調機設置場所に移動する。		
⑤保安班は,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の活性炭フ		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
ィルタを装着し,仮設ダクトを差込口に接続して,電源を接続する。		
⑥保安班は,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調		
機を起動する。		
⑦保安班は、差圧計で室内の圧力が微正圧(20Pa以上)であることを確認す		
る。一度、同空調機を起動した後は、基本的に継続的な調整は不要である。		
【5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機操作手順】		
①号機統括は、手順着手の判断基準に基づき、復旧班長に 5号炉原子炉建屋		
内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機の起動を指示する。		
②復旧班は、5号炉中央制御室換気空調系給排気口に閉止板を取り付ける。		
③復旧班は、活性炭フィルタ保管場所に移動し、活性炭フィルタ保管容器から		
活性炭フィルタを取出した後,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)		
可搬型陽圧化空調機設置場所に移動する。		
④復旧班は,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調		
機の活性炭フィルタを装着し、仮設ダクトを差込口に接続して、電源を接続		
<u>する。</u>		
⑤復旧班は,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調		
機を起動する。		
⑥復旧班は、差圧計で室内の圧力を微正圧(20Pa以上)であることを確認す		
る。一度同空調機を起動した後は、基本的に継続的な調整は不要である。		
(c)操作の成立性	(c) 操作の成立性	
上記の <u>現場</u> 対応は <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所付近</u> において, <u>5号炉原</u>	上記の対応は <u>緊急時対策所内</u> において <u>災害対策要員1</u> 名で行い,一連の操作	
子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機は保安班2名で, 5号	完了まで <u>5</u> 分 <u>以内</u> で可能である。	居住性を確保するために必要な
炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機は復旧班2名で行		手順なので「以内」で行うことを
い,一連の操作完了まで <u>約60分</u> を要する。		明確(相違⑦)
円滑に作業ができるように、アクセスルートを確保し、防護具、可搬型照明、		
通信設備を整備する。		
	廃止措置中の東海発電所と事故対応が重畳した場合であっても実施する手順	一部の要員は東海発電所と兼任
	に変更はない。_	するが、事故対応に問題がない
		ことを示すため手順に変更はな
		いことを記載 (相違⑧)
b. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	b. <u>緊急時対策所</u> 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の使用を開始した場合,5号炉原子炉建屋内緊	<u>緊急時対策所</u> の使用を開始した場合、 <u>緊急時対策所</u> の居住性確保の観点から、	
<u>急時対策所</u> の居住性確保の観点から、 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> 内の酸素	<u>緊急時対策所</u> 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。		
酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。	酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。	
(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の使用を開始した場合。	<u>緊急時対策所</u> の使用を開始した場合。	
(b)操作手順	(b) 操作手順	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手	<u>緊急時対策所</u> 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順の概要は以下のと	
順の概要は以下のとおり。	おり。	
① <u>総務統括</u> は、手順着手の判断基準に基づき、 <u>総務班長</u> に <u>5号炉原子炉建屋内緊</u>	① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員に緊	
<u>急時対策所</u> 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。	<u>急時対策所</u> 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。	
②総務班は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて5号炉原子炉建屋内緊急時対	② <u>災害対策要員</u> は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて <u>緊急時対策所</u> 内の	
<u>策所</u> 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。(測定箇所は,第 <u>1.18.6</u> 図 <u>,</u>	酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。(測定箇所は,第 <u>1.18.3</u> 図を	
第1.18.7図を参照)	参照)	
(c)操作の成立性	(c) 操作の成立性	
上記の対応は <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> 内において, <u>総務班</u> 1名で行う。	上記の対応は、 <u>緊急時対策所</u> 内において、 <u>災害対策要員</u> 1名で行う。	
室内での測定のみであるため、速やかに対応が可能である。	室内での測定のみであるため、速やかに対応が可能である。	
	廃止措置中の東海発電所と事故対応が重畳した場合であっても実施する手順	相違⑧
	に変更はない。	
(2)原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順	(2)原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順	
a. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタ</u> の設置手順	a. <u>緊急時対策所エリアモニタ</u> の設置手順	
原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出された場合に、5号炉原子炉建	原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出された場合に,緊急時対策所	
屋内緊急時対策所の居住性の確認(線量率の測定)を行うため、5号炉原子炉建屋内	の居住性の確認 (線量率の測定) を行うため, 緊急時対策所に緊急時対策所エリア	
緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)に可搬	<u>モニタ</u> を設置する手順を整備する。	
<u>型エリアモニタ</u> を設置する手順を整備する。		
さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタは、5号炉原子炉建	さらに、緊急時対策所エリアモニタは、緊急時対策所内への放射性物質の侵入	
<u>屋内緊急時対策所</u> 内への放射性物質 <u>等</u> の侵入量を微量のうちに検知し、 <u>陽圧</u> 化の判	量を微量のうちに検知し、 <u>正圧</u> 化の判断を行うために使用する。	可搬型エリアモニタで検知する
断を行うために使用する。		のは「放射性物質」のみ
なお、可搬型モニタリングポスト等についても、 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策</u>	なお、可搬型モニタリング <u>・</u> ポスト等についても、 <u>緊急時対策所</u> を加圧するた	
<u>所</u> を加圧するための判断の一助とする。	めの判断の一助とする。	
(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	
当直副長が原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生したと判断した場	災害対策本部長代理が原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した	
合。	と判断した場合。	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
(b)操作手順	(b) 操作手順	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順の概要	<u>緊急時対策所エリアモニタ</u> を設置する手順の概要は以下のとおり。このタイ	
は以下のとおり。このタイムチャートを第 <u>1.18.9</u> 図に示す。	ムチャートを第 <u>1.18.2.1-4</u> 図に示す。	
① <u>保安班長</u> は、手順着手の判断基準に基づき、 <u>保安班に可搬型エリアモニタ</u> の設	① 災害対策本部長代理は,手順着手の判断基準に基づき, <u>重大事故等対応要</u>	
置の開始を指示する。	<u>員に緊急時対策所エリアモニタ</u> 設置の開始を指示する。	
②保安班は、可搬型エリアモニタを設置し、起動する。	② <u>重大事故等対応要員</u> は、 <u>緊急時対策所エリアモニタ</u> を設置し、起動する。	
(c)操作の成立性	(c) 操作の成立性	
上記の対応は、保安班2名にて実施し、一連の作業の所要時間は、作業開始を	上記の対応は、重大事故等対応要員1名にて実施し、一連の作業の所要時間	
判断してから約20分で可能である。	は、作業開始を判断してから <u>10</u> 分 <u>以内</u> で可能である。	相違⑦
b. その他の手順項目にて考慮する手順	b. その他の手順項目にて考慮する手順	
可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定手順は,「1.17監視測定等に関す	可搬型モニタリング・ポストによる放射線量の測定手順は,「1.17監視測定等に関	
る手順等」で整備する。	する手順等」で整備する。	
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	(3)重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等	
重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員	重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員	
等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。	等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。	
a.緊急時対策所にとどまる <u>緊急時対策要員</u> について	a. 緊急時対策所にとどまる <u>災害対策要員</u> について	
プルーム通過中においても、 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> にとどまる <u>緊</u>	プルーム通過中においても、 <u>緊急時対策所</u> にとどまる <u>災害対策要員</u> は、休憩、	
急時対策要員は、休憩、仮眠をとるための交替要員を考慮して、重大事故等に	仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示	
対処するために必要な指示を行う <u>6号及び7号炉に係る</u> 要員 <u>52</u> 名 <u>に1~5号炉に</u>	を行う要員 <u>48</u> 名と,原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡	
<u>係る要員2名を加えた54名</u> と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放	散を抑制するために必要な要員 <u>18</u> 名をあわせて, <u>66</u> 名と想定している。	
射性物質の拡散を抑制するために必要な要員75名のうち6号及び7号炉中央制		先行 BWR では複数号炉申請の
御室にとどまる運転員18名を除く57名の合計111名,5号炉運転員8名と保安検		ため各号機別の要員内訳を記載
<u> 査官2名</u> をあわせて、 <u>121</u> 名と想定している。 <u>このうち、重大事故等に対処する</u>		している。
ために必要な指示を行う 6号及び7号炉に係る要員 52名, 1~5号炉に係る要		
員 2名,原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑		
制するために必要な要員のうちの 17名及び保安検査官 2名の合計 73名が 5		
号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)にとどまり,原子炉格納容器の破		
損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員のう		
ち残りの 40名及び 5号炉運転員 8名の合計 48名が 5号炉原子炉建屋内緊急		
時対策所(待機場所)にとどまる。		
プルーム放出のおそれがある場合,本部長は、この要員数を目安とし、最大	プルーム放出のおそれがある場合, <u>災害対策本部長</u> は、この要員数を目安とし、	

崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
収容可能人数 (約 <u>180</u> 名) の範囲で <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> にとどまる	最大収容可能人数( <u>100</u> 名)の範囲で <u>緊急時対策所</u> にとどまる要員を判断する。	東海第二では換気設備を 100 名
要員を判断する。		で設計しているため、「約」なし。
	なお、廃止措置中の東海発電所と事故対応が重畳した場合は東海発電所の災害	東海第二では東海発電所が同時
	対策要員4名を加えた70名を目安とし最大収容可能人数(100名)の範囲で緊急時	発災した場合に東海の要員も緊
	対策所にとどまる要員を判断する。プルーム放出のおそれがある場合、災害対策	対所に収容することを考慮した
	本部長は、この要員数を目安とし、廃止措置中の東海発電所の災害対策要員も考	記載
	慮し最大収容可能人数(100名)の範囲で緊急時対策所にとどまる要員を判断する。	
b. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> での格納容器ベントを実施する場合の対応の	b. <u>緊急時対策所</u> での格納容器ベントを実施する場合の対応の手順	
手順		
格納容器ベントを実施する場合に備え,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待	格納容器ベントを実施する場合に備え、緊急時対策所非常用換気設備から緊急	
機場所)から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)への移動の手順,及	時対策所加圧設備に切り替えることにより、緊急時対策所等への外気の流入を遮	
び 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機から5号炉原子炉建屋	断する手順を整備する。	
内緊急時対策所陽圧化装置(空気ボンベ)に切り替えることにより、5号炉原子		
炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機		
場所)への外気の流入を遮断する手順を整備する。		
(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置(空気ボンベ)による加圧判断の	緊急時対策所加圧設備による加圧判断のフローチャートは第1.18.2.1-4図に	│   東海第二ではM/P,エリアモ
フローチャートは第 $1.18.10$ 図に示すとおりであり,以下の $0$ 2のいずれかの場	示すとおりであり、以下のいずれかの場合。	ニタの加圧基準値を設定した。
合。	・緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリング・ポストの指示値が20mSv/	またベント実施に係る判断につ
① 以下の【条件 1 -1】及び【条件 1 -2】が満たされた場合	hとなった場合	いても基準値を記載した。
【条件 1 -1】:6号及び 7号炉の炉心損傷 * 14及び格納容器破損の評価に	・緊急時対策所エリアモニタが指示値の0.5mSv/hとなった場合	パラメータの監視不可について
<u>必要なパラメータの監視不可</u>	・炉心損傷を判断した場合※2において、サプレッション・プール水位指示値が通	はMCRとの通信設備が整備さ
【条件 1-2】: 可搬型モニタリングポスト (5号炉近傍に設置するもの, 以	<u>常水位+6.4m<sup>※3</sup>に到達した場合</u>	れていることから判断条件から
下同じ),5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニ	・炉心損傷を判断した場合*2において,可燃性ガス濃度制御系による水素濃度制	除外した。
タいずれかのモニタ値が急上昇し警報発生	御ができず、原子炉格納容器内の酸素濃度が4.3vo1%に到達した場合で、かつ	格納容器破損については外の線
② 以下の【条件 2-1-1】又は【条件 2 -1-2】,及び【条件 2-2-1】又は【条	原子炉格納容器内へ不活性ガス(窒素)を注入している場合	量率 (可搬M/P) で検知するも
件 2-2-2】が満たされた場合		のとして整理した
【条件 2-1-1】:6号又は7号炉において炉心損傷※14後に格納容器ベン		
トの実施を判断した場合		
【条件 2-1-2】:6号又は7号炉にて炉心損傷※14後に格納容器破損徴候		
が発生した場合		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
相崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)  【条件 2 -2-1】: 格納容器ベント実施の直前 【条件 2 -2-2】可搬型モニタリングポスト,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタいずれかのモニタ値急上昇し整報発生 ※14 格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)で格納容器内のガンマ線線量率が,設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を超えた場合,又は格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)が使用できない場合に,原子炉圧力容器温度計で300℃以上を確認した場合。	<ul> <li>※2 格納容器雰囲気放射線モニタ (CAMS) で格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタ (CAMS) が使用できない場合に、原子炉圧力容器温度計で300℃以上を確認した場合。</li> <li>※3 格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベントの前に、速やかに緊急時対策所の加圧を行えるよう設定している。なお、サプレッション・プール水位が</li> </ul>	備考 東海第二では 10 倍を含めて炉 心損傷と判断するため「以上」と している。
(b)操作手順 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)から5号炉原子炉建屋内緊急</u> 時対策所(対策本部)への現場要員の移動手順,5号炉原子炉建屋内緊急時対 策所陽圧化装置(空気ボンベ)の起動,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬	通常水位+6.4mから+6.5mに到達するまでは評価上約20分である。  (b) 操作手順  緊急時対策所にとどまる必要のない要員が発電所外へ一時退避し,緊急時対策所非常用換気設備の緊急時対策所加圧設備により緊急時対策所等を加圧する 手順の概要は以下のとおり。	相違①
型陽圧化空調機の停止手順は以下のとおり。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)換気設備系統概略図(プルーム通過中:陽圧化装置(空気ボンベ)による陽圧化)を第1.18.11図に,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)における手順のタイムチャートを第1.18.12図に,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)換気設備系統概略	緊急時対策所非常用換気設備の概要図を第 $1.18.2.1-6$ 図に,切替え手順のタイムチャートを第 $1.18.2.1-7$ 図に示す。	
図(プルーム通過中:陽圧化装置(空気ボンベ)による陽圧化)を第 1.18.13 図に,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)における手順のタイムチャートを第 1.18.14図に示す。また,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)及び 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の見取り図を第 1.18.15図に示す。		
① 本部長は、計画班が実施する事象進展予測等から、格納容器ベントに備え、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)にとどまる現場要員の移動及びとどまる必要のない要員の発電所からの一時退避に関する判断を行う※15。 ※15・計画班が実施する事象進展予測から、炉心損傷後※14の格納容器ベントの実	<ul> <li>① <u>災害対策本部長</u>は、<u>災害対策要員</u>が実施する事象進展予測等から、格納容器ベントに備え、<u>緊急時対策所</u>にとどまる現場要員の移動及びとどまる必要のない要員の発電所からの一時退避に関する判断を行う**4。</li> <li>※4 ・<u>災害対策要員</u>が実施する事象進展予測から、炉心損傷後**2の格納容</li> </ul>	東海第二から後方支援拠点まで

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
施予測時刻が2時間後以内になると判明した場合。	器ベントの実施予測時刻が6.5時間以内になると判明した場合。	の待避時間として約6時間程度
・計画班が実施する事象進展予測から、炉心損傷後 ※単の格納容器ベントより	・ <u>災害対策要員</u> が実施する事象進展予測から,炉心損傷後 <sup>※2</sup> の格納容	を想定しているため。
先に格納容器内の水素濃度及び酸素濃度が可燃限界に近づき,水素ガス・酸素	器ベントより先に格納容器内の水素濃度及び酸素濃度が可燃限界に近づ	
ガスの放出の実施予測時刻が2時間後以内になると判明した場合で、放出され	き、水素ガス・酸素ガスの放出の実施予測時刻が <u>6.5</u> 時間後以内になる	
る放射性物質量,風向き等から <u>本部長</u> が退避が必要と判断した場合。	と判明した場合で、放出される放射性物質量、風向き等から <u>災害対策本</u>	
	<u>部長</u> が退避が必要と判断した場合。	
・事象進展の予測ができず,炉心損傷後 <sup>※14</sup> の格納容器ベントに備え, <u>本部長</u>	・事象進展の予測ができず,炉心損傷後*2の格納容器ベントに備え, <u>災</u>	
が退避が必要と判断した場合。	<u>害対策本部長</u> が退避が必要と判断した場合。	
・不測の事態が発生し、放射性物質の放出に備え、本部長が退避が必要と判断	・不測の事態が発生し、放射性物質の放出に備え、災害対策本部長が退	
した場合。	避が必要と判断した場合。	
※14 格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)で格納容器内のガンマ線線量	※2 格納容器雰囲気放射線モニタ (CAMS) で格納容器内のガンマ線線	東海第二では 10 倍を含めて炉
率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍 <u>を超え</u> た場合、又は <u>格</u>	量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍 <u>以上となっ</u> た場合、	心損傷と判断するため「以上」と
納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)が使用できない場合に,原子炉圧	又は <u>格納容器雰囲気放射線モニタ(CAMS)</u> が使用できない場合に,	している。
力容器温度計で300℃以上を確認した場合。	原子炉圧力容器温度計で300℃以上を確認した場合。	
②本部長は、プルーム放出中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)	② 災害対策本部長は、プルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発	
又は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)にとどまる要員と,発電	電所から一時待避する要員とを明確にする。	
所から一時退避する要員とを明確にする。		
③本部長は、発電所から一時退避するための要員の退避に係る体制、連絡手	③ 災害対策本部長は、発電所から一時退避するための要員の退避に係る体	
段,移動手段を確保させ,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)又	制,連絡手段,移動手段を確保させ,放射性物質による影響の少ないと想	
は 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) への現場要員の移動にあ	定される場所(原子力事業所災害対策支援拠点等)への退避を指示する。	
<u>わせて、</u> 放射性物質による影響の少ないと想定される場所(原子力事業所		
災害対策支援拠点等)への退避を指示する。		
④ <u>本部長</u> は、手順着手の判断に基づき、 <u>計画・情報統括へ5号炉原子炉建屋</u>	④ 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員へ緊	
内緊急時対策所 (対策本部) の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部)	急時対策所加圧設備による緊急時対策所等の加圧開始を指示する。	
陽圧化装置(空気ボンベ)の起動及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対		
策本部) 可搬型陽圧化空調機の停止を, 号機統括へ5号炉原子炉建屋内緊急		
時対策所(待機場所)の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧		
化装置(空気ボンベ)の起動及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場		
<u>所)可搬型陽圧化空調機の停止</u> を指示する。		
⑤ <u>本部長</u> は、格納容器ベント実施の前には、 <u>現場要員</u> が全て <u>5号炉原子炉建</u>	⑤ 災害対策本部長代理は、格納容器ベント実施の前には、緊急時対策所にと	緊急時対策所に戻ってくるのは
屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機	<u>どまる要員</u> が全て <u>緊急時対策所</u> に戻って来ていることの確認を行う。	緊急時対策所にとどまる要員で
<u>場所)</u> に戻って来ていることの確認を行う。		ありそれ以外の現場要員は構外
		に退避する。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
【5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の手順】		
①保安班は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空	⑥ 災害対策要員は、キースイッチを「緊対建屋加圧モード」から「災害対策	
調機の仮設ダクトを切離し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)	本部加圧モード」に切り替え、起動スイッチ操作により、緊急時対策所用	
への給気口に閉止板を取付けるとともに、陽圧化装置(空気ボンベ)空気	加圧設備空気ボンベによる加圧を開始する。	
給気弁の開操作,差圧調整用排気弁(陽圧化装置(空気ボンベ))の開操作	⑦ 災害対策要員は,災害対策本部と隣接区画の差圧が正圧(20Pa以上)であ	
及び差圧調整用排気弁(可搬型陽圧化空調機)の閉操作を行い,5号炉原子	ることを確認する。	
<u>炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の陽圧化</u> を開始する。		
②保安班は、陽圧化状態の差圧確認後に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		
(対策本部)の外側に設置する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)		
可搬型陽圧化空調機を停止する。		
③保安班は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)において、差圧		
確認後に二酸化炭素濃度上昇を防止するために,5号炉原子炉建屋内緊急時		
対策所二酸化炭素吸収装置を起動する。		
【5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の手順】		相違⑥
①復旧班は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空		
調機の仮設ダクトを切離し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)		
への給気口に閉止板を取付けるとともに、陽圧化装置(空気ボンベ)空気		
給気弁の開操作を行い ** 16, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所)		
の陽圧化を開始する。		
②復旧班は、陽圧化状態の差圧確認後に、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		
(待機場所)の外側に設置する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)		
可搬型陽圧化空調機を停止する。		
※16 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置(空気ボンベ)は通常時に		
おいて空気ボンベの元弁は開とし、ボンベラックごとに隔離弁を設置し		
通常運転時に閉としておく。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装		
置(空気ボンベ)使用時には、各々のボンベラックの隔離弁を事故発生		
後 24時間以内に開操作した後,加圧判断を受けて,5号炉原子炉建屋内		
緊急時対策所(対策本部)及び 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機		
場所)内に設置する給気弁を開操作することで 5号炉原子炉建屋内緊		
急時対策所陽圧化装置(空気ボンベ)による陽圧化開始可能な設計とす		
<u>る。</u>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
(c)操作の成立性	(c) 操作の成立性	
上記の対応は <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及びその近傍</u> において, <u>5</u>	上記の対応は <u>緊急時対策所</u> において、 <u>災害対策要員1</u> 名で行う。 <u>緊急時対策</u>	東海第二ではボンベによる加圧
号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は保安班3名で,5号炉原子炉建屋	<u>所加圧設備</u> による <u>正圧化</u> 状態の確認完了まで <u>1</u> 分 <u>以内</u> で可能である。	を行うことは"正圧化"で統一
内緊急時対策所 (待機場所) は復旧班3名で行う。5号炉原子炉建屋内緊急時対		相違⑦
<u>策所陽圧化装置(空気ボンベ)</u> による <u>陽圧化</u> 状態の確認完了まで約 <u>2</u> 分で可能		
である。		
また、陽圧化状態の確認後、可搬型陽圧化空調機を停止し、5号炉原子炉建		
屋内緊急時対策所(対策本部)では,二酸化炭素吸収装置を起動するまで,約		
<u>5分である。</u>		
	廃止措置中の東海発電所と事故対応が重畳した場合であっても実施する手順 に変更はない。	相違⑧
c. カードル式空気ボンベユニットによる5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本		相違②
部)の陽圧化のための準備手順		
一 炉心損傷を判断した場合 *14で, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽		
圧化装置(空気ボンベ)を使用できない場合,又は6号及び7号炉の同時でない格納		
容器ベント操作を実施する場合。		
※14 格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)で格納容器内の		
ガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の		
10倍を超えた場合,又は格納容器内雰囲気放射線レベル計		
(CAMS)が使用できない場合に,原子炉圧力容器温度計で		
300℃以上を確認した場合。		
(b)操作手順		
カードル式空気ボンベユニットによる 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策		
本部)の陽圧化のための準備手順の概要は以下のとおり。		
【カードル式空気ボンベユニットの準備操作】		
①本部長は、手順着手の判断基準に基づき、号機統括に5号炉原子炉建屋内		
緊急時対策所(対策本部)の陽圧化のためのカードル式空気ボンベユニッ		
トの準備を指示する。		
②号機統括は, 緊急時対策要員にカードル式空気ボンベユニットの準備を指		
<u>示する。</u>		
③緊急時対策要員は,5号炉原子炉建屋近傍へカードル式空気ボンベユニッ		
トを移動させる。		

柏崎刈羽原子力発電所 $6 / 7$ 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 $29$ 年 $12$ 月 $18$ 日)	東海第二	備考
④緊急時対策要員は、カードル式空気ボンベユニットをホースにて接続し、		
さらに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置配管と接続		
するため,5号炉原子炉建屋接続口へホースを接続する。		
⑤緊急時対策要員は、カードル式空気ボンベユニットのボンベ元弁を開操作		
し、カードル式空気ボンベユニット建屋接続外弁を開操作する。		
⑥緊急時対策要員は、カードル式空気ボンベユニットの準備完了を号機統括		
<u>へ報告する。</u>		
【 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の陽圧化】		
①本部長は,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空		
気ボンベ)による陽圧化時間の延長が必要になった場合、号機統括ヘカー		
ドル式空気ボンベユニットによる陽圧化を指示する。		
②号機統括は, 緊急時対策要員にカードル式空気ボンベユニットによる陽圧		
化を指示し,緊急時対策要員は,5号炉原子炉建屋内でカードル式空気ボン		
ベユニット建屋接続内弁を開操作することで5号炉原子炉建屋内緊急時対		
策所(対策本部)を陽圧化する。_		
<u>(c)操作の成立性</u>		
カードル式空気ボンベユニットによる5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の加圧		
準備操作は、緊急時対策要員7名で実施し、約150分で対応可能である。		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の加圧操作は,緊急時対策要員		
2名で実施し、約 5分で対応可能である。		
カードル式空気ボンベユニットの準備操作は、参集した緊急時対策要員によっ		
て行う。なお、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)が建屋内の空気ボ		
ンベによって陽圧化されている時に,カードル式空気ボンベユニットによる空気		
の供給を開始した場合も,空気ボンベの下流側に設置されている圧力調整ユニッ		
トにより系統圧力が制御されているため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対		
策本部)に影響がでることはない。		
d. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置(空気ボンベ)から5号炉原子炉建屋	<u>c</u> . <u>緊急時対策所加圧設備</u> から <u>緊急時対策所非常用換気空調設備</u> への切替え手順	
内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機への切替え手順		
周辺環境中の放射性物質が十分減少した場合にプルーム通過後の5号炉原子炉	周辺環境中の放射性物質が十分減少した場合にプルーム通過後の緊急時対策	
建屋内緊急時対策所陽圧化装置(空気ボンベ)から5号炉原子炉建屋内緊急時対	<u>所加圧設備</u> から <u>緊急時対策所非常用換気空調設備</u> への切替え手順を整備する。	
<u>策所可搬型陽圧化空調機</u> への切替え手順を整備する。		
(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
・可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更	・可搬型モニタリング・ポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転	
に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し,5号炉	じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少	加圧の停止を判断するプルーム
原子炉建屋屋上階の階段室近傍(可搬型外気取入送風機の外気吸込場所)に設置	した場合。	の通過は屋外の線量率が指示値
する可搬型モニタリングポストの値が0.2mGy/h <sup>※17</sup> を下回った場合。		が低下し安定したことを確認す
※17保守的に 0.2mGy/hを 0.2mSv/hとして換算し, 仮に 7日間被ばくし続け		ることで検知することが可能。
たとしても, 0. 2mSv/h×168h=33. 6mSv≒34mSv程度と100mSvに対して十分余裕が		
あり,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性評価である約 58mSvに加えた場		
合でも 100mSvを超えることのない値として設定		
(b)操作手順	(b) 操作手順	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)及び5号炉原子炉建屋内緊急時対	<u>緊急時対策所の正</u> 圧化について、 <u>緊急時対策所加圧設備</u> による給気から <u>緊急</u>	
<u>策所(待機場所)</u> の <u>陽</u> 圧化について,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装	時対策所非常用換気設備への切り替え手順の概要は以下のとおり。	東海第二ではボンベによる加圧
置(空気ボンベ)による給気から 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化		を行うことは"正圧化"で統一
空調機への切替え手順の概要は以下のとおり。		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)換気設備系統概略図(プルーム	緊急時対策所非常用換気設備の概要図を第1.18.2.1-1図及び第1.18.2.1-8	
通過前及び通過後:可搬型陽圧化空調機による陽圧化)を第1.18.2図に,5号炉	図に、 <u>緊急時対策所</u> における手順のタイムチャートを第 <u>1.18.2.1-9</u> 図に示す。	
原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)における手順のタイムチャートを第		
1.18.16図に,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)における手順のタイ		
<u>ムチャートを第1.18.17図</u> に示す。		
【5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の手順】		
①計画・情報統括は、手順着手の判断基準に基づき、保安班長に5号炉原子	① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員に緊	相違①
炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機の起動及び5号炉原	急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用換気設備への切替えを指示す	
子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化装置(空気ボンベ)の停止を	る。	
指示する。		
②保安班は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の外側において、	② 災害対策要員は、キースイッチを「災害対策本部加圧モード」から「緊対	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機の仮設ダ	建屋浄化モード」に切り替え、起動スイッチ操作により自動シーケンスに	
クトを5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)給気口と接続する。	て、建屋浄化モード運転を開始する。	
③保安班は、プルーム通過後に建屋内の雰囲気線量が屋外より高い場合(5	③ 災害対策要員は、建屋内の浄化運転が1時間継続されたことを確認し、キ	
号炉近傍に設置する可搬型モニタリングポストの値と建屋内雰囲気線量の	ースイッチを「緊対建屋浄化モード」から「緊対建屋加圧モード」に切り	
測定結果から判断)には、屋外から直接、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	替え,起動スイッチ操作により自動シーケンスにて,緊急時対策所非常換	
(対策本部) 可搬型陽圧化空調機を用いて外気取り入れを可能とするため	気設備の運転を開始する。	
<u>に仮設ダクトを敷設</u> する。		
④保安班は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の内側において、	④ 災害対策要員は、流量が調整されていることを確認する。	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
給気口の閉止板を取外し 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)内		
に 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機によ		
<u>る給気を開始</u> する。		
⑤保安班は,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の内側において,		
差圧調整用排気弁(可搬型陽圧化空調機)を開操作し、差圧調整用排気弁		
(陽圧化装置(空気ボンベ))を閉操作し,陽圧化装置(空気ボンベ)空気		
給気弁を閉操作する。		
【5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の手順】		相違⑥
①号機統括は、手順着手の判断基準に基づき、復旧班長に5号炉原子炉建屋		
内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機の起動及び5号炉原子炉建		
屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化装置(空気ボンベ)の停止を指示す		
<u>る。</u>		
②復旧班は,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の外側において,		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型陽圧化空調機の仮設ダ		
クトを5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)給気口と接続する。		
③復旧班は、プルーム通過後に建屋内の雰囲気線量が屋外より高い場合(5		
号炉近傍に設置する可搬型モニタリングポストの値と建屋内雰囲気線量の		
測定結果から判断)には、屋外から直接、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		
(対策本部) 可搬型陽圧化空調機を用いて外気取り入れを可能とするため		
に仮設ダクトを敷設する。		
④復旧班は,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の内側において,		
給気口の閉止板を取外し 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 内		
に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機による		
給気を開始する。		
⑤復旧班は,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の内側において,		
陽圧化装置(空気ボンベ)空気給気弁を閉操作する。		
(c)操作の成立性	(c) 操作の成立性	
上記の対応は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及びその近傍において,5号	上記の対応は <u>緊急時対策所</u> において, <u>災害対策要員1</u> 名で行 <u>い,一連の操作</u>	
炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は保安班2名で,5号炉原子炉建屋内	<u>完了</u> まで <u>67</u> 分 <u>以内</u> で可能である。	相違⑦
緊急時対策所(待機場所)は復旧班2名で行う。5号炉原子炉建屋内緊急時対策		
所可搬型陽圧化空調機の起動及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置		
<u>(空気ボンベ)の停止まで約30</u> 分 <u>(プルーム通過後に建屋内の雰囲気線量が屋</u>		
外より高い場合(5号炉近傍に設置する可搬型モニタリングポストの値と建屋内		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
雰囲気線量の測定結果から判断)における,屋外から直接に可搬型陽圧化空調		
機を用いて外気取入を可能とするための仮設ダクト敷設及び可搬型陽圧化空調		
機の起動操作(10分),5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機起		
動失敗を想定した場合の予備機への切替え操作(10分)を含む)で可能である。		
	廃止措置中の東海発電所と事故対応が重畳した場合であっても実施する手順	相違⑧
	に変更はない。	
e.5号炉原子炉建屋内可搬型外気取入送風機による通路部のパージ手順		東海第二では停止時の建屋浄化
建屋内の雰囲気線量が屋外より高い場合においては、通路部の雰囲気のパージ		モードにて建屋内のパージまで
を行うために5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型外気取入送風機による5号		行う。
炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機及び5号炉原子炉		
建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機の給気エリアとなる通路部		
のパージの手順を整備する。		
(a) 手順着手の判断基準		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置(空気ボンベ)から5号炉原子炉		
建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機への切替えを実施する場合に,建屋内		
の雰囲気線量(電離箱サーベイメータで測定)が屋外より高いことが、5号炉近		
傍に設置する可搬型モニタリングポストの値との比較から確認された場合。_		
(b)操作手順		
5号炉原子炉建屋内可搬型外気取入送風機による通路部のパージ手順は,以下		
のとおり。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所通路部可搬型外気取入送風機系統概		
略図を第 1.18.18図に,手順のタイムチャートを第1.18.19図に示す。		
①計画・情報統括は、手順着手の判断基準に基づき、保安班に5号炉原子炉		
建屋内緊急時対策所可搬型外気取入送風機による通路部のパージを実施す		
<u>るよう指示する。</u>		
②保安班は、屋上から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型外気取入送風		
機へ仮設ダクトを敷設し,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型外気取入		
送風機を起動する。		
③保安班は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型外気取入送風機の運転		
<u>状態を確認する。</u>		
<u>(c)操作の成立性</u>		
上記の対応は,保安班2名で行い,一連の操作完了まで予備機への切替え操		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
作を想定した場合、約30分で可能である。		東海第二では新設する緊急時対
		策所建屋を使用し、移動式待機
<u>f. 移動式待機所を使用する手順</u>		所は用いない
事故対応の柔軟性と対策要員の放射線安全、労働環境改善を図るために、		
移動式待機所を,原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の		
拡散防止を抑制するために現場にて対応を行う要員を防護できる手段として		
使用することを考慮する。		
そこで,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の現場要員がとどまることができ		
る待機場所として, 換気設備, 電源設備及び通信連絡設備等を有する移動式待		
機所を使用し、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡		
散防止を抑するために現場にて対応を行う要員を収容するための移動式待機		
所の使用手順を整備する。		
(a) 手順着手の判断基準		
以下の線量率であり、本部長が移動式待機所の使用が必要と判断した場合。		
・プルーム通過時間(格納容器ベント実施後10時間)経過後に、1mSv/h以下		
<u>・</u> 事故発生後7日(168時間)時点で0.2mSv/h以下		
(b)操作手順		
移動式待機所を使用する手順は次のとおり。移動式待機所の保管及び使用		
場所を第1.18.20図に、移動式待機所の外観図を第1.18.21図に、移動式待機所		
の使用準備のタイムチャートを第1.18.22図に示す。		
①号機統括及び計画・情報統括は手順着手の判断基準に基づき,号機統括は		
復旧班に、計画・情報統括は保安班に移動式待機所の使用を指示する。		
②復旧班及び保安班は,移動式待機所の保管及び使用場所である荒浜側高台		
保管場所に移動する。		
③復旧班及び保安班は、移動式待機所の床及び壁面に汚染が確認された場合		
<u>は,除染を行う。</u>		
④復旧班は、移動式待機所に設置する可搬型電源設備を起動した上で、可搬		
型陽圧化空調機を起動し、陽圧化を実施する。		
⑤復旧班及び保安班は、可搬型エリアモニタ及びチェンジングエリアを設置		
<u>する。</u>		
⑥復旧班は、差圧計で室内の圧力が微正圧(20Pa以上)であることを確認す		
<u> </u>		
⑦復旧班は、移動式待機所の使用準備完了を号機統括へ報告する。		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
<u>(c) 操作の成立性</u>		
上記の対応は、移動式待機所の使用場所において、復旧班2名及び保安班		
1名で行い,一連の操作完了まで約90分と想定する。		
1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等	1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等	
重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示	重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行	
を行う要員等が、 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> の <u>安全パラメータ表示システ</u>	う要員等が、 <u>緊急時対策所のSPDS</u> 及び通信連絡設備により、必要なプラントパラ	
<u>ム(SPDS)</u> 及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収	メータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとと	
集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等	もに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。	
に対処するための対策の検討を行う。		
また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、5号炉原子炉	また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整	
建屋内緊急時対策所に整備する。	備する。	
重大事故等が発生した場合において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信	重大事故等が発生した場合において、 <u>緊急時対策所</u> の通信連絡設備により、発電所	
連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行	内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。	
う。		
全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、5号炉原子炉	常用電源及び非常用電源の喪失時は、代替電源設備からの給電により、緊急時対策	東海第二では常用電源に加えて
建屋内緊急時対策所の安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び通信連絡設備を	<u>所</u> の <u>SPDS</u> 及び通信連絡設備を使用する。	発電所のDGから通信設備に給
使用する。		電されるためこれらが喪失した
		時に緊対の代替電源を用いるこ
(1) <u>安全パラメータ表示システム(SPDS)</u> によるプラントパラメータ等の監視手順	(1) <u>SPDS</u> によるプラントパラメータ等の監視手順	とを明確化
重大事故等が発生した場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策支援	重大事故等が発生した場合、 <u>緊急時対策所</u> の緊急時対策支援システム伝送装置及	
システム伝送装置及び <u>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS表示装置</u> に	び <u>SPDSデータ表示装置</u> により重大事故等に対処するために必要なプラントパラ	
より重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整	メータ等を監視する手順を整備する。	
備する。		
<u>(a)</u> 手順着手の判断基準	a. 手順着手の判断基準	
<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> を立ち上げた場合。	<u>緊急時対策所</u> を立上げた場合。	
(1) 48 16-7 18-		
(b) 操作手順	b. 操作手順 CRDCのきたCRDCデークま元状器をお新し、欧洲大スチ順はNITのした	
安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS表示装置を起動し、監視	SPDSのうちSPDSデータ表示装置を起動し、監視する手順は以下のとおい、SPDS系がデータに送到使の概要が第118999、1回に示す	
する手順の概要は以下のとおり。 <u>安全パラメータ表示システム(SPDS)</u> 及び	り。 <u>SPDS</u> 及びデータ伝送設備の概要を第 <u>1.18.2.2-1</u> 図に示す。	
データ伝送設備の概要を第 <u>1.18.23</u> 図に示す。	かれ、阪角味が築支援シフテルに送社署については、党時、に送ぶ行われてお	
なお、緊急時対策支援システム伝送装置については、常時、伝送が行われてなり、場体は必要ない。	なお、緊急時対策支援システム伝送装置については、常時、伝送が行われてお れ 場 佐は火悪ない	
ており、操作は必要ない。	り、操作は必要ない。	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考	
① <u>号機班</u> は,手順着手の判断基準に基づき <u>SPDS表示装置</u> の接続を確認	① 災害対策要員は、手順着手の判断基準に基づき、SPDSデータ表示装置		
し、端末 (PC) を起動する。	の接続を確認し、端末(PC)を起動する。		
② <u>号機班</u> は、 <u>SPDS表示装置</u> にて、各パラメータを監視する。	② <u>災害対策要員</u> は、 <u>SPDSデータ表示装置</u> にて、各パラメータを監視する。		
<u>(c)</u> 操作の成立性	c. 操作の成立性		
上記の対応は, <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> 内において <u>号機班</u> 1名で行	上記の対応は、 <u>緊急時対策所</u> 内において <u>災害対策要員</u> 1名で行う。室内での端		
う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。	末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。		
	廃止措置中の東海発電所と事故対応が重畳した場合であっても実施する手順 相違(	8)	
	に変更はない。		
(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備	(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備		
重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を5号炉原子炉建屋内緊急	重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、		
野が東京に対し、 資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新と	資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から		
なるよう通常時から維持、管理する。	維持、管理する。		
なるよう個用的ならが的、自在する。	かに177、 日本まする。		
(3) 通信連絡に関する手順	(3) 通信連絡に関する手順		
重大事故等時において、 <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> の通信連絡設備によ	重大事故等時において、 <u>緊急時対策所</u> の通信連絡設備により、中央制御室、屋内		
り、中央制御室、屋内外の作業場所、本社、国、地方公共団体、その他関係機関等	関等 外の作業場所,本店(東京),国,地方公共団体,その他関係機関等の発電所内外の		
の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備	通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。		
する。			
重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧を第1.18.4表に、データ伝送設備の概要	重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧を第 <u>1.18.2-1</u> 表に,データ伝送設備の		
を第 <u>1.18.23</u> 図に示す。	概要を第 <u>1.18.2-1</u> 図に示す。		
発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設	連絡設 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設		
備の使用方法等,必要な手順の詳細は「1.19通信連絡に関する手順等」にて整備す	備の使用方法等,必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備		
る。	する。		
1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等	1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等		
1.18.2.3 必要な級の要員の収谷に係る手順等 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には,重大事故等に対処するために必要な指			
<u>5 元 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 </u>			
がを打り委員に加え、原子炉格納谷器の破損等による発電所外への放射性物質の 拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含めた重大事故等			
位 版を抑制するための対象に対処するために必要な数の委員を含めた重人事故寺 に対処するために必要な数の要員として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対			
策本部)に 86名, 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)に90名の合計	C U C <u>取入100</u> 日 で 収合 y る。		
<u>176</u> 名を収容する。			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
なお,プルーム通過中において, <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本</u>	なお,プルーム通過中において, <u>緊急時対策所</u> にとどまる要員は <u>66</u> 名である。	
<u>部)</u> にとどまる要員は <u>73</u> 名 <u>,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)に</u> と		
どまる要員は <u>48名</u> である。		
要員の収容に当たっては,重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員	要員の収容に当たっては,重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現	
と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。ま	場作業を行う要員との輻輳を避けるレイアウトとなるように考慮する。また、要員の	
た、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するととも	収容が適切に行えるようにトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要	
に、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整	員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理す	
備し、維持、管理する。	る。	
	なお、廃止措置中の東海発電所と事故対応が重畳した場合であっても東海発電所の	東海の事故対応に用いる資機材
	事故対応を行う場合に用いる飲料水,食料及び放射線防護具類は,緊急時対策所の建	は別途緊対建屋外に確保し持ち
	屋外に東海発電所専用に確保し、必要に応じ緊急時対策所に持ち込むため、東海第二	込むため影響がないことを記載
	発電所の重大事故等への対応に悪影響を及ぼさない。	
(1) 放射線管理	(1) 放射線管理	
a. 放射線管理用資機材の維持管理等	a. 放射線管理用資機材(線量計及びマスク等)の維持管理	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、7日間外部からの支援がなくとも緊急時対		
 びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに,通常時から維持,管理し,重	ア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防	
大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行	護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。	
う。		
保安班長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行	<u>災害対策本部長代理</u> は,重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や	
う要員等の被ばく線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させるとともに線量	現場作業を行う要員等の被ばく線量管理を行うため,個人線量計を常時装着させ	
評価を行う。また,作業に必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量	るとともに線量評価を行う。また,作業に必要な放射線管理用資機材を用いて作	
率測定等を行う。	業現場の放射線量率測定等を行う。	
b. チェンジングエリアの設置及び運用手順	b. チェンジングエリアの設置及び運用手順	
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況	<u>緊急時対策所</u> の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、 <u>緊急</u>	チェンジングエリアの設置手順
	<u> </u>	に実質相違なし
め, モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置す	 等を行うためのチェンジングエリアを設置する手順を整備する。	
る手順を整備する。		
チェンジングエリアには、防護具を脱衣する脱衣エリア、放射性物質による要員	チェンジングエリアには、防護具を脱衣する脱衣エリア、放射性物質による要	
や物品の汚染を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う	員や物品の汚染を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を	

崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
除染エリアを設け、 <u>保安班等</u> が汚染検査及び除染を行うとともに、チェンジングエ	行う除染エリアを設け、 <u>重大事故等対応要員</u> が汚染検査及び除染を行うととも	
リアの汚染管理を行う。除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染は	に、チェンジングエリアの汚染管理を行う。除染エリアは、サーベイエリアに隣	
<u>ウェットティッシュ</u> での拭き取りを基本とするが、拭き取りにて除染できない場合	接して設置し、除染はクリーンウエスでの拭き取りを基本とするが、拭き取りに	
は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は,	て除染ができない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワ	
必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。また、チ	ーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物	
ェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合は、乾電池内蔵型照明を設	として廃棄する。また、チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場	
置する。	合は、可搬型照明を設置する。	
(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	
当直副長が,原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生したと判断した	災害対策本部長代理が,原子力災害対策特別措置法第10条の特定事象が発	
後, <u>保安班長</u> が,事象進展の状況 ( <u>格納容器雰囲気放射線レベル計 (CAMS)</u> 等に	生したと判断した後、災害対策本部長代理が、事象進展の状況(格納容器雰	
より炉心損傷 ※14を判断した場合等),参集済みの要員数及び保安班が実施する	<u>囲気放射線モニタ (CAMS)</u> 等により炉心損傷 <sup>※1</sup> を判断した場合等),参	
作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。	集済みの要員数及び重大事故等対応要員が実施する作業の優先順位を考慮し	
	て、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。	
※14 格納容器内雰囲気放射線レベル計(CAMS)で格納容器内のガンマ線線量	※1 格納容器雰囲気放射線モニタ (CAMS) で格納容器内のガンマ線線	
率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍 <u>を超え</u> た場合、又は <u>格納</u>	量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍 <u>以上となっ</u> た場合、	
容器内雰囲気放射線レベル計 (CAMS)が使用できない場合に,原子炉圧力容	又は <u>格納容器雰囲気放射線モニタ(CAMS)</u> が使用できない場合に,	資機材名称の相違
器温度計で300℃以上を確認した場合。	原子炉圧力容器温度計で300℃以上を確認した場合。	
(b) 操作手順	(b) 操作手順	
チェンジングエリアを設置するための手順の概要は以下のとおり。5号炉原子	チェンジングエリアを設置及び運用するための手順は以下のとおり。チェ	東海第二では1箇所にチェン
炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリア設置(南側アクセスルート)のタイム	ンジングエリア設置のタイムチャートを第1.18.2.3-1図に示す。	ングエリアを設置する。
チャート及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所チェンジングエリア設置 (北東側		
<u>アクセスルート)</u> のタイムチャートを第 <u>1.18.24</u> 図に示す。		
なお、チェンジングエリアは、使用する5号炉原子炉建屋内緊急時対策所とア		
クセスルートに応じて1箇所設営する。		
① 保安班長は、手順着手の判断基準に基づき、保安班に5号炉原子炉建屋内緊	① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要	
<u>急時対策所</u> の出入口付近にチェンジングエリアの設置を指示する。	員に <u>緊急時対策所</u> の出入口付近にチェンジングエリアの設置を指示する。	
② 保安班は、チェンジングエリア設置場所の照明が確保されていない場合、乾	② <u>重大事故等対応要員</u> は、チェンジングエリア設置場所の照明が確保されて	
<u>電池内蔵型照明</u> を設置し、照明を確保する。	いない場合, <u>可搬型照明</u> を設置し,照明を確保する。	
③ 保安班は、チェンジングエリア用資機材を移動・設置し、エアーテントを展	③ 重大事故等対応要員は、チェンジングエリア用資機材を移動・設置し、床・	
<u>開し、</u> 床・壁等 <u>を</u> 養生シート <u>及びテープを用い、隙間なく養生</u> する。	壁等 <u>の</u> 養生シート <u>の状態を確認</u> する。	東海第二のチェンジングエリス
④ 保安班は、各エリアの間にバリア、入口に粘着マット等を設置する。	④ 重大事故等対応要員は、各エリア間にバリア、入口に粘着マット等を設置	は新設する建屋内の専用区画を
	する。	用い、エアーテントは使用しな

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日) 東海第二 備考 ⑤ 重大事故等対応要員は、簡易シャワー等を設置する。 ⑤ 保安班は、簡易シャワー等を設置する。 ⑥ 保安班は、脱衣回収箱、GM汚染サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。 ⑥ 重大事故等対応要員は、脱衣収納袋、GM汚染サーベイメータ等を必要な | 資機材名称の相違 筒所に設置する。 (c) 操作の成立性 (c) 操作の成立性 上記の対応は、重大事故等対応要員2名で行い、作業開始から20分以内で対 相違⑦ 上記の対応は、保安班2名で行い、作業開始から5号炉原子炉建屋内緊急時対策 所(南側アクセスルート)は約60分,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(北東側 応可能である。 アクセスルート)は約90分で対応可能である。 c. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の切替え手順 c. 緊急時対策所非常用換気空調設備の切替え手順 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機フィルタユニットは,7日間 緊急時対策所非常用フィルタ装置は、7日間は交換なしで連続使用できる設計 は交換なしで連続使用できる設計であるが、故障する等、5号炉原子炉建屋内緊急 であるが、故障する等、緊急時対策所非常用換気空調設備の切替えが必要となっ 時対策所可搬型陽圧化空調機の切替えが必要となった場合に、待機側を起動し、切 た場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を整備する。 替えを実施する手順を整備する。 緊急時対策所非常用換気空調設備は、緊急時対策所に2台設置しており、故障 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機は,5号炉原子 等を考慮しても、切替え等を行うことにより数ヶ月間使用可能とする。 炉建屋内緊急時対策所(対策本部)近傍に設置する1台及び予備の1台を配備し,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機は,5号炉原子炉 建屋内緊急時対策所(待機場所)近傍に設置する2台及び予備の1台を配備してお り、故障等を考慮しても、切替え等を行うことにより数ヶ月間使用可能とする。 なお,使用済の可搬型陽圧化空調機のフィルタ部分は非常に高線量になるため, なお、緊急時対策所非常用換気設備の緊急時対策所非常用フィルタ装置は使用 フィルタ交換や使用済空調機を移動することによる被ばくを避けるため、放射線量 することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている緊急時対 が減衰して下がるまで、適切な遮蔽が設置されているその場所で一時保管する。 策所建屋内に設置する。 (a) 手順着手の判断基準 (a) 手順着手の判断基準 運転中の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機が故障する等, 運転中の緊急時対策所非常用換気空調設備が故障する等、切替えが必要となっ 切替えが必要となった場合。 た場合。 (b) 操作手順 (b) 操作手順 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機を待機側に切り替える手 緊急時対策所非常用換気空調設備を待機側に切り替える手順は以下のとおり。 順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.25図に示す。 タイムチャートを第1.18.2.3-2図に示す。 ① 計画・情報統括※18は、手順着手の判断基準に基づき、5号炉原子炉建屋内 ① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策所非常 緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の切替えを保安班長に指示する。 用換気空調設備の切替えを重大事故等対応要員に指示する。 ② 保安班※19は、予備の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機 ② 重大事故等対応要員は、操作スイッチによる操作により緊急時対策所非常 に活性炭フィルタを装着し、予備機の保管場所から5号炉原子炉建屋内緊急 用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置を待機側に切り替える。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
時対策所可搬型陽圧化空調機の設置場所まで予備機を運搬する。		
③ 保安班**19は、切替えが必要になった 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可	③ 重大事故等対応要員は、流量が調整されていることを確認する。	
搬型陽圧化空調機を停止し、電源接続を解く。空調ダクトから 5号炉原子		
炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機を取り外し,予備機の5号炉原子		
炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機と入れ替える。		
④ 保安班* 19は,予備機の 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調		
機の電源を接続して起動する。		
⑤ 保安班** 19は、差圧計で室内の圧力を微正圧(20Pa以上)であることを確認		
<u>する。</u>		
※18 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の場合。5号炉原		
子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の場合は、号機統括。		
※19 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)の場合。5号炉		
原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の場合は,復旧班。		
(c) 操作の成立性	(c) 操作の成立性	
上記の対応は緊急時対策所 <u>近傍</u> において <u>保安班2</u> 名で行い,着手判断から一連	上記の対応は緊急時対策所 <u>内</u> において <u>重大事故等対応要員1</u> 名で行い,着手判	
の操作完了まで約 <u>72</u> 分で可能である。	断から一連の操作完了まで <u>5</u> 分 <u>以内</u> で可能である。	相違⑦
(2) 飲料水,食料等の維持管理	(2) 飲料水,食料等の維持管理	
重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後,少	
なくとも外部からの支援なしに7日間、活動するために必要な飲料水及び食料等を	なくとも外部からの支援なしに7日間,活動するために必要な飲料水,食料等を備	
備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。	蓄するとともに,通常時から維持,管理する。	
総務班長は、重大事故等が発生した場合には、飲料水及び食料等の支給を適切に	災害対策本部長代理は、重大事故等が発生した場合には、食料等の支給を適切に	
運用する。	運用する。	
保安班長は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切	<u>また,緊急時対策所</u> 内での飲食等の管理として,適切な頻度で緊急時対策所内の	災害対策本部長代理が行うため
な頻度で緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題な	空気中放射性物質濃度の測定を行い,飲食しても問題ない環境であることを確認す	前段から「また」で接続
い環境であることを確認する。	る。	
ただし,緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値 (1×10 <sup>-3</sup> Bq/cm <sup>3</sup> 未	ただし,緊急時対策所の空気中放射性物質濃度が目安 (1×10 <sup>-3</sup> Bq/cm <sup>3</sup> 未満) よ	
満)よりも高くなった場合であっても、本部長の判断により、必要に応じて飲食を	りも高くなった場合であっても, <u>災害対策本部長代理</u> の判断により,必要に応じて	
行う。	飲食を行う。	
また,重大事故等が発生した場合, <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u> 内の室温・	また,重大事故等が発生した場合, <u>緊急時対策所</u> 内の室温・湿度が維持できるよ	相違①
湿度が維持できるよう予備のエアコン等を保管し、管理を適切に行う。	う <u>常設の換気空調設備の</u> 管理を適切に行う。	
1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順	   1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)

- (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備による給電
  - a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備起動手順

原子力警戒態勢又は緊急時態勢が発令された場合、緊急時対策本部要員は、<u>5</u> 号炉原子炉建屋内緊急時対策本部を拠点として活動を開始する。

<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>で,<u>可搬型</u>代替交流電源設備である<u>5号炉原子</u> <u>炉建屋内緊急時対策所用電源設備</u>を立ち上げる場合の<u>5号炉原子炉建屋内緊急時</u> 対策所用可搬型電源設備の起動手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

5号炉の共通用高圧母線,及び6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電できない場合で、早期の電源回復が不能の場合。

(b) 操作手順

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備による<u>電源を</u>給電する手順の概要は以下のとおり。<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所給電系統概略図</u>を第1.18.26図に、タイムチャートを第1.18.27図に示す。

- ① <u>号機統括</u>は、手順着手の判断基準に基づき、<u>復旧班に5号炉原子炉建屋内緊急</u> 時対策所電源供給作業開始を指示する。
- ② 復旧班は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の配備場所まで移動し、燃料油量を確認した上で、ケーブルを接続の上、可搬型電源設備を起動する。
- ③ 復旧班は、出力遮断器を「入」とする。

(1) 緊急時対策所用代替電源設備による給電

a. 緊急時対策所用発電機による給電手順

警戒事態又は非常事態が宣言された場合,<u>災害対策本部要員</u>は,<u>緊急時対策所</u>を拠点として活動を開始する。

東海第二

<u>緊急時対策所</u>で、常用電源設備からの受電を確認する又は代替交流電源設備である<u>緊急時対策所用代替交流電源設備</u>を立ち上げる場合の<u>緊急時対策所用発電機</u>による給電手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

【常用電源設備又は自動起動する緊急時対策所用発電機による給電を確認する 手順の判断基準】

緊急時対策所の使用を開始した場合。

【緊急時対策所用発電機の手動起動手順の判断基準】

緊急時対策所の使用を開始した場合で常用電源設備からの受電が喪失し,自動起動する緊急時対策所用発電機((A)又は(B))が故障等により起動しない場合又は停止した場合。

(b) 操作手順

常用電源設備又は自動起動する緊急時対策所用発電機による給電を確認する 手順及び緊急時対策所用発電機の手動起動手順の概要は以下のとおり。常用電源設備又は自動起動する緊急時対策所用発電機による給電を確認する場合のタイムチャートを第1.18.2.4-3図に示す。緊急時対策所用発電機の手動起動手順の概略図を第1.18.2.4-4図に、タイムチャートを第1.18.2.4-5図に示す。

【常用電源設備又は自動起動する緊急時対策所用発電機による給電を確認する 手順】

- ① <u>災害対策本部長代理</u>は、手順着手の判断基準に基づき、<u>災害対策要員</u>に<u>緊</u> 急時対策所の給電状態の確認を指示する。
- ② <u>災害対策要員</u>は、<u>災害対策本部長代理に常用電源設備又は自動起動する緊急時対策所用発電機((A) 又は(B))の受電遮断器が投入されていることを確認し、常用電源設備又は自動起動する緊急時対策所用発電機((A) 又は(B))により給電が行われていること、電圧及び周波数を確認し報告する。</u>

相違⑥

東海第二では自動起動した発電 機の確認手順も記載するため

備考

先行 BWR では可搬型の電源設備を使用するが東海第二では常設の発電機を使用する。そのため緊対の立ち上げ時に常用電源からの給電がなされていること又は発電機が自動起動したことにより緊対の電源が確保できていることを確認する手順を整備した。

加えて自動で発電機が起動しな かった場合に手動で本部室内の 操作盤から起動する手順を記載 している。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
④ 復旧班は、負荷変圧器配置場所に移動し、受電遮断器を切り替えて給電を開		
<u>始する。</u>		
	【緊急時対策所用発電機の手動起動手順】	
	① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき災害対策要員に緊急	
	時対策所用発電機 ((A) 又は (B)) の手動起動による給電開始を指示す	
	<u>る。</u>	
	② 災害対策要員は、緊急時対策所の操作盤にて、常用電源設備及び自動起動	
	する緊急時対策所用発電機 ((A) 又は (B)) の受電遮断器の「切」操作	
	を行う。(又は「切」を確認する。)	
	③ 災害対策要員は,緊急時対策所の操作盤にて,自動起動する緊急時対策所	
	用発電機 ((A) 又は (B)) の「停止」操作を行う。(又は「停止」を確	
	認する。)_	
	④ 災害対策要員は、緊急時対策所の操作盤にて、自動起動しない緊急時対策	
	所用発電機((A) 又は(B))の起動操作を行い, 自動で受電遮断器が投	
	入され給電が行われたこと、電圧及び周波数を確認し報告する。	
(c) 操作の成立性	(c) 操作の成立性	
	【常用電源設備又は自動起動する緊急時対策所用発電機による給電を確認する	
	手順】	
上記の現場対応は、現場要員でない復旧班2名で行い、着手の判断から一連の	上記の緊急時対策所内での対応は、災害対策要員1名で行い、着手の判断から	
操作完了まで約 <u>25</u> 分で可能である。	常用電源設備又は自動起動する緊急時対策所用発電機による給電状態を確認す	
円滑に作業ができるように、アクセスルートを確保し、防護具、可搬型照明、	<u>るまでの</u> 一連の操作完了まで <u>3</u> 分 <u>以内</u> で可能である。	相違⑦
通信設備を整備する。	【緊急時対策所用発電機の手動起動手順】	
	上記の緊急時対策所内での対応は,災害対策要員1名で行い,緊急時対策所用	
	発電機の手動起動による給電は一連の操作完了まで10分以内で可能である。	相違⑦
	廃止措置中の東海発電所と事故対応が重畳した場合であっても実施する手順	相違⑧
	に変更はない。	
	(d) 重大事故等時の対応手段の選択	
	重大事故等時に常用電源設備からの受電が喪失した場合の対応手段の選択方	
	- 法は,選択スイッチにて,緊急時対策所用発電機((A) 又は (B))の自動起動	
	する号機を選択し、常用電源設備からの受電が喪失した場合は、選択している	
	緊急時対策所用発電機 ((A) 又は (B)) から給電する。	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
	自動起動する緊急時対策所用発電機((A)又は(B))が故障等により起動	
	しない場合又は停止した場合は,自動起動しない緊急時対策所用発電機 ((A)	
	又は(B)) を手動起動することにより給電する。	
b. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の切替え手順		先行 BWR は可搬の給油設備か
5号炉の共通用高圧母線,及び 6号炉若しくは 7号炉の非常用高圧母線より受		ら手動で燃料補給を行う手順を
電できない場合において,早期の電源回復が不能の場合で,5号炉原子炉建屋内		記載している
緊急時対策所用可搬型電源設備を運転した際は,燃料給油のため同電源設備を切		東海第二の緊急時対策所用発電
り替える必要があり、その手順を整備する。		機の燃料給油は、緊急時対策所
		用発電機燃料油貯蔵タンクか
(a) 手順着手の判断 <u>基準</u>		ら、緊急時対策所用発電機給油
燃料給油等のため,運転中の 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設		ポンプを用いて、自動で燃料を
備の停止が必要となった場合。		給油するため、給油手順は不要
(b) 操作手順		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の切替え手順の概要は以下		
のとおり。タイムチャートを第1.18.28図に示す。		
① 号機統括は、手順着手の判断基準に基づき、復旧班長に 5号炉原子炉建屋		
内緊急時対策所用可搬型電源設備の切替え作業開始を指示する。		
② 復旧班は、電源設備の配置場所へ移動し、待機側の電源設備を起動し、起		
動後の確認を実施する。		
③ 復旧班は,待機側の同電源設備に接続されている遮断器を「入」にする。		
④ 復旧班は、負荷変圧器配置場所へ移動し、受電遮断機を切り替える。		
⑤ 復旧班は,使用側の同電源設備の配置場所へ移動し,出力遮断器を「切」と		
し,使用側の同電源設備を停止する。		
(c) 操作の成立性		
上記の現場対応は,現場要員でない復旧班 2名で行い,着手の判断から一連の		
操作完了まで約 30分で可能である。		
円滑に作業ができるように、アクセスルートを確保し、防護具、可搬型照明,		
通信設備を整備する。		
c.5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料タンクへの燃料給油手順		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
5号炉の共通用高圧母線,及び6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より受電		
できない場合で、早期の電源回復が不能の場合で、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策		3
所用可搬型電源設備を運転した際は、燃料給油が必要となる。		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備には,軽油タンクからタンクロ		
一リ (4kL) 〜燃料を給油し, 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備に		
<u>給油する。</u>		
5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料タンクへ給油する手順		
<u>を整備する。</u>		
また,重大事故等時 7日間運転を継続するために必要な燃料の備蓄量として,6		
号炉軽油タンク及び 7号炉軽油タンク (合計 2,040kL) を管理する。		
(a) 手順着手の判断基準		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を運転した場合において,同		
電源設備の燃料油量を確認した上で運転開始後,負荷運転時における燃料給油手順		
着手時間※20に達した場合。		
※20 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な負荷運転時における燃料給油作業		
着手時間及び給油間隔の目安は以下のとおり。		
<ul><li>・運転開始後約 66時間(その後約 66時間ごとに給油)。</li></ul>		
(b) 操作手順		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備燃料タンクへの燃料給油手順		
の概要は以下のとおり。		
<u>概略系統図を第 1.18.29図に,タイムチャートを第 1.18.30図に示す。</u>		
① 号機統括は、手順着手の判断基準に基づき、復旧班長に軽油タンクからタン		
クローリ (4kL) による 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の		
<u>燃料タンクへの燃料給油を指示する。</u>		
② 復旧班は,軽油タンクから 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設		
備の燃料タンクへの燃料給油作業の準備を行う。 		
③ 復旧班は、タンクローリ(4kL)を保管エリアから軽油タンク横に移動させ、		
燃料の給油を行う。		
⑤ <u>復旧班は、タンクローリ(4kL)を 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬</u>		
型電源設備の近傍に移動させ、同電源設備の燃料タンクに給油を実施する。		
⑥ 復旧班は、同電源設備の油量を確認し、負荷運転時の給油間隔を目安に、以		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
降 ③、 ④を繰り返し燃料の給油を実施する。		
(c) 操作の成立性		
上記の現場対応は復旧班 2名にて実施し、1回の給油の所要時間は、約 130分で		
可能である。なお、タンクローリ(4kL)に残油がある場合には、約 55分で可能で		
<u>ある。</u>		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の燃料消費率は,実負荷にて		
起動から燃料の枯渇までの時間は約 66時間以上と想定しており、枯渇までに燃料		
<u>給油を実施する。</u>		
円滑に作業ができるように、アクセスルートを確保し、防護具、可搬型照明、通		
信設備を整備する。		
d. 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の待機運転手順		
格納容器ベントに備える必要がある場合に備え,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所		3
用可搬型電源設備の待機側電源設備の無負荷運転を行うため、その待機運転の手順		
<u>を整備する。</u>		
(a) 手順着手の判断基準		
本部長が格納容器ベントに備え、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)		
又は 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)にとどまる要員の移動が必要		
と判断した場合。なお,具体的な判断基準は,「 b.5 号炉原子炉建屋内緊急時		
対策所での格納容器ベントを実施する場合の対応の手順」に示す。		
(b) 操作手順		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の待機運転手順の概要は以下		
のとおり。タイムチャートを第 1.18.31図に示す。		
<u>概略系統図を第 1.18.29図に,タイムチャートを第 1.18.30図に示す。</u>		
① 号機統括は、手順着手の判断基準に基づき、復旧班長に 5号炉原子炉建屋内		
緊急時対策所用可搬型電源設備の待機側無負荷運転を指示する。		
② 復旧班は,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備の配置場所に		
移動し、運転側の同電源設備に燃料の給油を行うため、待機側の同電源設備に		
切り替える。		
なお, 具体的手順は「1.18.2.4(1)b.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電		
源設備の切替え手順」に示す。		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
③ 復旧班は,運転側の同電源設備を停止し,燃料の給油を行う。		
④ 復旧班は、燃料給油が完了した同電源設備を起動し、出力遮断器を「入」と		
し,無負荷運転とする。		
(c) 操作の成立性		
上記の現場対応は,同電源設備の切替え,再起動,無負荷運転操作は復旧班 2名		
で行い,燃料給油操作は復旧班 2名で行い,一連の操作完了まで約 45分で可能で		
<u>ある。</u>		
円滑に作業ができるように、アクセスルートを確保し、防護具、可搬型照明、通		
信設備を整備する。		
e. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(予備)の切替え手順		
5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を運転した場合で、同電源設		
備が2台損傷した際は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(予備)		
との切替えが必要となる。		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備が2台損傷した場合の大湊側		
高台保管場所に配備する 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(予		
備)の切替え手順を整備する。		
(a) 手順着手の判断基準		
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を運転した場合で,5号炉原子		
炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備2台の損傷のため 5号炉原子炉建屋内緊急		
時対策所用可搬型電源設備(予備)への切替えが必要となった場合。		
(b) 操作手順		
_5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備を予備に切り替える手順は以		
下のとおり。タイムチャートを第 1.18.32図に示す。		
① 号 機統括は,手順着手の判断基準に基づき,復旧班に 5号炉原子炉建屋内緊		
急時対策所用可搬型電源設備(予備)への切替えを指示する。		
② 復旧班は,使用中の 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備設置場		
所へ移動し、当該電源設備が起動不可であることを確認する。		
③ 復旧班は,大湊側高台保管場所の 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電		
源設備(予備)保管場所へ移動し、電源設備の簡易点検を実施する。		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
④ 復旧班は,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備(予備)を5号		
機原子炉建屋南側へ移動し,可搬ケーブルの敷設,接続替えを実施する。		
⑤ 復旧班は、電源設備を起動する。		
⑥ 復旧班は、負荷変圧器の遮断器を投入し、分電盤への受電を実施する。		
(c) 操作の成立性		
上記の対応は,復旧班 2名で行い,一連の操作完了まで約 170分で可能であ		
<u>5.</u>		
円滑に作業ができるように、アクセスルートを確保し、防護具、可搬型照明、		
通信設備を整備する。		
	(2) 緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車による給電	東海第二では自主設備である電
	常用電源設備からの受電が喪失し、自動起動する緊急時対策所用発電機	源車からの給電手順を整備
	((A) 又は (B)) が故障等により起動しない場合又は停止した場合に, 緊急時	
	対策所用可搬型代替低圧電源車を配備することにより、緊急時対策所に給電する	
	手順を整備する。	
	(a) 手順着手の判断基準	
	常用電源設備からの受電が喪失し、自動起動する緊急時対策所用発電機	
	((A) 又は(B)) が故障等により起動しない場合又は停止した場合。	
	(b) 操作手順	
	緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車による,緊急時対策所に給電する手順	
	は以下のとおり。緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車による手順の概要図を	
	第1.18.2.4-6図に、タイムチャートを第1.18.2.4-7図に示す。	
	① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故対応要員	
	に緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車による給電を指示する。 ②	
	② 重大事故等対応要員は、緊急時対策所建屋の屋外に緊急時対策所用可搬型	
	代替低圧電源車を配置し、緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車から緊急	
	時対策所用可搬型代替電源接続盤まで緊急時対策所用可搬型代替低圧電源	
	車用動力ケーブルを布設し、接続する。	
	③ 重大事故等対応要員は、緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車から緊急時 対策所用及 (C間の電路の) はなぬる性は測定により 変認し 災害対策	
	対策所用 P / C間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し,災害対策 本部長代理に緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車による給電が可能であ	
	<u>ることを報告する。</u>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
	_(c) 操作の成立性	
	上記の対応は、重大事故等対応要員6名で行い、一連の操作完了まで140分以	相違⑦
	<u>内で可能である。円滑に作業ができるように、アクセスルートを確保し、防護</u>	
	具,可搬型照明,通信設備を整備する。	

<b>寺刈込</b>	习原子力発電所 @	5/7	7号炉 設置変更許可申請書 再補	甫正(平成 29 年 12 月 18 日)				東海第二			備考
第1.18.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順(1/2)						第 1. 18. 1	使用する設備、手順書の違				
旗(	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	对处设备	于順苦	分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対処設備		手順音	
	Scholinski-maken in government in decomposition in	100 100 100	5 号炉原子炉建层内緊急時対策所 (対策本部) 高気鑑室	_				緊急時対策所 緊急時対策所逃蔽			
			5号原原子护建歷内緊急時対策所(対策本部) 遊戲 5号原原子炉健原内緊急時対策面(対策本部) 可數型陽圧化空調機 5号原原子炉健居内緊急時対策所(対策本部) 可數型陽圧化空調機用仮設ダクト	<u>и</u>			居住	緊急時対策所非常用送風機 緊急時対策所非常用フィルク装置 緊急時対策所加圧設備 緊急時対策所用差圧計	重大事		
			5 号炉原丁炉建层内聚急時対策所(対策木部) 可模型外気取入透風機 5 号炉原子炉堆层内聚急時対策所(対策木部) 腸片化裝置(空気ボンベ,配管・并) 5 号炉原子炉建屋内聚急時対策所(対策木部) 一酸化炭素吸收装置	大 市 改 等 対 外 処 数 際 気 外 の 数 標 衛 報 の の の の の の の の の の の の の	-	-	住性の確保	緊急時対策所給気・排気配管・ダクト 緊急時対策所給気・排気配管・ダクト 緊急時対策所給気・排気隔離弁 緊急時対策所加圧設備(配管・弁) 酸素濃度計	- 故等対処設備	重大事故等対策要領	
			可搬型ニリアモニタ (対策本部)  可搬型ニニタリングポスト  酸素濃度計 (対策本部)  二酸化炭素濃度計 (対策本部)					<ul><li>■酸化炭素濃度計</li><li>緊急時対策所エリアモニタ</li><li>可搬型モニタリング・ポスト</li></ul>			
	-	居住性の確保	秀圧計 (対策木部) カードル式空気ボンベユニット 6 号炉原子炉炉屋内緊急時対策所 (特機場所)	設備 機構 変			信温格信温格	The same transfer of the same	重大事故等对处	重大事故等対策要領	
<del>la</del> ll			遊戲 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (特機場所) 可擬型腸圧化空調機用仮設ダクト 6 号炉原子炉排屋内緊急時対策所 (待機場所) 可搬型腸圧化空調機	車					,		
			<ul><li>5号加原子加建屋内緊急時対策所(待機場所) 室内進數</li><li>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所) 陽圧化裝置(空気ボンベ、配管・弁)</li></ul>	事 故							
			可搬型ニリアモニタ (待機場所) 酸素濃度計 (符機場所) 二酸化炭素濃度計 (符機場所) 差圧計 (符機場所)								
				自 直 直 直 1 多様なハザ・ド対応手順 変							
	_	通信連絡	安全パラメータ表示システム (SPDS) 無線連絡設備 (常設, 可機理) 携帯型音声呼出電話設備 衛星電話設備 (常設, 可機型) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡	乘 - 大 - 本 - 液 等 緊急時对策本部運営要額 対 処 設							
			設備 5 号炉屋外緊急連絡用インターフォン	僧							

21¥ ·	10,12		を想定する設計基準事間 情する手順(2/2)	~~~	BA VIII C			整	備する手順 (2/2)			
						分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応手段	対処設備		手順書	
分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	<b>新她設備</b>		手順書				衛星電話設備(固定型) 衛星電話設備(携帯型)			
			無線通信装置 (常設)	10.					無線連絡設備 (携帯型) 携行型有線通話装置			
			無線連絡設備(屋外アンテナ)(常設)	重 大 争					統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FA	£		
			衛星電話設備(屋外アンテナ)(常設)	故等	-				X) 専用接続箱~専用接続箱電路	大事故	重大事故等対	
		<b>₽</b> .	衛星無線通信装置 (常設)	対 処 改			送受話器 (ページング) 電力保安通信用		衛星電話設備(屋外アンテナ)   衛星電話設備(固定型) ~衛星電話設備(屋外アン	等 対 処	策要領	
		要な	有線(建层内)(常設)	tim			電話設備(固定電話機、PH S端末及びFAX) テレビ会議システム(社内)	変え得り、通信器	テナ) 電路 衛星制御装置	備		
	_	指 示 及	送受話器(警報装置を含む)				加入電話設備(加入電話及び 加入FAX)		衛星無線通信装置 通信機器			
		び 通	電力保安通信用電話設備	ń			専用電話設備(専用電話(ホットライン)(自治体向))		統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)~衛星無線通信装置電路			
		信 連 裕	専用電話設備(ホットライン)	対対	緊急時対策本部運営要領				無線連絡表備(固定型 遂受話器(ページング)			
			テレビ会議システム(社内向)	策 設 備	远		14	電力保安通信用電話設備(固定電話機、PIIS端末 及びFAX)	対	重大事故等対		
							テレビ会議システム(社内) 加人電話設備(加人電話及び加人FAX)専用電話	- 27	<b>茨</b> 契領			
			衛星電話設備 (社內向)						設備(専用電話(ホットライン) (地方公共団体 向))	102	香 1· 山 1/ 4/4 1/-	
-			対策の検討に必要な資料*1	資機材			- <del> </del>	for an No	対策の検討に必要な資料を1	材機	重大事故等对 策要領	
		要必要のな	放射線管理用資機材***	<b>資</b>	-	50000		収の必要な 員な	SANTAN TIPE TIL SA 1997 I MARIETI NA SECTION S	变 機 材	121	
	_	収数容の	飲料水,食料等*2	桜材				の数	飲料水,食料等 <sup>第2</sup> 緊急時対策所用発電機	(3(3)		
			5号矩原子矩建屋内緊急時対策所用可						緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク 緊急時対策所用発電機給油ポンプ			
			搬型電源設備						緊急時対策所用発電機~緊急時対策所用M/C開開 装置電路			
		代	可避ケーブル	祇					緊急時对策所用M/C~緊急時对策所用動力変圧器 電路			
	5 分炉原子炉建屋内繁	重源	負荷変圧器	人				代替	緊急時対策所用動力変圧器~緊急時対策所用P/C 電路 緊急時対策所用P/C~緊急時対策所用MCC電路	北北		
	○	設 備 か	交流分電艦	放 等 対	多様なハザード対応下順		No. Company of Auditors	源設	緊急時对策所用MCC~緊急時对策所用分電盤電路 緊急時对策所用125V系書電池~緊急時対策所用直流	故等刻	重大事故等対 策要領	
	主交页则力电源	ら の 給		处 設 備			常用電源設備	<b>値</b> か ら	125V 主母線鐵電路 緊急時対策所用直流 125V 主母線盤~緊急時対策所用	設		
		電	軽油タンク	эн			の給電	直流 125V 分電盤電路 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク~緊急時対 策所用発電機給油ポンプ流路				
			タンクローリ (4kL)	タンクローリ (4kL)			緊急時対策所用発電機給油ポンプ~緊急時対策所用 発電機燃料油サービスタンク流路					
			軽油タンク出口ノズル・弁						緊急時対策所用発電機燃料補サービスタンク〜緊急 時対策所用発電機流路			
			₹機材であるため重大事故等対処設備とし ・等」については資機材であるため重大事		受備としない。				緊急時対策所用M/C電圧計	Sec. 150	重大事故等対	

	/7	号炉 設置変更	許可申請書 再補正(平成 2				東海第二		備考			
第 1.18.2 表	第1.18.2表 重大事故等対処に係る監視計器一覧					第1.18.1-2表 重大事故等対処に係る監視計器						
対応手段		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視計器	<b>対応</b> -打役		4	E大事故等の対応に必要となる	<b>学是</b>				
1.18.2.1 居住性を確保するための手順	祭			XVL1712			監护頂日	THE LANGE				
(1)緊急時対策所立ち上げの手順 s.5号短原子炉建屋内築急時対策所 可機型場正化空間機運転手順	馬 判 準 断		-	1,18,2.1 居住性を確保する)	12222							
	操 作	5 号扩原子扩建层内整 急時对策所室內菜厂監	進世計	(1) 緊急時対策所立ち上げ 手順 a. 緊急時対策所非常用換気			— - - - - - - - - - - - - - - - - - - -					
(1) 緊急時対策所立ち上げの手順		a		空調設備運転手順	作		設備運転	緊急時対策所非常用給気ファン用流量計				
and the second of the second of the second of the second	基制	_	_	(I) 緊急時対策所立ち上げ 手順	カ 基判	射	)( <del>-</del>	8 <del>-</del> 1				
の制定手順		5 号扩原子扩建屋内繁	<b>酸表源</b> 面卧	b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の	<b>₩</b>	- B7	F急時対策所内の環境監視	酶素微度計				
	操作	急時対策所内の誘炮艦		湖定手順	作	80.5	A STATE OF THE STA	二酸化炭素濃度計				
		和	二酸化炭素濃度計		194	201 100000002800000000000000000000000000	可搬型モニタリング・ポスト					
(8) 重大事故等が発生した場合の故 射線度後等に関する手順 b. 8 号が原子が延星内緊急時対策所	判断基	空間線量率	可報型モニクリングボスト 5 号が原子如建屋内県急時対策所可機型	(3) 重大事故等が発生した。 介の放射線防護等に関 る手順等			開線量率	緊急時対策所にリアモニタ				
での格納容器ペントを実施する場 合の対応の手順	神		エリアモニタ	b. 緊急時対策所での格納: 器ベントを実施する場		Ħ	(ンマ線線量率	サプレッション・プール水位				
		ガンマ無線量率	格納容器内雰囲気放射線レベル計 (CAMS)	の対応の手順	操	A 556	· 念時対策所加圧設備使用	緊急時対策所用兼圧計				
	操作	_	_				の空気流人量	空気ボンベ流量調整用流量計				
(3) 重大事故等が発生した場合の故 射線防護等に関する手順	<b>並</b> 判	ガンマ銀篠品車	格舶容器内示用気放射器レベル計 (CAMS)	(2) 重大事故等が発生した。 合の放射線防機等に関 る手順等		· 在	市前級董卓	可搬型モニタリング・ポスト				
c. カードル式空気ボンベユニット				c. 緊急時対策所加圧設備		É	緊急時対策所エリアモニタ					
による 5 号炉原子炉建屋内緊急時 対策所(対策本部)の陽圧化のため	操作		ら緊急時対策所非常用 気空調設備への切替え	f 操		急時対策所換気空調設備	緊急時対策所非常用給気ファン用流量計					
の準備手順				Itel	fF.	使	(用時の機気率	緊急時对策所用差圧計				
(8) 重大事故等が発生した場合の旅 財務防護等に関する予順 6.5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所	馬 刊 遊 斯	空間線量率	可根型モニタリングポスト									
勝圧化装置 (空気ボンベ) から 5 分が原子が赤屋内緊急時対策所可 機型器圧化空間緩への切替え手順	松. 作:	_	-									
1,18,2,3 必要な数の要員の収容に係る	丁順等											
(1) 放射線管理 c.5 号炉原下炉建原内聚急時対策所	某 判	-	-									
可憐準陽圧化空讃嘘の切替え手順 _	操作	5 号炉原子炉建屋内器 急時対策所案内差圧監	遊民計									

柏崎刈羽原子力発電所 6/	77号炉 設置変更許可申請書	再補正(平成 29 年 12 月 18 日)		東海第二		備考
		- 項ごとの給電対象設備 	第 1. 18. 1-3 表 審	査基準における要求事項ご。	との給電対象設備	使用する設備の違い
対象条文 [1.18]	供給対象設備	給電母線	対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線	
緊急時対策所の居住性等に関す る手順等	。 5 号炉原子炉建屋内紧急時対策所可搬型 陽圧化空調機	交流分電橋①		緊急時対策所非常用 送風機	緊急時対策所用MCC	

緊急時対策所の居住性等 に関する手順等

[1.18]

交流分電盤①

交流分電艦①

交流分電線①

二酸化炭素吸収装置

SPDS 表示装置

緊急時対策支援システム伝送装置

第1.18.4表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧

対応設備				
	衛星電話設備 (常設)			
<b>衛星電話設備</b>	衛星電話設備 (可機型)			
Art of the decision	無線連絡設備 (常設)			
無線連絡設備	無線連絡設備 (可機型)			
	テレビ会議システム			
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	I P 一 電話機			
	IP-FAX			

※ 通信連絡設備における給電対象設備は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

緊急時対策支援システム伝送装置

SPDSデータ表示装置

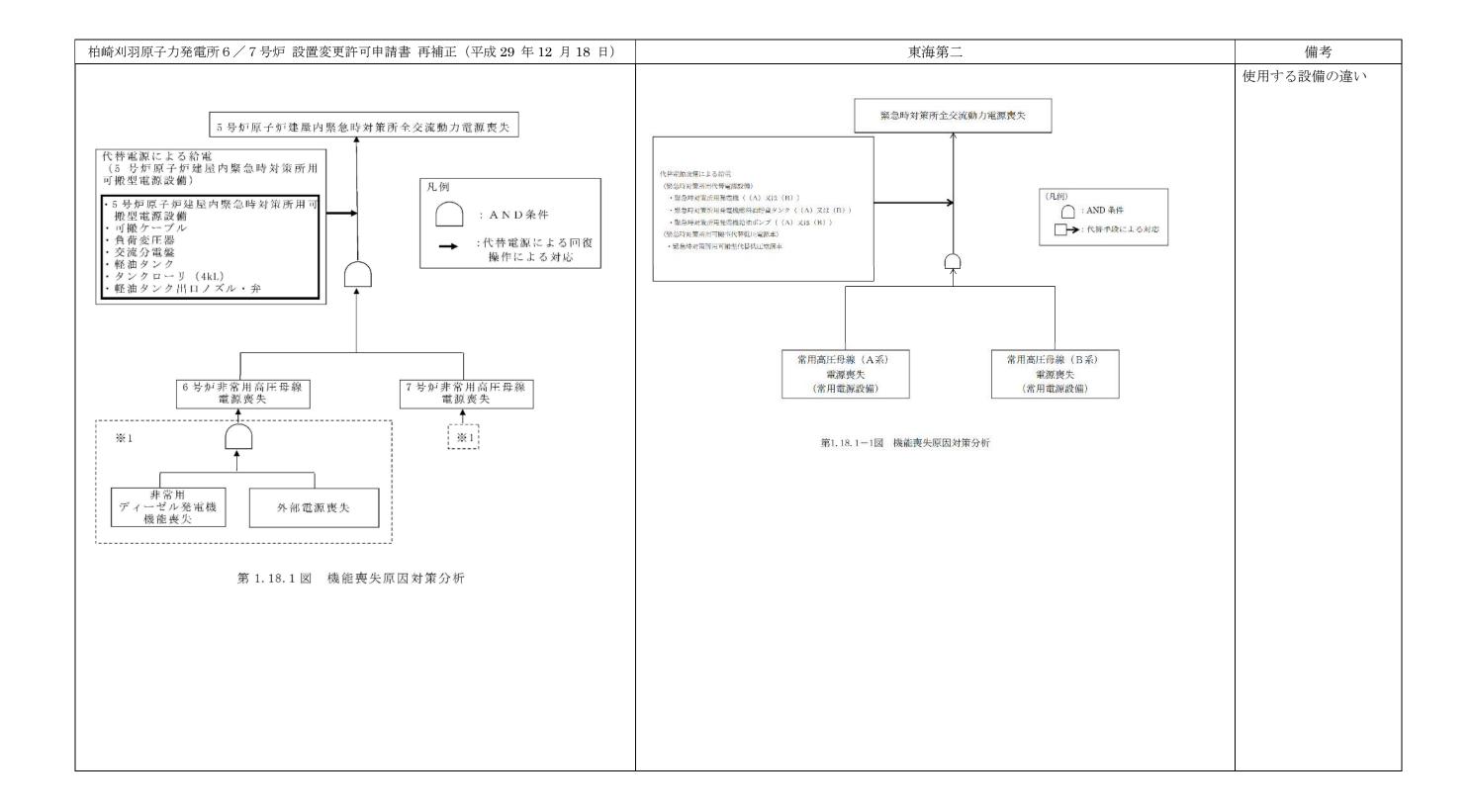
#### 第1.18.2.1-1表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧

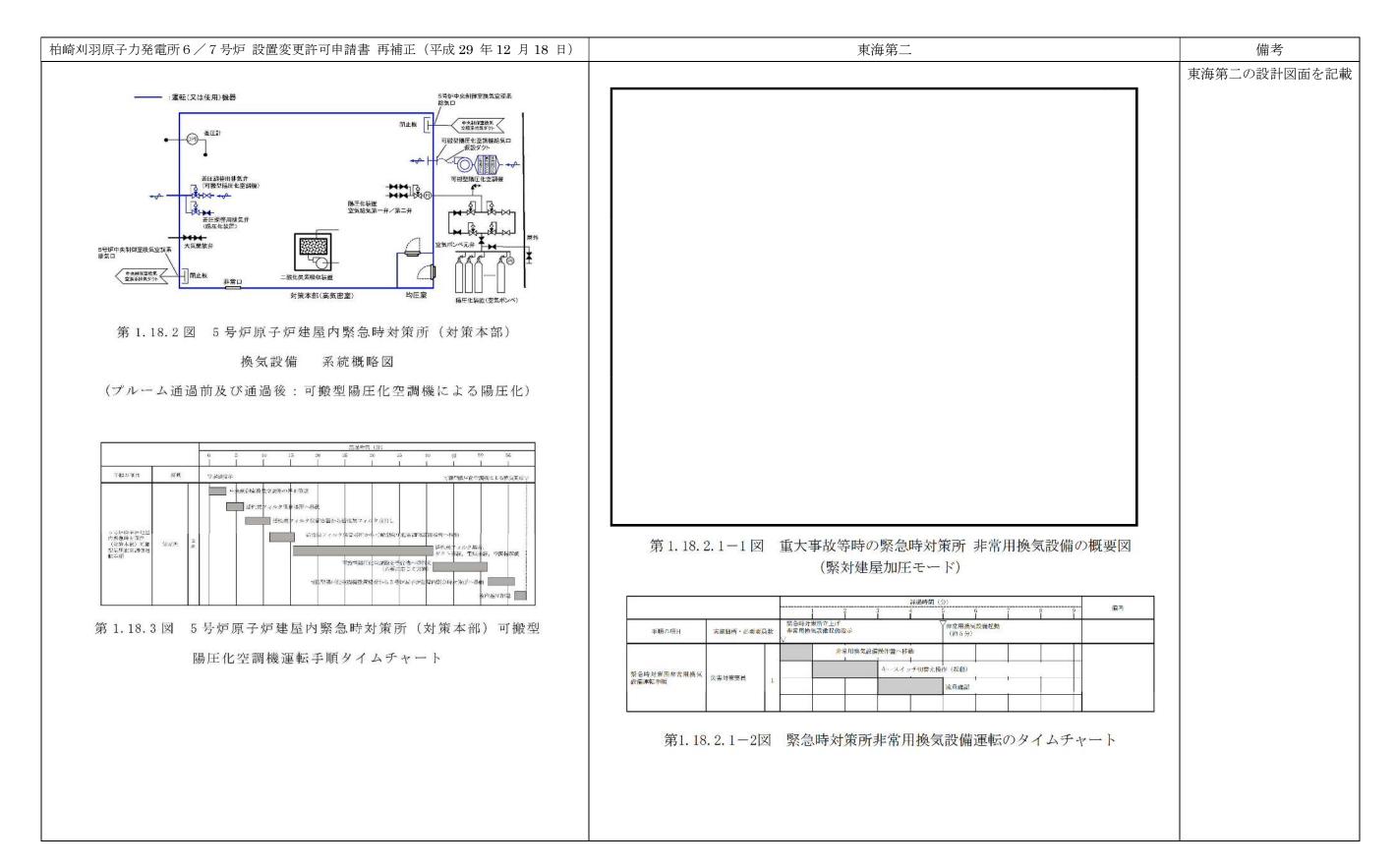
対応記	と備	
がた 日 司立で式 3.1. AM	衛星電話設備(固定型)	
衛星電話設備	衛星電話設備 (携帯型)	
無線連絡設備	無線連絡設備 (携帯型)	
	テレビ会議システム	
統合原子力 <mark>防災ネットワークに接続する通信設備</mark>	I P一電話機	
	1 P - F A X	

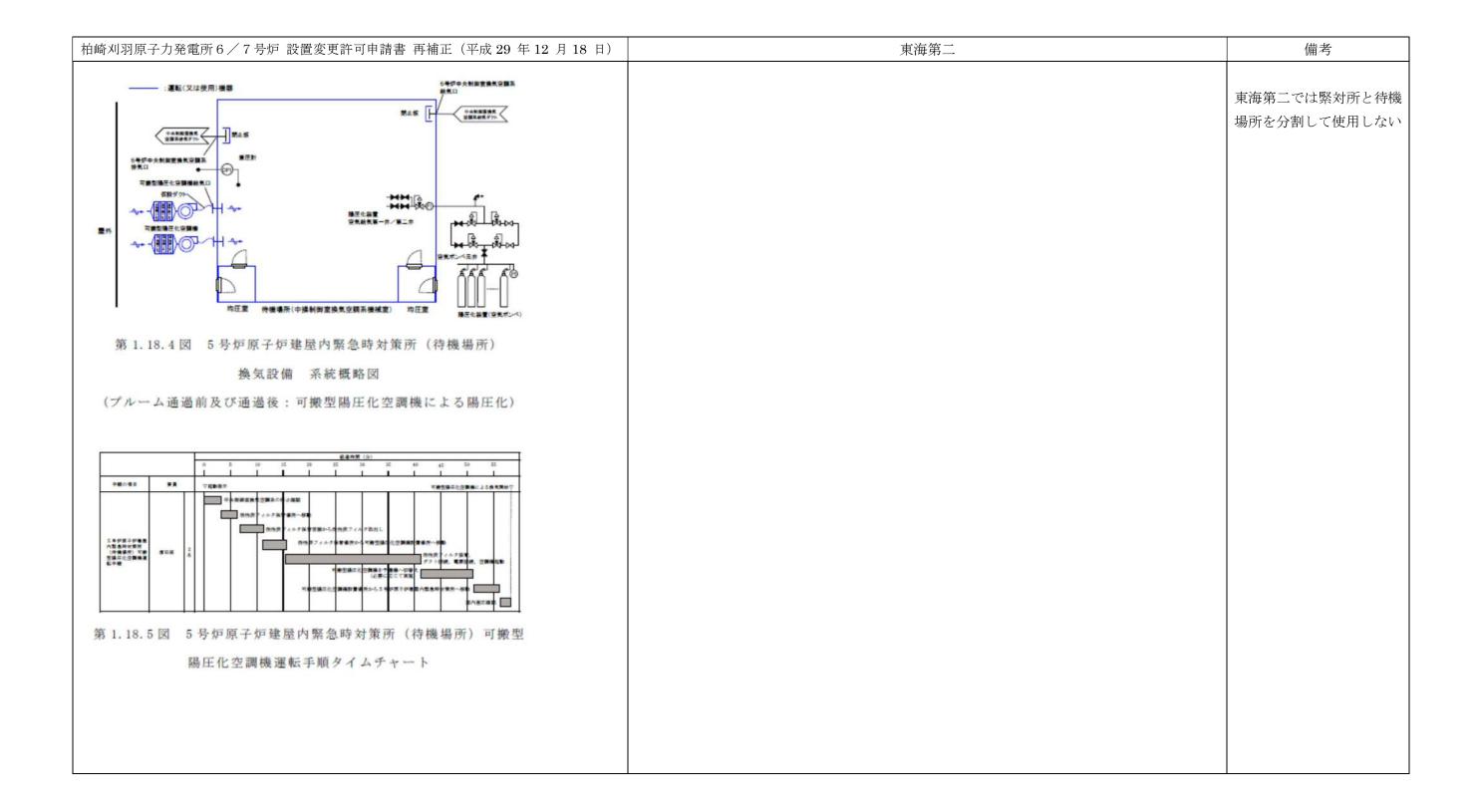
緊急時対策所用MCC

緊急時対策所用MCC

<sup>※</sup> 通信連絡設備における給電対象設備は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。

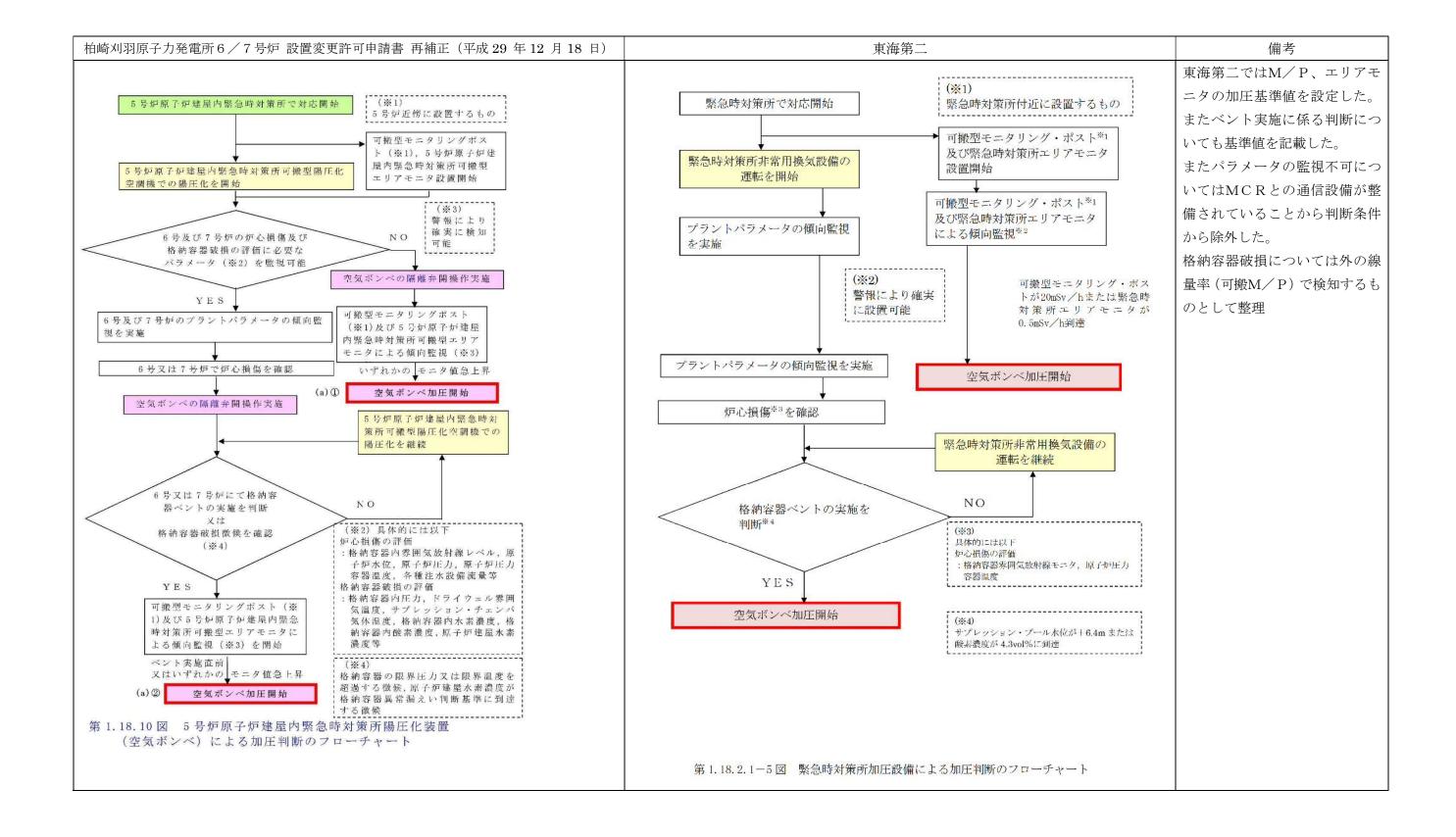


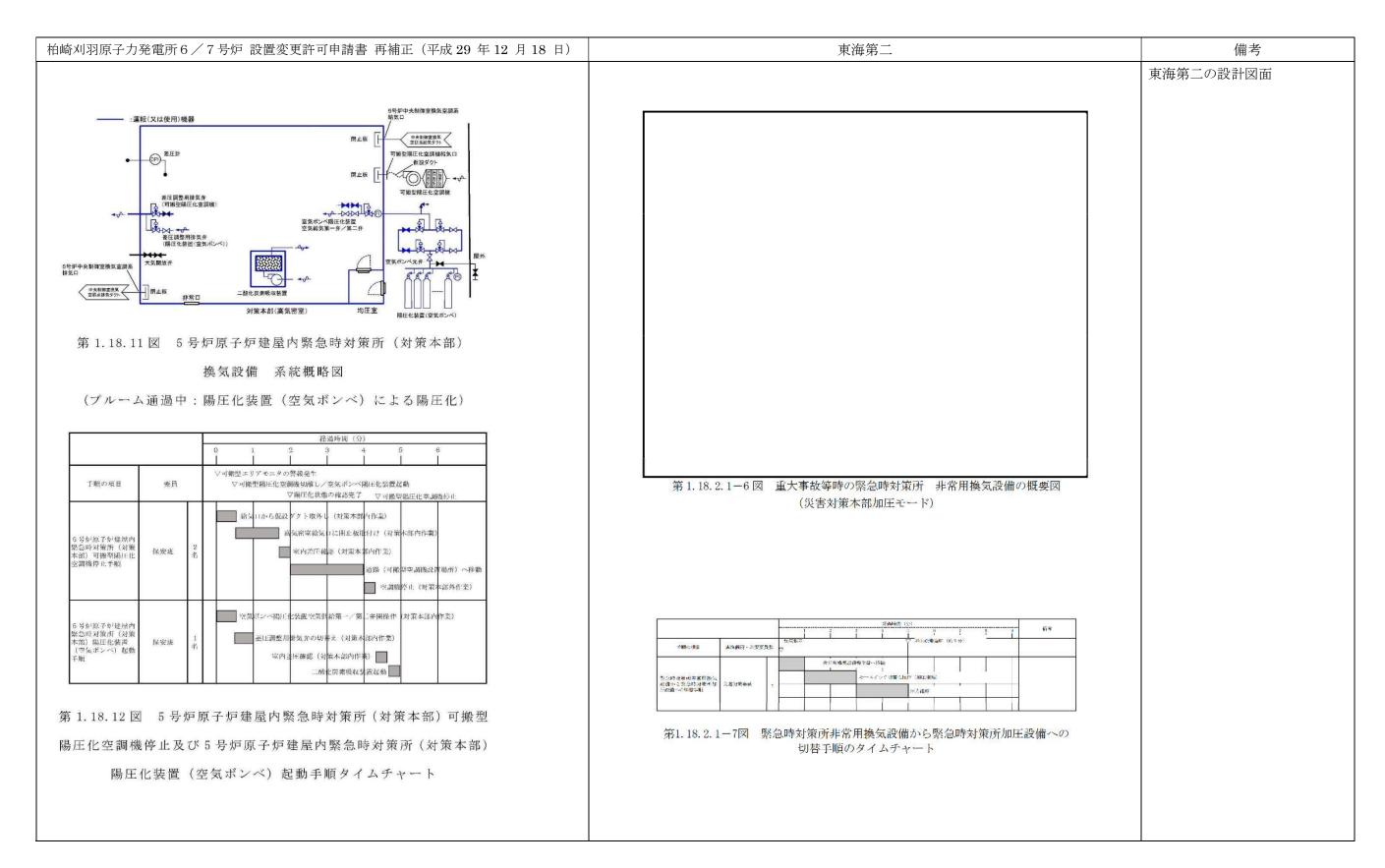




柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 1	18 日) 東海第二	備考
枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。		東海第二では緊対所と待機
5号炉原子炉建屋 3 陸平面図		場所を分割して使用しない
第 1.18.7 図 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所)		
可搬型陽圧化空調機,陽圧化装置(空気ボンベ)配置図		
(5 号炉原子炉建屋 地上 3 階)		
		l .

崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
5 号炉原子炉建屋 2 階平面図		東海第二では緊対所と待機
第 1. 18.8 図 5 号が原子が建屋の緊急時対策所 (特機場所) 陽圧化装置 (空気ボンベ) 配置図 (5 号が原子が建屋 地上 2 階)		東海第二では緊対所と待機場所を分割して使用しない





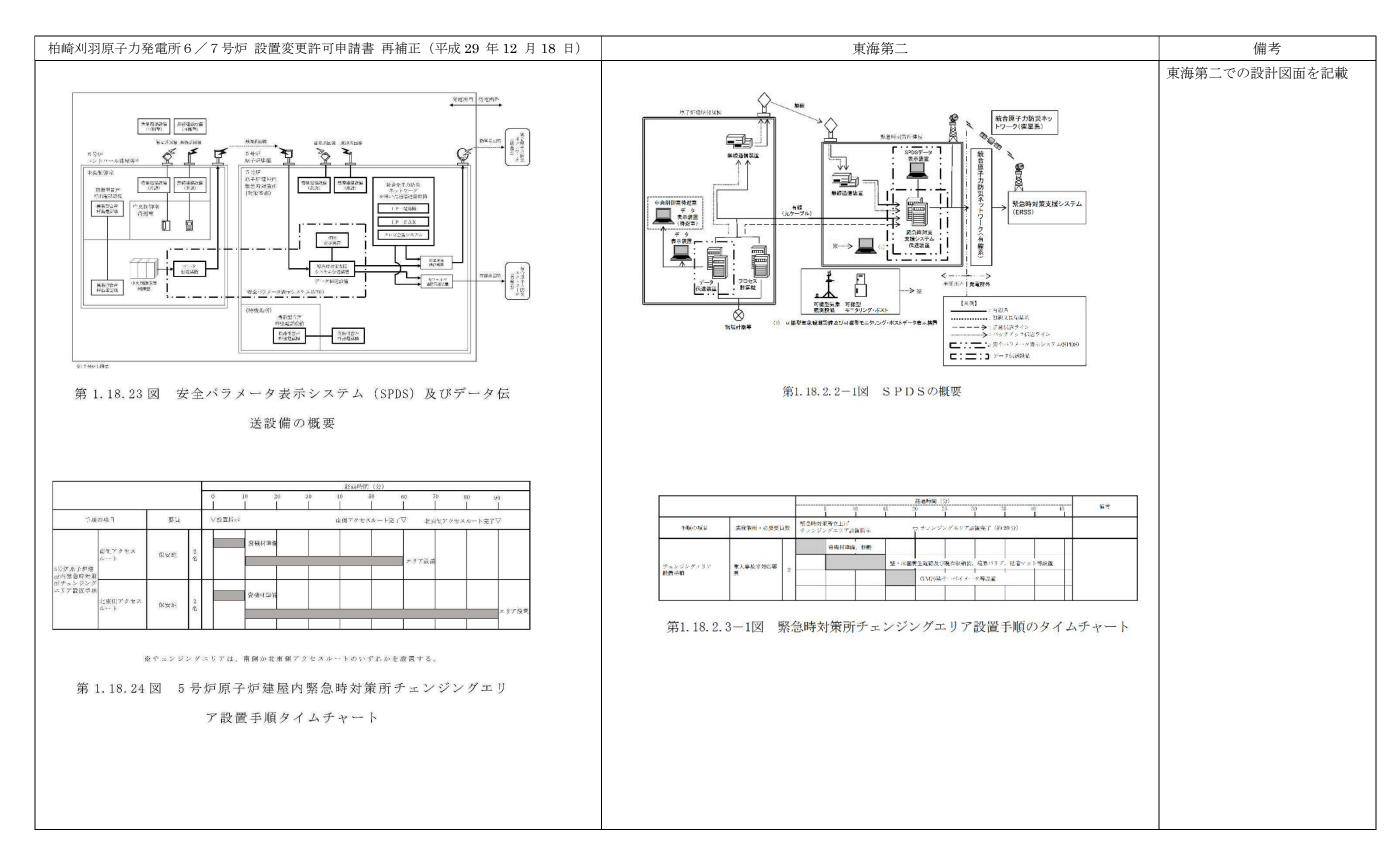
奇刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
		東海第二では緊対所と待機場所
		を分割して使用しない
明止板 中央制御室 接気空頭系統 東 ロ		
第 1, 18. 13 図 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 換気設備 系統概略図		
(プルーム通過中:陽圧化装置(空気ボンベ)による陽圧化)		
マ可教型エリアモニタの登載発生           手順の項目         要員           マ可教型陽正化空調機切離し/空気ボンベ陽圧化装置起動		
5.号炉原子炉建屋内 緊急時等流角 (存機 場所) 版正化装置 (空気ボンベ) 起動 印順 家内芝圧確認		
育 1.18.14 図 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型		
易圧化空調機停止及び 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)		
陽圧化装置(空気ボンベ)起動手順タイムチャート		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
		東海第二の設計図面
枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。		
第 1.18.15 図 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 見取り図		
25-40 (5)		
0 3 10 15 20 28 50 48		
李原本4日 東京 マルニの大阪 : 芝をガンペリの北京開始 では工作状態 (万所の間工作): 実施 年記五子		
西京 (中) 近年 (中) 近年 (中) 日本 (中	第1.18.2.1-8 図 重大事故等時の緊急時対策所 非常用換気設備の概要図	
等导致原子性强迫性 强力的结构的工程中 强力的结构的工程中 强力的工程中的工程中 发生的工程中的工程中 发生的工程中的工程中 发生的工程中的工程中 发生的工程中的工程中 发生的工程中的工程中 发生的工程中的工程中 发生的工程中的工程中 发生的工程中的工程中 发生的工程中的工程中 发生的工程中的工程中 发生的工程中的工程中 发生的工程中的工程中 发生的工程中的工程中 发生的工程中的工程中 发生的工程中的工程中的工程中 发生的工程中的工程中的工程中的工程中的工程中的工程中的工程中的工程中的工程中的工程中	(建屋浄化モード)	
新生 手段 可能がおける出 開発を介護権・収費 企 の対象に取られて記り	   注資時間 (59)   1 2 3 63 61 65 66 67 億年	
対策性名称   の立た接取外   対策性名称   の立た接取外   対策性名称   の必定接取外   対象が終ったが正式を   対象の対象が単位的   対策などがの	2 3   63 51 65 56 67   10 7 7   1	
報義 沙索斯沙亞 以上的 50克斯尼子拉馬西 斯巴科斯爾伊 (沙索 大學) 的場形 (丁醇 斯丁爾	ブルーム協治性の指示域に比べ企業に低下、判断・機能指示	
此。	非高用級気点機解件整へ移動   本・スイッテ切替え機体(地圧)    本・スイッテ切替え機体(地圧)	
第 1.18.16 図 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)陽圧化	京都の東京 (東京 大阪	
装置(空気ボンベ)から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所	キーペトッチ切替を施作(株長畑市モード) 非常用係の配信を動像が(化金に類)	
可搬型陽圧化空調機への切替え手順タイムチャート		
	第1.18.2.1-9図 緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用換気空調設備への切	
	替え手順のタイムチャート	

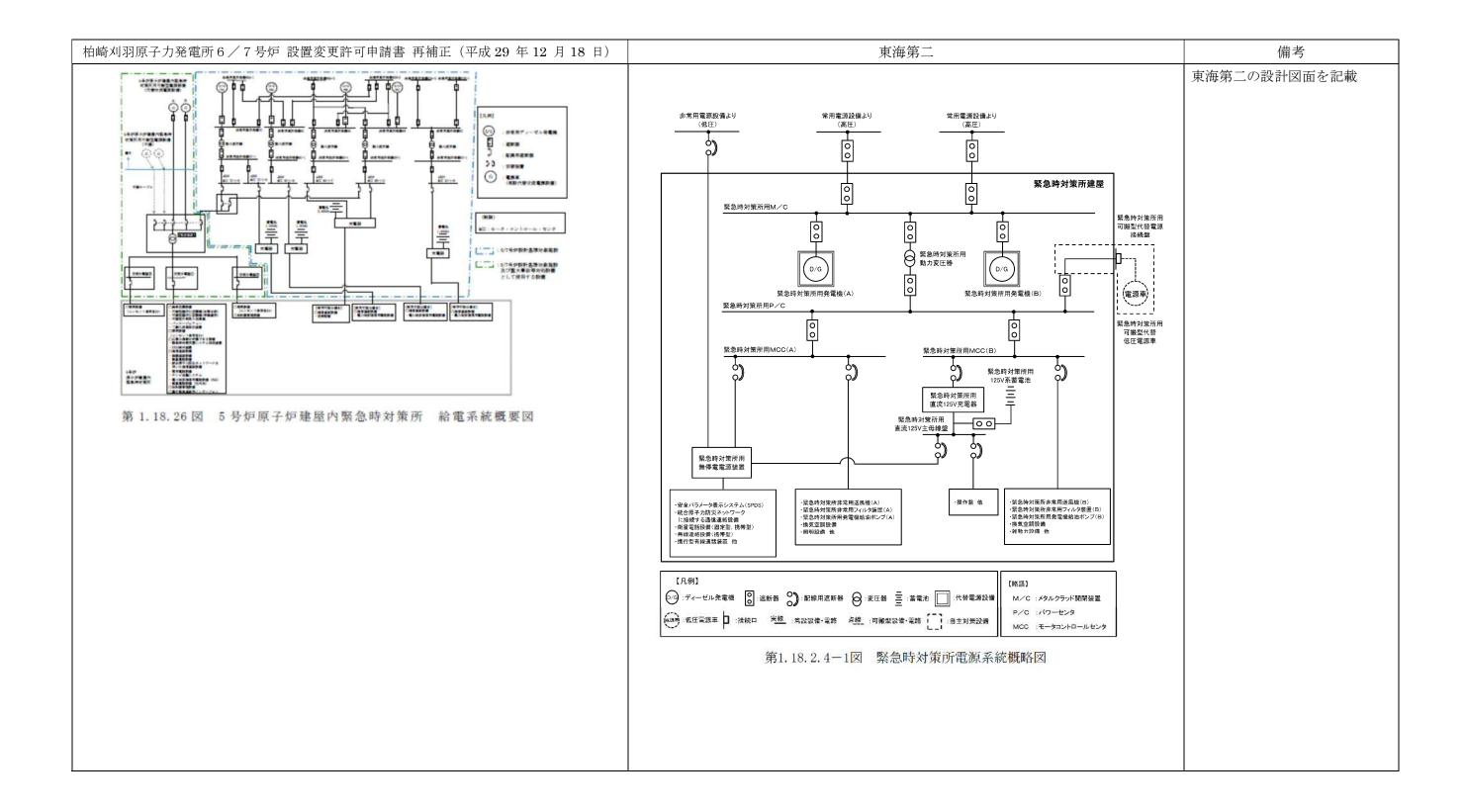
刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
		東海第二では緊対所と待機場
		を分割して使用しない
海波明前 (分)   0   5   10   15   20   25   30   15   1   1   1   1   1   1   1   1		
下層の項目		
である。		
「		
3.18.17 図 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)陽圧化 装置(空気ボンベ)から5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所		
可搬型陽圧化空調機への切替え手順タイムチャート		
の号が中央制御金橋炎を開示 Lav		
伊上籍 中央籍的宣傳等 新元 中央		
◆◆		
※圧線整制旋気体 で		
発圧観整用性気が (1) 製造機能は区域機動 (2) 製造機能は区域機動 (3) 製造機能は区域機動 (3) 製造機能は区域機動 (3) 製造機能は区域機動 (3) 製造機能は区域機動 (3) 製造機能は区域機動 (4) 対象 (5) 対象 (5) 対象 (6) 対象 (6) 対象 (6) 対象 (7) 対象 (7) 対象 (7) 対象 (8) 対象 (8) 対象 (7) 対象 (7) 対象 (8) 対象 (8) 対象 (7) 対象 (8) 対象 (		
陽正・高麗 全元 調整用接気体 第三 調整用接気体 (現在 化酸素 (全域 パンペン)		
大教師的台		
第17年末時間を保護に設定 第17 平年無常室立場等 報見がり		
対策本部(高気密室) 均圧室 線圧砂線(空気ボンペ)		
は他にした。これには、一つないという。		
第1.18.18 図 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所		
可搬型外気取入送風機系統概略図		

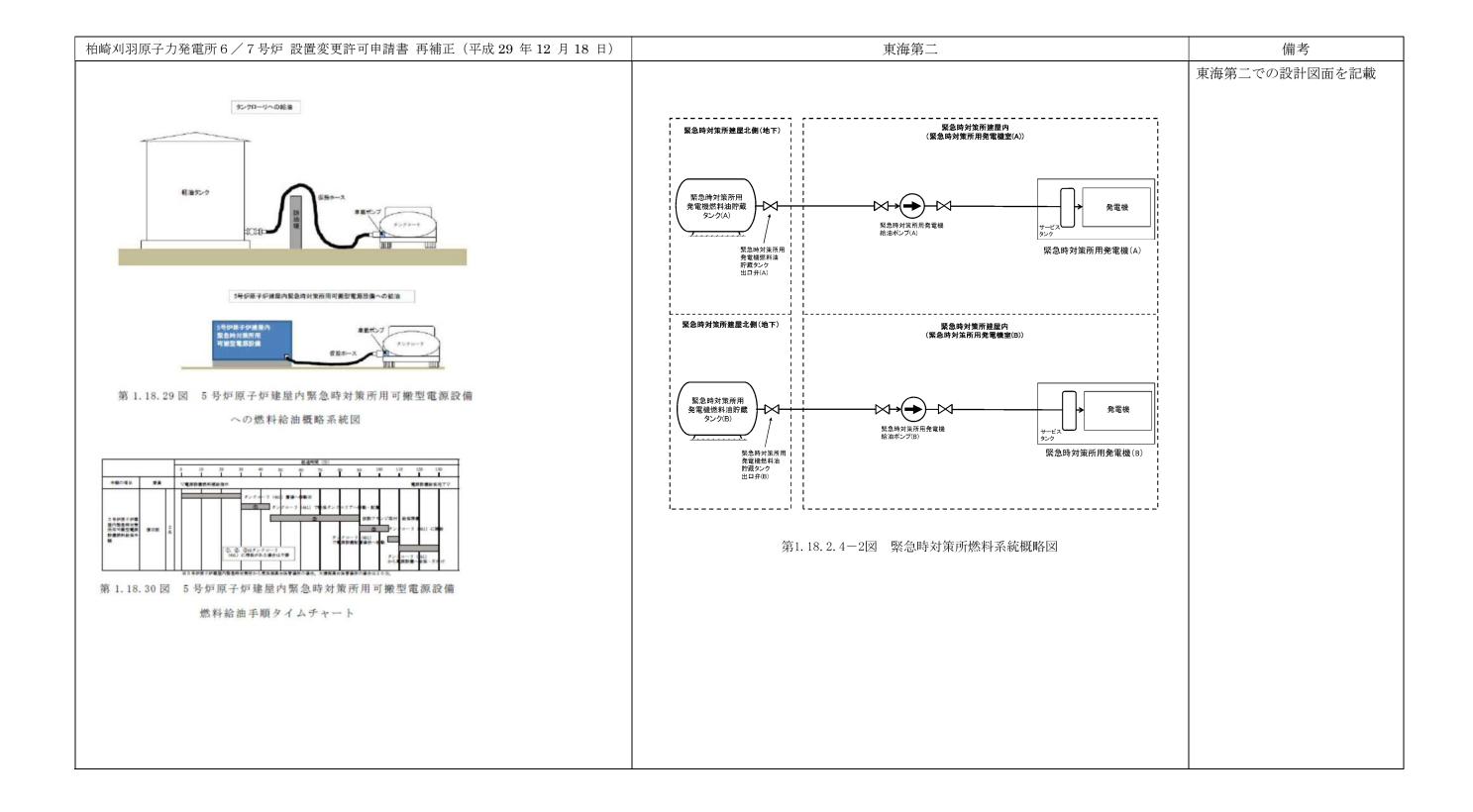
奇刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正(平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
		東海第二では停止手順の中で
		屋内のパージまで行う
子信の類U 要員		
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
S LASS COMMANDES TO COMPANY AND A STATE OF THE STATE OF T		
源型外気取入地理 による原子が場合 上が中で、一部が、年度をある。 パージ「耐冷・子」 のインジ「耐冷・子」		
文係會統治北東面		
可能性の気軽人が頂機の対抗性保険		
第1.18.19 図 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所		
可搬型外気取入送風機の起動手順タイムチャート		
枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。		
<u> </u>		
第1.18.20 図 移動式待機所の保管及び使用場所		

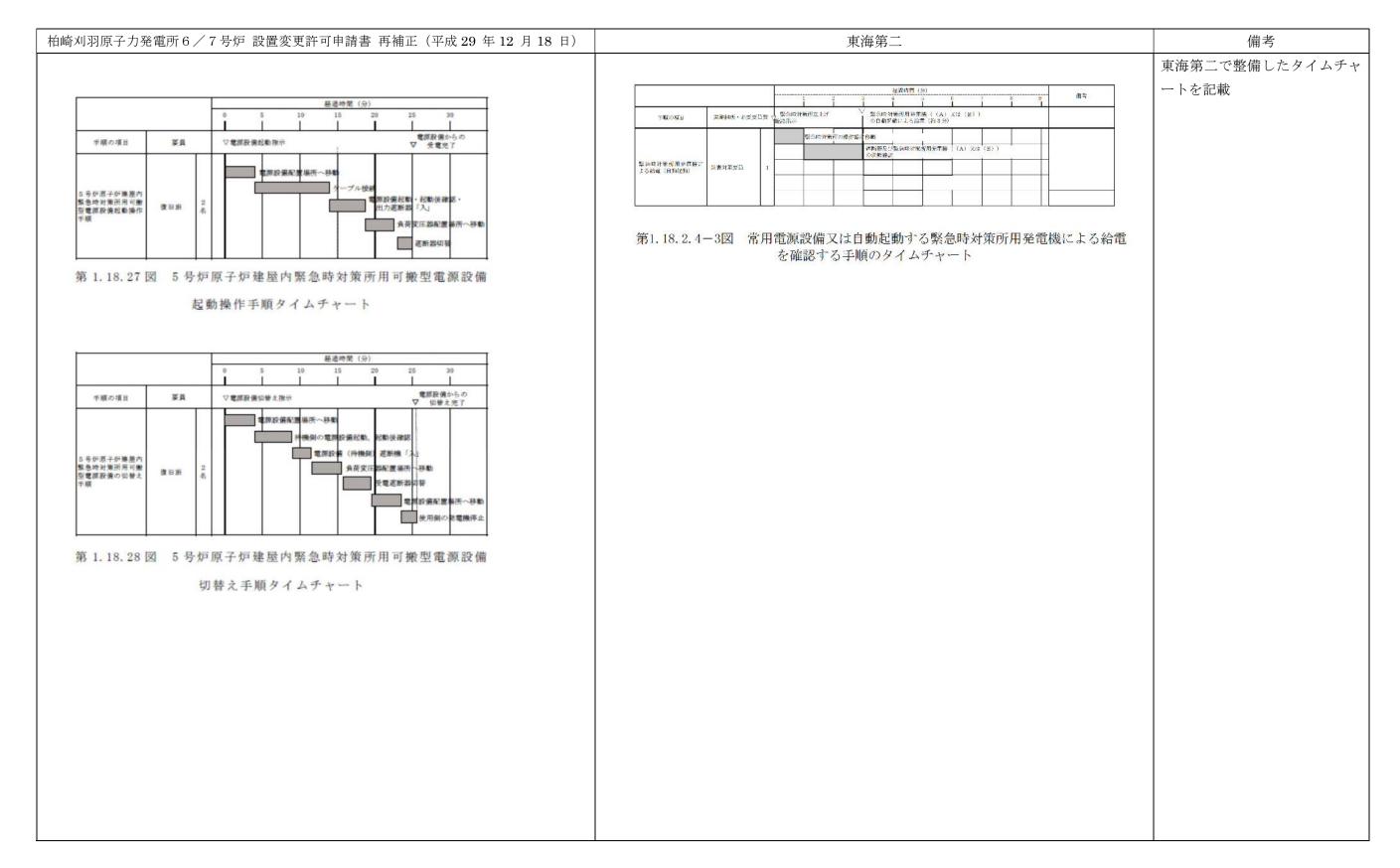
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
枠囲みの内容は機密事項に属しますので公開できません。		東海第二では移動式待機所は 用いない。
<b>枠四かり打合は1%に すりに関しますのにおけてきません。</b>		
第 1.18.21 図 移動式待機所の外観図		
「東海特別(分)		
(東及び監領に再覧が確認された連合の) 年間 (東及び監領に再覧が確認された連合の) 年間 (東京 1 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		
第 1.18.22 図 移動式待機所の使用準備手順タイムチャート		

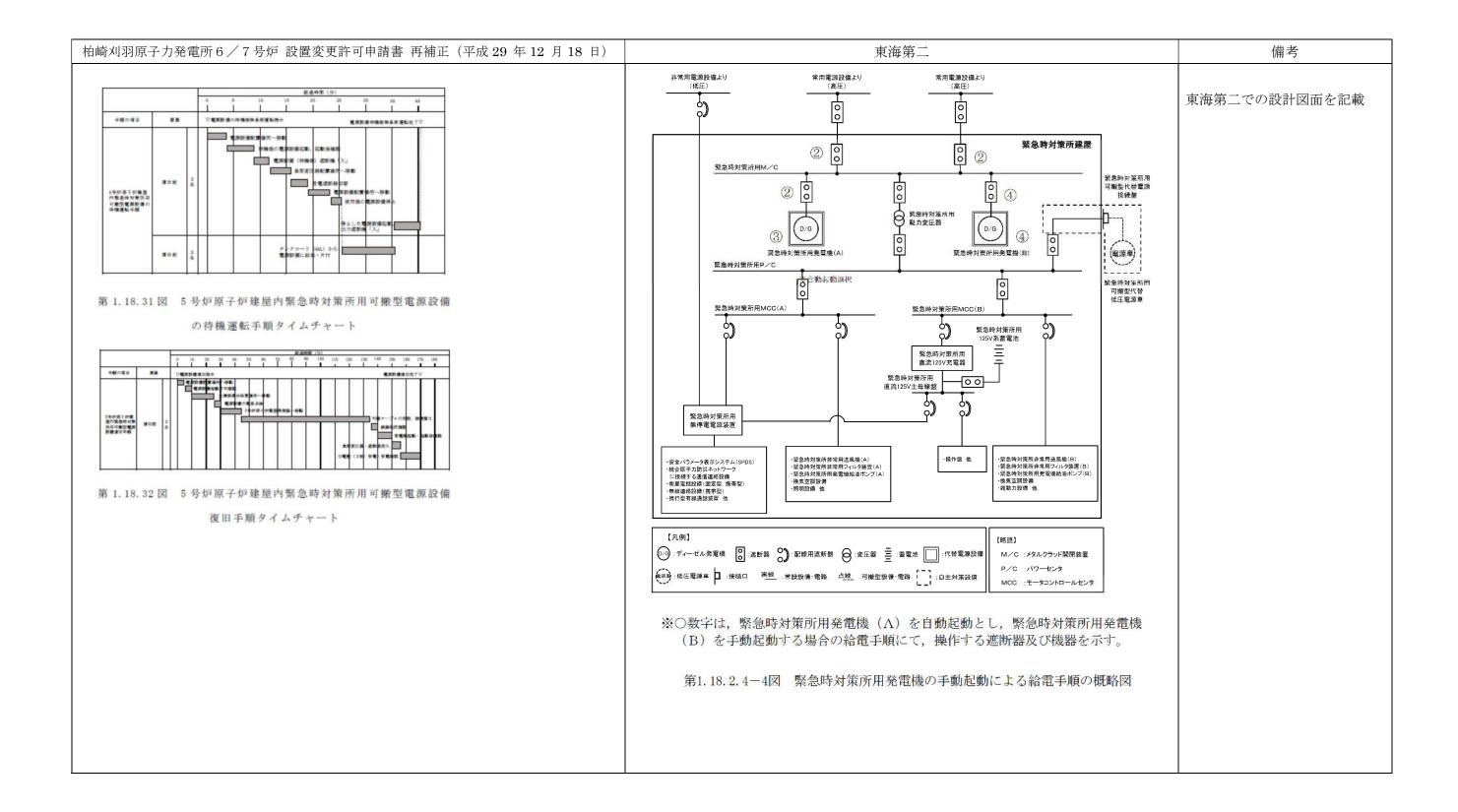


伯崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
### 1.18.25 図 5 分が原子が建設内無数と対象が 1.18.25 図 5 分が原子が建設内が表現を対し、表する。 1.18.25 図 5 分が原子が建設内が表現を対し、表現のよります。 1.18.25 図 5 分が原子が建設内が表現を対しません。 1.18.25 図 5 分が原子が建設内が表現を対しません。 1.18.25 図 5 分が原子が建設内が表現を対象が対象が 可能型陽圧化空間機の切替え手順タイムチャート	####################################	

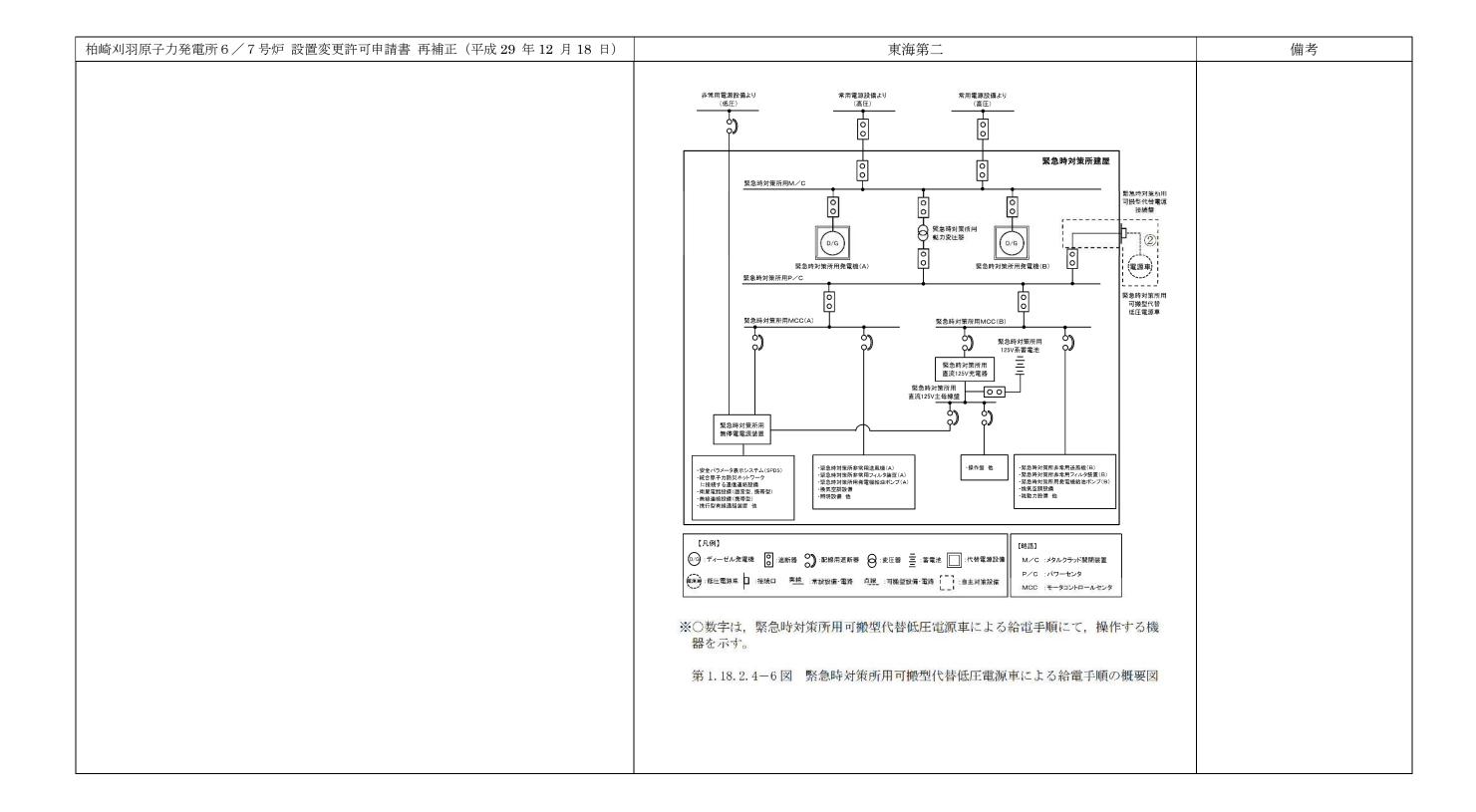








柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 設置変更許可申請書 再補正 (平成 29 年 12 月 18 日)	東海第二	備考
		設備の違いによる想定時間の違
		V
	平和の項目         実施個所・必要要員数         本総括示 <td></td>	
	繁急時対策所の順伯第に移動	
	第1.18.2.4-5図 緊急時対策所用発電機の手動起動による給電手順の タイムチャート	



東海第二	備考
予頼の項目 実権制制・必要委員数 起動指示 緊急中対策所用可能型代替底圧電源ホエイ冷電(約 140 分) ▽	
第1.18.2.4-7図 緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車による給電手順の タイムチャート	
33.3	第1. 18. 2. 4-7図 緊急時対策所用可搬型代替低圧電源車による給電手順の  「概念項目」 (40 180 180 180 180 180 180 180 180 180 18

# 1.18 比較表の相違理由一覧

比較表ページ	番号	内容
1	相違理由①	先行BWRでは可搬型の陽圧化装置を使用するが東海第二では常  設の空調設備を使用する。
1	相違理由②	先行BWRでは自主対策設備として「カードル式ユニット」を接続した陽圧化時間の延長手順を記載。東海第二の緊対所加圧設備は予備分(約7時間加圧可能)のボンベにより最大約8時間の加圧時間延長が可能である。
2	相違理由③	先行BWRは可搬の給油設備から手動で燃料補給を行う手順を記載している。 東海第二の緊急時対策所用発電機の燃料給油は、緊急時対策 所用発電機燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機給油 ポンプを用いて、自動で燃料を給油するため、給油手順は不要。
2	相違理由④	先行BWRでは可搬型電源車の正と予備を使用するのに対し、東海第二では多重化した常設の電源に加えて自主対策設備として電源車からの給電手順を整備。
4	相違理由⑤	先行のBWR、東海第二各々の防災業務計画の呼称に対応した記載
6	相違理由⑥	先行BWRでは緊対所を対策本部と待機場所に分割して要員 を収容するが東海第二では新設の建屋内の緊対所を単体で 使用する。
14	相違理由⑦	居住性を確保するために必要な手順なので「以内」で行うことを 明確化。
14	相違理由⑧	一部の要員は東海発電所と兼任するが、事故対応に問題がないことを示すため手順に変更はないことを記載。

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)	東海第二発電所	備考
1.19 通信連絡に関する手順等	1.19 通信連絡に関する手順等	
< 目 次 >	< 目 次 >	
1.19.1 対応手段と設備の選定	1.19.1 対応手段と設備の選定	
(1) 対応手段と設備の選定の考え方	(1) 対応手段と設備の選定の考え方	
(2) 対応手段と設備の選定の結果	(2) 対応手段と設備の選定の結果	
1.19.2 重大事故等時の手順等	1.19.2 重大事故等時の手順	
1.19.2.1 発電所内の通信連絡	1.19.2.1 発電所内の通信連絡	
(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順 等	(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手 順等	
(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有す	(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有	
る手順等	(2) 計例等を行うた何に重要なパノグ・グを発電所内の必要な場所で共有 する手順等	
3 子順寺 1.19.2.2 発電所外(社内外)との通信連絡	9 3 子順等 1.19.2.2 発電所外(社内外)との通信連絡	
(1) 発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う	(1) 発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行	
ための手順等	うための手順等	
(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場	(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な	
所で共有する手順等	場所で共有する手順等	
1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等	1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等	

【対象項目:1.19 通信連絡等に関する手順等】

1.19 通信連絡に関する手順等

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)

# 【要求事項】

発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合において発電 用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う ために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適 切に示されていること。

### 【解釈】

- 1 「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
- a) 通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。) からの給電を可能とすること。
- b) 計測等行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する 手順 等を整備すること。

重大事故等が発生した場合において,発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため,必要な対処設備を整備<u>しており</u>ここでは,この対処設備を活用した手順等について説明する。

- 1.19.1 対応手段と設備の選定
- (1) 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段と重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備<sup>※1</sup>を選定する。

※1 自主対策設備:技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、 プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。

選定した重大事故等対処設備により,技術的能力審査基準(以下「審査 基準」という。)だけでなく,設置許可基準規則第六十二条及び技術基準 規則第七十七条(以下「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備 東海第二発電所

備考

1.19 通信連絡に関する手順等

#### 【要求事項】

発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合において発電 用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う ために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適 切に示されていること。

## 【解釈】

- 1 「発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
  - a)通信連絡設備は、代替電源設備(電池等の予備電源設備を含む。)からの給電を可能とすること。
  - b)計測等行った特に重要なパラメータを必要な場所で共有する 手順 等を整備すること。

重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要の ある場所と通信連絡を行うため、必要な対処設備を整備<u>する。</u>ここでは、この 対処設備を活用した手順等について説明する。

東二は対処設備の本格的な設置工事前であることから方針を示し、他条文と整合を図る記載とした。

- 1.19.1 対応手段と設備の選定
  - (1) 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備\*\*1を選定する。

※1 自主対策設備:技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、 プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。

選定した重大事故等対処設備により,技術的能力審査基準(以下「審査 基準」という。)だけでなく,設置許可基準規則第六十二条及び技術基準 規則第七十七条(以下「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備

【対象項目:1.19 通信連絡等に関する手順等】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日) 東海第二発電所 備考 が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確 が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確 にする。 にする。 (2) 対応手段と設備の選定の結果 (2) 対応手段と設備の選定の結果 審査基準及び基準規則の要求により選定した対応手段と, その対応に使 審査基準及び基準規則の要求により選定した対応手段と、その対応に使 用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。 用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。 なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応に使用する重大 なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応に使用する重大 事故等対処設備、自主対策設備及び整備する手順についての関係を第 事故等対処設備、自主対策設備及び整備する手順についての関係を第1.19 1.19.1表, 第1.19.2表に示す。 -1表, 第1.19-2表に整理する。 図表番号の附番ルールの相違 (以下、同様の相違のため記 載省略) a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要 a. 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要 な対応手段及び設備 な対応手段及び設備 (a) 対応手段 (a) 対応手段 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要 のある場所と通信連絡を行う手段がある。 のある場所と通信連絡を行う手段がある。 発電所内で、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パ 発電所内で, 重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し, パ ラメータを共有する手段がある。 ラメータを共有する手段がある。 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共 有する手段がある。 有する手段がある。 発電所内の通信連絡を行うための設備は以下のとおり。 発電所内の通信連絡を行うための設備は以下のとおり。 • 衛星電話設備(常設) · 衛星電話設備(固定型) 設備名称の相違。以降,同様の 相違理由によるものは「相違 理由①」と示す。 • 衛星電話設備(可搬型) · 衛星電話設備 (携帯型) 相違理由① 無線連絡設備(常設) 手順・設備の相違(東二は, "屋 外⇔屋内"の連絡手段を"衛星 (携帯) ⇔衛星 (固定) "を使 用する。以降,同様の相違理由 によるものは「相違理由②」と 示す。)

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)	東海第二発電所	備考
• 無線連絡設備(可搬型)	・無線連絡設備( <u>携帯型</u> )	相違理由①
• 携帯型音声呼出電話設備	・携行型有線通話装置	相違理由①
・ 安全パラメータ表示システム (SPDS) *2	<ul><li>安全パラメータ表示システム (SPDS) (以下「SPDS」とい</li></ul>	記載表現の相違(後段は省略
	<u>う。)</u> *2	記載、同様の相違のため記載
		省略)
・ 無線連絡設備 (屋外アンテナ)		相違理由②
・ 衛星電話設備 (屋外アンテナ)	・衛星電話設備(屋外アンテナ)	
• 無線通信装置	・無線通信装置用アンテナ	相違理由①
<ul><li>有線(建屋内)</li></ul>	・衛星制御装置	有線の内訳を正確に記載。以
		降、同様の相違理由によるも
		のは「相違理由③」と示す。)
	・衛星電話設備(固定型)~衛星電話設備(屋上アンテナ)電路	相違理由③
	・専用接続箱~専用接続箱電路	相違理由③
	·無線通信装置	相違理由③
	<ul><li>・安全パラメータ表示システム(SPDS)~無線通信装置用アンテ</li></ul>	相違理由③
	<u>ナ電路</u>	
	・無線連絡設備(固定型)	相違理由②
・ 送受話器 (警報装置を含む。)	・送受話器( <u>ページング</u> )	相違理由①
• 電力保安通信用電話設備	・電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末及びFAX)	相違理由①
・ 5 号炉屋外緊急連絡用インターフォン		設備の相違(KK がインターフ
		オンを使用する用途では携行
		型有線通話装置を使用する。
		以降、同様の相違理由による
		ものは「相違理由④」と示す。)
<b>※</b> 2: <u>安全パラメータ表示システム(SPDS)</u> は、データ伝送装置、緊急		相違埋田①
時対策支援システム伝送装置及びSPDS 表示装置により構	装置及びSPDS <u>データ</u> 表示装置により構成される。	
成される。		
発電所内の通信連絡を行うために必要な設備は,代替電源設備からの	   発電所内の通信連絡を行うために必要な設備は,代替電源設備からの	
給電を可能とする手段がある。	治電を可能とする手段がある。	
代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。	代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。	
• 常設代替交流電源設備	• 常設代替交流電源設備	
• 可搬型代替交流電源設備	<ul> <li>可搬型代替交流電源設備</li> </ul>	
可搬型代替交流電源設備     燃料補給設備	<ul><li>・ 可搬型代替交流電源設備</li><li>・ 燃料補給設備</li></ul>	

柏崎刈羽原子力発電所/東海第二発電所 技術的能力比較表

【対象項目:1.19 通信連絡等に関する手順等】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日) 東海第二発電所 備考 • 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 • 緊急時対策所用代替電源設備 相違理由① • 交流分電盤 設備登録の相違(緊急時対策 • 負荷変圧器 所の電気設備の登録有無) 可搬ケーブル また、重大事故等時に使用する重大事故等対処設備(設計基準拡張) • 非常用交流電源設備 他条文との記載統一。 としては、非常用交流電源設備がある。 (b) 重大事故等対処設備及び自主対策設備 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 審査基準及び基準規則に要求される発電所内の通信連絡を行うため 審査基準及び基準規則に要求される発電所内の通信連絡を行うための | 相違理由①②③④ の設備のうち衛星電話設備(常設),衛星電話設備(可搬型),無線連絡 設備のうち, 衛星電話設備 (固定型), 衛星電話設備 (携帯型), 無線連絡 設備(常設),無線連絡設備(可搬型),携帯型音声呼出電話設備,安全 設備(携帯型),携行型有線通話装置,SPDS,衛星電話設備(屋外ア パラメータ表示システム (SPDS),無線連絡設備 (屋外アンテナ),衛星 ンテナ),無線通信装置用アンテナ,衛星制御装置,衛星電話設備(固定 電話設備(屋外アンテナ),無線通信装置,有線(建屋内),5 号炉屋外 型)~衛星電話設備(屋上アンテナ)電路、専用接続箱~専用接続箱電 緊急連絡用インターフォン、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電 路、無線通信装置、SPDS~無線通信装置用アンテナ電路、非常用交 源設備,燃料補給設備,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源 流電源設備, 常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備, 燃料補 設備,交流分電盤,負荷変圧器及び可搬ケーブルは,重大事故等対処設 給設備及び緊急時対策所用代替電源設備は、重大事故等対処設備として 備として位置付ける(第1.19.1 図)。 位置付ける。(第1.19-1図) 設計基準事故対処設備である,非常用交流電源設備は重大事故等対処 KK では、設計基準事故対処設 設備(設計基準拡張)として位置付ける。 備が健全で重大事故等の対処 に用いる際,これらの設計基 準事故対処設備を重大事故等 対処設備(設計基準拡張)と位 置付けている。以降、同様の相 **違理由によるものは相違理由** ⑤と示す。 以上の重大事故等対処設備において,発電所内の通信連絡を行うこと 以上の重大事故等対処設備において、発電所内の通信連絡を行うこと が可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。 が可能であることから、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。あわ あわせてその理由を示す。 せてその理由を示す。 無線連絡設備(固定型) 相違理由② 相違理由① ・ 送受話器 (警報装置を含む。) ・送受話器(ページング) • 電力保安通信用電話設備 ・電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX) 相違理由① 上記の設備は、設計基準対象施設であり基準地震動による地震力に対 上記の設備は、設計基準対象施設であり基準地震動Ssによる地震力 | 基準地震動の表記の相違

【対象項目:1.19 通信連絡等に関する手順等】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)	東海第二発電所	備考
して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所	に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発	
内の通信連絡を行うための手段として有効である。	電所内の通信連絡を行うための手段として有効である。	
b. 発電所外 (社内外) の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うた	b. 発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う	
めに必要な対応手段及び設備	ために必要な対応手段及び設備	
(a) 対応手段	(a) 対応手段	
重大事故等が発生した場合において,発電所外(社内外)の通信連絡	重大事故等が発生した場合において、発電所外(社内外)の通信連絡	
重人事故寺が完生した場合において、完電所が (社内が) の通信連絡 をする必要のある場所と通信連絡を行う手段がある。		
を9 る必要ののる場所と理信理的を11 7 十枚がある。 	をする必要のある場所と通信連絡を行う手段がある。	
国の緊急時対策支援システム(ERSS) <u>等</u> へ必要なデータを伝送し、パラ	国の緊急時対策支援システム (ERSS) へ必要なデータを伝送し,	設備構成の相違(東二におい
メータを共有する手段がある。	パラメータを共有する手段がある。	てデータ伝送設備の接続はE
		RSSのみ)
計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な	計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な	
場所で共有する手段がある。	場所で共有する手段がある。	
発電所外(社内外)との通信連絡を行うための設備は以下のとおり。	発電所外(社内外)との通信連絡を行うための設備は以下のとおり。	
<ul><li>・ 衛星電話設備(常設)</li></ul>	・衛星電話設備(固定型)	相違理由①
<ul><li>・ 衛星電話設備 (可搬型)</li></ul>	・衛星電話設備(携帯型)	相違理由①
・ 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	・統合原子力防災ネットワーク <u>に接続する</u> 通信連絡設備 <u>(テレビ会議</u>	相違理由①
	システム, IP電話及びIP-FAX)	
<ul><li>データ伝送設備<sup>※3</sup></li></ul>	・データ伝送設備 <sup>*3</sup>	
・ 衛星電話設備 (屋外アンテナ)	・衛星電話設備(屋外アンテナ)	
	• 衛星制御装置	相違理由③
	・衛星電話設備(固定型)~衛星電話設備(屋上アンテナ)電路	相違理由③
• 衛星無線通信装置	• 衛星無線通信装置	
<u>・ 有線(建屋内)</u>	· 通信機器	相違理由③
	・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備~衛星無線	相違理由③
	通信装置電路	30 /# o layti
	・電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末及びFAX)	設備の相違
ニルが入業ショニ)	・加入電話設備(加入電話及び加入FAX)	設備の相違
・ テレビ会議システム	<ul><li>・テレビ会議システム<u>(社内)</u></li><li>・専用電話が供(専用電話(は、) こうくい (地大公共団体内))</li></ul>	相違理由①
・専用電話設備	・専用電話設備(専用電話(ホットライン)(地方公共団体向))	相違理由①

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日) 東海第二発電所 備考 衛星電話設備(社内向) 設備の相違(加入電話等その 他の設備が存在) ※3:データ伝送設備は、緊急時対策支援システム伝送装置により構 ※3 データ伝送設備とは、緊急時対策支援システム伝送装置により 成される。 構成される。 発電所外(社内外)との通信連絡を行うために必要な設備は、代替電 発電所外(社内外)との通信連絡を行うために必要な設備は、代替電 源設備からの給電を可能とする手段がある。 源設備からの給電を可能とする手段がある。 代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。 代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。 • 常設代替交流電源設備 · 常設代替交流電源設備 · 可搬型代替交流電源設備 · 可搬型代替交流電源設備 • 燃料補給設備 • 燃料補給設備 · 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備 ·緊急時対策所用代替電源設備 相違理由① 設備登録の相違(緊急時対策 交流分電盤 • 負荷変圧器 所の電気設備の登録有無) 可搬ケーブル 非常用交流電源設備 他条文との記載統一。 また、重大事故等時に使用する重大事故等対処設備(設計基準拡張) としては、非常用交流電源設備がある。 (b) 重大事故等対処設備及び自主対策設備 (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 審査基準及び基準規則に要求される発電所外(社内外)との通信連絡 審査基準及び基準規則に要求される発電所外(社内外)との通信連絡 | 相違理由①③⑤ を行うための設備のうち衛星電話設備(常設),衛星電話設備(可搬型), を行うための設備のうち,衛星電話設備(固定型),衛星電話設備(携帯 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、データ伝送設備、 型),統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会 衛星電話設備 (屋外アンテナ), 衛星無線通信装置, 有線 (建屋内), 常 議システム, IP電話及びIP-FAX), データ伝送設備, 衛星電話 設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,燃料補給設備,5号炉 設備(屋外アンテナ),衛星制御装置,衛星電話設備(固定型)~衛星電 話設備(屋上アンテナ)電路,衛星無線通信装置,通信機器,統合原子 原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備,交流分電盤,負荷変圧器 及び可搬ケーブルは、重大事故等対処設備として位置付ける(第1.19.1 力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, I 図)。 P電話及び I P-FAX) ~衛星無線通信装置電路,非常用電源設備, 常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,燃料補給設備及び緊 急時対策所用代替電源設備は、重大事故等対処設備として位置付ける。 (第 1. 19-1 図)

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)	東海第二発電所	
設計基準事故対処設備である,非常用交流電源設備は重大事故等対処		相違理由⑤
設備(設計基準拡張)として位置付ける。 		
以上の重大事故等対処設備において,発電所外(社内外)との通信連	以上の重大事故等対処設備において,発電所外(社内外)との通信連	
絡を行うことが可能であることから,以下の設備は自主対策設備として	絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備と位置	
位置付ける。あわせてその理由を示す。	付ける。あわせてその理由を示す。	
<ul><li>・ テレビ会議システム</li><li>・ 専用電話設備</li><li>・ 衛星電話設備(社内向)</li></ul>	<ul> <li>・電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)</li> <li>・加入電話設備(加入電話及び加入FAX)</li> <li>・テレビ会議システム(社内)</li> <li>・専用電話設備(専用電話(ホットライン)(地方公共団体向))</li> </ul>	相違理由①,設備の相違相違理由①,設備の相違相違理由① 相違理由① 相違理由① 起備の相違(加入電話等その他の設備が存在)
上記の設備は、設計基準対象施設であり基準地震動による地震力に対	上記の設備は、設計基準対象施設であり基準地震動Ssによる地震力	基準地震動の表記の相違
して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所	に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発	ZZ T Y CONCONTRACTOR OF THE CENTER OF THE CE
外の通信連絡を行うための手段として有効である。	電所外 <u>(社内外)</u> の通信連絡を行うための手段として有効である。	本文記載との整合
c. 手順等 上記 a. 及び b. により選定した対応手段に係る手順を整備する。	c. 手順等 上記 a. 及び b. により選定した対応手段に係る手順を整備する。	
これらの手順は,運転員及び <u>緊急時対策要員</u> **4の対応として <u>緊急時対策本</u> <u>部運営要領等</u> に定める( <u>第 1. 19. 1 表,第 1. 19. 2 表</u> )。	これらの手順は, <u>災害対策要員</u> *4の対応として <u>「非常時運転手順書Ⅱ(徴</u> <u>候ベース)」及び「重大事故等対策要領」</u> に定める。( <u>第1.19-1表</u> ,第1.19- 2表)	要員名称の相違, 手順書名称 の相違。なお, 運転員も災害対 策要員に含まれる。
また, 給電が必要となる設備についても整備する <u>(第1.19.3 表)</u> 。	また, 給電が必要となる設備についても整備する。 <u>(第1.19-3表)</u>	
※4 緊急時対策要員: <u>重大事故等時において発電所にて原子力災害対策活動を行う要員。</u>	<ul><li>※4 緊急時対策要員:<u>重大事故等に対処するために必要な指示を行う本部要員,各作業班員,現場にて対応を行う重大事故等対応要員,当直要員及び自衛消防隊(初期消火要員)。</u></li></ul>	要員名称の相違
	<del>77</del> /0_	
1.19.2 重大事故等時の手順等	1.19.2 重大事故等時の手順	
1.19.2.1 発電所内の通信連絡	1.19.2.1 発電所内の通信連絡	
(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順	(1) 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日) 東海第二発電所 備考 重大事故等が発生した場合において,通信連絡設備(発電所内)により, 重大事故等が発生した場合において,通信設備(発電所内)により、発 設備名称の相違(SPDSも 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。 電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。 通信連絡設備に含むと整理し ているため記載分け) また、安全パラメータ表示システム(SPDS)により、発電所内の必要な場所 また、データ伝送設備(発電所内)により、発電所内の必要な場所へ重し設備名称の相違(通信設備と 大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。 へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有す 記載階層を統一) る。 重大事故等が発生した場合において,通信連絡設備(発電所内)により, 重大事故等が発生した場合において、通信設備(発電所内)により、災 相違理由① 運転員及び緊急時対策要員が、中央制御室、中央制御室待避室、屋内外の現 害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場及び緊急時対策所との間で相互 体制・運用の相違 (運転員等以 場,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所 に通信連絡を行うために,衛星電話設備,無線連絡設備,携行型有線通話 | 外に情報班員も使用する) (待機場所)との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話設備、無線連 装置,送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機, 要員名称の相違 絡設備,携帯型音声呼出電話設備,送受話器(警報装置を含む。),電力保安 PHS端末及びFAX)を使用する手順を整備する。 通信用電話設備及び 5 号炉屋外緊急連絡用インターフォンを使用する手順 を整備する。 また、安全パラメータ表示システム(SPDS)により、5号炉原子炉建屋内 また、データ伝送設備(発電所内)により、緊急時対策所へ重大事故等 | 相違理由① に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、 緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメ ータを共有するために、安全パラメータ表示システム (SPDS) を使用する手 SPDSを使用する手順を整備する。 順を整備する。 a. 手順着手の判断基準 a. 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備(発電所内)及び安全 重大事故等が発生した場合において, 通信設備(発電所内)及びデー 相違理由① パラメータ表示システム (SPDS) により、発電所内の通信連絡をする必要の タ伝送設備(発電所内)により、発電所内の通信連絡をする必要のある ある場所と通信連絡を行う場合。 場所と通信連絡を行う場合。 b. 操作手順 b. 操作手順 (a) 衛星電話設備 (a) 衛星電話設備 相違理由① 中央制御室又は中央制御室待避室の運転員及び5 号炉原子炉建屋内 中央制御室及び緊急時対策所の災害対策要員は、衛星電話設備(固定 体制・運用の相違(運転員等以 緊急時対策所の緊急時対策要員は、衛星電話設備(常設)を使用する。 型)を使用する。 外に情報班員も使用する) 現場(屋外)の運転員及び緊急時対策要員並びに放射能観測車でモニ 相違理由① 現場(屋外)の災害対策要員は、衛星電話設備(携帯型)を使用する。 タリングを行う緊急時対策要員は,衛星電話設備(可搬型)を使用する。 これらの衛星電話設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応とし これらの衛星電話設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応とし て,以下の手順がある。

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)	東海第二発電所	備考
て,以下の手順がある。		要員名称の相違。なお,屋外の モニタリングも現場(屋外)に 含む。
i. 衛星電話設備( <u>常設</u> ) ①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,一般の電 話機と同様の操作により,通信先の電話番号をダイヤルし,連絡 する。	i. 衛星電話設備( <u>固定型</u> ) ① 手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,一般の 電話機と同様の操作により,通信先の電話番号をダイヤルし,連 絡する。	相違理由①
ii. 衛星電話設備 ( <u>可搬型</u> ) ①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,屋外で電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。 ②充電 <u>式電</u> 池の残量が少ない場合は,ほかの端末又は予備の充電 <u>式</u>	<ul><li>ii. 衛星電話設備(<u>携帯型</u>)</li><li>①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,屋外で電源を「入」操作し,電波の受信状態を確認する。</li><li>②充電池の残量が少ない場合は,ほかの端末又は予備の充電池を使</li></ul>	相違理由①
電池と交換する。 ③一般の携帯型電話機と同様の操作により,通信先の電話番号をダイヤルし,連絡する。 ④使用中に充電式電池の残量が少なくなった場合は,ほかの端末又	用する。 ③一般の携帯電話と同様の操作により,通信先の電話番号をダイヤルし,連絡する。 ④使用中に充電池の残量が少なくなった場合は,ほかの端末又は予	相違理由① 相違理由①
は予備の充電 <u>式電</u> 池と交換する。 ⑤使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	備の充電池と交換する。 ⑤ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	相違理由①
(b) 無線連絡設備	(b) 無線連絡設備	
中央制御室又は中央制御室待避室の運転員及び5 号炉原子炉建屋内 緊急時対策所の <u>緊急時対策要員</u> は、無線連絡設備( <u>常設</u> )を使用する。 現場(屋外)の <u>運転員及び緊急時対策要員</u> は、無線連絡設備( <u>可搬型</u> ) を使用する。これらの無線連絡設備を用いて相互に通信連絡を行うため の対応として、以下の手順がある。	中央制御室 <u>及び緊急時対策所</u> の <u>災害対策要員</u> は,無線連絡設備( <u>固定</u> 型)を使用する。現場(屋外)の <u>災害対策要員</u> は,無線連絡設備( <u>携帯型</u> )を使用する。これらの無線連絡設備を用いて相互に通信連絡を行うための対応として,以下の手順がある。	体制・運用の相違
i.無線連絡設備( <u>常設</u> ) ① 手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,電源を「入」操作し,使用前に取り決めた通話チャンネルに設定した上で通話ボタンを押し,連絡する。	i. 無線連絡設備( <u>固定型</u> ) ① 手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,電源を 「入」操作し,使用前に取り決めた通話チャンネルに設定したう えで通話ボタンを押し,連絡する。	相違理由①
②中央制御室待避室で使用する場合は,運転員は,切替スイッチにより中央制御室待避室側へ切替えを行う。		設備の相違(中央制御室待避室では,衛星電話設備(可搬型)(待避室)を使用する。当該機器は,中央制御室待避室

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)	東海第二発電所	備考
		での待避時のみの用途である ため 1.16 に記載)
ii. 無線連絡設備 ( <u>可搬型</u> ) ① 手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,屋外で 電源を「入」操作し,電波の受信状態を確認する。	ii. 無線連絡設備 ( <u>携帯型</u> ) ① 手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,屋外で 電源を「入」操作し,電波の受信状態を確認する。	相違理由①
②充電 <u>式電</u> 池の残量が少ない場合は、ほかの端末又は予備の充電 <u>式</u> 電池と交換する。	② 充電池の残量が少ない場合は、ほかの端末又は予備の充電池を 使用する。	相違理由①
③ 使用前に取り決めた通話チャンネルに設定した <u>上</u> で、通話ボタンを押し、連絡する。	③使用前に取り決めた通話チャンネルに設定した <u>うえ</u> で,通話ボタンを押し、連絡する。	記載ルールの相違
④使用中に充電 <u>式電</u> 池の残量が少なくなった場合は、ほかの端末又は予備の充電 <u>式電</u> 池と交換する。 ④ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	<ul><li>④ 使用中に充電池の残量が少なくなった場合は、ほかの端末又は 予備の充電池と交換する。</li><li>⑤使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</li></ul>	相違理由①
(c) <u>携带型音声呼出電話設備</u>	(c) <u>携行型有線通話装置</u>	相違理由①
中央制御室 <u>の運転員</u> , 5 号炉原子炉建屋内聚急時対策所の <u>緊急時対</u> 策要員, 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の運転員及び緊急時対策要員並びに現場(屋内)の運転員及び緊急時対策要員は,携帯型音声呼出電話機を使用する。これらの携帯型音声呼出電話機を用いて相互に通信連絡を行うための対応として,以下の手順がある。	中央制御室、緊急時対策所 <u>及び</u> 現場(屋内)の <u>災害対策要員</u> は、 <u>携行型有線通話装置</u> を使用する。これらの <u>携行型有線通話装置</u> を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。	相違理由①。要員名称の相違。
i. 携帯型音声呼出電話機 ① 手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,使用する携帯型音声呼出電話機とともに予備の乾電池を携行する。	i. <u>携行型有線通話装置</u> ①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は使用する <u>携</u> 行型有線通話装置とともに予備の乾電池を携行する。	相違理由①相違理由①
②使用場所にて、最寄りの壁面に設置されている専用接続箱より接続ケーブルを引き出し、携帯型音声呼出電話機へ接続する。通信連絡を必要とする場所が専用接続箱と遠い場合は、必要に応じて中継用ケーブルドラムを使用する。	② 使用場所にて、最寄りの専用接続箱に携行型有線通話装置を直接接続する。通信連絡を必要とする場所が専用接続箱と遠い場合は、必要に応じて中継用ケーブルドラムを使用する。	設備の相違(自立の専用接続 箱も存在)。設備の相違(取扱 の相違)
③携帯型音声呼出電話機の受話器を持ち上げ,本体又は受話器の呼 出ボタンを押しながら音声にて相手先を呼び出し,連絡する。	③スイッチを押して相手先を呼び出し、連絡する。 ④使用中に乾電池の残量が少なくなった場合は、予備の乾電池と交	設備の相違(取扱の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)	東海第二発電所	備考
換する。	換する。	
(d) <u>安全パラメータ表示システム(SPDS)</u> データ伝送装置及び緊急時対策支援システム伝送装置により, <u>5</u> 号 <u>炉原子炉建屋内</u> 緊急時対策所の SPDS 表示装置へ,必要なデータの伝送 を行うための対応として,以下の手順がある。		相違理由①
i. データ伝送装置及び緊急時対策支援システム伝送装置 常時伝送を行うため,通常操作は必要ない。なお,中央制御室 <u>等</u> で警 報を常時監視する。	i. データ伝送装置及び緊急時対策支援システム伝送装置 常時伝送を行うため,通常操作は必要ない。なお,中央制御室で警報 を常時監視する。	
ii. SPDS 表示装置 操作手順は,「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整 備する。	ii. SPDS <u>データ</u> 表示装置 操作手順 <u>及び操作の成立性</u> は,「1.18 緊急時対策所の居住性等に 関する手順等」にて整備する。	相違理由① 操作の成立性も別手順で整備 しているため正確に記載。
(e) 送受話器 ( <u>警報装置を含む。</u> )	(e) 送受話器( <u>ページング</u> )	相違理由①
中央制御室 <u>の運転員,5</u> 号炉原子炉建屋内聚急時対策所の <u>緊急時対策要員,5</u> 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の運転員及び緊急時対策要員並びに現場(屋内外)の運転員及び緊急時対策要員は,八 <u>ンドセット</u> を使用する。これらの <u>ハンドセット</u> を用いて,相互に通信連絡を行うための対応として,以下の手順がある。	中央制御室,緊急時対策所及び屋内外の <u>災害対策要員</u> は, <u>送受話器(ページング)</u> を使用する。これらの <u>送受話器(ページング)</u> を用いて,相互に通信連絡を行うための対応として,以下の手順がある。	相違理由①。要員名称の相違。
i. ハンドセット ①手順着手の判断基準に基づき, 通信連絡を行う場合は, 受話器を 持ち上げ, 使用チャンネルを選択し, 連絡する。	i. <u>送受話器(ページング)</u> ①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,受話器を 持ち上げ,使用チャンネルを選択し,連絡する。	相違理由①
(f) 電力保安通信用電話設備	(f) 電力保安通信用電話設備 <u>(固定電話機, PHS端末及びFAX)</u>	相違理由①
中央制御室 <u>の運転員,5</u> 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の <u>緊急時対策要員,5</u> 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)の運転員及び緊急時対策要員並びに現場(屋内外)の運転員及び緊急時対策要員は,電力保安通信用電話設備である固定電話機,PHS端末及びFAXを使用する。	中央制御室, 緊急時対策所及び現場 (屋内外) の <u>災害対策要員</u> は,電力保安通信用電話設備 <u>(固定電話機, PHS端末及びFAX)</u> である固定電話機, PHS端末及びFAXを使用する。	相違理由①。要員名称の相違。

継用ケーブルドラム及び専用接続箱内の端子を容易かつ確実に接続可能と

するとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、通信連絡をする

【対象項目:1.19 通信連絡等に関する手順等】

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日) 東海第二発電所 備考 これらの固定電話機、PHS 端末及びFAX を用いて相互に通信連絡を これらの固定電話機、PHS端末及びFAXを用いて相互に通信連絡 行うための対応として,以下の手順がある。 を行うための対応として,以下の手順がある。 i. 固定電話機、PHS 端末及びFAX i. 固定電話機、PHS端末及びFAX ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電 ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電 話機、携帯型電話機又は FAX と同様の操作により、通信先の電 話機,携帯電話又はFAXと同様の操作により,通信先の電話番 | 相違理由① 話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。 号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。 ②PHS 端末の充電式電池の残量がなくなった場合は、ほかの端末 ② PHS端末の充電池の残量がなくなった場合は、ほかの端末又 | 相違理由① 又は予備の充電式電池と交換する。 は予備の充電池と交換する。 (g) 5 号炉屋外緊急連絡用インターフォン 相違理由④ 中央制御室の運転員,5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対 策要員並びに現場(屋内外)の運転員及び緊急時対策要員は、インター フォンを使用する。これらのインターフォンを用いて、相互に通信連絡 を行うための対応として、以下の手順がある。 i . インターフォン ①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は、屋外では、 正面パネルにあるボタンを押し、連絡する。 ②屋内では、一般の電話機と同様の操作により、連絡する。 c. 操作の成立性 c. 操作の成立性 衛星電話設備,無線連絡設備,送受話器(警報装置を含む。),電力保安通 衛星電話設備、無線連絡設備、送受話器(ページング)及び電力保安通信 | 相違理由① 信用電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンは、特別な技量を要 用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)は、特別な技量を要する することなく,容易に操作が可能であるとともに,必要な個数を設置又は保 ことなく、容易に操作が可能であるとともに、必要な個数を設置又は保管す 管することにより, 使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実 ることにより、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と確実に接 に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。 続及び通信連絡を行うことを可能とする。 無線連絡設備を中央制御室待避室で使用する場合は、切替スイッチにより 設備の相違(中央制御室待避 容易に切り替えることが可能であり、使用場所において通信連絡をする必要 室では,衛星電話設備(可搬 のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。 型) (待避室) を使用する。当 切替え操作は、1 分程度の切替スイッチ操作のみであり、中央制御室待避 該機器は、中央制御室待避室 室で使用する場合は運転員1名での対応が可能である。 での待避時のみの用途である ため 1.16 に記載) 携帯型音声呼出電話設備は、使用場所において携帯型音声呼出電話機と中 携行型有線通話装置は、使用場所において携行型有線通話装置と中継用ケ 相違理由①

ーブルドラム及び専用接続箱内の端子を容易かつ確実に接続可能とすると

ともに、必要な個数を設置又は保管することにより、通信連絡をする必要の

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)

必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。

d. 重大事故等時の対応手段の選択

運転員及び緊急時対策要員が,中央制御室,中央制御室待避室,屋内外の 現場, 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び5 号炉原子炉建屋内緊急時対策 所(待機場所)との間で操作・作業等の通信連絡を行う場合は、屋内外で使 用が可能であり、通常時から使用する自主対策設備の送受話器(警報装置を 含む。)及び電力保安通信用電話設備を優先して使用する。

自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備、携帯 型音声呼出電話設備及び5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを使用する。

また、5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、重大事故等 に対処するために必要なパラメータを共有する場合は、安全パラメータ表示 システム(SPDS)を使用する。

なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有す る手順等

特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で共有 するため, 通信連絡設備(発電所内)を使用する。

直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損 防止に必要なパラメータ、使用済燃料プール水位、使用済燃料プール周辺線 量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果 を通信連絡設備(発電所内)により発電所内の必要な場所で共有する場合は、 現場(屋内)と中央制御室との連絡には送受話器(警報装置を含む。)、電力 保安通信用電話設備及び携帯型音声呼出電話設備を使用する。現場(屋外) と 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には送受話器(警報装置を含 す。), 電力保安通信用電話設備及び無線連絡設備を使用する。中央制御室と 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には送受話器(警報装置を含 む。), 電力保安通信用電話設備, 衛星電話設備及び無線連絡設備を使用する。 中央制御室待避室と 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には衛星電 話設備及び無線連絡設備を使用する。5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所と5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)との連絡には送受話器(警報装

ある場所と確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。

東海第二発電所

d. 重大事故等時の対応手段の選択

災害対策要員が、中央制御室、屋内外の現場、緊急時対策所との間で操作・ 相違理由① 作業等の通信連絡を行う場合は、屋内外で使用が可能であり、通常時から使 用する自主対策設備の送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS端末及びFAX)を優先して使用する。

自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携 相違理由① 行型有線通話装置を使用する。

また、緊急時対策所の災害対策要員は、重大事故等に対処するために必要 | 相違理由① なパラメータを共有する場合は、SPDSを使用する。

なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有 する手順等

特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所内の必要な場所で「相違理由① 共有するため,通信設備(発電所内)を使用する。

直流電源喪失時等,可搬型の計測器にて,炉心損傷防止及び格納容器破し 損防止に必要なパラメータ、使用済燃料プール水位、使用済燃料プール 周辺線量率,発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し, その結果を通信設備(発電所内)により発電所内の必要な場所で共有す る場合は、現場(屋内)と中央制御室との連絡には、携行型有線通話装 置、送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機、 PHS端末及びFAX)を使用する。現場(屋外)と緊急時対策所との連 絡には衛星電話設備,無線連絡設備,送受話器(ページング)及び電力保 安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)を使用する。中 央制御室と緊急時対策所との連絡には,衛星電話設備(固定型),無線連 絡設備(固定型),送受話器(ページング)及び電力保安通信用電話設備 (固定電話機, PHS端末及びFAX)を使用する。

緊急時対策所建屋内での連絡には、携行型有線通話装置、送受話器(ペ

備考

相違理由①

設備の相違(中央制御室待避 室では,衛星電話設備(可搬 型)(待避室)を使用する。当 該機器は,中央制御室待避室 での待避時のみの用途である ため 1.16 に記載)

放射能観測車も現場(屋外)に

用途の相違(屋外間の連絡手 段を正確に記載)

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日) 東海第二発電所 備考 ージング)及び電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末, FA 置を含む。),電力保安通信用電話設備及び携帯型音声呼出電話設備を使用す る。また、放射能観測車と5号炉原子炉建屋内緊急時対策所との連絡には衛 X) を使用する。現場(屋外)間の連絡には、衛星電話設備(携帯型)、 無線連絡設備(携帯型)、送受話器(ページング)及び電力保安通信用電 星電話設備を使用する手順を整備する。 話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)を使用する手順を整備す る。\_ a. 手順着手の判断基準 a. 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡 特に重要なパラメータを可搬型計測器にて計測し、その結果を通信設備 | 相違理由① 設備(発電所内)により、発電所内の必要な場所で共有する場合。 (発電所内)により、発電所内の必要な場所で共有する場合。 b. 操作手順 b. 操作手順 操作手順については、「1.19.2.1(1) 発電所内の通信連絡をする必要のあ 操作手順については、「1.19.2.1(1) 発電所内の通信連絡をする必要のあ る場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 る場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 特に重要なパラメータを計測する手順等は,「1.15 事故時の計装に関する 特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.15 事故時の計装に関す 手順等 | 及び「1.17 監視測定等に関する手順等 | にて整備する。 る手順等」及び「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。 c. 操作の成立性 c. 操作の成立性 通信連絡設備(発電所内)により、特に重要なパラメータを発電所内の必 通信設備(発電所内)により、特に重要なパラメータを発電所内の必要 | 相違理由① 要な場所で共有することを可能とする。 な場所で共有することを可能とする。 d. 重大事故等時の対応手段の選択 d. 重大事故等時の対応手段の選択 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡 特に重要なパラメータを可搬型計測器にて計測し、その結果を通信設備 | 相違理由① 設備(発電所内)により発電所内の必要な場所で共有する場合は、屋内外で (発電所内)により、発電所内の必要な場所で共有する場合は、屋内外で使 使用が可能であり、通常時から使用する自主対策設備の送受話器(警報装置 用が可能であり,通常時から使用する自主対策設備の送受話器(ページング) 及び電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)を優先 を含む。)及び電力保安通信用電話設備を優先して使用する。 して使用する。 自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備、無線連絡設備及び携 自主対策設備が使用できない場合は,衛星電話設備,無線連絡設備及び携 | 相違理由① 帯型音声呼出電話設備を使用する。 行型有線通話装置を使用する。 なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。 なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。 1.19.2.2 発電所外(社内外)との通信連絡 1.19.2.2 発電所外(社内外)との通信連絡 (1) 発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うた | (1) 発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日) 東海第二発電所 備考

めの手順等

重大事故等が発生した場合において,通信連絡設備(発電所外)により, 発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。

また、データ伝送設備により、国の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ、 必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。

重大事故等が発生した場合において,通信連絡設備(発電所外)により, 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員が、本社、国、自治体、 その他関係機関等及び所外関係箇所(社内向)との間で通信連絡を行うため に、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、テ レビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備(社内向)を使用する手 順を整備する。

また、データ伝送設備により、国の緊急時対策支援システム(ERSS)等へ、 必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、データ伝送設備を使 用する手順を整備する。

## a. 手順着手の判断基準

重大事故等が発生した場合において、通信連絡設備(発電所外)及びデー タ伝送設備により,発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と 通信連絡を行う場合。

### b. 操作手順

### (a) 衛星電話設備

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、衛星電話設 備(常設)を使用し、本社、国、自治体、その他関係機関等及び所外関 係箇所(社内向)へ通信連絡を行う。また、所外関係箇所(社内向)の 緊急時対策要員は、衛星電話設備(可搬型)を使用し5号炉原子炉建屋 内緊急時対策所へ通信連絡を行う。これらの衛星電話設備を用いて相互 に通信連絡を行うための対応として,以下の手順がある。

ための手順等

重大事故等が発生した場合において、通信設備(発電所外)により、発 電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。

また、データ伝送設備(発電所外)により、国の緊急時対策支援システム | 相違理由①設備構成の相違 (ERSS) へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有する。

(東二においてデータ伝送設 備の接続はERSSのみ)

重大事故等が発生した場合において、通信設備(発電所外)により、中 所外関係箇所(社内向)→緊急 央制御室及び緊急時対策所の災害対策要員が、本店(東京)、国、地方公共 時対策所への連絡は、発電所 団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話設備、 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システ ム, I P電話及び I P-FAX), 加入電話設備(加入電話及び加入FAX), テレビ会議システム(社内)及び専用電話設備(専用電話(ホットライン) (地方公共団体向)) を使用する手順を整備する。

外必要箇所への連絡と整理し ていない。なお, 所外関係箇所 (社内向)の中は,屋外の災害 対策要員に含む。

また、データ伝送設備(発電所外)により、国の緊急時対策支援システム 相違理由①設備構成の相違 (ERSS) へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、デ ータ伝送設備を使用する手順を整備する。

(東二においてデータ伝送設 備の接続はERSSのみ)

# a. 手順着手の判断基準

重大事故等時において、通信設備(発電所外)及びデータ伝送設備(発 相違理由① 電所外)により、発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所 と通信連絡を行う場合。

# b. 操作手順

### (a) 衛星電話設備

中央制御室及び緊急時対策所の災害対策要員は、衛星電話設備(固定 | 所外関係箇所(社内向) ⇒緊急 型)を使用し、本店(東京)、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通 信連絡を行う。また、屋外の災害対策要員は、衛星電話設備(携帯型)を 使用し、本店(東京)、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡 を行う。これらの衛星電話設備を用いて相互に通信連絡を行うための対 応として,以下の手順がある。

時対策所への連絡は、発電所 外必要箇所への連絡と整理し ていない。なお、所外関係箇所 (社内向)の中は、屋外の災害 対策要員に含む。

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)	東海第二発電所	備考
i. 衛星電話設備( <u>常設</u> ) ①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,一般の電 話機と同様の操作により,通信先の電話番号をダイヤルし,連絡 する。	i. 衛星電話設備( <u>固定型</u> ) ① 手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,一般の 電話機と同様の操作により,通信先の電話番号をダイヤルし,連 絡する。	相違理由①
ii. 衛星電話設備( <u>可搬型</u> ) ① 手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,屋外で電源を「入」操作し,電波の受信状態を確認する。 ②充電 <u>式電</u> 池の残量が少ない場合は,ほかの端末又は予備の充電 <u>式</u> 電池と交換する。	<ul> <li>ii. 衛星電話設備(<u>携帯型</u>)</li> <li>①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,屋外で電源を「入」操作し,電波の受信状態を確認する。</li> <li>② 充電池の残量が少ない場合,ほかの端末又は予備の充電池を使用する。</li> </ul>	相違理由①
③ 一般の携帯型電話機と同様の操作により、通信先の電話番号を ダイヤルし、連絡する。	③一般の携帯電話と同様の操作により,通信先の電話番号をダイヤルし,連絡する。	相違理由①。
④使用中に充電 <u>式電</u> 池の残量が少なくなった場合は、ほかの端末又は予備の充電 <u>式電</u> 池と交換する。 ⑤ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	④使用中に充電池の残量が少なくなった場合は、ほかの端末又は予備の充電池と交換する。 ⑤使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	相違理由①。
(b) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備  5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、統合原子力防災ネットワークを用いたテレビ会議システム、IP一電話機及び IPーFAXを使用し、本社、国及び自治体へ通信連絡を行う。これらの統合原子力防災ネットワークを用いたテレビ会議システム、IP_電話機及び IPーFAX を用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。 i. テレビ会議システム ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、テレビ会議システムとモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。 ⑥ リモコン操作により、通信先と接続する。 ② 使用後は、テレビ会議システムとモニタの電源を「切」操作する。	(b) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (テレビ会議, IP電話及びIP-FAX) 緊急時対策所の災害対策要員は、統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システム、IP電話及びIP-FAXを使用し、本店(東京)、国及び地方公共団体へ通信連絡を行う。これらの統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システム、IP電話及びIP-FAXを用いて相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。 i. テレビ会議システム ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、テレビ会議システムとモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。 ②操作端末により、通信先と接続する。 ③ 使用後は、テレビ会議システムとモニタの電源を「切」操作する。	相違理由①。
ii. IP <u></u> 電話機 ①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,一般の電 話機と同様の操作により,通信先の電話番号をダイヤルし,連絡	ii. I P電話 ①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,一般の電 話機と同様の操作により,通信先の電話番号をダイヤルし,連絡	相違理由①。

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)	東海第二発電所	備考
する。 iii. IP-FAX ①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,一般のFAXと同様の操作により,通信先の電話番号等をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し,連絡する。	する。 iii. I P-FAX ①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,一般のFAXと同様の操作により,通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し,連絡する。	相違理由①。
(c) データ伝送設備	(c) データ伝送設備	
<u>緊急時対策支援システム伝送装置</u> により,国の緊急時対策支援システム (ERSS) <u>等</u> へ,必要なデータの伝送を行うための対応として,以下の手順がある。		相違理由①設備構成の相違 (東二においてデータ伝送設 備の接続はERSSのみ)
i. 緊急時対策支援システム伝送装置 常時伝送を行うため,通常操作は必要ない。なお,中央制御室等で警報を常時監視する。	i. 緊急時対策支援システム伝送装置 常時伝送を行うため,通常操作は必要ない。なお,中央制御室等で警 報を常時監視する。	
	(d) 電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX) 中央制御室の中央制御室に滞在する情報班員及び緊急時対策所の災害対策要員は、固定電話機、PHS端末及びFAXを使用し、本店(東京)、国、地方公共団体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。固定電話機、PHS端末及びFAXを用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。 i. 固定電話機、PHS端末及びFAX  ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡を行う場合は、一般の電話機、携帯電話又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。 ②PHS端末の充電池の残量がなくなった場合は、別の端末又は予備の充電池を使用する。	設備の相違
	(d) 加入電話設備(加入電話及び加入FAX) 中央制御室の中央制御室に滞在する情報班員及び緊急時対策所の災害対策要員は,加入電話及び加入FAXを使用し,本店(東京),国,地方公共団体,その他関係機関等へ通信連絡を行う。加入電話及び加入FAXを用いて,相互に通信連絡を行うための対応として,以下の手順が	設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)	東海第二発電所	備考
	<u>ある。</u> i. 加入電話及び加入FAX  ①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,一般の電話機又はFAXと同様の操作により,通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し,連絡する。	
(d) テレビ会議システム <u>5 号炉原子炉建屋内</u> 緊急時対策所の <u>緊急時対策要員</u> は,テレビ会議システム(社内 <u>向</u> )を使用し,本 <u>社</u> へ通信連絡を行う。テレビ会議システム(社内 <u>向</u> )を用いて,相互に通信連絡を行うための対応として,以下の手順がある。	し,本 <u>店(東京)</u> へ通信連絡を行う。テレビ会議システム(社内)を用	
i. テレビ会議システム(社内向) ①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,テレビ会議システムとモニタの電源を「入」操作後,テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し,通信が可能な状態とする。 ② <u>リモコン操作又は</u> 端末操作により,通信先と接続する。 ③使用後は,テレビ会議システムとモニタの電源を「切」操作する。		相違理由① 設備の相違(取扱の相違)
(e) 専用電話設備         5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は、専用電話設備(ホットライン)を使用し、自治体、その他関係機関等へ通信連絡を行う。専用電話設備(ホットライン)を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。	(f) 専用電話設備 (専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向)) 緊急時対策所の 災害対策要員は、専用電話 (ホットライン) (地方公共 団体向) により、地方公共団体へ通信連絡を行う。専用電話 (ホットライン) (地方公共団体向) を用いて、相互に通信連絡を行うための対応として、以下の手順がある。	
i. 専用電話 <u>設備</u> (ホットライン) ①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は, <u>電話機構</u> のハンドルを回すことにより通話先電話機のベルを鳴らし,連絡 する。	i. 専用電話 (ホットライン) ( <u>地方公共団体向)</u> ①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は, <u>一般の電</u> 話機と同様の操作により,通信先の短縮ダイヤルボタンを押し, 連絡する。	相違理由① 設備の相違(取扱の相違)
(f) 衛星電話設備(社内向)  5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は,衛星電話設備(社内向)を使用し,本社へ通信連絡を行う。衛星電話設備(社内向)を用いて,相互に通信連絡を行うための対応として,以下の手順がある。i. 衛星社内電話機 ①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,一般の電		設備の相違(加入電話等その他の設備が存在)

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)

話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡 する。

- ii. テレビ会議システム(社内向)
  - ①手順着手の判断基準に基づき,通信連絡を行う場合は,テレビ会 議システムとモニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システム の待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。
  - ②リモコン操作又は端末操作により,通信先と接続する。
  - ③使用後は、テレビ会議システムとモニタの電源を「切」操作する。

## c. 操作の成立性

衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、テレ ビ会議システム、専用電話設備及び衛星電話設備(社内向)は、特別な技量 を要することなく、容易に操作が可能であるとともに、必要な個数を設置又 は保管することにより、使用場所において通信連絡をする必要のある場所と 確実に接続及び通信連絡を行うことを可能とする。

d. 重大事故等時の対応手段の選択

5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員が本社との間で通信 連絡を行う場合は、自主対策設備のテレビ会議システム又は衛星電話設備 (社内向)を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は, 衛星 電話設備又は統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用す る。国との間で通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネットワークを用い た通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。自治体、その他関係機関等と の間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の専用電話設備を優先して使用 する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネットワークを 用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。所外関係箇所(社内向) との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備を使用する。

# c. 操作の成立性

衛星電話設備,統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テ│相違理由① レビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)、テレビ会議システム(社 内),加入電話設備(加入電話及び加入FAX),専用電話設備(専用電話(ホ ットライン)(地方公共団体向))及び電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX)は、特別な技量を要することなく、容易に操作が可 能であるとともに、必要な個数を設置又は保管することにより、使用場所に おいて通信連絡をする必要のある場所と確実に接続及び通信連絡を行うこ とを可能とする。

東海第二発電所

### d. 重大事故等時の対応手段の選択

中央制御室の中央制御室に滞在する情報班員が、本店(東京)、国、地方 | 体制・運用の相違(東二におい 公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合、自主対策設備の 加入電話設備(加入電話及び加入FAX)及び電力保安通信用電話設備(固 定電話機、PHS端末及びFAX)を優先して使用する。自主対策設備が使 用できない場合は、衛星電話設備(固定型)を使用する。

緊急時対策所の災害対策要員が、本店(東京)及び国との間で通信連絡を 行う場合, 自主対策設備の加入電話設備(加入電話及び加入FAX), 電力保 安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)及びテレビ会議シ ステム(社内)を優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は, 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレ ビ会議システム、 I P電話及び I P-FAX) を使用する。

緊急時対策所の災害対策要員が、地方公共団体との間で通信連絡を行う場 合は、自主対策設備の加入電話設備(加入電話及び加入FAX)、電力保安通 信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)及び専用電話設備(専 用電話(ホットライン)(地方公共団体向))を優先して使用する。自主対 策設備が使用できない場合は、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯

ては、中央制御室に滞在する 情報班員が所外連絡を行う場 合がある)

備考

相違理由①設備の相違

相違理由①設備の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日) 東海第二発電所 備考 型)又は統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議

また,5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の緊急時対策要員は,国の緊急時 対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有す る場合は, データ伝送設備を使用する。

なお,優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場 所で共有する手順等

特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外(社内外)の必要な 場所で共有するため、通信連絡設備(発電所外)を使用する。

直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損 防止に必要なパラメータ、使用済燃料プール水位、使用済燃料プール周辺線 量率、発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果 を通信連絡設備(発電所外)により発電所外(社内外)の必要な場所で共有 する場合は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所と本社との連絡にはテレビ会 議システム, 衛星電話設備(社内向), 衛星電話設備及び統合原子力防災ネッ トワークを用いた通信連絡設備を使用する。国との連絡には衛星電話設備及 び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用する。自治体、 その他関係機関等との連絡には専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力 防災ネットワークを用いた通信連絡設備を使用する。所外関係箇所(社内向) との連絡には衛星電話設備を使用する手順を整備する。

システム、IP電話及びIP-FAX)を使用する。

緊急時対策所の災害対策要員が、その他関係機関等との間で通信連絡を行 う場合、自主対策設備の加入電話設備(加入電話及び加入FAX)及び電力|相違理由①設備の相違。設備 保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びFAX)を優先して使用 する。自主対策設備が使用できない場合は、衛星電話設備(固定型)及び衛 星電話設備(携帯型)を使用する。

の相違により地方公共団体と その他関係機関等を書き分け ている。

また、緊急時対策所の災害対策要員は、国の緊急時対策支援システム(E 相違理由①設備構成の相違 RSS) へ必要なデータを伝送し、パラメータを共有する場合は、データ伝 送設備を使用する。

なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。

(2) 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外(社内外)の必要な場所 で共有する手順等

特に重要なパラメータを計測し、その結果を発電所外(社内外)の必要な場 | 相違理由① 所で共有するため、通信設備(発電所外)を使用する。

直流電源喪失時等,可搬型の計測器にて,炉心損傷防止及び格納容器破損防 相違理由① 止に必要なパラメータ,使用済燃料プール水位,使用済燃料プール周辺線量率, 発電所周辺の放射線量等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設 備(発電所外)により発電所外(社内外)の必要な場所で共有する場合は、中 央制御室と本店(東京)及び国、地方公共団体、その他関係機関等との連絡に は、衛星電話設備、電力保安通信用電話設備(固定電話機、PHS端末及びF AX)及び加入電話設備(加入電話及び加入FAX)を使用する。緊急時対策 所と本店(東京)との連絡には、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワーク に接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX), 加入電話設備(加入電話及び加入FAX),電力保安通信用電話設備(固定電話 機、PHS端末及びFAX)及びテレビ会議システム(社内)を使用する。緊 急時対策所と国との連絡には、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに 接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX),加 入電話設備(加入電話及び加入FAX)及び電力保安通信用電話設備(固定電 話機、PHS端末及びFAX)を使用する。緊急時対策所と地方公共団体、と の連絡には、衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡 設備(テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX), 加入電話設備(加入

(東二においてデータ伝送設

備の接続はERSSのみ)

体制・運用の相違 (東二におい ては、中央制御室に滞在する 情報班員が所外連絡を行う場 合がある)

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日) 東海第二発電所 備考 電話及び加入FAX),電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末及び FAX)及び専用電話設備(専用電話(ホットライン)(地方公共団体向)) を使用する。緊急時対策所とその他関係機関等との連絡には、衛星電話設備、 加入電話設備(加入電話及び加入FAX)及び電力保安通信用電話設備(固定 電話機、PHS端末及びFAX)を使用する手順を整備する。 a. 手順着手の判断基準 a. 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設 | 相違理由① 設備(発電所外)により、発電所外(社内外)の必要な場所で共有する場合。 備(発電所外)により、発電所外の必要な場所で共有する場合。 b. 操作手順 b. 操作手順 操作手順については、「1.19.2.2(1)発電所外(社内外)の通信連絡をする 操作手順については、「1.19.2.2(1) 発電所外(社内外)の通信連絡をす 必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 る必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。 特に重要なパラメータを計測する手順等は,「1.15 事故時の計装に関する 特に重要なパラメータを計測する手順等は、「1.15 事故時の計装に関す 手順等 | 及び「1.17 監視測定等に関する手順等 | にて整備する。 る手順等」及び「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。 c. 操作の成立性 c. 操作の成立性 通信連絡設備(発電所外)により、特に重要なパラメータを発電所外(社 通信設備(発電所外)により、特に重要なパラメータを発電所外(社内外) 相違理由① 内外) の必要な場所での共有を可能とする。 の必要な場所での共有を可能とする。 d. 重大事故等時の対応手段の選択 d. 重大事故等時の対応手段の選択 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信連絡 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備 | 相違理由① 設備(発電所外)により発電所外(社内外)の必要な場所で共有する場合、 (発電所外)により発電所外(社内外)の必要な場所で共有する場合,本店 本社との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備のテレビ会議システム又 (東京) との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の加入電話設備(加 は衛星電話設備(社内向)を優先して使用する。自主対策設備が使用できな 入電話及び加入FAX),電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末 い場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡 及びFAX)及びテレビ会議システム(社内)を優先して使用する。自主対 策設備が使用できない場合は、衛星電話設備又は統合原子力防災ネットワー 設備を使用する。国との間で通信連絡を行う場合は、統合原子力防災ネット ワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。自治体、その他 クに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FA 関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の専用電話設備を X) を使用する。国との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設備の加入電 優先して使用する。自主対策設備が使用できない場合は、統合原子力防災ネ 話設備(加入電話及び加入FAX)及び電力保安通信用電話設備(固定電話 ットワークを用いた通信連絡設備又は衛星電話設備を使用する。所外関係箇 機、PHS端末及びFAX)を優先して使用する。自主対策設備が使用でき 所(社内向)との間で通信連絡を行う場合は、衛星電話設備を使用する。 ない場合は、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会 議システム、IP電話及びIP-FAX)又は衛星電話設備を使用する。地

方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行う場合は、自主対策設

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)	東海第二発電所	備考
	備の加入電話設備(加入電話及び加入FAX),電力保安通信用電話設備(固	
	定電話機、PHS端末及びFAX)及び専用電話設備(専用電話(ホットラ	
	<u>イン)(地方公共団体向))</u> を優先して使用する。自主対策設備が使用できな	
	い場合は、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会	
	議システム,IP電話及びIP-FAX)又は衛星電話設備を使用する。	
なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。	なお、優先順位については、今後、訓練等を通して見直しを行う。	
   1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等	1.19.2.3 代替電源設備から給電する対応手順	
全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話設備(常設)、無線		   相違理由①設備の相違
連絡設備(常設),5号炉屋外緊急連絡用インターフォン,統合原子力防災ネ	統合原子力防災ネットワーク <u>に接続する</u> 通信連絡設備 <u>(テレビ会議システ</u>	
ットワークを用いた通信連絡設備,安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び	ム, IP電話及びIP-FAX), SPDS及びデータ伝送設備へ給電する。	
データ伝送設備へ給電する。		
給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18 緊急時対策所	給電の手順については,「1.14 電源の確保に関する手順等」及び「1.18	
の居住性等に関する手順等」にて整備する。	緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。	
衛星電話設備( <u>可搬型</u> ),無線連絡設備( <u>可搬型</u> )及び <u>携帯型音声呼出電話設備</u> は,充電 <u>式電</u> 池又は乾電池を使用する。	衛星電話設備( <u>携帯型</u> ),無線連絡設備( <u>携帯型</u> )及び <u>携行型有線通話装置</u> は, <u>充電池</u> 又は乾電池を使用する。	
充電式電池を用いるものについては、ほかの端末若しくは予備の充電式電池 と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央	充電池を用いるものについては、ほかの端末 <u>又は</u> 予備の充電池と交換することにより継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は	相違理由①記載ルールの相違
制御室又は 5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源から充電する。乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより 7 日間以上継続	緊急時対策所の電源から充電する。乾電池を用いるものについては、予備の 乾電池と交換することにより事象発生後 7 日間以上継続して通話を可能と	
して通話を可能とする。	する。	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)

第 1. 19. 1 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)

分 類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備		下順書	
			衛星電話設備(常設)*1		緊急時对策本部運営要領	
			無線連絡設備(常設)生		AM設備別操作手順書 中央制御室待避室居住性確保	
			衛星電話設備 (可搬型)			
			無線連絡設備(可搬型)			
			携带型音声呼出電話設備		緊急時対策本部運営要領	
		発電所内の通信連絡	安全パラメータ表示システム (SPDS) ***	重大事故等対処設備		
	1-1	内の通	5号炉屋外緊急連絡用インターフォン	20. 設備		
		信 連 絡	無線速絡設備(屋外アンテナ)		_	
			衛星電話設備(屋外アンテナ)			
		無終通信装置				
-			有線(建屋内)			
			送受話器 (警報装置を含む。)	策自 設 備 対	緊急時対策本部運営要領	
			電力保安通信用電話設備	備対	亲心呵对 <b>水</b> 华即是首 安顺	
			5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備**			
		代	交流分電盤※			
		全電源:	負荷変圧器***	東大	多様なハザード対応手順	
全交流動力電源	<b>全</b> 交流動力電洞	おがわかま	可搬ケーブル <sup>準5</sup>	事故等		
	モーヘルにカリルモルド	代替電源設備からの給電の確	可搬型代替交流電源設備※2	重大事故等対処設備		
		他の確	燃料補給設備	備		
	保	常設代替交流電源設備 <sup>※2,2,17第3</sup>		AM 設備別操作手順書 多様なハザード対応手順		

- ※1:代替電源設備から給電する。
- ※2:手順は「1.18緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。
- ※3: 予順は「1.14電源の確保に関する予順等」にて整備する。

第 1.19-1 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)

東海第二発電所

分類	機能喪失を想定する	対応	対処設備		手順書
_	設計基準事故対処設備	手 発電所内の通信連絡	衛星電話設備(関定型)※ 衛星電話設備(携帯型) 無線連絡設備(携帯型) 携行型の有線通話装置 安全の「電話設備」でである。 第上のでは、 を全のでは、 を全のでは、 を主ができますが、 のでは、 では、 のでは、	重大事故等対処設備自主対策設備	重大事故等対策要領
	全交流動力電源	代替電源設備からの給電の確保	非常用交流電源設備**2 常設代替交流電源設備** 2 可搬型代替交流電源設備 **2 燃料給油設備**2 緊急時対策所用代替電源 設備**3	重大事故等対処設備	非常時運転手順書 II (微候ベース)「電源供給回復」 非常時運転手順書 II (停止時徴候ベース)「停止時電源復旧」 A M 設備別操作手順書 重大事故等対策要領

※1:代替電源設備から給電する。

※2: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3:手順については「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。

備考

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)

第1.19.2表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順

(発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備		下順書	
			術星電話設備(常設) <sup>※1</sup>		緊急時対策本部運営要領 AM設備別操作手順書 中央制御室待進室居住性確保	
			衛星電話設備 (可搬型)			
		発電 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備** 故	重大事故等対処設備	緊急時対策本部運営要領		
			データ伝送設備 <sup>※)</sup>	対 処 設		
	-	(社内外)	衛星電話設備 (屋外アンテナ)	備		
		の通信	無線通信装置		_	
		通信連絡	有線(建屋内)			
		衛星電話設備(社内向) テレビ会議システム	卓			
_				テレビ会議システム	自主対策設備	緊急時対策本部運営要領
			専用電話設備	微備		
			5 号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備等			
		代	交流分電艦 <sup>※2</sup>			
		電源設	<b>负荷変圧器<sup>228</sup></b>	東 大	多様なハザード対応手順	
	全交流動力電源	代替電源設備から	可搬ケーブル***	散等		
		の給電	可搬型代替交流電源設備部	重大事故等対処設備		
		の給電の確保	燃料補給設備※2	1/HI		
		常設代替交流電源設備 <sup>第5及15第5</sup>	常設代替交流電源:設備 <sup>第3及17#3</sup>		AM設備別操作手順書 多様なハザード対応手順	

※1:代替電源設備から給電する。

※2:手順は「1.18緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。

※3:手順は「1.14電源の確保に関する手順等」にて整備する。

第 1.19-2 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡)

東海第二発電所

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備				手順書	
分類	設計基準事故対処設備	対手 発電所外(社内外)の通信連絡	対備 (基型) ※ (大型型) ※ (大	重大事故等対処設備 自主対策設	重大事故等対策要領  重大事故等対策要領  重大事故等対策要領	
	全交流動力電源	代替電源設備からの給電の確保	専用電話設備(専用電話 (ホットライン)(地方公 共団体向))) 非常用交流電源設備** <sup>2</sup> 常設代替交流電源設備** <sup>2</sup> 常設代替交流電源設備** <sup>2</sup> 可搬型代替交流電源設備 ** <sup>2</sup> 燃料給油設備** <sup>2</sup> 繁急時対策所用代替電源 設備** <sup>3</sup>	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ(徽侯ベース)「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅱ(停止時徴候ベース)「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	

※1:代替電源設備から給電する

※2:手順については「1.14電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3:手順については「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」にて整備する。

備考

# 柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 設置変更許可申請書(平成29年8月15日)

# 第1.19.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備

対象条文	供約	供給対象設備	
【1. 19】 通信連絡に関する手順等	衛星電話設備(常設)		非常用低压母線 6C-1
			非常用低圧厚線 6E-1
			非常用低压母線 7C-1
	無線連絡設備(常設)		非常用低圧母線 6C-1
			非常用低圧母線 6B-1
			非常用低圧母線 7C-1
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備		非常用低圧母線 6E-1
			非常用低圧母線 7C-1
	安全パラメータ表示システム (SPDS)	データ伝送装置	非常用低圧母線 6C-1
			非常用低圧母線 7C-1
		SPDS 表示装置	非常用低压母線 6E-1
			非常用低圧母線 7C-1
		緊急時対策支援システム伝送装置	非常用低圧母線 6E-1
			非常用低圧爭線 7C-1
	データ伝送設備	緊急時対策支援システム伝送装置	非常用低圧持線 6E-1
			非常用低压母線 70-1
	5 号が屋外緊急連絡用インターフォン		非常用低压出線 6E-1
			非常用低圧符線 7C-1

# 第1.19-3表 審査基準における要求事項毎の給電対象設備

東海第二発電所

対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線
		MCC 2 D 系
	衛星電話設備 (固定型)	緊急用MCC
		緊急時対策所用MCC
[1.19]	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム, IP電話及びIP-FAX)	緊急時対策所用MCC
通信連絡に関する手順等	データ伝送装置	M C C 2 D 系
		緊急用MCC
	緊急時対策支援システム伝送装置	緊急時対策所用MCC
	SPDSデータ表示装置	緊急時対策所用MCC

備考

